

水俣市議会会議録

平成25年6月第2回定例会（5月31日招集）

水俣市議会事務局

平成25年6月第2回定例会（5月31日招集）会期日程表

（会期 5月31日から6月19日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月31日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 常任委員及び議会運営委員の選任 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	6月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）
11	10日	月			議案調査
12	11日	火			午前9時30分
13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口眞次君、野中重男君、福田斉君）
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（川上紗智子君、江口隆一君、谷口明弘君） 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	——	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月	——	委員会	委員会
19	18日	火		休 会	議事整理日
20	19日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成25年5月31日（金）　　—— 1 日目 ——

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願文書表	2
開　　会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○大川末長君のあいさつ	3
開　　議	4
諸般の報告	4
日程第1　会議録署名議員の指名について	4
日程第2　会期の決定について	5
休憩・開議	6
議長辞職について（日程追加）	6
採　　決	6
○真野頼隆君のあいさつ	8
休憩・開議	9
議長の選挙について（日程追加）	9
○大川末長君のあいさつ	10
休憩・開議	11
副議長辞職について（日程追加）	11
採　　決	12
○福田斉君のあいさつ	13
休憩・開議	13
副議長の選挙について（日程追加）	14
○高岡利治君のあいさつ	15
議席の一部変更について（日程追加）	16
日程第3　常任委員及び議会運営委員の選任について	16
休憩・開議	17

正副委員長互選の結果	1～17
議案上程	17
日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について	
専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	18
日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	22
日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	23
日程第8 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	26
日程第9 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第10 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	27
日程第11 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	28
日程第12 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	29
日程第13 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	31
日程第14 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	32
日程第15 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	32
日程第16 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	33
日程第17 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	34
日程第18 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について	34
日程第19 議第63号 公有財産の処分について	35
市長の提案理由説明	35
散 会	39

平成25年6月11日（火） — 2 日 目 —

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1

説明のため出席した者	2～1
議事日程第2号	2
開　　議	2
諸般の報告	2
日程第1　一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1　水俣ローズフェスタとみなまたローズマラソンについて	3
(1) 水俣ローズフェスタについて	
(2) みなまたローズマラソンについて	
2　エコパーク周辺整備について	4
3　河川の安全対策について	4
4　ごみ問題について	4
市長の答弁	5
○真野頼隆君の再質問	6
市長の答弁	9
○真野頼隆君の再々質問	11
市長の答弁	12
産業建設部長の答弁	12
○真野頼隆君の再質問	14
産業建設部長の答弁	15
○真野頼隆君の再々質問	16
市長の答弁	16
産業建設部長の答弁	17
教育長の答弁	17
○真野頼隆君の再質問	18
教育長の答弁	18
○真野頼隆君の発言	19
福祉環境部長の答弁	19
○真野頼隆君の再質問	20
福祉環境部長の答弁	20
休憩・開議	21
○中村幸治君の質問	21

1 地域公共交通について……………	2～21
2 地区管理の防犯灯について……………	22
3 市長と語る地域懇談会について……………	22
市長の答弁……………	22
副市長の答弁……………	23
○中村幸治君の再質問……………	24
副市長の答弁……………	25
○中村幸治君の再々質問……………	26
副市長の答弁……………	27
総務企画部長の答弁……………	27
○中村幸治君の再質問……………	28
総務企画部長の答弁……………	29
○中村幸治君の再々質問……………	30
総務企画部長の答弁……………	32
市長の答弁……………	33
○中村幸治君の再質問……………	34
市長の答弁……………	35
○中村幸治君の再々質問……………	35
市長の答弁……………	36
休憩・開議……………	37
○塩崎信介君の質問……………	37
1 古紙リサイクルについて……………	38
2 木質バイオマス発電事業について……………	38
3 職員の接遇について……………	39
市長の答弁……………	39
○塩崎信介君の再質問……………	42
市長の答弁……………	43
休憩・開議……………	44
市長の答弁（続）……………	45
○塩崎信介君の再々質問……………	45
休憩・開議……………	45
○塩崎信介君の再々質問（続）……………	45

市長の答弁	2～46
休憩・開議	46
副市長の答弁	46
○塩崎信介君の再質問	47
副市長の答弁	49
○塩崎信介君の再々質問	50
副市長の答弁	51
総務企画部長の答弁	51
○塩崎信介君の再質問	53
総務企画部長の答弁	54
散 会	55

平成25年6月12日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
市長の発言	2
日程第1 一般質問	3
○谷口眞次君の質問	3
1 湯の児観光振興について	3
2 エコパーク埋立地の今後について	4
3 水俣市における携帯電話中継基地設置について	4
4 水俣川の水難事故について	4
市長の答弁	4
○谷口眞次君の再質問	6
市長の答弁	8
○谷口眞次君の再々質問	9
市長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	10

○谷口眞次君の再質問	3～11
福祉環境部長の答弁	12
○谷口眞次君の発言	13
総務企画部長の答弁	13
○谷口眞次君の再質問	14
総務企画部長の答弁	15
○谷口眞次君の再々質問	15
総務企画部長の答弁	16
教育長の答弁	17
○谷口眞次君の再質問	17
産業建設部長の答弁	19
○谷口眞次君の発言	20
休憩・開議	20
○野中重男君の質問	20
1 水俣病について	21
2 今後予想される地震や津波対策について	21
3 認知症への対応について	21
4 水俣城の発掘調査について	21
市長の答弁	22
○野中重男君の再質問	23
市長の答弁	24
○野中重男君の再々質問	25
市長の答弁	26
総務企画部長の答弁	26
○野中重男君の再質問	27
総務企画部長の答弁	28
○野中重男君の再々質問	29
総務企画部長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	30
○野中重男君の再質問	31
福祉環境部長の答弁	32
○野中重男君の再々質問	33

福祉環境部長の答弁	3～34
教育長の答弁	35
○野中重男君の発言	35
休憩・開議	36
○福田斉君の質問	36
1 湯の児景観整備について	36
2 「水銀に関する水俣条約」問題について	38
市長の答弁	39
産業建設部長の答弁	39
○福田斉君の再質問	41
産業建設部長の答弁	42
○福田斉君の再々質問	43
産業建設部長の答弁	44
市長の答弁	45
市長の答弁	45
○福田斉君の再質問	48
市長の答弁	52
散 会	55

平成25年6月13日（木）　　—— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 特別委員の補欠選任について	3
日程第2 一般質問	4
○川上紗智子君の質問	4
1 生活保護基準の引き下げ、生活保護法改定（案）と市民の暮らしについて	5

2 九州新幹線騒音・振動被害問題について……………	4～5
市長の答弁……………	6
福祉環境部長の答弁……………	6
○川上紗智子君の再質問……………	7
福祉環境部長の答弁……………	9
教育長の答弁……………	9
○川上紗智子君の再々質問……………	9
教育長の答弁……………	10
福祉環境部長の答弁……………	11
市長の答弁……………	11
○川上紗智子君の再質問……………	12
市長の答弁……………	13
○川上紗智子君の再々質問……………	14
市長の答弁……………	15
休憩・開議……………	15
○江口隆一君の質問……………	16
1 古紙リサイクルに関する「覚書」について……………	16
2 「木質バイオマス発電」について……………	17
3 「ハイウェイオアシス」構想について……………	17
市長の答弁……………	19
○江口隆一君の再質問……………	19
市長の答弁……………	21
○江口隆一君の再々質問……………	22
休憩・開議……………	23
市長の答弁……………	24
副市長の答弁……………	24
副市長の答弁……………	25
○江口隆一君の再質問……………	26
副市長の答弁……………	28
○江口隆一君の発言……………	29
副市長の発言……………	30
総務企画部長の答弁……………	31

○江口隆一君の再質問	4～32
総務企画部長の答弁	32
休憩・開議	33
○谷口明弘君の質問	33
1 再生可能エネルギーを使った発電所計画について	34
2 緊急経済対策について	35
3 フードバレー構想について	35
4 学校教育について	35
市長の答弁	36
副市長の答弁	36
○谷口明弘君の再質問	37
副市長の答弁	39
○谷口明弘君の再々質問	40
副市長の答弁	40
総務企画部長の答弁	41
○谷口明弘君の再質問	41
総務企画部長の答弁	42
○谷口明弘君の再々質問	43
総務企画部長の答弁	43
市長の答弁	43
○谷口明弘君の再質問	44
市長の答弁	45
○谷口明弘君の再々質問	46
市長の答弁	47
教育長の答弁	47
○谷口明弘君の再質問	49
教育長の答弁	51
○谷口明弘君の発言	52
休憩・開議	53
日程第3 議案の訂正について（議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号））	53
水道局長の発言	54

採 決	4～54
質 疑	54
日程第4 議第48号	専決処分の報告及び承認について
	専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
	54
日程第5 議第49号	専決処分の報告及び承認について
	専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
	54
日程第6 議第50号	専決処分の報告及び承認について
	専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
	について
	55
日程第7 議第51号	専決処分の報告及び承認について
	専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
	55
日程第8 議第52号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
	について
	55
日程第9 議第53号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	55
日程第10 議第54号	水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	56
日程第11 議第55号	水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
	て
	56
日程第12 議第56号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
	56
日程第13 議第57号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	56
日程第14 議第58号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	56
日程第15 議第59号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	57
日程第16 議第60号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	57
日程第17 議第61号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
	57
日程第18 議第62号	工事委託に関する基本協定の締結について
	57
日程第19 議第63号	公有財産の処分について
	58
議案上程	58
日程第20 議第64号	水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
	58
市長の提案理由説明	59
休憩・開議	59
質 疑	60
委員会付託	60
散 会	60

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認についてから日程第17 議第64号 水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてまで17件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	9
委員会審査報告書	12
委員長報告に対する質疑	13
休憩動議	13
採 決	13
休憩・開議	13
○江口隆一君の議第56号に対する修正案の提案理由説明	15
質 疑	16
○緒方誠也君の質疑	16
○江口隆一君の答弁	16
○緒方誠也君の再質疑	16
○江口隆一君の答弁	16
○緒方誠也君の再々質疑	16
○江口隆一君の答弁	16
○野中重男君の質疑	17
○江口隆一君の答弁	17
○野中重男君の再質疑	17
○江口隆一君の答弁	17
○野中重男君の再々質疑	17
○江口隆一君の答弁	17
討 論	18

○江口隆一君の反対（議第56号）及び賛成（議第56号に対する修正案）討論……………	5～18
○塩崎信介君の反対（議第56号）及び賛成（議第56号に対する修正案）討論……………	19
○野中重男君の反対討論（議第64号）……………	20
○川上紗智子君の反対討論（議第56号に対する修正案）……………	21
○谷口明弘君の賛成討論（議第56号に対する修正案）……………	21
○西田弘志君の反対討論（議第56号に対する修正案）……………	22
○谷口眞次君の反対討論（議第56号に対する修正案）……………	23
採 決……………	25
日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	27
採 決……………	27
閉会中継続審査・調査申出書……………	27
議案上程……………	28
日程第19 意見第1号 ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書について……………	28
○議会運営委員長の提案理由説明……………	29
質 疑……………	30
討 論……………	31
採 決……………	31
日程第20 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について……………	31
閉 会……………	32

平成25年5月31日

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成25年5月31日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成25年5月31日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成25年6月19日午後0時20分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成25年5月31日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後2時41分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田斉君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 14人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（田上和俊君）
総務企画部長	（本山祐二君）	福祉環境部長	（宮森守男君）
産業建設部長	（門崎博幸君）	総合医療センター事務部長	（瀧上茂樹君）
福祉環境部次長	（松本幹雄君）	産業建設部次長	（遠山俊寛君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（葦浦博行君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部総務課長	（本田真一君）
総務企画部企画課長	（川野恵治君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第1号

平成25年5月31日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について
専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第6 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について
- 第17 議第63号 公有財産の処分について

平成25年6月第2回水俣市議会定例会請願文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	熊本市中央区神水 1丁目30-7 國宗 直	川上紗智子 野中 重男	厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議長辞職について

議長の選挙について

副議長辞職について

副議長の選挙について

議席の一部変更について

開会

午前10時0分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成25年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（真野頼隆君） 会議に入ります前に、去る5月22日、東京都で開催された全国市議会議長会第89回定期総会において、大川末長議員、福田斉議員、中村幸治議員、西田弘志議員、以上4人の議員が議員10年の勤続表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（真野頼隆君） 被表彰者の議員を代表し、大川末長議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

大川末長議員。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 このたび私ども4名の議員は、全国市議会議長会の会長様より10年の議員活動の節目に当たり表彰をいただきました。大変光栄に思いますし、ありがたく思っております。代表しまして、一言お礼の御挨拶をしたいと思います。

思い起こせば、私どもが初当選したのが平成15年でした。くしくもその年は、水俣市の宝川内と深川におきまして土石流災害が起きた年でありまして、19名のとうとい命を亡くした年でありました。改めて御冥福をお祈りしたいというふうに思います。

私ども4名が共通してこの10年間取り組んできたことは、水俣市の発展と水俣市民の福祉の向上であったというふうに思います。それぞれの議員がそれぞれの立場で活動され、それなりの成果を上げられたものもありましょうし、また今後の課題として活動しておられる部分もあるのではないかとこのように思いますが、私どもはこれを機にさらに研さんに励み、議員としての資質

を向上しながら、所期の目的達成のために頑張っていきたいというふうに思います。

皆様方の御指導、御協力のほどよろしく願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（真野頼隆君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分報告1件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告2件、地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しの報告1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社みなまた、水俣市土地開発公社、財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件、以上9件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成24年度後期の定期監査の結果報告並びに平成25年2月分の公営企業会計及び平成25年2月、3月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、本山総務企画部長、宮森福祉環境部長、門崎産業建設部長、淵上総合医療センター事務部長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、前田水道局長、本田総務課長、川野企画課長、坂本財政課長、葦浦教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において塩崎信介議員、淵上道昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成25年6月第2回定例会（5月31日招集）会期日程表

（会期 5月31日から6月19日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月31日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 常任委員及び議会運営委員の選任 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	6月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）
11	10日	月			議案調査
12	11日	火	午前9時30分		本会議
13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	——	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月	——	委員会	委員会
19	18日	火		休 会	議事整理日
20	19日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。
したがって会期は、20日間と決定しました。

○議長（真野頼隆君） この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時40分 開議

○副議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわり議事を進めます。

ただいま真野頼隆議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってこの際議長辞職についてを日程に追加し、議題とします。

議長辞職について（日程追加）

○副議長（福田 斉君） 議長辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を朗読いたさせます。

（職員朗読）

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により水俣市議会議長の職を辞職いたしたく存じますので御許可くださいますようお願い申し上げます。

平成25年5月31日

水俣市議会議長 真野 頼 隆

水俣市議会副議長 福 田 斉 様

○副議長（福田 斉君） これから真野頼隆議長の議長辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（福田 斉君） ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○副議長(福田 斉君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(福田 斉君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(福田 斉君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(福田 斉君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(福田 斉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(福田 斉君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に塩崎信介議員及び西田弘志議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○副議長(福田 斉君) 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 14票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって真野頼隆議員の議長辞職については、許可することに決定しました。

(真野頼隆君入場)

○副議長(福田 斉君) この際前議長の真野頼隆議員から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

真野頼隆議員。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 このたび、私が一応議長辞職願を出しまして、それを皆さんで一応許可をしていただきまして、まことにありがとうございました。

2年前に議長になって、ちょうどそのとき議会基本条例ができて、我々は開かれた議会を目指していくんだと、そういうことで議会報告会とかいろいろ2年間続けているわけなんですけれども、まだちょっと志半ばかなという思いがあります。そういう議会報告会とか、そういうことをやっぱり何とかもっと皆さんに本当に愛される議会にしていかなければいけないと、そういう意味においてはまだまだ私も力足りなかったし、また議会全体としても、もう少し我々は開かれた議会を目指してもっともっとやっぱり精進をしなければならないのかなと、そういうふうにも思っております。

私なりに精いっぱいこの2年間議長職を務めさせていただきましたが、皆さんの意に沿わなかった部分も多々あったのかなと思っております。しかし、2年間の間にいろんな経験をさせていただきましたし、そしてまたいろんな方との人脈、やはりこれは本当に貴重な体験であったと思っております。

ことしの秋には、全国豊かな海づくり大会、そして水銀条約会議、それと商工会議所のリーダー研修会など大きなイベントがありますが、これをまず成功させること、それが我々議員16名の役割ではないかなというふうにも思っております。一つこれをステップとして、やはりさらに水俣市が大きくジャンプをする、そういう機会と捉え、皆さんと一緒に微力ではありますが、ことしの秋のイベントを成功に導きたいと思っております。

最後になりましたが、これまで御支援くださいました議員並びに執行部の皆さん、そして議会事務局、そしてさらに陰ひなたとなり私を支えいただきました福田副議長に対しまして心より感謝申し上げます、私の退任の御挨拶とさせていただきます。

この2年間ありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

○副議長(福田 斉君) この際議事の都合によりしばらく休憩します。

○副議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってこの際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

議長の選挙について（日程追加）

○副議長（福田 斉君） これから議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（福田 斉君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○副議長（福田 斉君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（福田 斉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（福田 斉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（福田 斉君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（福田 斉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（福田 斉君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に塩崎信介議員及び西田弘志議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○副議長（福田 斉君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中、

大川末長議員 10票

西田弘志議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって大川末長議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大川末長議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

〔「議長」と言う者あり〕

○副議長（福田 斉君） 大川末長議員。

（大川末長議員登壇）

○大川末長君 ただいまの議長選におきまして、多数の議員の皆様方の推挙を得まして新議長に就任することになりました大川末長でございます。その責任を思うときに、身の引き締まる思いでございます。

私たち議会に対する市民の目は非常に厳しいものがございます。私たちは議会改革の一環として、一昨年、議会基本条例並びに政治倫理条例を制定してまいりました。これを基盤としてさらに開かれた議会、信頼される議会を目指しながら市民の負託に答えていかなければならないとい

うふうに思います。また、市長初め執行部の皆様とは適度の緊張感、そして距離感を保ちつつ、是々非々の立場で本市発展と市民福祉の向上を目指した議会運営に当たっていきたい、このように考えております。

もとより浅学非才の身ではございますが、議員各位並びに市長、執行部の皆様方の御指導、御協力を賜りながら、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、議長就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長（福田 斉君） 議長が決まりましたので、議長と交代します。

大川末長議長、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

(副議長 福田斉君退席)

(議長 大川末長君議長席に着く)

○議長（大川末長君） この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時43分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田斉副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってこの際副議長辞職についてを日程に追加し、議題とします。

副議長辞職について（日程追加）

○議長（大川末長君） 副議長辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を朗読いたさせます。

(職員朗読)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により水俣市議会副議長の職を辞職いたしたく存じますので御許可くださいますようお願い

申し上げます。

平成25年5月31日

水俣市議会副議長 福田 斉

水俣市議会議長 大川末長様

○議長（大川末長君） これから福田斉議員の副議長辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大川末長君） ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（大川末長君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大川末長君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

副議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（大川末長君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（大川末長君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に塩崎信介議員及び西田弘志議員を指名します。
したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○議長（大川末長君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 14票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって福田斉議員の副議長辞職については、許可することに決定しました。

（福田斉君入場）

○議長（大川末長君） この際前副議長の福田斉議員から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

福田斉議員。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 改めまして、皆さん、こんにちは。

副議長の退任に当たり、一言御挨拶申し上げたいと思います。

2年前副議長という大役を仰せつかり、これまで真野前議長を支えてまいりました。水俣を愛する気持ちは真野議長に負けないぞというような、ある意味、いい意味で肩に力が入った2年間であったかなというふうな思いがいたします。そういう意味で私にとってこの副議長の重い責ではございましたが、本当に私にとっていい経験となりました。

これからは一議員として初心に戻り、是々非々に徹し、私の信条であります、まっぼしに議員活動に邁進していきたいというふうに思っております。これまで議員各位、そして執行部、そして議会事務局の職員の皆様に改めて感謝を申し上げながら、御挨拶を申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大川末長君） この際午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってこの際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙について（日程追加）

○議長（大川末長君） これから副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大川末長君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（大川末長君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大川末長君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（大川末長君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(大川末長君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に塩崎信介議員及び西田弘志議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○議長(大川末長君) 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中、

高岡利治議員 10票

谷口眞次議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって高岡利治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高岡利治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

(「議長」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 高岡利治議員。

(高岡利治君登壇)

○高岡利治君 ただいまの副議長選挙におきまして御推挙いただきました高岡でございます。

大川新議長の補佐は当然のこと、議長、副議長という立場でお互いを厳しくチェックしながら議会の活性化に努めてまいりたいと思います。そのためにもここにおられます議員各位の御理解と御協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(大川末長君) この際お諮りします。

議長の交代に伴い議席の一部を変更する必要が生じたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議席の一部変更について(日程追加)

○議長(大川末長君) 議席の一部変更についてを議題とします。

議席の一部変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定いたします。

大川末長の議席番号11番を1番に、牧下恭之議員の議席番号12番を11番に、湊上道昭議員の議席番号13番を12番に、真野頼隆議員の議席番号1番を13番に、それぞれ変更します。

したがって、牧下恭之議員、湊上道昭議員及び真野頼隆議員は、ただいま指定しました議席に御着席願います。

(牧下恭之君、湊上道昭君、真野頼隆君 新議席に着く)

日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(大川末長君) 日程第3、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大川末長、谷口明弘議員、江口隆一議員、中村幸治議員、福田斉議員、湊上道昭議員、谷口眞次議員、野中重男議員、以上8人を総務産業常任委員に、田口憲雄議員、高岡利治議員、塩崎信介議員、西田弘志議員、川上紗智子議員、牧下恭之議員、真野頼隆議員、緒方誠也議員、以上8人を厚生文教常任委員に、谷口明弘議員、江口隆一議員、中村幸治議員、福田斉議員、真野頼隆議員、緒方誠也議員、野中重男議員、以上7人を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任を終わりました常任委員及び議会運営委員では、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午後2時4分 休憩

午後2時26分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 淵上道昭議員

副委員長 谷口明弘議員

厚生文教常任委員会

委員長 塩崎信介議員

副委員長 田口憲雄議員

議会運営委員会

委員長 福田 齊議員

副委員長 江口隆一議員

以上です。

日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第8 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第14 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第19 議第63号 公有財産の処分について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第19、議第63号公有財産の処分についてまで、16件を一括して議題とします。

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
専第1号

専 決 処 分 書

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月21日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うため、予算措置に急務を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
21 市 債		2,013,197	0	2,013,197
	1 市 債	2,013,197	0	2,013,197
補正されなかった款に係る額		13,104,841		13,104,841

歳 入 合 計	15,118,038	0	15,118,038
---------	------------	---	------------

議第49号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
専第3号

専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成25年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第46条中「自治」を「総務」に改める。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削り、同条に次の1項を加える。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第91条第2項中「第81条第2号」を「第80条の2」に改める。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第52条」及び「（第140条の7において準用する場合を含む。）」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パー

セントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項)」を「(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4中「第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号」に改める。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居

住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第5条の4の2第6項」と、に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
専第4号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成25年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号を次のように改める。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。）以外の世帯 16,400円

第5条の2に次の1号を加える。

- (3) 特定継続世帯 12,300円

第7条の3第1号を次のように改める。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円

第7条の3に次の1号を加える。

- (3) 特定継続世帯 5,250円

第21条第1号イ(ア)を次のように改める。

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 11,480円

第21条第1号イに次のように加える。

- (ウ) 特定継続世帯 8,610円

第21条第1号エ(ア)を次のように改める。

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

第21条第1号エに次のように加える。

- (ウ) 特定継続世帯 3,675円

第21条第2号イ(ア)を次のように改める。

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,200円

第21条第2号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 6,150円

第21条第2号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

第21条第2号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

第21条第3号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,280円

第21条第3号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,460円

第21条第3号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円

第21条第3号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,050円

附則第16項中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の水俣市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

専第5号

専 決 処 分 書

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分する

ものである。

(別紙)

平成24年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

平成24年度水俣市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126,805千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,991,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止・変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第10号)

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,000,000	64,442	5,064,442
	1 地方交付税	5,000,000	64,442	5,064,442
14 国庫支出金		2,360,733	△13,147	2,347,586
	1 国庫負担金	1,610,058	△1,695	1,608,363
	2 国庫補助金	743,717	△11,452	732,265
21 市 債		2,013,197	△178,100	1,835,097
	1 市 債	2,013,197	△178,100	1,835,097
補正されなかった款に係る額		5,744,108		5,744,108
歳 入 合 計		15,118,038	△126,805	14,991,233

歳出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,745,609	0	1,745,609
	1 総務管理費	1,401,641	0	1,401,641
4 衛 生 費		2,114,133	△9,785	2,104,348
	3 簡易水道設置費	12,681	△1,543	11,138
	4 環境対策費	261,124	△8,242	252,882
5 農 林 水 産 業 費		644,316	0	644,316
	1 農 業 費	527,369	0	527,369
	3 水 産 業 費	57,005	0	57,005
7 土 木 費		2,188,794	△106,128	2,082,666
	2 道路橋りょう費	379,293	△9,075	370,218
	3 河 川 費	13,225	△524	12,701
	5 都市計画費	1,334,021	△37,017	1,297,004
	6 住 宅 費	444,766	△59,512	385,254
8 消 防 費		426,130	△656	425,474
	1 消 防 費	426,130	△656	425,474

9 教 育 費		1,007,838	△4,322	1,003,516
	1 教 育 総 務 費	318,190	△4,322	313,868
10 災 害 復 旧 費		56,040	△5,914	50,126
	1 農林水産施設災害復旧費	29,599	△2,858	26,741
	2 公共土木施設災害復旧費	26,441	△3,056	23,385
補正されなかった款に係る額		6,935,178		6,935,178
歳 出 合 計		15,118,038	△126,805	14,991,233

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	地域経済活性化・雇用創出基金積立金	千円 135,837

第3表 地方債補正

1 廃 止

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 (水産基盤事業)	千円 10,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	10,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 事 業 等 (農業農村事業)	千円 400				千円 300			
公 共 事 業 等 (土 木)	34,700				34,400			
公営住宅建設事業	210,300				152,200			
災 害 復 旧 事 業	14,200				10,100			
緊急防災・減災事業	43,200				39,900			
一 般 単 独 (一 般 事 業)	900				800			
自然災害防止事業	10,700				10,300			
地方道路等整備事業	69,500				61,500			
過 疎 対 策 事 業	1,093,500				1,001,300			
水 道 事 業	7,700				6,200			
補正されなかった事業に係る額	518,097				518,097			

計	2,003,197				1,835,097		
---	-----------	--	--	--	-----------	--	--

議第52号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第16条の2第1項中「、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で」を「、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する職員が、その」に、「ものに対して」を「場合に」に改める。

(水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第13条の2第1項中「、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で」を「、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する職員が、その」に、「ものに対して」を「場合に」に改める。

(水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成22年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第19条第1項中「、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で」を「、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する職員が、その」に、「ものに対して」を「場合に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、当該法律に基づいて派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できるようにするため、本案のように制定しようとするものである。

議第53号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第2項中「前条」の次に「第1項」を、「同条」の次に「第1項」を加える。

別表白浜団地の項を次のように改める。

白浜団地	平成16年度～24年度	水俣市白浜町113番地	低層耐火2階 中層耐火4階	85
------	-------------	-------------	------------------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

白浜団地4号棟の建設による住宅供用開始に伴う所要の整備等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第54号

水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市都市公園条例の一部を改正する条例

水俣市都市公園条例（平成5年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

電柱及びその支柱、支線、鉄塔、地下埋設物その他これらに類するもの	水俣市道路占用条例（昭和42年条例第5号）の規定を準用する。	を
----------------------------------	--------------------------------	---

電柱及びその支柱、支線、鉄塔、地下埋設物その他これらに類するもの	水俣市道路占用条例（平成8年条例第41号）の規定を準用する。	に、
----------------------------------	--------------------------------	----

行 為	使用料	
募金、署名活動その他これらに類する行為	1人につき1日	200円
業として行う写真又は映画の撮影	1人につき1日	200円
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	①1時間ごとに ②10時間を超え24時間まで ③24時間を超える場合は、上記①、②を繰り返し加算する。	200円 2,000円
その他	その都度定める。	を

備考

- 1 1時間以内の使用は、1時間として計算する。
- 2 使用時間は、準備及び撤去に要する時間を含むものとする。
- 3 算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

行 為	使用料
募金、署名活動その他これらに類する行為	1人につき1日 200円
業として行う写真又は映画の撮影	1人につき1日 200円
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	①1時間ごとに 200円 ②10時間を超え24時間まで 2,000円 ③24時間を超える場合は、上記①、②を繰り返し加算する。
その他	その都度定める。

4 法第6条関係、第2条第1項関係

設 備	使用料
コンセント	1時間当たり 100円

備考

- 1 1時間以内の使用は、1時間として計算する。
- 2 使用時間は、準備及び撤去に要する時間を含むものとする。
- 3 算出した使用料は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に規定するものを除き、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

改め、別表第3中

浜公園	運動場	水俣市体育施設条例（平成7年条例第21号）の規定による使用料とする。
-----	-----	------------------------------------

浜公園	運動場	水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の規定による使用料とする。
-----	-----	-------------------------------------

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市都市公園の適正な管理運営を図る等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第55号

水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
 平成25年5月31日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市公園の設置等に関する条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条の見出し中「公園」の次に「及び公園設備」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 次条第2項又は第7条第1項の許可を受けた者が公園設備を使用する場合の使用料は別表第2のとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

設 備	使用料	
コンセント	1時間当たり	100円

備考 算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市公園の適正な管理運営を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

351,203

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ~~376,203~~千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,203,078千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金		1,959,587	1,465	1,961,052
	2 国 庫 補 助 金	338,771	1,465	340,236
15 県 支 出 金		1,247,145	5,011	1,252,156
	1 県 負 担 金	575,972	473	576,445
	2 県 補 助 金	594,049	3,538	597,587
	3 委 託 金	77,124	1,000	78,124
16 財 産 収 入		17,620	92,650	110,270
	2 財 産 売 払 収 入	9,208	92,650	101,858
18 繰 入 金		623,104	174,978 199,978	798,082 823,082

	1 基金繰入金	623,104	174,978 199,978	798,082 823,082
20 諸収入		367,014	△6,301	360,713
	4 雑入	245,830	△6,301	239,529
21 市債		1,197,100	83,400	1,280,500
	1 市債	1,197,100	83,400	1,280,500
補正されなかった款に係る額		8,440,305		8,440,305
歳入合計		13,851,875	351,203 376,203	14,203,078 14,228,078

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		161,631	△3,526	158,105
	1 議会費	161,631	△3,526	158,105
2 総務費		1,519,728	189,053	1,708,781
	1 総務管理費	1,145,509	189,655	1,335,164
	2 徴税費	198,188	△399	197,789
	3 戸籍住民基本台帳費	80,646	△983	79,663
	4 選挙費	48,988	1,010	49,998
	5 統計調査費	12,562	108	12,670
	6 監査委員費	33,835	△338	33,497
3 民生費		5,076,204	446	5,076,650
	1 社会福祉費	2,722,212	8,778	2,730,990
	2 児童福祉費	1,558,690	△6,969	1,551,721
	3 生活保護費	795,302	△1,363	793,939
4 衛生費		1,837,373	6,212	1,843,585
	1 保健衛生費	335,467	1,417	336,884
	2 清掃費	858,357	8,223	866,580
	4 環境対策費	238,848	△3,428	235,420
5 農林水産業費		418,922	10,297	429,219
	1 農業費	230,003	1,721	231,724
	2 林業費	89,029	△220	88,809
	3 水産業費	99,890	8,796	108,686
6 商工費		410,682	60,937 85,937	471,619 496,619
	1 商工費	169,708	5,514	175,222
	2 総合経済対策費	240,974	55,423 80,423	296,397 321,397
7 土木費		1,448,527	△2,750	1,445,777
	2 道路橋りょう費	322,268	3,877	326,145
	5 都市計画費	811,294	△4,558	806,736
	6 住宅費	298,355	△2,069	296,286
8 消防費		656,445	115,848	772,293
	1 消防費	656,445	115,848	772,293
9 教育費		863,529	△25,314	838,215
	I 教育総務費	227,403	△11,965	215,438

	2 小 学 校 費	124,881	44	124,925
	4 社 会 教 育 費	201,876	△771	201,105
	5 保 健 体 育 費	222,444	△12,622	209,822
	補正されなかった款に係る額	1,458,834		1,458,834
	歳 出 合 計	13,851,875	351,203 376,203	14,203,078 14,228,078

※6月19日修正可決

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 消防費	1 消防費	水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業	千円 251,672	平成25年度	千円 119,784	千円 252,810	平成25年度	千円 238,724
				平成26年度	131,888		平成26年度	14,086

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
一 般 単 独 (一般事業)	千円 87,400				千円 173,700			
過 疎 対 策 事 業	425,000				422,100			
補正されなかった事業に係る額	684,700				684,700			
計	1,197,100				1,280,500			

議第57号

平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,476,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9 繰 入 金		308,207	△3,543	304,664
	1 他 会 計 繰 入 金	236,396	△3,543	232,853
	補正されなかった款に係る額	4,171,534		4,171,534
	歳 入 合 計	4,479,741	△3,543	4,476,198

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		76,947	△3,543	73,404
	1 総 務 管 理 費	41,626	△934	40,692
	2 徴 税 費	31,004	△2,609	28,395
補正されなかった款に係る額		4,402,794		4,402,794
歳 出 合 計		4,479,741	△3,543	4,476,198

議第58号

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成25年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,375千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		137,708	△1,375	136,333
	1 一 般 会 計 繰 入 金	137,708	△1,375	136,333
補正されなかった款に係る額		257,220		257,220
歳 入 合 計		394,928	△1,375	393,553

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		394,465	△1,375	393,090
	1 総 務 管 理 費	24,944	△941	24,003
	2 徴 収 費	8,632	△434	8,198
補正されなかった款に係る額		463		463
歳 出 合 計		394,928	△1,375	393,553

議第59号

平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成25年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,369,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月31日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 繰入金		490,859	784	491,643
	1 一般会計繰入金	490,859	784	491,643
補正されなかった款に係る額		2,878,289		2,878,289
歳入合計		3,369,148	784	3,369,932

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		75,362	784	76,146
	1 総務管理費	35,354	△498	34,856
	2 徴収費	7,210	1,282	8,492
補正されなかった款に係る額		3,293,786		3,293,786
歳出合計		3,369,148	784	3,369,932

議第60号

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,375,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		674,036	6,816	680,852
	1 繰入金	674,036	6,816	680,852
補正されなかった款に係る額		694,676		694,676
歳入合計		1,368,712	6,816	1,375,528

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		505,870	6,816	512,686
	1 公共下水道事業費	505,870	6,816	512,686
補正されなかった款に係る額		862,842		862,842
歳出合計		1,368,712	6,816	1,375,528

議第61号

平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成25年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費	342,087千円	△11,329千円	330,758千円
第1項 営業費用	317,713千円	△11,329千円	306,384千円
第2項 営業外費用	20,922千円	0千円	20,922千円
第3項 特別損失	2,452千円	0千円	2,452千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,956千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,301千円」に、~~「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,162千円」~~を~~「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,378千円」~~に、「当年度分損益勘定留保資金108,597千円」
109,942
を「当年度分損益勘定留保資金108,726千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

※6月13日一部訂正承認

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	599,667千円	1,345千円	601,012千円
第1項 建設改良費	561,554千円	1,345千円	562,899千円
第2項 企業債償還金	37,113千円	0千円	37,113千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条第1号中「111,900千円」を「101,826千円」に改める。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第62号

工事委託に関する基本協定の締結について

水俣市浜雨水ポンプ場建設工事委託について、次のように基本協定を締結することとする。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 協定の目的 水俣市浜雨水ポンプ場建設工事委託に関する基本協定
- 2 協定金額 564,000,000円
- 3 協定の相手方 東京都新宿区四谷3丁目3番1号
日本下水道事業団
代表者 理事長 谷戸善彦
- 4 契約の方法 随意契約

（提案理由）

水俣市浜雨水ポンプ場建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第63号

公有財産の処分について

公有財産を次のように処分することとする。

平成25年5月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	水俣市陳内字北園523番2の一部、 水俣市陳内字北園523番3の一部、 水俣市陳内字北園523番4、 水俣市陳内字北園523番5、 水俣市陳内字北園523番7の一部	6,598.47平方メートル	国土交通省	一般国道3号南九州西回り自動車道芦北出水道路建設用地	117,104,475円

(提案理由)

土地を国土交通省が施行する一般国道3号南九州西回り自動車道芦北出水道路用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第1号平成24年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

補正の内容としましては、起債発行限度額の範囲内で、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行っております。

その財源としましては、第21款市債をもって調整いたしております。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったも

のであります。

主な改正の内容といたしましては、個人住民税の住宅借入金等特別控除の特例の延長・拡充、固定資産税の耐震改修を行った住宅に係る減額措置の拡充、延長金の見直し等であります。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容といたしましては、後期高齢者医療保険制度施行時に定められた軽減判定の特例の恒久化、世帯別平等割額算定における負担軽減措置の延長等であります。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成24年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,680万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ149億9,123万3,000円とするものであります。

補正の内容としましては、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行っております。

その財源としましては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、地域経済活性化・雇用創出基金積立金を追加いたしております。

また、地方債の補正として、公共事業等（水産基盤事業）を廃止し、過疎対策事業外9件の限度額を変更いたしております。

次に、議第52号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、当該法律に基づいて派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できるようにするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第53号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

白浜団地4号棟の建設による住宅供用開始に伴い、所要の整備等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第54号水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市都市公園の円滑な管理運営を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第55号水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市公園の適正な管理運営を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,620万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ142億2,807万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、予防接種事業、第6款商工費に、地場企業支援事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、文化会館管理運営費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、継続費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業の総額及び年割額の変更を計上いたしております。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第57号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ354万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ44億7,619万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金を減額いたしております。

次に、議第58号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,355万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額いたしております。

次に、議第59号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ78万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ33億6,993万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費を増額いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金を増額いたしております。

次に、議第60号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ681万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億7,552万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、人事異動等に伴う人件費を増額いたしております。

これらの財源としましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第61号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を1,132万9,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億3,075万8,000円とし、第4条に定める資本的支出の額を134万5,000円増額して、補正後の資本的支出の額を6億101万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正であります。

次に、議第62号工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

本案は、水俣市浜雨水ポンプ場建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

本協定につきましては、平成25年5月22日付で日本下水道事業団と随意契約により、協定金額5億6,400万円で仮協定を締結いたしております。

次に、議第63号公有財産の処分について申し上げます。

土地を国土交通省が施行する一般国道3号南九州西回り自動車道芦北出水道路用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

本件につきましては、平成25年5月20日に、国土交通省と土地売却額1億1,710万4,475円で協議を完了いたしております。

以上、本定例会市議会に提案いたしました議第48号から議第63号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明6月1日から10日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、6月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により6月11日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6月4日正午まで、議案質疑の通告は6月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時41分 散会

平成25年6月11日

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月11日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時43分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（田上和俊君）
総務企画部長	（本山祐二君）	福祉環境部長	（宮森守男君）
産業建設部長	（門崎博幸君）	総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）
福祉環境部次長	（松本幹雄君）	産業建設部次長	（遠山俊寛君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（葦浦博行君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部総務課長	（本田真一君）
総務企画部企画課長	（川野恵治君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第2号

平成25年6月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|---|
| 1 真野 頼 隆 君 | 1 水俣ローズフェスタとみなまたローズマラソンについて
(1) 水俣ローズフェスタについて
(2) みなまたローズマラソンについて |
| | 2 エコパーク周辺整備について |
| | 3 河川の安全対策について |
| | 4 ごみ問題について |
| 2 中 村 幸 治 君 | 1 地域公共交通について |
| | 2 地区管理の防犯灯について |
| | 3 市長と語る地域懇談会について |
| 3 塩 崎 信 介 君 | 1 古紙リサイクルについて |
| | 2 木質バイオマス発電事業について |
| | 3 職員の接遇について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成25年4月分の一般会計及び特別会計並びに平成25年3月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 おはようございます。

創水会の真野でございます。

久しぶりの一般質問ですので、勘を取り戻しながらになると思いますが、明快な答弁が引き出せるような確かな質問を心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。

1、水俣ローズフェスタとみなまたローズマラソンについて。

(1)、水俣ローズフェスタについて。

ことしも見事なバラが咲きました。来場者も年々ふえていて、今や水俣の春の風物詩になった感じがします。私たちがこうやって見事に咲き誇ったバラを見られるのも、また、多くの見物客が県内外からやってきて、水俣がにぎわうのもバラ園を管理されているハートリンク水俣の皆様、そして、バラの手入れをされているナーサリーのスタッフの皆様のおかげであると心より感謝を申し上げたいと思います。

バラ園という恩恵にあずかっている私たちは、そのリソースを十分に活用する責務があると思います。

そこで、水俣ローズフェスタについて、以下4点質問をします。

①、水俣ローズフェスタ開催期間のイベントの内容と集客数はどうだったのか。また、これまでの集客数の推移はどうか。

②、期間中の湯の児・湯の鶴温泉の宿泊者数に変化は見られるか。

③、期間中の経済効果はどれくらいか。

④、課題・評価を含め、どのように分析をしているのか。

(2)、みなまたローズマラソンについて。

私はこれまで何度かさくらマラソンの復活を訴えてきましたが、諸事情によりなかなか実現には至りませんでした。そういった中、昨年秋、拓殖大学駅伝部の岡田監督が水俣に来られた際、いいバラ園があるじゃないですか、さくらマラソンという大会はどこにでもあります、ローズマラソンと銘打った大会は余り聞かないから、ローズマラソンをしてみてもどうですかと言われました。それがきっかけとなって水俣市陸上競技協会が実行委員会を立ち上げ、第1回みなまたローズマラソンの開催の運びとなりました。準備期間が短かった割には800人を超える参加者があり、一応の成功は見たのではないのでしょうか。

そこで、以下2点について質問をします。

①、第1回みなまたローズマラソンを市としてどう評価するか。

②、来年度から市が主催となって大会を行う考えはないか。

2、エコパーク周辺整備について。

今、水俣で一番人を呼べるところと云ったら、やはりエコパークでしょう。それはバラ園、竹林園、ソフトボール場、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、テニスコート、それと子どもが遊べる場所など施設が充実していること、そして、物産展、港フェスティバルなど大きなイベントが開催できるからではないでしょうか。しかし、私が思うに、道の駅を生かし切れていない。エコパークまでの公共交通アクセスが悪いなど、まだまだエコパークの利用者増、地域の活性化を図るためにはエコパーク周辺の整備が必要だと考えます。

そこで、以下3点について質問をします。

①、物産館まつぼっくりを3号線に面したところに移す計画はないか。

②、元ホームセンターサンコー跡地のところに、肥薩おれんじ鉄道エコパーク駅の設置は考えられないか。

③、3号線の電線の地中化が現在、ファッションセンターしまむらのところまでなされているが、産交バス株式会社水俣営業所入り口のところまでされるよう、国及び関係機関へ要望する考えはないか。

3、河川の安全対策について。

毎年夏になると海や河川での水難事故が発生します。暑いと水にさわりたいくなるのは人の心理であり、海や川へ行きたくなるのはごく当然のことであると思います。どうすれば未然に事故を防げるのか、ハード面からなのか、それともソフト面からなのか、検証の意味で、以下2点について質問します。

①、5月23日、水遊びをしていた小学生が溺れるという事故が起きたが、このことを受け、市はどのような対策をとろうと考えているか。

②、河川や海での遊びや遊泳について、学校ではどのような指導をしているのか。

4、ごみ問題について。

水俣はごみ分別に関しては常にトップの位置を走ってまいりました。これは行政の施策を市民が理解し協力をしてきたたまものであると思います。しかし、高齢社会になってくると果たしてどこまで実行できるのか、ごみ分別のあり方を不安視する声があるのも事実です。

そこで、以下2点について質問します。

①、現在のごみ分別のあり方についてどう考えているか。

②、草木のリサイクルはいつ始めるのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣ローズフェスタとみなまたローズマラソンについては私から、エコパーク周辺整備については産業建設部長から、河川の安全対策については教育長から、ごみ問題については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、水俣ローズフェスタとみなまたローズマラソンについて順次お答えします。

まず、水俣ローズフェスタについてのうち、開催期間のイベントの内容と集客数はどうだったのか。また、これまでの集客数の推移はどうかとの御質問にお答えします。

ローズフェスタ期間中のイベントとしましては、県内在住のフォークデュオのピエントやクラシックギターのコンサート、くまモンとエコバラちゃんによるステージ、大道芸ショーのほか、バラ園を訪れた人に参加していただくスケッチ大会やスタンプラリーも行いました。また、ことし初めてみなまたピクニックというイベントを竹林園前の芝生広場で期間中に開催し、コンサートや地元の人等によるマルシェ、巨大竹ブランコで遊んでもらったり、竹トンボ等の竹遊び教室を行い、家族連れなど多くの人でにぎわいました。

このようなイベントの開催や宣伝効果もあり、今回のローズフェスタの入場者数は、これまでで最も多い約4万5,000人でした。また、これまでの集客数の推移としましては、平成21年度にバラ園が開園し、初年度は春と秋を合わせて約2万7,000人の入場者数でしたが、年々入場者数はふえ続けており、平成24年度は約4万2,000人の入場者数となっております。ことしは春の開催のみで約4万5,000人であり、大幅な増加となりました。

次に、期間中の湯の児・湯の鶴温泉の宿泊者数に変化は見られるかという御質問にお答えします。

湯の児・湯の鶴温泉の宿泊者数は、平成22年5月は約3,300人、平成23年5月は約3,200人、平成24年5月は約4,700人、今回の平成25年5月は約5,000人となっております。また、日帰り客についても平成22年5月は約1,300人でしたが、平成25年5月は約4,400人となっており、宿泊・日帰り客とも増加しております。特に湯の鶴温泉の日帰り客の増加は著しいものと考えます。

次に、期間中の経済効果はどれくらいあったのかとの御質問にお答えします。

市内の宿泊者数と日帰り客数、施設利用者数などの観光統計のデータをもとに推測されるローズフェスタ期間中の経済効果は、約2億8,000万円となります。バラ園に隣接します観光物産館まつぼっくりの売り上げは前年を上回っておりますし、また、市内菓子店もお土産などの売り上げが好調だったとお聞きしております。

次に、課題、評価を含めどのように分析しているのかという御質問にお答えします。

課題としましては、ローズフェスタ期間中の土・日は駐車場が大変混雑し、特に5月12日はロー

ズフェスタとみなまたピクニックのほかに、各種スポーツ大会やローズマラソンがエコパークで同時に行われたということもあり、駐車場が足りず、お客様に御迷惑をかけることになりました。また、エコパークを訪れた人の昼食場所が少ないということも課題の一つとなっております。バラ園に隣接する食事どころのたけんこがありますが、特に土・日等の昼食時には大変混雑しましたし、まつぼっくり前での出店や物産展も行いましたが、不足する状況にあります。今後は、まつぼっくりを中心にして弁当等の販売などを充実させていくことが必要だと思っております。

ローズフェスタは開始してから5年目となり、バラ園の施設の充実や宣伝効果もあり、過去最高の入場者数となっております。バラの観賞とあわせてコンサートやスケッチ大会などを楽しみにいらっしゃるお客様も多くなっており、今後もローズフェスタを継続していくことが必要だと考えております。

また一方で、宿泊につながるようにバラ園とあわせて湯の児・湯の鶴温泉旅館や観光施設についても、今後、より一層宣伝していく必要があると思っております。

次に、みなまたローズマラソンについてのうち、第1回みなまたローズマラソンを市としてどう評価するのかとの御質問にお答えします。

ことしのローズマラソンは水俣市陸上競技協会の主催で初めて開催され、予定の300人を大幅に上回る約800人の参加があったとお聞きしております。市民の参加のほか、市外からの参加者も多く、応援者も含めて大変にぎわったということであり、今回のローズマラソンがスポーツの振興や交流人口の拡大に大きく貢献したと思っております。

市としましては、ローズフェスタ期間中に同じエコパーク内で開催ということで、ラジオの放送でローズマラソンの周知を行ったほか、看板の設置や警備員の配置などについて陸上競技協会と協議を行い、対応してまいりました。集客については、ローズフェスタとローズマラソンの相乗効果があったものと考えております。

次に、来年度から市が主催となって大会を行う考えはないかとの御質問にお答えします。

今回は、水俣市陸上競技協会が主催となり大会運営に当たられ、多くの参加者があるなど大きな成果をおさめられたと思っております。しかし、実際の大会運営に際しましては、さまざまな課題も出てきたとお聞きしております。市が協力できるところについては協力させていただき、同協会と協議を重ねていく中で、どのような体制をとれば大会運営がスムーズに行えるか、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず、水俣ローズフェスタなんですけれども、平成21年度にバラ園が開園して、ことしは5年

目ということで、年々入場者数も非常にふえていると。本当に水俣が人を集めるための、何かバラ園というのが今一番人を呼べる、そういうイベントではないですけども、バラ園を活用することによって、水俣にそういう県内外から入り込み客数が来ると、水俣がにぎわっている一つの、一番そういう、バラ園を介してそういうことじゃないかなと思っております。

ことは、もう既に春だけで4万5,000人と、去年が平成24年度で4万2,000人ですから、春だけで結局もう去年の入場者数を既に上回っているということでございます。そうすると、あとどれぐらい入場者があるかわかりませんが、秋を大体どのぐらいと見て、平成25年度は総数としてどれぐらいを予想しているのか、まずその1点尋ねたいと思います。

次に、湯の児・湯の鶴温泉の宿泊者数ですが、何年か前に湯の児のほうでも旅館が何軒か閉鎖といたしますか、そういうことで一時期宿泊者数が落ち込んだ時期もあったんですけども、また、少し盛り返してきている状態にあるのかなというふうに思っております。そういった中で、またさらに宿泊者数をアップするためには、やはりいろんな旅行会社にバラ園見学の宿泊ツアーとか、そういった旅行パック商品というものを企画してもらうよう、市からどんどん、やっぱりそういう働きかけが必要だと思いますけれども、どのように考えておられるかということも2点目に尋ねたいと思います。

3つ目なんですけれども、経済効果、約2億8,000万円あるんじゃないかと、非常にいろんな業種に対しても多分一番売れているのはまつぼっくりの売上げが伸びたことかなと。それと、やはりそれに合わせてスイーツのまちづくりでそういうスイーツ店の売上げが伸びてきているんじゃないかなと、私もそのように思っております。

それをもう少しもっともっと生かすためには、お客の動向というのをつかむ必要があるんじゃないかと。どこからこの人たちが主に来ているのか、熊本市内からが多いのか、あるいは鹿児島の方からが多いのか、その辺のところを調べる必要があるんじゃないかと。そういう意味ではやっぱりアンケートをとる必要があるんじゃないかなと。どこから何人で来たかとか、お昼はどこで食べられますかとか、ほかにもどこか水俣の観光地あたりを訪れる予定はありますかとか、お土産としてどれくらい大体予算を使われる予定かとかですね。もちろんその前提にはバラ園の感想ですね、このバラ園に来て本当によかったとか、やっぱりいろんな感想をまずお尋ねをすることが前提であって、それ以外にそういう経済効果につながるようなアンケートというのも私は必要ではないかと思っておりますから、ぜひそれを行っていただきたいと思いますが、どうかということが3点目でございます。

それと、次に課題の中に駐車場がちょっと足りなかったんじゃないか、幾つかのイベントがですね、特に5月12日にはローズマラソンも開催されましたし、また高校のソフトボール選手権の準決勝、決勝あたりも日曜日、そしてまたテニスの大会も開かれたから、非常に駐車場が足りな

かったんじゃないか、特にローズフェスタのお客様に対して迷惑をかけたんじゃないかなというふうに、私もそういうふうに感じました。

あそこの竹林園の駐車場に行くところの両脇の道路は、そういうふうに駐車をされていたんですね。結局、駐車場にとめられないから、道路の脇にもとめなければいけないような、そういう状況にもあったということでもあります。このやっぱり駐車場問題をどう克服するかというのは一つの今後の課題かなと思っております。

それと、もう一つが食事場所がちょっと足りなかったんじゃないかと、たけんこがありますけれども、そのほかに頭石の元気村あたりでもいろんな総菜を出されたのかなと思いますが、供給よりも需要のほうがはるかに多かったということで、それだけのお客様が見込めるということであればですよ、やはり水俣にはチャンポンとか、そういうB級グルメとかもありますから、港フェスティバルのときに、そのB級グルメのチャンポンの祭りがあったんですけども、ああいうのもやっぱりローズフェスタの期間中にでもB級グルメの何か大会でもやって食事を提供することが、私はバラ園あるいはエコパークを訪れる人に対しての心配りではないかなと思いますから、やはりB級グルメなどの出店依頼をぜひお願いをしたいと思いますが、いかがかということが4点目でございます。

その次が、ローズフェスタ実行委員会というのがございます。このローズフェスタ実行委員会というのは、バラ園を盛り上げるためにつくられた実行委員会というふうに私は伺っております。しかし、本当にバラ園だけでいいのか、バラ園を中心としてエコパーク全体、そしてまた、それに伴ういろんなスポーツイベントもローズフェスタ期間中に開催をされるわけですから、やはりこのローズフェスタ実行委員会の役割というのがどこまでもっていくのかということも今後検討する課題の一つではないかなと思っております。

まあ、そういうことで、このローズフェスタ実行委員会というのは大体どのぐらいの割合で開かれているのか。ローズフェスタが始まる前の何カ月、二、三カ月かもしれません。それでまた終わってからいろんな反省会をするかもしれませんけれども、そのローズフェスタ実行委員会の開催はどれぐらいのスパンであっているのかということを探りたいと思います。

それと、こういうイベントを成功させるためにはやはりスタッフが必要だと思います。もちろん市の職員の方々もいろいろ頑張ってスタッフとして活躍をされているわけですが、それでもやはりスタッフ不足というのは否めないんじゃないかなと思います。そうした場合、やはりボランティアスタッフをどうやって確保するのか、そしてそのボランティアスタッフを確保するには、やはり日ごろから各種団体に対して、そういうボランティアの要請あるいはボランティアスタッフとしての登録制度ではないですけども、そういった形で日ごろからやっぱり準備をしておくということも非常に大事になってくると思いますが、そのボランティアスタッフの必要

性をどういふふうに感じられているのかということを探ねたいと思います。

それから、水俣ローズマラソンについてですけれども、先ほど市長から非常に第1回のローズマラソン大会を市として評価をしたいと、300人の予定だったのが800人を超える、そういう参加者があって、非常ににぎわいを見せたと。このことが水俣の活性化の一助として少しでも役に立てばというふうに、私自身もそういうふうに思っております。

それで、市長は市が協力できるところは協力していきたいと、そういうことで一応述べられましたので、私もそれでもいいのかなと。そしてまた水俣市陸協の皆様が一生懸命第1回目をやられたと、そういうことで、ひとつやっぱり成功に導いたということで、ある程度の自信につながったのではないかなと、そういうふうにも思っております。

ですから、やはり本当に1つの種目団体で大きな大会をするというのは非常にいろんな問題もありまして大変かなと思いますけれども、陸協のほうでも何とか単独でもやっていきたいような、そういう今考えをお持ちだということも伺っております。ですけれども、やはりどうしても市の協力を仰がなければいけないようなところは私はあると思います。例えば宿泊の問題ですとか、そういったときには、やはりエコ水俣あたりが窓口になって宿泊のあっせんをしてもらおうとか、そしてまたパックの企画をいろいろ考えてもらおうとか、そういうことも必要じゃないかなと思います。そしてまた、食事とか駐車場の問題もございしますので、その辺のところもやはり市のほうで一応協力をしていただけないかなと思います。

そこで、1つ質問なんですけれども、ことしみなまたピクニックというのが開催をされましたが、そのときには新水俣駅からエコパークまでお客様を搬送するのにシャトルバスを出していただいたと、そういうふうにも伺っております。ですから、来年度、みなまたローズマラソンも多分同時開催になると思いますので、そういったときには、そういうローズマラソンの参加者の方々もシャトルバスを利用できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがかということをお2回目の質問にさせていただきます。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 順次お答えをさせていただきたいと思っております。

大変貴重な提案をいただきましてありがとうございました。

まず、第1点でございますが、今年度のローズフェスタの入場者数をどのくらい春、秋合わせて予測をしているかということでございます。ただいま申し上げましたとおり、ことしのローズフェスタの春の入場者が4万5,000人ございました。秋も例年以上の入場者を見込んでおりますし、またそのことについて努力をしていかなければならないと思っております。年間、少なくとも5万5,000人ぐらいはどうかという予測をしているところでございます。

それから、2つ目、宿泊者数のアップを考えなければならないのではないか、そのために旅行

会社等とも連携をとりながら進めていくべきではないかという御質問だったと思います。

今、議員も御指摘いただきましたローズフェスタあたりでも、非常に交流人口がふえてきておりますし、その交流人口をどう宿泊につなげていくかというのも一つの我々にとっての大きな課題でもございます。ぜひ、そのような関係機関とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

それから、3番目に、客の動向をつかむ必要があるのではないか、そのためにもバラ園にたくさんおいでになるから、そういったお客さんを対象にアンケート調査あたりをしたらどうかというような御質問だったと思います。

客の感想あるいは動向を知るということは非常に次につながる有効な手段であると、そのように私も思っておりますので、次回のローズフェスタにつきましては、ぜひそのような方向で進めていきたいなと思っております。

それから、4番目に、実行委員会の件についてでございますけれども、現在、実行委員会はローズフェスタのあります前後に一、二回やっておりますし、それから年間を通じていろいろな形で行っているところでございますが、これまでの反省、そういったものも含めまして、必要に応じて頻度を高めていかなければならないと思っておりますし、バラ園を中心としてエコパークでありますそういった行事につきましても、いろんな形でそういう中に議題として取り上げて総合的に取り組んでいく委員会というのを考えてまいりたいと思っております。

それから、ローズフェスタ等、非常に人が多いし、手も足りないという部分もあるのではないか、そういう意味でボランティアの登録制度みたいなものも考えてみたらどうかというような御質問でございます。

現在、聞きますところによりますと、ローズフェスタについては何とか間に合っているという状況だということでございますけれども、今おっしゃいますように、ほかのところもいろんな形で人がたくさん集まるようになってきておりますので、そういうものも含めまして、ぜひ、今御提案のように検討させていただきたいと思っております。

それから、昼食場所、それと駐車場が不足していると、そういうところで、例えば水俣にはチャンポンとかそういうのがあるから、そういうものを出店の呼びかけをしたらどうかということでございます。

私も港フェスティバルに行きましたときにも、チャンポン店が出店しておりまして、非常ににぎわっておりましたし、また活気も出てきておりましたので、特に集客の多い土曜、日曜、そういったところには出店できないかということに関係機関に働きかけていただいて、ぜひ出店していただくように取り計らっていきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、ローズマラソンについてでございます。

今、議員のほうからもお話がございましたけれども、これは第1回が市民の手でスタートをいたしました。そして、随分苦勞もあったのではないかなと思っております。今後もぜひ、我々も協力しながら続けてまいりたいと思っておりますけれども、シャトルバスを利用したらどうかということでございますが、それはぜひその方向で検討させていただきたいと思っております。

この開催頻度につきましては、前後に1回ずつ、年4回行っているところでございます。ローズフェスタのある前後1回ずつ、年間を通して4回やっているということです。

以上でよろしゅうございますかね。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

まず、実行委員会の件なんですけど、前後に1回ずつ、年4回ということなんだろうけれども、私はこれはちょっと回数が少ないんじゃないかなと思っておるんです。できれば、やはり本当は毎月1回ぐらいのペースで、そういうスパンでやる必要があるんじゃないかな。何で私がそういうふうに申すかといいますと、私、以前、神奈川県のア野市に、はだの丹沢水無川マラソンというのがあるんです。そこのマラソン大会が3,000人を超える人たちが参加しているんですけども、そこの実行委員会が、やはり毎月、月1でやられていたんですよ。実行委員会の中に警察とか消防とか病院とか、いろんな各種団体、本当にボランティアスタッフを含めて、いろんな団体の方に呼びかけられて、その課題をどうやって克服していくのか、そしてまた次の準備をどうしていくのかということをやっぴり実行委員会でそういうことを十分議論をしながら、イベントに備えていくという、そういう必要性があるんじゃないかなと思っております。

このローズフェスタにしる、ローズマラソンにしる、これからもっともっと入場者数がふえるということが予想をされます。そういうことであれば、ローズフェスタの実行委員会あるいはローズマラソンの実行委員会もそうであるかと思えます。また、それぞれの実行委員会は別々かもしれませんけれども、たまには合同の実行委員会を開催するとか、そういったことで全体でイベントを盛り上げていく、そのためにはやっぱり月1回ぐらいのペースで実行委員会を行うべきだと思いますけれども、その点についてどのように考えておられるかということ、まず1点尋ねたいと思います。

それと、もう1点なんですけれども、今ローズフェスタの期間中に、例えば四つ角とか六つ角に大きな植木鉢にバラを展示してあります。非常にいいことかなと思っております。そしてまた、商店街には何かのぼり旗ではないんですけども、小さな旗をちょっと上のほうに何か掲げてあったのかなというふうに思ってます。ちょっと目立たなかったような感じがいたしております。

ですので、私はもっともっと宣伝、そしてまたPRをするためには、やっぱりのぼり旗が一番目立つんじゃないかなと思っております。ですから、熊本側と鹿児島側を含めて、それぞれ各

100本ずつくらい3号線の両脇にのぼり旗を掲げるべきだと、ローズフェスタ期間中にですね、そういうふうに思いますけれども、その点をどう考えていらっしゃるかとということ。

それと、もう一つ、ローズマラソンも今後このローズフェスタをにぎわせる一つのスポーツイベントかなと思ってます。そのほかにもやはりソフトボールも毎年この期間に開かれているわけなんですよね。ですから、そういった高校のソフトボールの選手たちがその期間でこういう大会をやってもらっているということは、私はこれはうれしいことではないかなと思っております。それ以外にも、今後は恐らくグラウンドゴルフとか、そういった大会もローズフェスタの期間中に多分企画をされるのではないかと、そういうことが予想されます。そういった場合に、ローズフェスタの期間中に開催されるスポーツイベントに対しても、やはり市として何らかの支援というか、そういう体制が必要だと思いますが、その点についてどう考えていらっしゃるかと。

そのことを尋ねて3次質問を終わります。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますが、実行委員会の開催をもっと多くすべきではないかということでございます。

真野議員の御指摘のとおり、参加者が今後多く予想されると思いますので、これはやはり市全体で盛り上げていかなければならないと思っておりますし、まず委員長さんに相談をさせていただければと思っております。

それから、第2点でございますが、とにかくPRをもっとするべきではないかと、そのためにのぼりは非常に有効じゃないかというようなことでございます。ぜひ、今後そういった意味で、PRをする意味でも3号線沿いあたりに、あるいはエコパークの入り口あたりにのぼりを立ててPRを進めてまいりたいと思っております。

それから、いろんなスポーツのイベントが重なってあるんだと、そういったスポーツイベントにも支援をするべきではないかということでございますので、この件につきましても、できる範囲で、できる限り応援をしてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、エコパーク周辺整備について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、エコパーク周辺整備についての御質問に順次お答えいたします。

まず、みなまた観光物産館まつぼっくりを3号線に面したところに移す計画はないかとの御質問にお答をいたします。

みなまた観光物産館まつぼっくりは、エコパーク水俣の中で、国道3号線からやや入ったとこ

ろにあり、周囲には多数の駐車場が整備されております。昨年、まつぼっくりを大手コンビニチェーンの元役員の方に見ていただいたところ、ロケーションは最高である。海と山がすぐ近くにあり、緑のすばらしさをPRできる場所であると言って称賛していただきました。

また、まつぼっくりは、バラ園に隣接をしており、春と秋のローズフェスタの時期には、県内外から多数の観光客が訪れ、その際、まつぼっくりにも立ち寄っていただいております、平成24年度の入り込み客数は前年比16%増の17万人を超え、売り上げも年々増加しているところです。

もし、まつぼっくりを国道3号線に面した場所に移転するとなると、駐車場を含め広大な土地と経費が必要となり、これまでのバラ園との連携などの見直しも必要となりますので、現在のところ移転は考えておりません。

次に、元ホームセンターサンコー跡地のところに肥薩おれんじ鉄道エコパーク駅の設置は考えられないかとの御質問にお答えをいたします。

エコパークにおいて、バラ園では毎年新たな整備が進み、リピーターを飽きさせない努力をされておられ、入園者も年々増加しております。エコパーク内の公園のリニューアルも行われており、家族連れなど、市内外から多くの方が訪れる交流拠点となってきました。

そのような中、エコパーク周辺の整備の一環としてのエコパーク駅設置をどのように考えるかですが、当面は、まず、老朽化が進んでいる水俣駅を再整備することを考えており、新駅の設置は、その後の検討課題としたいと考えております。肥薩おれんじ鉄道の利用者については、エコパークまでを公共交通機関等を利用して結ぶことを検討しております。

元ホームセンターサンコー跡地は私有地であり、建物も閉店してかなりの年数が経過しており、整備するには相当の費用がかかるのではないかと考えられます。エコパーク駅の設置については、整備に係る財源等も含め、水俣駅の整備後に十分検討したいと考えております。

次に、3号線の電線の地中化が、現在ファッションセンターしまむらのところまでなされているが、産交バス株式会社水俣営業所入り口のところまでされるよう、国及び関係機関へ要望する考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

電線の地中化事業につきましては、平成4年度から国土交通省が、市役所からファッションセンターしまむらまでの沿道約2キロメートルの区間におきまして、事業期間を4期に分けて実施をしているところでございます。この事業が実施されたことにより、地震や台風等から通信線が守られることや、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりするという危険がなくなり、緊急車両の通行が円滑になること、さらに、歩道が広く使え、車椅子等も利用しやすくなったことや美しい町並みも形成されるなど、多くの事業効果があらわれていると認識しております。

事業の実施区間につきまして、国土交通省に確認したところ、市役所からファッションセンターしまむらまでと伺っております。この事業につきましては、昨年の地域懇談会でも御意見を

いただいております、本市といたしましても、議員お尋ねの区間までは必要と考えておりましたので、平成24年度から熊本県を通しまして、国土交通省、九州電力、NTT等に事業の延伸要望を行ったところでございます。

今後も引き続き事業関係機関に強く要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

私が考えている、まつぼっくりを3号線に面したところに移転してはどうかという、その場所なんですけれども、私は竹林園のあの駐車場部分が一番最適ではないかなと思うんですよ。あそこだったら、3号線からでもずっと人目につくといいですか、そして、またバラ園にはどうやって、じゃあ、あそこを渡すのということなんですけれども、それは陸橋をかけてやればいいんじゃないかなと私は思っております。なぜ陸橋をかけるのか、それは交通の安全の面もありますけれども、上からの眺めというのは、バラ園の中でバラを見るということもいいことなんですけれども、上から見おろす眺めというのはまた格別なものがございまして。鹿屋市のバラ園なんかは、少し下のほうにありますから、上からでも全体を見渡すことができるんですね。

私、家から下ってくるときに、市道に出るときに、上のほうからちょっと眺める、そういう場所をいつも通っているもんですから、上からの眺めというのは非常にいいかなと。ですから、あそこがもっと生きてくる、バラ園ももう少し生きてくるんじゃないかなと思っております。それと、竹林園も近くなりますので、この竹林園のもっと利活用といいますか、そういうことも、あそこにまつぼっくりが竹林園の駐車場あたりに来ることによって、両方がもっと生きてくるんじゃないかなと思っております。

将来、南九州西回り自動車道が全線を開通したときに、水俣が素通りにならないためにも、やはり魅力あるまちづくり、そういう整備というのが非常に大事になってくるんじゃないかなと、お客様をいかに水俣インターでおいてもらうのかという、あるいは袋インターのほうでおいてもらうという、そのお客を両方向から水俣の市内へ引き込む、そのためにはやはりエコパーク周辺の整備というのは、これは幾らお金をかけても、やっぱり先行投資してでも、魅力あるまちづくりというのを私はやるべきではないかなと、そういうふうには思っております。

ですから、ぜひ、やはり将来を見据えて、何とか今から先行投資の意味でも、ひとつ、このまつぼっくりの移転というのは、これからその移転をどうするのかということは検討課題に十分値すると思っておりますが、どのようにお考えかということをお尋ねしたいと思います。

それと、エコパーク駅設置の件なんですけれども、まずは今の水俣駅を整備して、そしてその後に検討をしたいということだったかと思いますが、大体じゃあいつごろに整備をしたいとい

う、そういう将来的なビジョンはあるのか、そのことを2点目にお尋ねをしたいと思います。

それと、電線の地中化の件なんですけれども、やはり地中化がされた後というのを見ると、本当に素晴らしいし、電線も垂れ下がるということもないだろうし、また歩行者もスムーズに通れるという、そしてまた景観上も非常にいいと、そういうことでぜひ産交バスの営業所入り口まではしてほしいと思うんですが、現在、金子代議士が国土交通委員長という、そういう職にあられるわけですから、このまつぼっくりを道の駅にしてもらったのも金子代議士が副大臣のときじゃなかったのかなと、そういうふうに思っております。ですから、現在国土交通委員長という、そういう職にあられるという、熊本県5区から選出の代議士ですから、やはりこの水俣地域のこともある程度要望も聞いてもらえるのではないかなと、そういうふうに思っています。ですから、やはり水俣市の要望として、ぜひ国交省あたりへその辺のところを強く働きかけをしていただきたいと思いますがいかがか、この3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 3点、御質問いただいたかと思っております。

まず、1点目、まつぼっくりの移転の場所というところで、竹林園横の今の駐車場のところはどうかと、バラ園との連携に伴っては陸橋をかけてはどうかと、今後のまつぼっくりの移転について南九州西回り自動車道の延伸等も踏まえたところでの検討ができないかというような御質問だったかと思っております。

移転の場所につきましては、先ほども申し上げたとおり、財源等も問題あるいは既存の施設の連携の問題等々ありまして、なかなか早急にというところではないかと思っております。特に陸橋を設置するということになりますと、警察との協議でありますとか、道路管理者、施設管理者との協議も出てまいろうかと思っておりますので、今後のインターの延伸等も踏まえながら見直し等の中の一つの案として議論をさせていただければと思っておりますのでございます。

それと、2点目のエコパークの水俣駅の改修の件でございますけれども、今の予定でございますしたら、今年度中に水俣駅の改修につきましては設計を委託して、来年度中に改修を終えたいというところで予定をしているところでございます。ですので、新駅の設置ということになりますと、それ以降の検討ということになるのではないかとこのところでございます。

それと、3点目、電線の地中化につきまして、水俣市として強く要望をというようなお尋ねでございますけれども、議員御指摘のとおり、代議士の先生方等ともいろいろお力をいただきながら、県を通しまして、国あるいはその事業者等々に対しまして、我々としても強く要望して、早急にエコパークの入り口のところまでは電線の地中化が進みますように要望してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 エコパークの駅の設置の件なんですけれども、水俣駅の整備の後に検討をしたいと、それはもう最初の答弁と変わらないのかなと。私が尋ねたのは、水俣駅整備が終わった後に、じゃあ何年後ぐらいにエコパーク駅の設置をする方向で考えているとか、そういう将来的なビジョンを私は示してほしいということを行いましたので、そのことをもう一回尋ねたいと思います。

それと、やはりまつぼっくりの竹林園への移転なんですけれども、私はやっぱりこれは将来的な検討課題としてぜひ考えるべきだと思いますよ。というのが、津奈木インターまでが平成27年度、あとその3年後に、平成30年度には水俣インターまで開通する予定だということが今盛んに叫ばれております。そうしますと、あとその3年後というと、平成33年度には多分もう袋インターまでということは、鹿児島県側からもそういった感じで来るわけですから、平成33年か34年には完全にこれはもうつながって全線開通を多分見ると思います。そういったときにですよ、やはり水俣が通過点にならないようにするためには、本当にこの水俣でおいてもらう、じゃあ水俣にそれだけのそういう魅力のある場所があるのか、やっぱりその魅力のある場所をつくって、お客を呼び込むことに備えるというのが、私はそういう政策が必要だと思うんですよ。

ですから、やっぱり将来的なビジョンとしてですね、10年計画でいいと思います。その10年計画の中で、今後、じゃあエコパークを活用した、あるいは湯の児・湯の鶴温泉を活用した人の流れをそういうふうにつくってやるとか、滞在をもう少し引き伸ばして宿泊者数につなげるとか、そういった考えが必要だと思うんですよ。そういう意味で、まつぼっくりを竹林園のところにぜひ移転をすることを前提に置いて、そういう計画づくりというのを進めるべきではないかなと思います。

やはりこの内なる力、水俣の市民が水俣をどうしたいのか、我々議員でも執行部でも、この水俣をどうしたいのか、そういう議論を重ねながら、水俣としてまちづくりというのをやっていかないと、やはりほかの市町村に追い越されてしまうんじゃないかな。国から県から、こうしなさい、ああしなさいと言われる前に水俣としてどうしたいのかという、そういう議論をやはり今後やっていく必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

ですから、そういう意味においても、この10年ぐらいのビジョンを今後どうしたいのかということ、これは市長にこのことはお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員の御指摘のことは十分受けとめさせていただきました。今新たに総合計画を策定中でございますので、その中でどのような形で、どうすればそれができるのかという

ようなところも検討してまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 1点目のエコパークの駅の件でございますが、先ほどの答弁の中で、今の現駅の改修が終わってからということでお話し申し上げましたけれども、総合的には先ほど市長が申し上げましたように、将来ビジョンも踏まえたところで、できるだけ早急に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、河川の安全対策について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 河川の安全対策について順次お答えします。

まず、5月23日水遊びをしていた小学生が溺れる事故が起きたが、このことを受け、市はどのような対策をとろうと考えているかについてお答えいたします。

まず、初めに、先ごろ発生しました水難事故の状況等について御説明をいたします。

5月23日午後5時ごろ、市立総合体育館横の水俣川で水俣第一小学校2年生女子2名が遊んでいるうちに1名が流され、溺れるという事故でした。救急隊により救助され、市総合医療センターに搬送されました。その後、直ちにドクターヘリで熊本赤十字病院に搬送され、小児病棟集中治療室で治療が施されました。大変厳しい状況の中で懸命な治療の結果、現在は回復の兆しが見えてきております。

事故発生現場の周辺は公園化され、市民の憩いの場として多くの方が利用し、自由に出入りできるようになっています。今回の事故を受け、市といたしましては、教育委員会から各小・中学校に再発防止に向け周知・徹底をお願いしたところです。具体的には、臨時校長会議を開き、以下の点を指導いたしました。児童・生徒に対し、学校の決まり等の徹底を図ること。児童・生徒の遊びや行動及び危険箇所の把握に努め、具体的な指導を行うこと。保護者や地域に対し、児童の安全確保に対して注意喚起を促すとともに、危険箇所や児童・生徒の生活の様子について情報提供等の協力を依頼することなどです。

次に、河川や海での遊びや遊泳について、学校ではどのような指導をしているかについてお答えいたします。

各学校では、事故防止のための心得や生活の決まり、夏休みの暮らしなどを作成し、各学級や地区児童会あるいは集会等により直接指導しております。学校の指導の重点といたしましては、小学校では、川や海へは子どもだけでは行かないという指導を、年度当初や週末、夏休み前などを中心に行っているところです。中学校では、川での遊泳や遊泳禁止の海で泳がない指導を行っ

ております。また、保護者に対しても、学校での指導内容や川や海の危険性を文書や懇談会等で知らせております。

今後さらには危険箇所や子どもたちの行動の把握等に力を入れ、再発防止に全力で取り組みたいと思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をしますけれども、こういう事故は本当はもうないにこしたことはないんですが、やはりどうしても暑くなると海や川へ行きたくなるというのが人間の心理かなと思っております。しかし、今回事故発生後、直ちに臨時校長会などを開かれて、その対処をされたということはよかったのかなと思っております。

しかし、やはりなぜこういう事故が起きるのか、やっぱりそこには何らかの原因・要因、いろんなことが考えられるのではないかなと思っております。それで、今回こういう事故が起きた原因を教育委員会としてはどのように考えておられるのか。それとやはり現場の状況、そういったものがどういった状況にあったのかというのを検証する意味でも、直ちにその現場へ行って、深くくなっているとか、少し滑りやすくなっているとか、非常に危険だなと、現場の状況というのを把握しておいて、それが危ないからそういうところには近づかないようにしようと、そういった指導にもつながっていくのではないかと思いますので、現場へ行ってそういう確認をされたのか、そのことについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、第1点目でございます。水難事故発生の原因をどのようにみているのかということでございますが、2人で川に行っているわけなんですけれども、当時一緒にいた女の子については実は非常に大きなショックを受けておまして、今、スクールカウンセラーを依頼して来ていただいて見ていただいているんです。その経過なんですけれども、十分な聞き取りができないという状況の中で、大まかな概略というのが少しわかってまいりました。

それによりますと、2人で浅瀬に入っていたわけなんですけれども、1人の子がサンダルを流してしまって、それを追いかけている間に、もう1人の子が溺れてしまったという状況なんです。実際は溺れるところを片方の子は目撃をしてないんですけれども、おおよそ想像するに、話からいきますと、川の浅瀬でアヒルに近づいていったということが一つございます。それと、アヒルに追っかけられたかもしれないということもあります。ですから、追っかけている途中で深みにはまってしまったということが原因ではないかなというふうにおおよそ想定をしております。

それから、現場の状況をどう把握したのかということでございますけれども、小崎周辺については、親水公園ということで、川への侵入が容易に小さなお子さんでも行けるという状況に今なっております。特に川の中に入りますと、川床は浅いし、水に親しめるという、本当に公園の

目的を達しているようには思いますけれども、ただし滑りやすいというのは今でございます。

それから、水俣川と湯出川の合流地点から十数メートル行きますと、急に深くなっているということがございまして、非常に子どもにとって危険だというようなことを今実感をしたところ
です。

それから、危険表示の標識等は小崎川に1カ所小さいのがございますけれども、子どもにはそれを理解するというのは非常に難しいかなというふうには実は思ったところ
です。ですから、今後は水に親しむのは、これはもう当然の成り行きなんですけれども、危険と裏表だということをきちんと伝えていくということ、家族とか、あるいは地域できちんとそういう認識をして、一緒に考えていくということが大事じゃないかなというふうには思っているところ
です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 やはりハードで規制をするという、川には絶対入ってはいけないというふうな規制
というのは難しいと思います。そういうことであれば、やはり学校あるいは家庭、P T Aを通じての
そういう指導を徹底させることしかないのかなと思っております。

やはりもう子どもたちだけでは絶対行ってはだめ、親か、あるいは大人の人と行きたいときには行くことと、やっぱりそれを常日ごろから指導をしていくということ、教育委員会のほうでもその指導徹底をしていただきたいと、これはもう要望にかえさせていただきます。

○議長（大川末長君） 次に、ごみ問題について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 次に、ごみ問題についてお答えします。

初めに、現在のごみ分別のあり方についてどう考えているかについてお答えします。

本市のごみ分別につきましては、平成5年2月に市内3地区をモデル地区として選定し、約300カ所の地区説明会を経て、同年8月から市内全地区を対象とした20種類の分別収集を開始しました。平成10年度にペットボトル、平成14年12月に生ごみ、平成17年度に電気コード類、平成22年度に食用油、平成23年度には小型家電を順次追加・再編を経て、現在24種類の分別を実施しており、全国的にも特色ある収集として国内外から多くの視察者に訪問いただいております。このことは、分別開始から20年が経過し、市民の皆様の御理解と御協力により実施され、広く国内外に発信できていることの証明であり、大変喜ばしく、また誇らしく感じているところであります。

その反面、開始当時とは社会の情勢も変化し、高齢者の割合が高まり、加えて核家族化が進みつつあることなどを考えますと、現在の分別品目や収集方法について検討の必要はあるかと考えます。その一環として、平成24年11月から12月にかけて老人クラブ連合会及び障害者福祉協会連

合会の各会員、市内12カ所の居宅介護支援事業所に対し、高齢者世帯のごみ出し等に関する課題調査を行い、66.16%、348通の回答をいただきました。

その中で、回答者の約80%の方から現在の分別数は適当である、または資源化のためにはやむを得ない旨の回答が得られました。しかしながら、高齢者及び障がい者の皆様には、家庭から出される資源ごみに関しては、ステーションが遠い、危険であるとの意見もあります。なお、高齢者等に対しましては、安否確認を含めたごみ出しの支援活動など、地域コミュニティ活動をされている地域もあるとお聞きしております。

したがいまして、今後ともリサイクル推進委員の皆様と連携を図り、市民の皆様の御意見や現状をお聞きして、よりよい分別のあり方にさまざまな市民の皆様の御意見として反映させてまいりたいと考えております。

次に、草木のリサイクルはいつ始めるのかについてお答えします。

家庭から出されます草木類につきましては、燃やすごみとして収集しているのが現状であります。平成22年度に実施しました組成調査の結果によりますと、燃やすごみの中に含まれます草木類の割合は15%程度と算出され、草木類を分別・資源化することにより、本市のリサイクル率の向上と燃やすごみの減量に伴い、広域負担金の減額につながる可能性があります。そのため、今年度中に一部地域を対象とした収集量及び処理量を把握するためのモデル事業を実施し、収集・処理方法、収集頻度などの調査・検証を行う予定としておりますので、その結果をもとに実施してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 残り時間が少なくなりましたので、簡潔にお願いします。

真野頼隆議員。

○真野頼隆君 じゃあ、簡単な質問を3点ほどして終わります。

まず、剪定された枝等が収集をされていないという声を市民からよく聞きますが、どうなっているのか。それと、草木のリサイクルのモデル事業を始めるということですが、対象地区はどこで、どういう方法でやるのか。それと、このごみ問題というのはやはり市全体で考えるべき問題じゃないかなと。毎年、4月にリサイクル推進会議が開かれますけれども、そういったときに責任ある立場の人が今後のごみ収集のあり方をどういうふうに考えているのかということの説明したり、あるいは市民からのそういう要望をいろいろ聞いたりとかいうことで、そういう会議のときにしてもらいたいと思いますがいかがか、この3点で終わりにします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 現在の剪定されました剪定くずでございますけれども、枝等につきましては、直径が2センチ未満ですと、30センチの長さに切り15センチほどの大きさに束ねると、燃やすごみとして出すことができます。ただ、2センチを超えますと収集車の関係で収集で

きませんので、粗大ごみとして1メートルの長さに切って粗大ごみとして出していただくことになります。ただ、これも5センチを超えますと処理場の裁断機が能力を超えますので、5センチを超えるものにつきましては、まことに申しわけありませんけれども、事業者のほうへ頼んでいただくしかないというのが現状でございます。

それから、草木の処理の実証試験でございますけれども、現在は山間部と町部ということで、13区と19区での実証試験を予定しております。その中で、燃えるごみですと、今、袋に入れてでもそのまま燃やすわけですけれども、それを堆肥化とか、そういうことを考えると、どういったような収集でしたらいいか、その辺のところも検討した上で実証試験に入りたいと思っております。

また、市民の意見を聞く方法としてでございますけれども、このリサイクル推進委員会というのは各自治会長も入っていらっしゃいますので、地域の意見も吸い上げやすいのじゃないかと考えております。その点でリサイクル推進会議に、議員の御指摘のように御意見を聞きながら、今、水俣市の高齢化率も33%ですけれども、平成32年には40%を超えるというような数値も出ておりますので、適宜協議を進めながら、市民のごみの御協力がいただける状況を維持していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

未来みなまたの中村幸治です。

世の中は、政権が交代し、経済が活性化したような日々が続いていますが、このところ少し雲行きがおかしいような状況が見え隠れしています。国の政策は国会に任せるとして、私は水俣市のことについて、市民の立場に立って質問いたします。

まず、初めに、地域公共交通について質問します。

①、水俣市路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、スクールバスに対しての補助金の推移はどのようになっているのか質問します。

②、今まで地域から公共交通についてどのような要望があったのか。また、その要望について

対応はできているのか。

③、地域公共交通運営の今までの成果と今後の課題は何か。

以上の3点を質問いたします。

次に、地区管理の防犯灯について質問いたします。

この件については、前回、牧下議員が質問をされました。その後、私も興味があり、多くの方とこの件について意見を交わしました。各地区管理の防犯灯については、世帯数の減少や高齢化などにより管理することが大変重荷になってきているようです。また、水俣市は2008年7月に国の環境モデル都市に認定をされ、アクションプランを策定し、5年間の具体的な取り組みを行ってきました。このアクションプランは世界的な問題である地球温暖化問題に先導的に取り組む自治体として、持続可能な低炭素社会を目指すとしています。

そこで、質問いたします。

①、水俣市全体で地区が設置し、管理している防犯灯は何基あるのか。そのうち、白熱球・蛍光灯の数量は把握をされているのか。

②、現時点でLED化された防犯灯は何基あるのか。

③、地区管理の防犯灯をLED化するのにどれくらいの建設費がかかるのか。

④、LED化した場合のメリット・デメリットは何か。

⑤、水俣市として地区管理の防犯灯を全基LED化する考えはあるのか。

以上、5点を質問いたします。

次は、市長と語る地域懇談会について質問いたします。

私たち市議会も4月23、24日の両日、議会報告会を開催いたしました。報告会の目的は、市民の皆様にも市議会活動を理解していただくためのものです。議会報告会の中で、市民の要望等が数多くありました。

そこで、4点質問いたします。

①、地域懇談会の目的は何か。

②、参加者はどれくらいだったのか。

③、市民あるいは地域からどのような要望があったのか。

④、地域懇談会の成果と課題は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域公共交通については副市長から、地区管理の防犯灯については総務企画部長から、市長と語る地域懇談会については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 地域公共交通について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 地域公共交通について順次お答えします。

初めに、水俣市路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、スクールバスに対する補助金の推移はどのようになっているのかについてお答えします。

路線バス及びコミュニティバスの補助金につきましては、補助金額の合計金額をお答えいたします。

平成21年度は3,141万9,000円、平成22年度は3,849万1,000円、平成23年度は4,259万2,000円、平成24年度は3,823万4,000円となっております。

乗合タクシーについては、平成22年10月から順次運行しており、国庫補助金額に停留所の設置や時刻表の作成等に係る経費も含んでおり、運行補助金のみが算出できないため、運行経費から運行収入を引いた金額をお答えします。

平成22年度は半年分で170万3,000円、平成23年度は594万8,000円、平成24年度は1,276万円で、年々増加しております。増加の理由につきましては、運行の見直し等を行い、当初5路線であった運行路線数を平成24年度では8路線にふやしたためでございます。スクールバスにつきましては、児童・生徒以外の方も乗れるよう住民の混乗を平成24年1月から開始しており、混乗分に係る経費は、平成24年度は約136万6,000円でございます。

次に、今まで地域から公共交通についてどのような要望があったのか、また、その要望について対応はできているのかについてお答えします。

主な要望といたしましては、バス等の公共交通のない交通空白地区への公共交通の導入、みなくるバスの路線延伸及び運行の見直し等がございました。これらを受け、平成22年度に水俣市地域公共交通総合連携計画を策定し、順次新たな導入や見直しを実施してまいりました。

みなくるバスにつきましては、地元から要望が大きかった木臼野地区及び招川内地区への新たな乗り入れを行い、茂川・梅戸港線の土・日の運行、八ノ窪入り口、三本松等新たな停留所の設置、木臼野・梅戸港線、大川線、中屋敷線、茂道・頭石・招川内線のフリー乗降区間の設定、運行時刻の変更等を実施いたしました。

乗合タクシーにつきましては、平成24年1月の再編に伴い、6路線から大迫・牧ノ内地区、坂口・八ノ窪線及び神川・湯堂地区で運行を実施し、現在8路線で運行しております。また、バス等の公共交通の運行はないものの、スクールバスが運行されている地区につきましては、路線バ

スやコミュニティバスへの乗り継ぎができるよう、児童・生徒以外の住民の方のスクールバスの利用を平成24年1月から実施しております。

次に、地域公共交通運営の今までの成果と今後の課題は何かについてお答えします。

成果につきましては、平成24年度までで水俣市公共交通総合連携計画に基づく交通空白地区への導入は完了し、地域公共交通の整備はほぼ図られたものと認識しております。

今後の課題といたしましては、人口の減少に伴う利用者の減、市からの運営補助金等の増加が予想されます。しかし、交通弱者を守り、地域で安心して暮らしていただけるようできる限り路線を維持するとともに、事業の効率性、採算性とあわせて市民の利便性を十分に考慮し、地域の実情に応じたものとなるよう、必要に応じ随時運行内容の見直し等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず、みなくるバス等について、私、平成15年に議員になったんですけど、そのころから地域の皆さんの要望がいろいろありまして、私も一般質問すると、これやっております。特に、それまでは、今言ったように地域の要望がかなり多かったということで、私もいろんなところに路線をふやしていくと、そのような要望の質問が多かったのかなというふうに一応自分なりに考えております。

1つ質問なんですけど、地域の要望等の、ちょっと質問したいんですけど、要望については大体対応してきたような御答弁だったと思うんですけど、もし、地域の要望で積み残した要望というのがあるのかどうか。もしあるとしたら、解決できるのかどうか。その1点、まず質問したいと思います。

それから、公共交通の利用状況なんですけど、これ皆さんも御存じのとおり、今新聞の連載でコミュニティバスについて記事がなされております。その中で水俣の記事もあったんですけど、利用状況については、新聞記事を見ますと、急激な人口減少の中でほぼ横ばいということというような記事を見ましたので、ちょっと質問はしなかったんですけど、今後ですね、人口減少というのはますます進む、これはもう目に見えているということです。それで、高齢化率もまた高くなるということなんですけど、人口減少に伴って高齢者の数もだんだん減っていくというのは確実な状況ではないかなという感じで私は思っております。

それで、お聞きをしたいのは、今後の利用者数はどのように推移をしていくと考えられているのか質問をしたいと思います。

それと、補助金の関係なんですけど、先ほどの答弁の中で、増加という格好で答弁がなされたと思います。それと、課題ということで利用者の減と補助金の増加という格好の答弁があったと

思いますけど、これは今後の運営をしていくために大変重要なことではないかなと思っております。人口が減少し、それを利用する高齢者、これも少なくなっていくという現状の中で、今のままこの運営を維持していくという、それが大変なことになっていくのかなという気がしますので、1点だけ質問します。

今言ったように、年々補助金の増加が、ふえているということなんですが、このサービスを落とさずに補助金を減らしていくという工夫、これが必要と考えていますけど、どうしてお考えなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、1回目の質問で地域公共交通の成果というのをお聞きしましたが、私が知っている範囲の中で、木臼野から茂川まで一時期みなくなるバスが通ってなかったんですね。そのときに、地域の人たちが運営をしていくという格好の中で、もやいバスというやり方を市として行われたということを伺っていますけど、この答弁の中にそのことがちょっとなかったものですから、1つだけお聞きをしたいと思いますけど、もやいバスを運行して成果というのがどうだったのか、この点をお聞きして2回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 中村議員の2回目の質問にお答えします。

まず、地域からの要望の中で積み残しはなかったかという御質問でございますけれども、先ほどお示ししました交通総合連携計画の中にもかなり多くの要望を列挙してあります。ただ、主なものについては1回目の質問でお答えしましたけれども、個別のいろいろな要望ございます。

例えば、便が少ないんでもうちょっとふやしてほしいとか、夕方ごろに便が終わってしまうので、夜遅くまで運行してもらいたいとか、福田農場まで行けるような形で便はできないかとか、電車となかなかバスの時間が合わないの、それに合わせたシフトを組んでももらえないかとか、いろいろな個別の要望がございます。これについては、はっきり言いまして費用対効果でございますので、できないものもございます。ただ、いろいろな住民の皆さんの意見というのは変わっていきますし、またそういう要望も変わっていきますので、節目節目でそういう意見を聞きながら、できるものについては今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、今後の利用者についてどのように推移していくのかということでございますけれども、先ほども利用者の総数、金額につきまして、どういう補助金が出ているのかについて答弁差し上げましたが、実際、平成23年度から24年度では859人、0.2%増加しております。これは運行の内容を見直したり、路線をふやしたりするということでございますけれども、工夫次第によってはそういう形で利用者の増加につながっております。

ちょっと紹介いたしますと、路線バス、みなくるバス、乗合タクシー、スクールバスの合計で平成20年度から平成21年度の対比では2万6,667人、約5.8%の減、平成21年度から平成22年度の

対比では2万1,493人、約4.9%の減、平成22年度から平成23年度の対比では2万6,361人、6.4%の減、ただ、先ほど申しましたように、平成23年度から24年度につきましては、大幅な見直しを行いまして、859人、0.2%の増ということで、今後、今の路線の運行をそのまま続けますと、当然人口減等によって減っていくと思えますけれども、見直し次第ではサービスを追加する形になるかもしれませんが、利用者数の確保はできるのかなと思っております。

また、連動しますけれども、年々補助金の額がふえているということで、サービスを落とさずに補助金を減らしていく工夫がないかということでございますが、これはなかなか難しい問題というふうに考えております。できる限り、市民の利便性を保ちながら、我慢してもらうところは我慢しながら、またできることはできることで、順次対応していかなければいけないのかなというふうに考えております。

また、木臼野から茂川まで、もやいバスの運行をされているが、その成果についてでございますけれども、先ほど、みなくるバスの運行が実は平成15年1月からでございますが、そのとき木臼野の地域の皆さんから、木臼野まで通してくれという要望がございまして、ただ、初めての導入でございましたので、路線は以前の路線を維持するところにとどめておりました。今後、見直ししていくということで地域の皆さんにはお伝えをしておりましたけれども、その間どうするかということで、このもやいバスということでされたとお聞きしております。

実はやはり運転者の仕事の関係とか、例えば万が一バスを運行して事故があったときどうするかとか、そういう金銭的なものもありますけれども、精神的負担も非常に大きかったというふうにお聞きしております。今回、木臼野、招川内のほうまでバスが導入されたことで非常に安心されたということで、やはりどうしても地域の方々に支えていくというのは限界がありますので、できればそういう公共の機関を入れたほうが、より市民の安心にはつながるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入りたいと思います。

まず、地域の要望等については大体満たされていると、それとできないやつがあるということなんですけど、1点だけ私がお聞きした部分で、みなくるバスの運行に対して1つ地域の要望ということなんですけど、それは梅戸を通過してエコパーク方面に向かうルート、これがあると思えますけど、ここの道路が狭いんですね。ここは交通量も相当多いということで伺っています。この狭いということで住民から道路拡張をという要望等が出ているんじゃないかなということをお聞きしていますので、この件について、これは要望でとめておきますけど、ぜひ拡張工事を考えてもらえればなということで、これは要望ということをお願いしておきます。

それから、今後の運営の部分なんですけど、まず、1つ先ほどお聞きしたのは、もやいバスの運行ですね、これが地域の方たちがいろんなことをやっていくというのはなかなか難しいという面もあったということなんですけど、もう一つは、やっぱり公共交通に関しては国の縛りとか、そういう部分がいろいろあって、なかなか市としてやっていけない部分があるんじゃないかなと、ただ、それに携わってやっていけば、これは地域性がなかなか出てこないという感じを私はすごく持っております。だから、一つの例としてこのもやいバスの運行というのをお尋ねしたというところなんです。

今のままでは、やはりなかなか難しい管理・運営、これが補助金がふえていくという格好でなかなか難しいということですので、NPO法人とかそういう団体を使うとか、いろんな国の規制に縛られない地域の独自性の運営方法を考える必要があるのだというふうに思いますが、その1点だけを質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 市独自というか、自治体独自のバスの運行を考えたかどうかということでございます。

まず、みなくるバスについても、乗合タクシーについても、スクールバスでの住民の混乗につきましても、かなり先進的というか画期的な事業で、我々自治体の先進的な取り組みというふうに理解しておりますけれども、そのほか、地域でバスをそれぞれ運行というのもほかにも考えられると思います。例えば、旅館のマイクロバスをそれぞれ駅まで旅館組合か何かつくっていただいて運行するとか、地域の中で地域間の運行を地元ですとかということがございます。いろんなことが考えられますので、全体の検討の中でそれは検討していくべきかなとは思っています。

ただ、先ほど申しましたように、非常に住民の皆さんの負担とか、運転手の専門性とか、それと万が一の事故の場合の問題とか、かなりいろんな課題もあると思いますので、それを総合的に判断しながら、そういうことについても検討していきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、地区管理の防犯灯について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、地区管理の防犯灯について順次お答えいたします。

まず、水俣市全体で地区が設置し管理している防犯灯は何基あるのか。そのうち、白熱球・蛍光灯の数量は把握されているのかとの御質問にお答えいたします。

地区で設置・管理される防犯灯の数については、さきの3月議会で、2,200から2,300基程度とお答えいたしておりますが、その後、九州電力に問い合わせをしてみたところ、2,537基という回答をいただきました。数値の相違は、各地区で防犯灯を設置する際に、市の補助制度を活用さ

れていない分が含まれていることによるものです。白熱球・蛍光灯の数は、電気料金区分の内訳によると、約2,460基ということでございます。

次に、現時点でLED化された防犯灯は何基あるのかとの御質問にお答えいたします。

LED防犯灯については、20ワットまでの料金区分に属する80基程度が設置されていると思われます。

次に、地区管理の防犯灯をLED化するのにどれくらい建設費がかかるのかとの御質問にお答えいたします。

平成24年度防犯灯建設補助金の申請の際、地区から提出されたLED灯への交換に係る費用の平均値は1基約2万3,000円でしたので、これに市で把握している白熱球・蛍光灯の設置数を乗じると、約5,700万円が必要になります。

次に、LED化した場合のメリット・デメリットは何かとの御質問にお答えいたします。

メリットとしましては、省エネルギー化に伴うCO₂排出量の削減や地区で負担している電気料の削減等が挙げられます。また、LEDの高照度による設置数の削減、長寿命による電球交換の手間と経費の軽減を図ることができるものと考えております。

デメリットとしましては、蛍光灯と比較すると電灯器具自体の価格が高く、取りつける際の費用が割高である点が挙げられます。

次に、水俣市として地区管理の防犯灯を全基LED化する考えはあるのかとの御質問にお答えします。

今後、地区管理の防犯灯を全てLED化するとした場合の初期費用の捻出方法や負担割合、中・長期的視点に立ったCO₂の削減量や地区の維持管理の負担軽減などについて調査を行い、その内容を地域にお示ししながら可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入ります。

まず、LED化した場合のメリット・デメリットについて一応答弁を受けました。メリットについては、答弁がありましたように電気料金が安くなる。ただ、消費電力20ワットという答弁があったと思いますが、私がちょっと調べた範囲の中でちょっと数字が違うかなと思っていますので、また後でそれは述べさせてもらいたいと思います。

まず、メリットは電気料が安くなる、それと電球の取りかえ、これを10年以上取りかえなくていいという、こういうメリットがあるんですね。ということは、これは地域間にとって物すごく大きなメリットということになるんじゃないかなと思います。というのは、地域は高齢化、または世帯数が少なくなっているということで、この2つは大変地域としては大きなメリットという

ことになるのではないかなと思っております。

それで、質問なんですけど、防犯灯のLED化について自治会と話し合いを行ったという経緯があるのかどうか、1点お聞きをします。

それと、もう一つのメリットとして、CO₂の削減、これの答弁がありました。これは環境モデル都市に認定された本市としては大変重要なことじゃないかなと思っております。多分環境モデル都市という格好でアクションプランを2008年だったですかね、立てられたと思うんですけど、この目標の中に、2020年までに32%、CO₂削減、それから2050年までは50%の削減、これが目標という格好で明記をされているということだと思います。

そこで、防犯灯のですね、まず蛍光灯をつけた場合、これは現在多分20ワットの消費電力の蛍光灯をつけられているのかなというふうに私は思っております。LEDにかえますと、これが8.4ワットの消費電力で賄えるんじゃないかなということを私はお聞きしています。ということは、これを計算しますと、消費電力が42%削減されるということで、CO₂削減に多大な効果があるのかなというふうに思っております。

そこで、質問なんですけど、環境モデル都市のアクションプランの取り組み方針に、現在LED化の話は載っていませんので、これをLED化を明記すべきだと考えますけど、どうなのか質問したいと思います。

それと、デメリットについてはですね、先ほどの部長の答弁でありましたように、そんなにはないんですね。ただ、言われたとおり建設の料金が高いという部分、それと、もう一つは、これをもし地域がLED化した場合に、これを10年後に取りかえるということになったときにはやはり相当なお金がかかるかなと、現在ではそういう段階なんですね。ところが、LEDが現在普及がまだしていないものですから、これが今から普及していくと、この件に関しては10年後にはだんだんだんだん生産もたくさんされるようになって、これが安くなっていくのかなということで、デメリットという部分の中ではそんなに考えなくてもいいのかなという考え方を私は持っております。

このようなことを考えると、やはり環境モデル都市の認定を受けた本市としては、やっぱり防犯灯のLED化というのは早急に実施すべき事業ではないのかなというふうに私は考えております。

そこで、質問なんですけど、地区管理の防犯灯を全基LED化できない最大の理由ですね、これは何なのか、まず1点お聞きをしたいと思います。

2回目の質問は以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 中村議員の第2の御質問にお答えいたします。

まず、自治会との話し合いが今までに行われたのかということでございますけれども、これについては現時点では行っておりません。

次に、市が作成しておりますアクションプランの見直しの中に防犯灯のLED化を入れるべきじゃないかと、今現在入っておりませんので、入れるべきじゃないかということでございますけれども、平成21年度にアクションプラン、10年間の計画として策定いたしております。今年度がちょうど5年を経過いたしますので、後半の部分の見直しの時期に当たります。当然、今度の検討委員会等立ち上げて行うわけですが、その中でこの件につきましては検討していきたいというふうに考えております。

それと、3番目の質問になります。市の防犯灯全部をLED化できないかということでございますけれども、これにつきましては、先ほど事業費のほう、これはまあ見込みでございますが、約5,700万円ほどかかると、やはりこの財源問題が一番の大きな問題じゃなからうかなと思っております。

現在、市のほうが行っている補助制度では、昨年度からLEDに対する補助制度というのを少し上げております。増額しておりますけれども、これにつきましては、市が事業費の3分の2、1基当たり2万円を限度という形で補助制度をつくっております。ですから、もしこの制度で対応するとすると、5,700万円のうち3,800万円を市が負担いたします。それと地区が1,900万円負担していただくことになります。じゃあ、果たしてこの1,900万円、地区が負担できるのかどうか、もしかしたら市全体で取り組むとなると、市でももう少しできないのかということもあろうかと思っておりますので、やはりこれに対する財源、補助制度とか起債等いろいろ研究はしておりますけれども、なかなか厳しい面がございますので、やはりこれが一番のネックじゃなからうかなと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 電気料の使用料金、これについて、ちょっともう、ざっとした計算なんですけど、私なりにちょっと計算をしてみました。

まず、白熱球と蛍光灯で2,460基という答弁だったですかね。その中で、まず白熱球を1,000基という格好で電気使用料、これをちょっと計算してみますと、まず電気使用料は定額と公衆外灯という2つの基本料金があるということになっています。それで、白熱球の定額料金、これを60ワットで計算すると310円なんですけど、公衆外灯では280円ということで、安いほうでちょっと私なりに計算をしてみました。白熱球を公衆外灯60ワットということで、1カ月280円の電気料金を地域が払うんですよということになるんじゃないかなと思います。これを12カ月すると3,360円、それと10年これを払うとすると3万3,600円、これが1,000基だとしますと、水俣市全体

で3,360万円、電気料金を支払うというような格好になると思います。これがLED化した場合、先ほども申しましたように、LED化は大抵蛍光灯の20ワットと同じような格好で8.4ワットの消費電力、これで済むのかなという考えを私持っています。

それで、公衆外灯で10ワット、これの1カ月の基本料金が電気料金として79円というようなことを私お聞きしてます。これを1年間使いますと約948円、これを10年間使うと9,480円で、これの1,000基ということであるならば948万円ということで、先ほどの3,360万円から948万円を引きますと2,412万円、これだけの負担が少なくなるんですよというような計算になるんじゃないかなと思います。だから、部長もそういう答弁をされたんじゃないかなということで、具体的にこういう計算をするということが大事なのかなと思って、私計算をしてみました。

それから、球の取りかえ、これに関しましては、蛍光灯につきましては、大体地域が高齢化になりまして、なかなか取りかえることができないということで、これは電気屋さんのほうにこの取りかえを注文していると、そういう現状だということをお聞きしています。それが大体1回1,500円から2,000円ということなんですけど、これも一応、蛍光灯をもし1,000基とした場合の計算なんですけど、蛍光灯の寿命が大抵20ワットで8,500時間、これは1晩10時間これを使用したとしますと850日、つまり2年強でこの蛍光灯は切れますよという、これは数字的なもんなんですけど、一応そのようなことになっているということをお聞きしています。

それで、この蛍光灯を取りかえるということで、今言いましたように850日にしか持たない蛍光灯を10年間、大体3回取りかえるような格好で計算しますと、この安い1,500円で計算しますと10年間で4,500円、これを1,000基かえると450万円の経費が地域には負担がかかってくると、要するにLEDは約10年もてるという、この根拠なんですけど、一応6万時間LEDは切れませんよというようなデータが出ているということなんです。これは単純に計算しますと、先ほど、もし1日10時間これを使った場合には、大体16年間もてるような計算に私の計算上なっているということになります。このような地域に関しましてメリットが相当あるということなんです。

だけん、このようなメリットのいろんな数値的なデータ、こういうものをもとにして、やっぱり防犯灯をLED化するメリット、これを理解していただくために各自治会に足を運んで説明をして、やっぱり全基LED化という必要性を訴えていくと、これが大事なことじゃないかなと思いますけど、その点についてどう思われるか、まず1つ質問したいと思います。

それと、全基LED化についてはやはり財源、私もそのように思ってます。ざっと計算して、部長が言われたとおり五千何百万円の建設費がかかるということは私も承知してます。しかし、その財源を地域のため、市民のためにメリットになる部分であるならば、その財源を見つけてくるのが市の仕事じゃないんですかね。ただ、財源がありませんからできませんと、まあできませ

んということはありません。検討しますということと言われてはいますけど、やっぱりそこに力を注ぐことによって市民の皆さんの理解が得られるということになるんじゃないかなというふうに私は思っています。

それで、まずその財源なんですけど、1つ、環境モデル都市のアクションプラン、これをLED化の目標に掲げるということをされると、ここにどういう格好でその財源を持ってこようかという、その知恵が浮かんでくるんじゃないかなというふうに考えています。だから私は明記してほしいということをさっきちょっと質問の中に入れてもらったということです。

それと、もう一つは、部長の答弁でもありましたように、地域の方たち、地域のほうもお金を出すんですよということなんです。これは私もそのとおりだと思います。というのは、やっぱり受益者負担の原則というのがありますから、当然、使用する側もある程度の負担をしなければいけないということは十分私もわかっています。

そこで、それだけの財源が地域にあるかといいますと、私もそれは大変なことだと思っております。ただ、1点だけ私が思っているのはリサイクルの還元金の話なんです。これは、年間一応地域に1,000万円ですね、自由に使ってくださいという格好でお渡しをするということになっています。確かにそういうことで私も地域の中で、そういう還元金についていろんな使い方を皆さんと一緒に検討したということも自分なりにわかっています。だから、その1,000万円をお渡ししてしまえば、地域がそれについて自由に使っていくということなんですけど、私が今申しましたとおり、数字的なこととかいろんなそういうのを、自治会なりリサイクル委員会にお話をさせていただき、これ、本当にLED化というのは大事なことですよということを理解をしていただければ、この1,000万円の地域への配分する前に何百万円かですね、配分する前にこれに使わせていただきますと、これを何年か使わせていただきますという、そういうことを説明して、そしてそれを理解していただくというようなやり方というのが考えられるんじゃないかなと思いますけど、どう思われるか、その点を質問したいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは、第3の御質問にお答えさせていただきます。

まず、地区への説明ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今までは自治会長のほうには御説明いたしておりません。ただ、今回アクションプラン見直しの中で当然これは検討すべきことだと思っておりますので、そうなりますと、実際実行するためには地区の御理解・御協力が必要になりますので、今後、実際のメリット・デメリット等をきっちり数値化いたしまして、自治会長のほうにお示ししていきたいと思っております。

それから、先ほど数値的なものもございましたけれども、私のほうもちょっと計算しておるも

のがございます。先ほど議員がおっしゃいました、九電の単価等に基づいてちょっとやっているところでございますけれども、そうしますと、見込み的に電気代が全部LED化された場合には月に約30万円程度、それから年間にCO₂が160トンぐらいは削減できるんじゃないかなろうかと、非常に大きなメリットがあるんじゃないかなろうかなと。当然、先ほど電気料のほかにも取りかえの経費等もございますので、それらの部分をきちんと精査していきたいと思っております。

それから、リサイクル還元金につきましてですけれども、これにつきましては、もう御存じのとおり、先ほどございました1,060万円が還元金の限度になっております。ですから、これは現在、用途についてはリサイクル関係の経費に使うという形で決められておりますので、その中で、市としてもこれはやはり非常に重要なことですので、御理解いただくよう、その委員会の中にもお話しして、これは同時並行という形でさせていただく必要があろうかなと思っております。アクションプランの見直し等含めて地区の説明、それからリサイクル推進委員会等の説明等を行っていただければと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、市長と語る地域懇談会について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、市長と語る地域懇談会についての御質問に順次お答えいたします。

まず、地域懇談会の目的は何かについてお答えいたします。

本市では、市民と行政が協働で築き上げてきた環境モデル都市づくりを基盤に据え、人が行き交い、ぬくもりと活力のある環境モデル都市みなまを目標として、環境にこだわったまちづくりに取り組んでまいりました。

この地域懇談会は、水俣市の実情やこれまで実施してきた事業の報告及び平成25年度に計画されている重要な施策など、本市の取り組みについて説明をし、その理解を深めていただくこと、そして、地域の課題や市政への御意見をお聞きして、市の取り組みに反映していくことを目的として開催しております。

また、ことしは全国豊かな海づくり大会や水銀に関する水俣条約外交会議などの大きなイベントが水俣で開催されます。これまで公害のイメージが強かった水俣のよみがえった海や先進的な環境に対する取り組み、安心安全な農産物や温泉、豊かな自然環境など、水俣のすばらしさを発信する絶好の機会であります。これをまちの活性化にもつなげていこうと考え、今回の懇談会の中で、市民の皆様にご理解、御協力をいただきたく御紹介をさせていただきました。

次に、参加者はどれぐらいだったのかとの御質問にお答えいたします。

今年度は、5月10日から24日までの市内8つの会場において実施し、自治会長、自治協力員、

民生委員、婦人会、寄ろ会、市議会議員の方々を初め、延べ約200人の参加者がありました。

続いて、市民あるいは地域からどのような要望があったのかとの御質問にお答えいたします。

それぞれの会場において寄せられた意見の主な内容といたしましては、全国豊かな海づくり大会、水銀に関する水俣条約外交会議に関するもの、ごみの分別、自然エネルギーの利用といった環境施策に関するもの、桜並木や花壇、樹木伐採などまちの景観整備に関するもの、防災・災害復旧に関するもの、学校や公共施設整備に関するもの、道路や河川の改良・整備に関するものなど、さまざまな分野にわたるものであります。

懇談会の中で、その場で回答できず持ち帰ったものについては、速やかに現地の確認、調査を行った上で、後日、自治会長様宛に回答することにしております。

最後に、地域懇談会の成果と課題は何かという御質問にお答えいたします。

今それぞれの地域が抱えている問題が明らかになり、市政に対して、市民がふだんから疑問に感じていることをたくさん聞くことができました。また、本市の基本政策となる総合計画、環境を軸としたまちづくり戦略、そして今後予定している全国豊かな海づくり大会、水銀に関する水俣条約外交会議、環境首都水俣創造事業といったさまざまな取り組みをお伝えし、これらについての御意見も聞くことができました。

市民の皆様からは、生活環境などの身近な問題や要望が出されましたが、今後、さらに将来に向けたまちづくりに対する意見についても、たくさん出るような懇談ができるよう工夫をしなければならぬと感じております。これからも、市政の現状をお知らせし、またそれぞれの地域の課題を把握することで、市民と行政が一体となった市政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私たちも議会報告会というのを現在行っております。本壇のほうからも述べさせてもらったんですけど、この目的というのは、やはり議会活動を理解していただくというのが一つの大きな目的ではないかなというふうに思っております。それともう一つは地域の要望ですね、これを聞くということなんですけど、市長と語る地域懇談会の目的も、やはり先ほど述べられましたけど、市の事業等を理解していただく、それと将来のまちづくりについて、それを話していきたいということも言われました。

ただ、私も参加してみたんですけど、今言ったように、この懇談会については市政をどういう格好で考えておられるのか、それと将来のまちづくり等、こういう意見等を聞く場というのが一つ大きな目的じゃないかなというふうに私も思います。

ところが、これが参加する市民の人たちは自分たちの地域の要望、これを話をしたいというよ

うな、そういう意向のほうが強いのかなというふうには感じておりますし、議会報告会の中でもそのような感じを持っております。そういうことを感じたものですから、この件について質問をちょっとさせてもらったというところなんですけど、まず1つ目の質問なんですけど、地域からいろんな要望等があったということでお聞きをしたんですけど、その地域からの要望等に対して、どのような流れで窓口はどこなのか、最終的にどこがどのような格好で回答していくのか、そういう流れについて質問をしていきたいと思っております。

それと、もう一つは、市民は市政に対する意識、これについて市長はどのように感じられたのか、この2点について質問いたします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員のほうもおっしゃいましたけれども、私も今、地域のほうで困っていらっしゃる、あるいはこういうことをしてほしいという要望、そういったのがふだんお忙しい中で、お仕事の都合でなかなか申し上げることも機会が少ないというような場の設定として1つはこれまでもやってきたところがございますが、本来目指すところは今おっしゃったように、水俣をどうつくっていくのかということをそれぞれ議論しながら、そして一步前進するような形で御議論ができればというような思いが根底にあるところでございます。

地域からの要望について、どのような流れで回答しているのか、あるいは窓口はどうしているのかというような御質問だったと思っております。このことにつきましては、まず企画課が窓口になっております。懇談会の議事録を作成いたしますが、その作成する段階でいろんな意見、要望等の把握を行います。また、懇談会で直接その場で回答できなかったこともございます。そういったものにつきましては、調査表にして、担当課のほうに渡します。そして担当課のほうで詳しく現地調査したりとか、現地へ行っていろんな御意見を聞いたりとかしながら、その回答を企画のほうへまた戻すというようなことでございます。そういうことを企画課のほうで集約をいたしまして自治会長会へ流すとか、自治会長さん方へ文書で回答すると、そういうような流れをつくっております。

それから、もう1点でございます。市民の市政に対する意識はどうだったのかということでございますけれども、今も御指摘のございましたように、やっぱり毎回ですが、身近な問題とか、あるいは地域の課題の解決ということについては非常に関心が高うございます。ただ、今回につきましては、特に環境施策を中心としていろんな意見や提言もございました。市民の意識としては非常に高いのではないかなと、そのように受けとめたところでございます。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 地域懇談会の大きな目的というのがやはり将来のまちづくりについてということですので、やはりここに時間を割くというような、そういう努力をする必要があるのかなと、その

ためにはやはり地域の要望というのはたくさんありますから、それをどのような格好で解消していくのか、ここが一つの課題点が見えてきたのではないかなというふうに私は感じております。

そこで、私の考え方なんですけど、まず地域の要望を年1回、自治会の中で話をさせていただくと、その話し合った地域の要望を自治会長が取りまとめて、窓口一元化という格好の中でそこへ提出をしていただく。その市側の窓口ですね、これは企画課と今言われましたけど、これは1カ所で受け付けから回答、最後までそれを行っていくと、そういうことを管理することによって、地域の皆さんの要望等はだんだんだんだん少なくなっていくような気がするんですね。それと、その情報をやっぱりデータベース化するということによって、回答した、または回答できなかったというのが一元管理ができるような気がします、私としましては。

それに、これが一番大事なことなんですけど、その要望というのは、やっぱり実現できるか実現できないか、地域の皆さんはこれに関心があると思います。というのは、これを予算化するかどうかということになってくるんじゃないかなと。それで、年に1回のそういう要望について提出期限を10月ごろ提出をしていただくと、そのことによって、市はそれが実現できるかどうかの予算、査定関係等ができていって、次の年度にできるものはこういう格好で予算化をしましたよ、できないことはこういうことでできませんよと、そういうことが市民の皆さんにお答えできるという流れをつくっていく。それによって地域の要望等がだんだんだんだんできていけば、それが少なくなっていく。

私、10年間議員やっていますけど、昔からの要望が結構残っています。私もできなかった分あるし、市民から言わせると、市のほうの回答がうまく聞こえてきてないというような、そういうことも何回か経験をしておりますので、そういうことをやられてみてはどうかなということ私をつくづく今回の地域懇談会の中で感じたところです。そうすることによって、今市長が言われました将来のまちづくり等について、市民の皆さんと十分時間をとって話し合いができると、そういう環境ができるということになるんじゃないでしょうか。

それと、これをやることによって地域力がついていくということなんです。地域の皆さんが自分たちで考えて自分たちで要求したこと、これが実現できるかできないか、その話し合いをすることによって地域が力をつけていく、これがまた水俣市の将来のためになっていくと、私は常に水俣のまちづくりは、地域力、自治会の力だということを常々思っておりますので、こういうことを考えて、ぜひやっていただきたい。

だから、1点だけです。要望について一元管理で私が今申したことを実現するという格好でできるかどうか、その考えをお聞きして3回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま、一元管理をすべきだがどうかということでございます。

今御指摘ありましたように、私どもといたしましても、やっぱりそういった要望等につきましては、まずそのことの要望ができるのかできないのか、あるいはできるとしたら、いつまでできるのか、予算はどうかということを的確にお答えするのが我々の責務だろうと思っております。

したがって、そういったことが漏れがないように今後も対応していかなければならないと思っておりますし、その要望に対して、あわせてスピード感を持って対応していかなければならない、そのことが市に対する、行政に対する信頼にもつながっていくのではないかなと思っております。

したがって、今、年1回の自治会あたりで発表したり、そういったことを確認したりするのはどうかということでございますので、自治会あたりとも十分相談をしながら、今後そういうことについては進めてまいりたいと思っておりますし、とにかく私といたしましては、担当課を企画課に絞っておりますので、そこの窓口で漏れがないように、まずはしっかり取り組んでいきたい、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、こんにちは。

新政同友クラブの塩崎信介です。

食後の眠たい時間ですけれども、耳だけ、よろしくお願ひしたいと思います。

去る6月8日付の読売新聞の報道の中で、議会も責任、自主解散との記事を目にしました。内容は福岡県中間市の職員3人が逮捕・起訴された生活保護費不正受給事件を受け、中間市議会が市議会にも責任があるとして、議員提出の自主解散動議を賛成多数で可決、即日解散したことです。議員の1人が定例議会本会議で、市長と同格の市議会も事件のチェック機能を果たせなかった、みそぎを受けるべきだと緊急動議を提出したとのコメントがありました。

私はこの報道を読んで、中間市議会議員の皆様へ大きな拍手を送りたい、ありがとうと言いたい、よくやってくれたと心から言いたいです。議会の使命は、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視であり、完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員

の職責です。私も、だめなものだめ、筋の通らないことは認めない、潔さをモットーに、これからも変わることなく、議員活動に邁進していきたいと思えます。

では、通告に従い、登壇より質問します。市長及び執行部より明確な答弁を期待します。

1、古紙リサイクルについて。

この問題は長い間、田中商店対他事業者との確執から始まっています。新聞・ダンボール・雑誌と3種類に分け、3カ月ごとに価格指定入札を行い、一番高い価格を提示した事業者が落札してきました。価格指定入札とは言っても、落札価格は市場問屋価格より高い価格となり、行政側には利益となりますが、事業者側は常に赤字覚悟で入札に参加しているのが現状です。ところが、水俣市と田中商店との間で古紙リサイクル事業に関する覚書が存在することが判明し、何も知らされていない他事業者が激怒した経緯があります。

この覚書は平成23年3月に結ばれたもので、平成24年度から古紙リサイクル事業に関して随意契約による田中商店との契約を締結するとの内容であり、宮本市長の公印が押されたものです。公明正大であるべき行政の立場からすると、これは田中商店への利益供与であり、絶対にあってはならないことです。

その後、行政と古紙リサイクル事業者との間で話し合いが行われ、田中商店からは覚書を白紙に戻す話があったり、新たな地場企業雇用促進補助金の条例が作成されたりしましたが、古紙リサイクル事業者間の確執はなくなっておりません。

そこで、下記のことについて質問します。

- ①、平成24年度の事業内容はどうだったのか。
- ②、平成25年度一般会計補正予算の中に誘致企業立地促進補助金が計上されているが、どういうことか。
- ③、この補助金の予算計上について田中商店以外の他事業者への説明は実施したのか、反応はどうだったのか。

2、木質バイオマス発電事業について。

平成24年12月12日付熊日新聞朝刊に、水俣市新規雇用60人見込む、バイオマス発電所で素案が掲載されていました。この日は12月議会開会中であり、前日の大川議員の一般質問に対する答弁内容とは違って、詳細で具体的な内容の記事となっていました。直ちに執行部に対して、議会軽視であると抗議しましたが、市長、副市長、担当部長からは、知らなかったとの返事でした。民間会社に例えれば、会社の重要な企業秘密を社長、副社長、部長の許可なく担当課長が勝手にマスコミにリークすることと同じことであり、組織のあり方として到底考えられないことです。このことは今の市役所が、指示命令系統が曖昧であり、職員に対する責任のとらせ方が不明確であるため、現在の行政業務に悪影響を及ぼしています。

そこで、下記のことについて質問します。

①、平成24年度から現在までの進捗状況はどうなっているのか。

②、3月議会の田上副市長の答弁の中で、木質燃料の収集にめどが立ったこと、事業の採算性が確保できたことと発言しているが、具体的な根拠は何か。

③、計画では電気と蒸気を売らなければ事業化は厳しいという話であったが、蒸気の売却先はあるのか。

3、職員の待遇について。

待遇については今までに何回となく質問をさせていただき、前向きな答弁をいただけてきました。しかし、現実には末端の職員一人一人までには浸透しているとは思えません。市役所は市民の役に立つところ、宮本市長の口くせですが、市職員は本当にそう思っているのでしょうか。自分のことしか考えていないと思います。市民を怒らせてどうするんですか。

1つの提案ですが、市民との直接対応が多い市民課や福祉課、受付係の担当職員は朝礼のとき、おはようございます、こんにちはを笑顔で感謝の気持ちを込めて大きな声で発声練習をしてみたいかでしょうか。また、待遇を人事考課の対象に挙げ、5段階評価基準を作成し、給与に反映させることも考えてください。このままでは、市民より市民税の値下げ要求が起きてもおかしくはない状況であると思います。

そこで、下記のことについて質問します。

①、平成22年度に待遇マニュアルを作成し、3年目を迎えたが、職員の意識改革や行動はよくなったのか。また、よくなったと判断した理由は何か。

②、平成24年度の窓口対応苦情件数は何件あったのか、また、対応はどうしたのか。

③、市長と語る地域懇談会が恒例となっているが、苦情・要望としてどういう内容があったのか。また、対応はきちんとできているのか。

これで本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、古紙リサイクルについては私から、木質バイオマス発電事業については副市長から、職員の待遇については総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、古紙リサイクルにつきまして、平成24年度の事業内容はどうだったのかについてお答えをいたします。

古紙リサイクルの対象物は、新聞及びチラシ、段ボール、雑誌及びその他紙類に分類されま

す。平成24年度の分類ごとの重量及び売上額について申し上げます。

新聞及びチラシにつきましては、重量が40万3,350キログラム、売上額546万7,006円。段ボールにつきましては、重量が16万1,680キログラム、売上額が220万4,320円。雑誌及びその他紙類につきましては、重量が43万6,280キログラム、売上額が557万2,675円となっております。

次に、契約業者について申し上げます。水俣市環境クリーンセンターでは、古紙リサイクルなどの有価物につきまして、市内6業者より見積書を徴取しまして、キログラム当たりの単価で一番高い価格での業者と契約を締結しております。価格等の変動があるため、四半期ごとに見積もりを徴取し契約いたしております。平成24年度におきましては、第1期から第4期につきまして、古紙リサイクルの契約業者は、全て株式会社田中商店となっております。

次に、平成25年度一般会計補正予算の中に誘致企業立地促進補助金が計上されているがどうかについてお答えします。

本補助金は、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づき、誘致企業の立地促進のために交付する補助金であり、今回、予算計上いたしました2,500万円は、平成23年9月26日に本市と立地協定を締結した株式会社田中商店の古紙リサイクル事業に対するものでございます。

本件につきましては、平成23年11月に同社から提出された企業立地促進補助金交付対象工場等指定申請書を補助金交付要綱に従って審査した結果、補助金の交付対象要件を満たしていると判断し、平成23年12月議会及び平成24年3月議会において補正予算案を上程いたしました。議会から特定業者と随意契約に関する覚書を交わしたことや、地場企業が同種の新事業を行う場合、同じような補助金制度がないことなどが不信感や不公平感につながっているという御指摘を受け、今日まで議会の承認をいただけていない状況に至っているところです。

議会より御指摘のありました随意契約に関する覚書については、雇用の発生、土地賃借料、固定資産税などを総合的に判断し、本市にとって最善であると判断したものでありましたが、結果として、市民、業者を初め議員の皆様に対しまして不信感を与え、御迷惑をおかけしましたことから、私も覚書については適当でなかったと反省し、議場において謝罪を申し上げたところです。その後、田中商店様より覚書を白紙に戻したいとの要望書が提出され、本年1月18日に覚書を解除する手続を行っております。

この覚書撤回を受けて、1月30日に平成25年度古紙類取り扱い説明会を開催し、業者の皆様にご紙類の取り扱いがこれまでどおり見積もり合わせ入札に戻ることを御説明しまして、御理解をいただいたところです。

また、地場企業向けの立地補助金制度については、投下固定資産額や新規雇用者が一定以上であれば誘致企業同様の支援策を受けられるよう、平成24年8月20日に水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金交付要綱を制定し、地場企業と誘致企業の不公平感をなくしたところです。

このように本市としましては、これまで議会等から御指摘のありました補助金交付に関する懸案事項に1つずつ対応させていただいたと理解しており、議員の皆様への御理解を得られるものと考え、補正予算に計上させていただいたものでございます。

次に、この補助金の予算計上について田中商店以外の事業者への説明は実施したのか、その反応はどうだったのかについてお答えいたします。

田中商店以外の事業者への説明については、私と副市長、そして福祉環境部長で説明に伺わせていただきました。説明の趣旨としては、今回の問題で関係事業者に対し多大な御心配をおかけしたことについて、3月議会で私が責任をとらせていただいたことへの報告と誘致企業立地促進補助金への御理解をいただくためです。

私の責任問題については、ある程度御理解いただけたものと思いますが、誘致企業立地促進補助金については、御同意いただいた事業者もありましたが、一部の事業者からの同意はいただけませんでした。御同意をいただけない理由の1つとして、古紙の見積もり入札で価格を争う相手が有利になるような補助金には賛成できないという趣旨の御意見もありました。しかしながら、人口減少の続く本市にとって雇用の確保と経済の活性化は喫緊の課題であります。本市の将来を考えると、事業者の皆様方には互いに協力していただき、それぞれの企業力を高めていただくことが、ひいては水俣市の経済活性化や雇用の創出につながっていくものと考えています。

本市では、政府の緊急雇用創出事業をさまざまな事業で活用してまいりました。これに対して市民から多くの応募がありました。しかし、本制度の任期は1年限りとなっております。期限が来ますと働く場を失うこととなります。このような若者を見るとき、若者の働く場所をどうにかして確保してやりたい、地元に残してあげたいと強く感じたところです。この思いは、本人はもとより家族の方には、なお切実なものではなかったでしょうか。

今、景気が低迷する中、全国の自治体において、懸命に企業の誘致活動が行われています。本市におきましては、九州新幹線の開通があったものの、まだまだ企業誘致に有利な地理条件とは言えません。このような中で、少しでも雇用を伴う企業の進出があるとき、市長として最大限の努力をすること、それが多くの市民の望みであり、市民の利益につながるものと思います。今回の古紙問題についても、その強い思いであることは、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

ただ、新たな雇用が生まれる反面、現在の雇用が危ぶまれるようなことがあってはならないもので、今回の古紙問題について申し上げますと、1事業者との随意契約を結ぶことは、他業者への配慮が不足していたとの反省から責任をとらせていただいたところです。他業者の方々には、大変申しわけなかったと思っております。また、事前に議会から御指摘を受け、随意契約を実施せずに済みましたことはよかったと思っております。

今回、田中商店からの申し入れもあり、随意契約に関する覚書も破棄されました。今後も新た

な企業の進出があったとき、既存事業者に対して何らかの影響が出てくることも考えられます。そのために、市としましては、昨年創設した地場企業新産業・雇用創出補助金制度、さらには本年度実施予定のみなまたグリーン保証制度等の施策をもって地場企業の支援を積極的に推進していくことで、誘致企業・地場企業による経済の活性化、雇用の創出につなげていきたいと思っております。

このような背景のもと、今回の補助金については、補助金交付要綱の要件を満たしていることに加え、古紙に関する覚書の解消や地場企業向けの補助金制度を創設した現在、市として予算を計上する義務があると判断したところです。

本件につきましては、今後の本市への企業誘致活動及び地元企業による事業拡大などを左右する案件であり、市民益につながるものと考えておりますので、市議会におかれましては、今回の予算計上に対しまして、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 2回目の質問に入りたいと思っております。

今の宮本市長の答弁の中で平成24年度の実績ということで、平成24年度は全て田中商店さんが落札されたと。それと2番目の今回促進補助金をまた計上されているということですが、これは今言われました水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に合致しているということで、また出したんだと。3番目として、その他の事業者の反応はどうだったのかということで、全てが賛成ではなかったけれども、反対のところもあったという答え、今いただきました。

それで、2回目の質問ですが、まず1つとして、今、私も壇上で話をさせていただきましたけれども、非常に今までいろいろあってきてると、先ほども言いましたが、要するに問屋価格よりも安い価格で、ほかの事業者は田中商店に取らせたくないという形で来ているわけですね。この辺は今回の覚書を結ぶ前からそういう状況というのは宮本市長としては理解されてたのかどうか、それが1つですね。

もう一つ、今回覚書は白紙に戻すという形で言われたように、随意契約という形をとらなくてよかったという言い方をされたわけですが、この覚書に関する認識はあったのかどうかを教えてください。それと、その覚書を調印する前にほかの事業者というのがあったわけですね。例えば、白井商会とか、金本商店あたりはプレス機を持っておると。今回の平成22年11月に出されました田中商店からの新規事業というのは、プレスをやりますということで補助金の条例に合致したということで補助金が申請出ているわけですが、ほかの事業者もプレス機はあったわけですね、その時点で。そういう状況がわかってたのかどうか、それを改めて教えてください。

今、私は雇用に関して反対ということは、雇用は本当に今水俣に大事なことです。どんどん雇

用する企業、来ていただきたいと思っています。しかし、今回の覚書を結んだことで、要するに市民からの信用をなくしているわけですね。これはだから非常に大きな問題ですよ。確かに水俣は雇用が少ないということで、今宮本市長言われたように、どんどんどんそういうのを進めていくというのはわかります。そういうことがわかった上で何でこういうことになったのか、それまでのそういう理由があるわけですから、それをきちっと教えていただきたい。

3番目として、要するに随意契約の覚書ということは、先ほども言いましたけれども、利益供与に当たるという認識があったのかどうか、これを1つ教えていただきたい。

あと、4番目として、白紙に戻したということですけど、それは民間企業さんのことやから、それに関してどうのこうの言いませんけど、普通に契約をしたわけですから、訴えられて当たり前だと私は思うわけですね、それが白紙に戻されたということは何かあると私は思うわけです。その辺はだから、どういうふうに行行政側として捉えているのか教えていただきたいと。

あと最後、5番目ですけど、今先ほど市長も言われたように、2回も否決をしておると、議案は普通1回否決されたら普通は出さないというのが常識といえますか、そういうふうにも聞いていますけど、2回も出して、今回3回目、同じような条件で出しとると。何でここまで固執されるのか、それをわかる範囲で理由を教えていただきたいと。

以上5点お願いいたします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） はい、それでは答弁をさせていただきます。

まず、5番目の件から先にちょっとお話をさせていただきますと、私の思いも含めてお話させていただきますと思いますが、これまで本市につきましては、企業誘致、そのことにつきましては、議員の皆様方からもこれまで、市長としてトップセールスを発揮してどんどん企業誘致に向けて頑張っていけというような叱咤激励を再三いただいたところでございます。それなりに努力はしてきたつもりでございますけれども、皆さん方の御期待に沿えるような状況はなかなかなかったんじゃないかなと思っております。また、そのような中で今回先ほども申し上げましたけれども、混乱を招くような状況になったということは厳しく私自身を責めなければならない、その気持ちは十分今でも持っております。

ただ、2回否決されたのにまだなぜ出すのかということでございますけれども、これはそういう中にありましたが、今おっしゃっております最大の懸案事項でありました覚書は田中商店みずから撤回されました。また、契約形式も以前のとおり見積もり入札に戻すなど、業者の皆さん方に対しても、そのことを御説明いただきまして、先ほどの答弁で申し上げましたように御理解を得たんじゃないかなと思っております。

また、議員の皆さん方からも地場企業に対する不公平感ということで、新たな要綱もつくりま

して、そういう制定をさせていただいたところでございます。

また、私が、これも先ほど申し上げましたけれども、責任のとり方として3月議会の中で、新聞報道の件もそうでしたが、新聞報道の件もあわせて今回のことをおわびをし、その責任として私の給料をカットさせていただきました。その際、全会一致と思っているんですけども、お許し、理解をしていただいたんではないかなという、そういう思いがあります。

したがって、これまで私としては議員の皆様方のそういった疑惑でありますとか、そういったいろんな要望に対しましては、精いっぱい一つ一つこれまで答えてきたつもりでございます。そういう意味で、この以外に何かあるのかというのは、正直申し上げまして、今のところ考えつかないというのが状況でございます。

これまでも申し上げてまいりましたけれども、この非常に厳しい状況の中で一つでも雇用を生み出す、一つでも水俣の市民にとって明るい展望の開ける施策を展開していく。これは私自身だけではなく、市民の皆さん方に対しては、皆さん方と一緒に同じ思いで、この議場にいられるんではないかなと思っております。

そういう意味で、ぜひ今回、議員の皆様方の御理解を得たいという思いであえて出させていただいたところでございます。どうかひとつ御理解をいただきまして、検討させていただければなと思っております。

それでは、順に答えさせていただきますけれども、問屋価格より安いのは知っていたのかということでございますが、安いではなくて問屋並価格とする覚書だったということでございます。

それから、覚書の認識はあったのかということでございます。

これはありました。

白井商会、それから金本商店ですけども、プレス機械を持っていたのを知っていたかということですが、これも知っておりました。

(発言する者あり)

知っていたのかということです。プレス機械、私は聞いておりましたので、プレス機があったということは聞いておりました。

それから利益供与の認識があったのかと、それは全然ありませんでした。

白紙に戻すには何かあったのかということでございますけれども、これはやっぱり先ほどから申し上げておりますように、市民の利益になる、そう判断いたしましたので、やっぱり議員の皆様方からのいろんな思いもありましたので、白紙に戻すべきだと思って戻しました。

(発言する者あり)

○議長（大川末長君） 暫時、休憩します。

午後2時00分 休憩

午後 2 時 02 分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君）（続） 契約の認識はあったかということでございますけれども、今議員がおっしゃったようなことも含めまして認識はございました。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 じゃあ、3 回目の質問に入りたいと思います。

今、2 回目の質問に対して、市長が利益供与はわかっておったと、利益供与というのはわかっておったという話ですね。

（発言する者あり）

今の発言、答弁で、利益供与はわかってたと言われたでしょう。

（発言する者あり）

○議長（大川末長君） 暫時、休憩します。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 07 分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

塩崎議員。

○塩崎信介君（続） じゃあ、今の利益供与に関しては、もう後でまたしますけれども、先ほど、平成 24 年度の実績として、3 種類とも田中商店が取ったと、それで平成 25 年度の 1 期が雑誌・新聞・チラシ等雑誌類は白井商会が一応落札しておるわけですよ、ダンボールに関しては田中商店が落札しておるという状況は平成 25 年度の 1 期目ですね。

この水俣市誘致企業立地促進補助金の交付要綱の中には書いていないんですけども、プレス機の新たな事業をやるという中で、要するに年間を通じてきちっと仕事はやれますということが前提になると思うんですよ、補助金を出すということからすれば。そうしないと雇用がなくなるという可能性があるわけですね。それで、要するにこれが逆に田中商店が全く落札できないという可能性も今後出てくるわけですよ、今の制度ではですね。それでも補助金の対象になるのか、それを教えていただきたいと、1 つはですね。

私は、補助金対象ということは、年間を通じてきちっと雇用関係が生まれて仕事していただくという前提で雇用の範囲は継続してやれるということであればいいんですけど、古紙リサイクル事業に関して補助金を出すということであれば、要するにそういう空白期間ができたときには補助金の対象にならないと私は思うわけですよ。そこを 1 つ教えていただきたい。

もう一つですね。2回否決してきました。また3回目否決、私は否決するつもりですけど。否決されたとして、行政としてどういう不都合が出るのか教えていただきたいと、この2点お願いします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 田中商店の場合、今後そういう状況になったときにどうなるのかというような御心配のところでございますけれども、田中商店としましては、いろいろ酒パックとか、いろんな形でまた広げて、そういう対応できるような努力もされるということでありまして、かなりの覚悟を持って取り組まれるというような話は聞いております。とにかく雇用5名というのが条件になっておりますので、そこら辺のところもしっかり満たしていただくようお願いしたいと思っております。

それから、もう一つは、3回目否決されたらどうするのかというようなことだろうと思えます。先ほどから何回も申し上げておりますけれども、雇用というのは本市の喫緊の課題でもありますし、この件が雇用の創出につながり、あるいは同じことの繰り返しですが、市民の利益になるし、今後の誘致活動のことも考えましたときに非常に心配をしております。そこら辺のところもぜひ受けとめていただき、とにかく御協力いただき、今回認めていただければありがたいなと思っております。

もし、議員御指摘のように、それができないという状況になりましても、今後どういうことをすれば御理解いただけるのか、あるいは何をすればいいのかということも今後しっかり検討させていただきながら、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 暫時休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時12分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、木質バイオマス発電事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、木質バイオマス発電事業について順次お答えします。

まず、平成24年度から現在までの進捗状況についてお答えします。

昨年度に引き続き、今年度についても、国及び県の支援を受け、株式会社みなまた環境テクノセンターにおいて、発電事業会社設立に向けた調査を鋭意進めているところでございます。

具体的には、どのような構成であれば発電事業会社が成り立つのか、またどのようにすれば燃

料調達が確実なものになるのかなどについて精査を行っている段階です。

次に、3月議会の答弁の中で、木質燃料の収集にめどが立ったこと、事業の採算性が確保できたことの発言をしているが、具体的な根拠は何かとの御質問にお答えします。

さきの3月議会では、平成24年度の実現可能性調査の中で木質燃料の収集について一定のめどが立ったこと、燃料収集の確実性を前提として一定の事業採算性が確保できたと答弁しております。

根拠としましては、熊本県が出している木材統計から、まだ使われていない木材資源が賦存量として林道から50メートル以内の範囲に37万立米あるなど、資源としては十分に存在していることを確認できたこと、また、周辺の林業事業者など現場の聞き取り調査の中で、この事実を裏づける出荷希望量が確認されたことが挙げられます。

事業採算性については、燃料収集が確実なものとした場合、発電所の事業採算性について分析を行った結果であります。また、同じく3月議会では、燃料の量について統計や聞き取り調査で確認を行ったものの、今後どのような形で調達するか、踏み込んで検証するために、さらに平成25年度の前半にかけて調査を進めていく必要があるとお答えしましたとおり、現在、鋭意その調査を進めているところでございます。

次に、計画では電気と蒸気を売らなければ事業化は厳しいという話であったが、蒸気の売却先はあるのかとの御質問にお答えします。

木質バイオマス発電を行う場合、蒸気も販売しなければ事業化は厳しいとの御指摘でございますが、同規模の福島県会津の事例では発電のみで十分事業が成り立っているとお聞きしております。余熱も有効活用したほうがエネルギーを無駄なく使えるとともに、事業性をよくするという観点からも有利になることは確実でございます。この蒸気の有効利用については、売却先も含め、今年度の調査の中で詰めて検討しているところでございます。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 2回目の質問をさせていただきます。

今回、この木質バイオマスに関して私が一番聞きたかったことは2番に書いております。これは緒方議員の3月議会の木質バイオマス発電の質問の中で、ここに書いてありますとおり、田上副市長の答弁ということで一応聞きたかったということですが、今の答弁だと、もうほとんどわからないということで、再度お願いしたいんです。今回、5,800キロワットで、一応800キロワットは自前で使うと、5,000キロワットを1日24時間、340日の32円という形で、総収益としては13億円という話が前回もあったんですけど、要するに一番大きな問題はチップの供給体制ですね。この間、たまたま保守系議員団での説明会をしていただいたときに、担当課長が言っていますけど、木質燃料収集にめどが立ったということで、資料はないのかということをお願いしたん

です。5月の13日に話して、もらったのが6月13日というのは、この資料なんですけど、これを見ても具体的な数字は何も書いてないわけですよ。一番大事なことは裏に書いてあるわけですよ、一番裏。これを読んでみますと、どうすれば水俣に定量・安定的に木材を集められるかと、これが一番大きな問題なわけですよ、事業として採算がとれるかとれないかというのは。

いろいろ文書を見ていますと、定量的に受け入れ可能になったとか、そういう非常に無責任な発言になっているわけですね。だから、今回はどうしてもそういうことをきちっと通告のときには数字的なものを教えていただきたいということで一応言ったつもりだったんですけど、今の答弁では全く数字が出てこない。それはその全国的に言っておる賦存量はいっぱいあるわけですよ。ところが林業の衰退によって道路網がきちんとできていないという、いろいろもろもろ条件があって、非常にコストがかかると、1日に150トン使いますということですけど、トラックで運ぶにしろ、非常に厳しい条件が今あるわけですよ。私としては木質チップを13億円から利益を上げるために幾らで想定しているのかという数字を聞きたかったわけですが、全くその答えがないということで、公にはこういうふうにして、もう事業の採算性が確保できたと、こういう発言されても市民は納得しないわけですよ。

今、要するに平成24年度から25年度にかけて事業としてどうかということで、今は検討しているというのは十分わかります。だけれども、先ほど言いましたように、もう12月12日の朝刊にああいうふうな具体的な新聞報道がされる。もういかにも既成事実みたいな報道をされるという中で、市民にどう説明するかというのは非常に我々としても困っておるわけですよ。60人雇用、中身はもう発電事業には15人ぐらいと、これは福島にあります福島県のグリーン発電会津というのをそのまま持ってきただけで、要するに根拠は全く何もないわけですね、水俣の場合は。

私たちはこの間、大分の日田市日田ウッドパワー発電所、それと八代の日本製紙を訪問させていただいて、いろいろ聞いてきました。ここは林業関係からのつながりで、ずっと昔からそういう関係で仕事をしてきているわけですよ。そういうところはバイオマスをやっているけれども、チップとしての供給は非常に厳しいという状況があるわけですよ。じゃあ、水俣は産業団地をつくったとして、そういうふうなつながりは全くないわけですね。そういう中でどうしてこういう発言ができるのかと、これは今の発言では全く納得できませんので、もう一回、2回目の質問の1つとして木質のチップの価格、水分率、その辺を一つ教えていただきたい。これは13億円収入があったときの利益となるような価格ということで教えていただきたい。

それともう一つは、今回新聞報道に載ったということで担当課長の懲罰委員会が開かれたと、これの結果はどうやったのか教えていただきたい。そのときの、懲罰委員会のメンバーはどういうメンバーやったのか教えていただきたい。

それと、毎日150トン、要するにトラックで運んでくるという構想ですね、今のところは。ト

トラックが何台になるかちょっとわからんとですけど、そのときのCO₂の発生量というのは、ゼロ・カーボン社会をつくる中でどういうふうな経緯になっとるのか教えていただきたい。今、3点ですかね、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 3点目が少し、ちょっとほかのをしていたんで、ちょっと聞き漏れたところがありましたので、3番目の質問をもう一度済みません、お願ひしたいと思います。よろしいですか。

（「一応計画では1日150トン、チップを使いますということで、トラック何台になるかわからんとですけど、トラックで運ぶということはCO₂が発生すると、そのCO₂の発生量は把握されておるのかという、3番目はそうです。」と言う者あり）

○副市長（田上和俊君）（続） 塩崎議員の2回目の質問に順次お答えしたいと思います。

まず、議員が言われたように、チップをどうやって収集していくかが今回の一番大きな課題だと考えております。

13億円というお話がありました。これは西田議員がずっと質問の中で積み上げられた数字で、たしか、この値段でこういう形に24時間営業して、単純に計算すると年間売上高がこれくらいになりますよというふうに質問されながら、そうなるという計算になりますよと、ただ、いろんな現場に対してはいろんな経費がそれぞれの事業所で変わっていくと思いますので、単純にこれは比較できないと思います。

それと、先日6月7日に日本製紙ですか、そちらのほうで発表されたのがございます。これについては議員が今おっしゃったような金額が出ておりました。ただ、それを水俣市にイコールとすることは厳しいと思います。これはそれぞれの事業形態も違いますし、先ほどの燃料のチップの金額も違ってくると思いますので、これは現段階では確定した金額はまだ出ておりません。

チップの価格をどうするかというのは非常に大きい問題でございますけれども、これにつきましては、今いろんな情報を収集しておりますし、現在のチップの価格というのが非常に難しい状況でございます。これはパルプは現在トン当たり6,000円とか7,000円とかという数字があるんですけども、現実には隣を調査しましても、なかなか価格がどれぐらいかというのはまだ確実性がございません。幾らから幾らまでと出してしまうと、じゃあ水俣市はこの金額で買うのかという話に現実になってきますので、これは事業をゴーサインが出て、これでやりますよというときにはある程度金額のほうはお示しできると思いますけど、現段階でチップの価格というのは数字を公表するのは難しいかなと思います。ただ、積算の中ではいろんな検討はしてまいりますので、これは責任持って数字は積み上げていきたいと思っています。

それと、チップにつきましては絶乾のがございまして、水がほとんどない状態を絶乾というん

です。これでも木材というのは水分がありまして、これは10%か20%と言われてはいますけれども、チップで一番燃焼効率がいいのは大体40前後とお聞きしていますので、市としては40ぐらいを目指していこうかなということで今検討しております。

トラックのCO₂の排出につきましては、どこの場所からどれくらい運ぶかというのでかなり違ってきますので、水俣芦北地域から大方運ぶとなれば、かなり少ないと思いますし、30キロ圏内、例えば、今考えているのは出水とか人吉とか大口とか、そういうところになるとまた違ってきますので、これはまた最終的に、議員おっしゃいましたようにCO₂の計算、発生量の計算もさせていただきたいと思っております。

それと懲罰委員会のメンバーでございますけれども、私が委員長でございます、副市長が委員長になっておりまして、それと教育長、各部長、そして水道局長、議会事務局長。

もう一度申します。副市長が委員長でございます、教育長、総務課長、福祉環境部長、産業建設部長、総務企画部長、議会事務局長、水道局長でございます。

どういう処分になったかということでございますけれども、訓告処分ということで委員会の中で決定されました。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 3回目の質問をさせていただきます。

今の懲罰委員会では訓告やったね、はい、訓告。どういうふうなあれなのか私もちよつとよくわからんとですけど、ただそのメンバー的に全部役所の職員ということで、身内が身内を裁くというか、その辺が本当にそれでいいのかどうか、非常に私疑問に思うわけですよ。

要するに懲罰だけれども、先ほど宮本市長も4月分の給料、3月で一応1カ月10%カットしたということで責任をとるということですが、先ほどの古紙リサイクルにしても、今回の木質にしても、行政として発言するにしろ行動するにしろ、やっぱり軽はずみな動きが非常に多かったですね、やっぱり。今回の木質に関しては新聞でああいうふうなのがぱっと出たと、今は大川議長ですけど、大川議員が怒られて、その辺はいろいろ宮本市長のところにも行かれたと思うんですが、やっぱりそういうことをする前に想定というのがあるわけですよ。こういうことをすればこうなる、ああなる、こうとね。そこまで考えてやるのが行政やと私は思うんですよ。やっぱり市民に迷惑かけること事態が行政としては不適合と私は思うんですけど。

そういうことをしたからといって、懲罰委員会にかけてもそういう形だけの懲罰になってしまうということでは責任とったということにはならないじゃないかなと。行政の組織としてはもう少し自分たちできちっと、要するにたがを締めて、市民に何を言われても恥ずかしくないような処分の仕方、とり方を決めた上で行政としていろいろやっていただかないと、我々は市民に対し

て説明ができないし、私自身も納得いかないわけですよ。

だから、そういう組織のあり方というのをもう少し考えていただきたいということで、これは要望として話しておきたいと思います。

一応、これ事業化することは難しいと思うんですけど、結論的にはやめるというのはいつごろ判断されるのか、最後に1つ教えていただきたい。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） いろんな処分について、たがを締めていかなきゃいけない、いろんな組織運営もきちんとやっていかなければいけないということは本当に肝に銘じさせていただきたいと思います。

3回目の質問でございますけれども、いつやめるのか、無理なんだというのは、これは誰もまだ決めてございません。今、JNCさんと本当に先月も今月もやったんですけれども、いろんな鋭意打ち合わせをしていますし、個別にも打ち合わせをしております。その中で、やはりさっき言いましたように、やっぱりどうやってチップを安定的に供給するかというのが非常に一番の課題でございます。基本的にはこういうところが整理できれば、JNCさんの技術力をもって運営していただければ、本当にすばらしい発電所につながっていくと思います。

だから、こういう課題を一つ一つ克服しながら進めることが水俣市の発展になりますし、先ほど十何人とか60人とかという話がありました。同規模の発電所で操業するとなると、必ずそれぐらいは平均的には入っていくということで多分お示したと思いますが、例えば、発電所は動かすのに12人と出ていましたけれども、じゃあ4人でできるかって、これは厳しいことでございますので、そういうものの積算を一つ一つ私たちとしては積み上げていくというのが大事です。それと、その結果につきましては、途中で変わっていきますので、できれば9月議会ぐらいまでの中で大まかな方向、先ほど議員が言われました、進めるのか、これでやめるのかも含めてですね、数字的なものはその中で出せるかどうかは、またJNCさんとしっかり協議しなければいけませんけれども、大方その段階ぐらいまでは方向性は議会の中でお示しできると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、職員の接遇について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、職員の接遇について順次お答えします。

まず、平成22年度に接遇マニュアルを作成し、3年目を迎えたが、職員の意識改革や行動はよくなったのか、よくなったと判断した理由は何かについてお答えいたします。

職員の接遇につきましては、平成22年9月に作成した接遇マニュアルの活用、課内ミーティン

グ時などでの接遇改善についての話し合い、福祉課や税務課での来客対応を意識した机の配置、ビジネスマナー研修、サービス向上研修、クレーム対応研修等への職員の派遣などの取り組みによって、職員の接遇に対する意識は改善してきていると感じており、これまでの一般質問でも同様にお答えしてきました。

具体的には、庁内で迷っている方がおられる場合は、声をかけて担当部署に案内する職員の姿が多く見られますし、接遇に対する市民からの苦情も減少してきていると感じております。そのようなことから接遇に対する職員の意識や行動が改善してきているのではないかと感じております。

次に、平成24年度の窓口対応苦情件数とその対応についてお答えいたします。

平成24年度の苦情件数は、言葉遣いが悪い、説明の仕方が悪いなどの接遇に関するもののほか、手続に時間がかかる、説明が間違っているなどといったものを含めて5件ほどあっております。これらについては、そのときの状況に応じて、丁寧におわびをする、担当者にかわり課長や係長が苦情を傾聴し、おわびする、苦情を言われた方の自宅を訪問し謝罪するなどの対応を行っております。

また、市民課では、本年5月8日から窓口サービスについてのアンケートを行っており、挨拶、言葉遣い、身だしなみ、説明、申請書の様式、案内表示、待ち時間の7つの項目についての評価や意見を来庁された方に書いていただいております。来庁者のうち約20%の約250の方がアンケートを提出いただいております。

その内容を見ますと、評価の平均点数は各項目とも5点満点中4点台となっており、特に悪い評価とはなっておりませんが、窓口への意見については、笑顔で挨拶や説明をした方がよい、全体的に雰囲気暗い、説明する声が小さいといった御指摘もあっております。一方で、丁寧な対応がよかった、親切に教えてくれた、以前より窓口対応がよくなり利用しやすくなった、自覚を持って職務に取り組んでいる、説明がわかりやすかったなどという意見もあっております。

このアンケートの御指摘を真摯に受けとめ、さらなる接遇向上に役立てていきたいと考えております。また、窓口でお待たせすることなどがあると思いますので、迅速かつ丁寧な対応を心がけるよう、職員を指導してまいりたいと思います。

次に、市長と語る地域懇談会での職員の接遇に関する苦情、要望の内容及びその対応についてお答えいたします。

窓口対応についての苦情や要望はありませんでしたが、市への要望で、対応可能なのかわけられないかの返答もなく、長い間放置されている、要望事項は市の管轄ではないで終わり、管轄している機関に連絡するなどの対応がない、閉庁日に簡易水道が断水したが、市及び業者に連絡がとれないなどの苦情がっております。

市民から要望があった場合は、迅速かつ適切に対応するよう指導し、要望事項が市の管轄ではない場合であっても、現地調査をした上で管轄している機関に連絡するなど、誠意を持って対応するよう指導いたします。

業務時間外の水道関係の対応は連絡体制を整えておりましたが、それにもかかわらず起こってしまったため、業者への連絡を含めて再確認するよう指導いたしております。

接遇につきましては、これからも改善すべきところは多々あるものと思いますので、引き続き接遇改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 2回目の質問をさせていただきます。

今の部長の説明によりますと、よくなったと、具体的なあれはなかったですけど、よくなったと、窓口苦情件数が5件と、これは平成24年度で5件ということですね。えらいまあ、私からすると少ないなと思ったんですけど、あとはアンケート250人にとって、そのうち5点満点の4点だったということで、まあいいんじゃないかという話ですけれども、私は以前、受付の人の話をして、しばらくはよかったですね、やっぱり。また、もとへ戻ったというかですね。

だから、よくなったのが何で継続できないのかなというのは非常に不思議なんですね、やっぱり。今、本山部長言われましたように、いろいろ講習会とかいろいろ行かれて、それなりのスキルアップはされておるんですけど、そのスキルアップされたことが活かされていないというのは非常に残念ですね、やっぱり。要するに市民の税金使っていくわけですから、それなりに効果を上げていただかないと、市民に説明がつかないと。

この間たまたまですね、本田課長にはちょっといろいろお願いしたんですけども、受付で私が入ってきたら、もう受付の人は見えんとですよ。何かこうでかいのをデスクの上に立てかけてあって、受付の顔が見えないと。私がたまたま行って気づいたから本田課長に言うてどかせてもらったんですけど、要するに職員同士でその辺が本当に直そうというか、気づかないのかなと、しょっちゅう通るわけですね、庁内を職員が。まあ、課長さんなり部長さんも通ると思うんですけど、その時点でやっぱり私は意識があれば、ちょっとおかしいんじゃないかという、自分たちの職場は自分たちで改善するというぐらいの気持ちがあっただけでしかなるべきと思うけれども、相も変わらず同じようなことをしておるわけですよ。

たまたま、パソコンが何か使われて向こう向いてるけれども、パソコンのあれで顔も見えないわけですから、本当に入ってきた人が見えるのか、これはただ受付でそういう状況なんですよ、受付で。先ほど言いましたように、市民課あたりも福祉課あたりもそうですけど、この間市民課でちょっと苦情があったもんじゃから、もう名指しで言うともまずいけん、名指しで言いませんけ

れども、課長に話を聞いたら、事務的な仕事はきちんとしているんですよと、それは当たり前やろうと、そのために接遇をつくって、みんなで徹底しとるじゃろうと、そういう感覚ですよ、管理職も。だから、まあ宮本市長がその辺はどう考えておられるのかわからんとですけど、やっぱり意識は全く変わっていないと私は思うんですよ。

何遍も皆さんに見せますけど、この接遇マニュアル「こころ」ですね、「こころ」、もう皆さん見られていると思います、これ。その中で1番として挨拶と書いてあります。挨拶、これが全然できない。

この間、全協で新しい職員が入ってきたというのがあって挨拶をしたんですけど、それもある議員が怒ってました。もう本当にめり張りが無いというか、教育もしないといけないうらやうけれども、ふだんからやっぱりきちっとするような、根本的な対策をしないと、私はよくなると思うんですよ。

そこは先ほど私言いましたが、ここで1つ質問ですけれども、接遇を人事考課に挙げる。それで5段階、先ほど5点満点の4点ということで、これもどういう規格で決めているかわかりませんが、5段階方式でABCDEという形で評価基準を決めて、Cで普通ですよ、DとEはもう給料を下げると、今回、地方公務員も7.8%削減というのがありますけど、それ以上に下げるぐらいの、そのぐらいしないと直らんとやないかなと私は思うわけですよ。だから、要するに接遇を人事考課に挙げる、そういう形がやっていただけるのかどうか、これが1つですね。

それと、以前も私、市民アンケートということで言って、今部長からアンケートをとったということですけど、内容はちょっとようわからんとですけど、やっぱりこのアンケートをとって、とっただけじゃなくて、これは公表したほうが良いと思うんですよ、公表していただくと。だから公表して、市民に対して、職員としてもこういうのがありましたというのはやっぱり、要するに職員も意識変えんばいかんし、それはやっぱりないないでしたって意味がなかですよ。要するに情報を開示するかどうか、その辺も含めて、アンケートの結果についてどういうふうにするつもりか、その2点を教えていただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 塩崎議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最後のほうのアンケートの公表につきまして、まずお答えさせていただきますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように自発的に今回市民課が取り組んでくれました。確かに意識改革にいろんなことを取り組まなきゃなりませんけれども、こうやって自分たちで取り組んでいただいたということが、まず一番よかったのかなと思っております。

それと、これは約1カ月間のアンケート調査で、まだ終わったばかりでございます。またいろいろ集計等を今後行いますので、それを踏まえた上で、公表についてはぜひできる方向で検討

してみたいと思っております。

それから、接遇を人事考課にということでございますけれども、確かに今の考課につきましては、実績の評価とか能力の評価、それから意欲・行動力というのがございます。ですから、場合によりましては、この意欲・行動力の中にそれらの項目等を挙げることはできないのか、それについてはちょっと研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時43分 散会

平成25年6月12日

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月12日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時44分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（田上和俊君）
総務企画部長	（本山祐二君）	福祉環境部長	（宮森守男君）
産業建設部長	（門崎博幸君）	総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）
福祉環境部次長	（松本幹雄君）	産業建設部次長	（遠山俊寛君）
水道局長	（古里雄三君）	教育長	（葦浦博行君）
教育次長	（浦下治君）	総務企画部総務課長	（本田真一君）
総務企画部企画課長	（川野恵治君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第3号

平成25年6月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 谷口眞次君 | 1 湯の児観光振興について |
| | 2 エコパーク埋立地の今後について |
| | 3 水俣市における携帯電話中継基地設置について |
| | 4 水俣川の水難事故について |
| 2 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 今後予想される地震や津波対策について |
| | 3 認知症への対応について |
| | 4 水俣城の発掘調査について |
| 3 福田 齊君 | 1 湯の児景観整備について |
| | 2 「水銀に関する水俣条約」問題について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

○議長（大川末長君） ここで市長から発言を求められております。

この際、発言を許します。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 議長から発言の許可をいただきましたので、6月11日の本会議における私の発言について補足させていただきます。

塩崎信介議員の古紙リサイクルについての2回目の質問中、他業者がプレス機を持っていることを認識しているかという御質問に対して、現時点での認識と理解し、認識していると答弁させていただきましたが、平成23年3月の覚書の締結時においては、他業者がプレス機を持っていることは認識しておりませんでした。

このように答弁に不十分なところがあり、御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口眞次でございます。よろしくお願いいたします。

ことしは早々と梅雨入り宣言がなされましたが、空梅雨なんのでしょうか。夏野菜や稲作の被害が大変心配されているところがございます。一日も早く恵みの雨が降ってくれることを願っているところがございます。

恵みの雨が欲しいのは、国民生活や地方経済も同じであります。昨年末からアベノミクス一色で突き進む日本経済は、あたかも未来に向けて明るさを取り戻したかのような気配に包まれています。本当にそうであることを私も願っていますが、燃料費や食料費など、足元では円安による、物価上昇ばかりを実感させられ、人件費の値上がりなど恵みの雨は、まだまだ先の話だというのが実感でございます。

そもそも円安でも株高でも、国のポテンシャルは下がり続けているという事実には変わりはありません。その代表例が、日本の未来を担う子どもの数の減少であります。出生率は1.41とわずかに上昇はしたものの、出生数そのものは、32年間連続で減少し、過去最低を記録しています。また総務省の統計による、ことし4月1日時点での我が国の15歳未満の子どもの数は1,649万人、前年比で約15万人も減少をいたしております。また人口に対する子どもの割合は12.9%、経済発展を続けるタイ、ベトナム、ブラジルは軒並み20%から24%台であり、先進国のアメリカやイギリスが17%から19%です。世界各国と比べても極めて低い数字と言えます。

近年の非正規雇用など、経済的な理由や長時間労働などの労働問題も少子化対策の側面から見直す必要があったのではないのでしょうか。そもそも出生率を見れば、将来の人口減少の予測は十分可能なはずで、30年間も放置されてきたこと自体が不思議でなりません。この国の未来を担う子どもの数の上昇政策、待ったなしに打ち出してほしいものであります。今や子どもは地域の宝というより日本の宝です。そのことを思いながら、通告に従い順次質問をいたします。

1、湯の児観光振興について。

①、5月25日に湯の児4公園の開園式が行われましたが、どのようなコンセプトで建設されたのか。

②、都市再生整備計画は26年度までとなっていますが、進捗状況と今後の整備内容について。

③、今後の公園管理はどうするのか。

以上、3点お尋ねをいたします。

2、エコパーク埋立地の今後について。

①、現在のエコパーク埋立地については、暫定措置と聞いているが、今後の処理計画について。

②、県が行う水俣湾内の魚介類の水銀調査の結果について。

以上、2点お尋ねをいたします。

3、水俣市における携帯電話中継基地設置について。

①、これまでの中継基地建設について、市に対し住民からの相談や苦情等はなかったのか。

②、今後の中継基地設置については把握しているのか。

以上、2点お尋ねをいたします。

4、水俣川の水難事故について。

これは昨日も質問がありましたけれども、ちょっと違いますので、また私の感覚で質問したいと思います。

①、総合体育館横の水俣川で水難事故が発生しましたが、どのような事故だったのか。再発防止策は検討されたのか。

②、学校や家庭での事故防止について教育は徹底されていたのか。

以上、2点お尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、湯の児観光振興については私から、エコパーク埋立地の今後については福祉環境部長から、水俣市における携帯電話中継基地設置については総務企画部長から、水俣川の水難事故については教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、湯の児観光振興について、湯の児4公園がどのようなコンセプトで建設されたのかとの御質問についてお答えいたします。

昨年度、都市再生整備計画に基づき、湯の児地区にあります大崎鼻公園、和田岬公園、湯之児公園、湯の児島公園の4つの公園を整備いたしました。

各公園につきましては、当初整備後20年から40年以上経過しており、樹木が繁茂し、公園からの見通しが悪く、また園路など施設が老朽化し、バリアフリー化にも対応できておらず、利用者に公園としての十分な役割が提供されていない現状にありました。そこで、湯の児地区の観光振興や交流人口の拡大を図るために、市民や観光客など、誰もが利用しやすい公園となるよう、設計段階から地元関係者と計6回の意見交換会を実施し、さまざまな意見をいただきながら公園の整備を行ってまいりました。大崎鼻、和田岬、湯之児、湯の児島の各公園につきましては、出会う、くつろぐ、触れ合う、発見するなど、公園ごとに役割分担を設定し、海の風景を生かしたおもてなしの公園というコンセプトをもとに、市民、観光客が利用、交流できる場所、安全安心に遊べる公園施設の改善などを目標に整備しております。

大崎鼻公園は、湯の児海岸道路の入り口に位置しており、訪れる人たちの出会いをコンセプトとして、不知火海を望む傾斜地を利用し、自然地形を生かした広場や眺望を確保するとともに、あずまやの整備、トイレのリニューアルを行いました。

和田岬公園は、リアス式海岸や不知火海といった風景を堪能する拠点として、くつろぐイメージで、なごやかな空間が演出できるよう眺望の確保や展望広場、あずまやの整備を行いました。この和田岬公園につきましては、和田孝子様のご厚意により、隣接する約4,000平方メートルの土地を公園用地として寄附していただき、公園のさらなる魅力向上につながる整備を行うことができました。

湯之児公園につきましては、温泉街の玄関口として温泉街の魅力を発信し、地域のさまざまなイベントに対応できる触れ合いをコンセプトに、やぐらつきあずまや、船の形をした複合遊具、イベント広場などを整備いたしました。

湯の児島公園は、島としての環境や眺望を生かしながら、自然の奥深さを学び体感する深発見の島をコンセプトに、散策路や階段・展望デッキを整備いたしました。

このように、それぞれの公園の立地や特性を生かしたコンセプトのもとに整備を行ってまいりました。今後、市民や観光客の憩いの場、交流の場として積極的な利用が期待できると考えております。

次に、都市再生整備計画の進捗状況と今後の整備内容についてお答えします。

湯の児地区に関しましては、平成22年度に観光振興計画を策定し、湯の児育てをコンセプトに、これまで公園整備のほか、憩いスペースの整備、テレビや新聞等で観光関連のPRを行ってまいりました。今後は、観光釣り船用浮き桟橋、フィッシングパーク、観光案内板、市道湯の児線の整備とあわせ、引き続き観光のPRを行ってまいります。

次に、今後の公園管理はどうするのかとの御質問にお答えします。

今回の整備に伴い、アドプト制度による管理を地元22区自治会と協議を行いましたところ、訪

れる人の心癒やされる場所として、地元としても管理に携わりたいとの申し出があり、大崎鼻公園、湯之児公園につきましては、今年度から22区自治会で管理を引き受けていただくことになりました。

22区自治会は、去る5月25日に行いました湯之児公園ほか3公園の開園式後に自治会主催で祝賀会を開催していただき、お茶や餅投げなど、地元負担で準備され、市の開園式に花を添えていただきました。また、開園式の準備に当たっては、花壇の花植えや公園内の草刈りを行っていただいたり、開園式の会場設営及び撤去にもお手伝いをいただきました。この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げます。このような団体に管理を引き受けていただくことは、本市にとりましても大変心強く思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

地元の関係者と6回にわたり意見交換をして、出会う、くつろぐ、触れ合う、そして発見ですか、そういったところでイベント広場とかあづまやとかトイレのリニューアルとかされて、本当にすばらしい公園になりました。

それと、2番目については、残されたのが浮き桟橋とフィッシングパーク、あるいは案内板や市道の整備ということで、それと③につきましては、アドプト制度を活用して、特に今回は22区の方々が大崎鼻と湯之児公園を今年度から管理を行うということで、自主的にされたということで答弁をいただきました。

そこで、2回目の質問に入りたいと思いますけれども、要望等も含めて質問をしたいと思います。

今回、市の担当課あるいは地元の住民等、業者の方も含めて御尽力をいただきまして、本当にすばらしい公園が完成をいたしました。感謝を申し上げたいと思います。しかし、今後この公園を生かしていくのはやはりさらに市のかかわり合い、そして地元の方々の協力が必要不可欠じゃないかというふうに、盛り上げるためにも必要じゃないかというふうに思っておりますので、今回の整備で観光客の入り込み客数をどのような目標を持って考えているのか。まず、その入り込み客数の増員という目標をお尋ねしたいと思います。

それと、環境モデル都市の観光地らしく、やはり前回もよく一般質問でしたんですけども、観光アクセス道路、これが非常にまだ整備が不十分じゃないかというふうに思います。ちょうど今、水俣川の堤防がきれいに草刈りをされ剪定がされて、本当に通るだけですがすがしくて、何か水俣らしいなということを実感しております。

その湯の児に限らずですけども、とんとん峠とか海岸道路付近あたりですね、非常に草が

茂って、以前は地元の有志の方々がちょっと草刈りやろうかということで見かねてやったこともあったんです。非常に交通量が多いということと、あるいはその地元の方から、ここはもう県道だから、あんたたちがせんでも、ちゃんと市に言えばしてくるっただがというようなことで、シルバーの仕事も減るぞというようなことも言われたこともありまして、今ちょっと作業を中止している状況なんです。本当に環境モデル都市の観光地にふさわしいようなアクセス道路にしてほしいなということもお願いして、草刈りをもうちょっと定期的にもう一回ふやすような感じでやっていただけないかなというふうに思っております。これはもう地元の方も見かねてそういう意見がありますので、これは要望としたいと思います。

それと、各公園をさらに魅力アップしてリピーターをふやすためのお願いですけれども、今回新たに、大崎鼻公園も芝桜をきれいに植えてあります。以前からツツジの花があそこにはあるんですけれども、開花時にはかなり期待できるなど、芝桜の後は桜の花、そしてツツジの花がまたロングランで楽しめるんじゃないかなというふうに大変期待をしておるところでございますが、市の花でありますツツジ、水俣市の木は桜ですけども、やはり桜とツツジ、これを何とかPRしていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えております。

バラの花もきのう一般質問でありましたように、非常に目で見える視覚というか、それはもう必ずいつまでも印象に残るわけですね。そういった面でもやはりリピーターをふやすためには大事じゃないかなというふうに思っておりますので、四季折々の花が楽しめるような花公園にぜひやっていただけないかなという思いで、市の見解を1つだけお尋ねしたいと思います。

それと、湯の児島にも何回か私、足を運んだんですけども、先ほども子どもの話をしましたが、子どもがあそこを走り回ると非常に危険なところが出ております。特に、南東側といいますかね、あっちのほうは絶壁があったりして、階段のほうを上がっていくと、また右側のほうにかなり高い絶壁があったりということで、ぜひ危険箇所もチェックしていただいて、夏休み前に、できれば子どもが転落しないように安全防護柵等を設けられないのか、それを1点お尋ねしたいと思います。

それと、海岸道路についてですが、御承知のとおり、かなり傷みが激しいです。でこぼこが激しくて、自転車のまちづくりを進めるためにも、やはり海岸道路の舗装工事というのは今後進めていただきたいなというふうに思っております。これも要望にしておきます。

それと、海岸道路に関連して、きれいな海や天草の島々が見えるような海岸線にするように、木の伐採がずっとこれまで進められてきております。市民や観光客からもかなり好評をいただいて、桜の時期も非常に花がきれいに見えるということで、たくさんの喜びの声を聞いております。まだまだ先のほうが伐採を進めてほしいというふうに思っておりますが、この海岸線の木の伐採の計画はあるのか、具体的な計画、構想というものをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、桜の再生計画なんですけど、桜守会のほうでも頑張っていらっしゃいますけれども、ソメイヨシノの寿命は大体60年というふうに言われております。そろそろこの時期が来ているんじゃないかなというふうに思いますので、やはり一度に枯れてしまったらどうしようもありませんので、若木を計画的に植えるとか、そういったことも考えていかなければ、桜100選の名が廃るんじゃないかなというふうに思いますので、桜の再生計画はどのようにお考えか。

以上4点、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点ですが、今回の整備で観光客の入り込み客の目標をどう考えているのかということだと思いますが、この件につきましては、調査をしておりますけれども、平成23年が10万4,632名でございます。それから、平成24年が11万8,416名というように調査をしております。

今後の目標でございますけれども、できれば14万人ぐらいを目標にしていければと思っているところでございます。

それから、次は、湯の児島等、各公園に市の花であるツツジあたりを植樹すると、議員おっしゃるように、ロングランで楽しむことができるんじゃないかというような御質問だったと思います。御案内のように、今お話もございましたけれども、ツツジは水俣川の堤防に非常にきれいに咲いておりますし、また、桜が終わった後はツツジというような形で人々の心を和ませてもらっているところなんですけど、大崎鼻公園は新たに芝桜の植栽を行いまして、少しでも長い間、花を楽しむことができる公園にしていきたいなと、そういうぐあいに思っております。

その他の公園につきましても、四季折々の一時期ということじゃなくて、できるだけ長い時期にその花を楽しめる、そういう状況をつくっていければなと、そういうところで今後も行ってまいりたいと思っております。

それから、次に、湯の児島公園の東側のトイレのところですが、非常に危ないということでございますが、現在、ここは緊急的な措置としてロープを張っているところでございますけれども、今御指摘がございましたので、できるだけ早く対応できるように防護柵の設置というのを検討してまいりたいと、そのように思っております。

それから、次に、樹木の伐採についてどう考えているかということでございますけれども、今回の公園を整備したところで、ある程度のところの、できるところは伐採を行ってきておりますし、景観も非常によくなったというようなお話もいただいておりますが、まだまだの部分もございます。長い距離にわたっての伐採ということもございますし、また、所有者の協力がぜひ必要だということでございますので、今後いろいろな財源の確保等も検討しながら、できるだけ景観がすぐれるような形に進めてまいりたいと思っております。

それから、次に、桜の再生計画についてでございますけれども、花の名所再生事業ということで、現在桜守会でいろんな形で御苦労いただいて管理を行っていただいております。大変もう感謝を申し上げているところでございますけれども、そのおかげで桜も大変元気になってきているというように受けとめさせていただいております。今後も引き続きこの事業は続けてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 大崎鼻のツツジの件もロングランで楽しめるようにぜひやっていただきたいと思えます。

非常に大崎鼻公園のツツジは密集しておりまして、空気が入らんやったり、あるいは光が入らんやったりで、かなり窮屈じゃないかなと思いますので、そういったのもやはり湯の児島へ持っていくとか、そういったことも考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。また、それと、伐採につきましては、今後も順次進めていきたいということで、ぜひお願いしたいと思えます。

桜についても、私も桜守会の会員の一人として手入れをさせていただいております。非常に陥没があったりしておりますので、やはり若木を徐々に入れかえていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も進めていただきたいというふうに思っております。

それから、3回目の質問になりますけれども、和田岬が今回、周辺の土地を和田孝子さんですか、寄附されたということで、本当にありがたいなというふうに思います。大切にしていかなければいけないというふうに思っております。

それで、今回は湯の児島の件ですけれども、湯の児島も以前一般質問でお願いをしたんですが、半分に柵が設けられても、こっち側はきれいに整備されていても、向こう側を見ると、もう自然のまま荒れ果てた島になっているということで、買収等の検討を進めていただきたいということでお願いをしたんですが、その件、進捗状況はどうなっているのか、交渉等はできたのか、1点お尋ねしたいと思えます。

それと、駐車場の先のトイレがあるところの裏側の土地のことです。以前は井上さんという方が持ち主で、今は淵上さんという方にたしか変わっていると思いますが、何か最初は建物が建つというような話を聞いていたんですけれども、そのままの状態になっているものですから、ちょっと状況が変わったのかなという感じもいたしております。バスのUターン等にもあそこは非常に利活用ができるし、市としても海水浴場が2つ離れているので、そこが市の土地になりますと、非常に利用価値が高いんじゃないかなというふうに思いますので、ここの土地買収の検討等はできないのか、以上2点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1点でございますけれども、湯の児島の半分の土地の買収について現在の状況はどうかということでございます。

私どもも大変気になっているところでございますけれども、昨年度、湯の児島は公園の整備を行ったばかりでございますので、現在のところ、湯の児島の半分の購入ということについてはまだ考えておりません。

それから、駐車場、トイレ、シャワーの裏側の土地についてでございますけれども、議員お尋ねの場所は、現在のところ民有地でございます。私どもが今承知しておりますところでは、所有者の方の利用の計画があるということでございますので、現在は購入の予定はないということでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、エコパーク埋立地の今後について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） エコパーク埋立地の今後について順次お答えします。

まず、エコパーク埋立地の今後の処理計画についてお答えします。

エコパークの埋立地は、昭和52年から平成2年にかけて、熊本県が水俣湾公害防止事業により、50基の円筒形鋼矢板セルを初めとした構造物により、水俣病の原因となった水銀を含む汚泥を封じ込める施設を建設し、管理しております。平成19年に港湾施設の技術上の基準の改定により耐震基準等の大幅な見直しが図られ、これら護岸の構造物の安全性の検証を行い、必要に応じて耐震対策の検討を行うことが重要な課題となりました。また、これまでの施設の変状や老朽化については、埋立地の地盤状況調査等の点検や水域の水銀濃度の分析が行われておりますが、汚泥の流出につながる有害な損傷、水銀の流出は確認されておられません。

しかしながら、熊本県としては、当該施設が25年経過し、想定耐用年数50年の折り返し地点に達しており、今後の老朽化対策を検討する必要があることから、平成21年に水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会を設置されております。ことし3月までに5回、検討委員会が開催され、平成25年度内に耐震及び高経年化対策検討案が決定される計画となっております。

次に、県が行う水俣湾内の魚介類の水銀調査の結果に関する御質問にお答えします。

水俣湾の魚介類中の水銀濃度を把握するため、県において、カサゴ及びササノハベラを調査対象として、平成9年の水俣湾の安全宣言以降も総水銀値及びメチル水銀値調査が継続的に毎年実施されております。御質問の調査結果につきましては、カサゴの過去3年間の総水銀値及びメチ

ル水銀値につきましては、それぞれ平成24年度が0.28 p p mと0.20 p p m、平成23年度が0.30 p p mと0.26 p p m、平成22年度が0.38 p p mと0.29 p p m、ササノハベラの過去3年間の総水銀値及びメチル水銀値につきましては、平成24年度が0.18 p p mと0.11 p p m、平成23年度が0.19 p p mと0.16 p p m、平成22年度が0.20 p p mと0.14 p p mとなっております。

なお、これらの数値は、国が定める暫定的規制値である総水銀値が0.4 p p m、かつメチル水銀が0.3 p p mを超えない状態となっており、平成7年以降、暫定規制値を超過していないとの報告を受けております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

答弁によりますと、平成19年に耐震基準等の見直しがあつて、沿岸の構造物等の検証、耐震対策の検討が課題となったということで、平成21年には、それによって地盤の状況調査や水銀濃度の調査ですか、そういったものが行われたと。そして25年たっているということもあつて、平成21年には、護岸等の耐震及び老朽化対策検討委員会が設置されて、ことし3月までに5回ほど調査が行われたということで、結論として、25年度内に検討案が決定されるという答弁でありました。

また、水銀の濃度調査については、ほとんど平成22年度から24年度まで安定しているのかなと、特に大幅な変動もないようで、一安心したところでございます。

こちらに熊日の6月19日付の新聞がございまして。暫定処置に消えぬ不安ということで、県公安課は、現時点で緊急性を要する問題はないと。しかも耐震性能が確認できた後は、老朽化のスピードを緩やかにするために、将来どう補修していくか検討が課題だということで、県の水俣湾公害防止事業の初代所長でありました、現地の工事を指揮した小松さんの話では、工事はあくまでも暫定処置との認識だったと、行政は問題を曖昧にせず、危険性が残っていることに向かうべきだというふうに書いてございます。

不知火海には、布田川・日奈久断層あるいは出水断層というのも走っております。先日、南海トラフの大地震の想定、震度の想定が公表されましたけれども、水俣では震度5強が想定されるというような報道もありました。果たしてこの地震に対する耐久性はどうか、市民の方も大変心配されているんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、これまでの調査結果においては汚泥の流出につながる有害な損傷、水銀の流出はないということでございます。

この地盤状況や水域の水銀調査、また鋼材の腐食の調査等についてですね、本来ならば国が国家プロジェクトでやるべきじゃないかなというふうに個人的には思いますが、今後とも県にぜひ定期的に調査はやっていただきたいなというふうに思いますけれども、今後はどうなるのか、定期的に行われるのか、それをまず1点お尋ねしたいと思います。

それと、3月に行われた5回目の委員会はどのような内容だったのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、②につきましては、湾内の調査なんですけど、平成7年以降全て規制値を超えていないということで安心したわけですけども、たしか市の漁協と国水研も水俣湾で鯛の養殖の実証実験をされておりますし、本当にお墨つきが出たようでございます。水俣ブランドとしてどんどん販売が拡大すればというふうに願っております。

そこで、質問ですが、ことしは水銀に関する水俣条約外交会議及び第33回の全国豊かな海づくり大会と大きなイベントが開催されます。特に藻場造成事業によるアカモクの育成、ヒラメ放流事業や水俣の海の環境復元のあかしとなるような取り組みもされておりますし、それなりに成果を上げておられると聞いています。

答弁にもありましたように、これらの数値を積極的に公表して、水俣の海の美しさを訴えるだけでなく、これらの事業を実施していることもあわせて積極的に水俣の環境復元をアピールすべきではないかというふうに考えますが、どのようにお考えか、以上3点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、埋立地の調査の頻度でございますけれども、熊本県の土木部におかれましては、水俣湾埋立地管理補修マニュアルというのをつくっておられまして、これに基づき、平成14年から水質に係る環境調査、地盤の高さの調査による埋立地の地盤調査と劣化、また腐食とか変異による構造物の変状調査というのを年に1回調査をされておまして、今後もあることとなっております。また、この構造物の変状調査につきましては、さらに詳細に調査する2次調査というのをおあわせて5年に一度は実施をされることとなっております。

5回目の検討委員会の内容でございますけれども、これらにつきましては、護岸に使用しております鋼矢板セルの模型実験での結果を得まして、今おっしゃいました地震時の変異や土圧対応時の挙動及び液状化など構造物の影響、変異が進んだ状態を想定した解析による限界状況の推定と性能の照査、百間排水路の耐震性能が審議されておまして、今回、この委員会結果を得まして、平成25年度内に耐震化及び高経年化対策検討案を決定されることとなっております。

また、水銀値の結果でございますけれども、答弁でお答えしましたように、水俣湾の海の水銀値は非常に低い状況で安全な状況が続いているということでございます。ただ、水銀で安全であるということだけでなく、現在、議員もおっしゃいましたように、アカモクの育成、ヒラメの放流事業などと、いろいろな活動が漁協においては実施されております。市としましても、水銀というイメージよりも、いわゆる現在よみがえって皆さんが頑張ってください、環境が復元された豊かな海というイメージを発信していきたいと思っておりますし、熊本県においては、今後もこの水銀値が安全であることは当然発信していただけるものと思っております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきました。3回目になりますけれども、毎日新聞に3月27日付で5回目の多分委員会の後の情報だろうと思います。最も近い布田川・日奈久断層を震源とするマグニチュード7.9の地震が起きても決壊しないとする模型実験の結果を示したと、そして13年度内に耐震老朽化対策の方向性を定めると、そして50年ぐらいだろうと言われておった鋼矢板ですか、これがこれまでの検討委員会では埋立地の護岸の老朽化が当初想定より緩やかで、まだ40年以上もつことも確認しているというような情報も入っておりますので、ぜひ海水やこの底質の土調査、地盤沈下等、調査は定期的にぜひ行っていただきたいというふうに思います。また、市としても県と連携をとりながら今後とも関心を持って、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

調査結果の情報提供や今年度末に決定されるこの検討案ですね、これとか、それとか同時に水俣湾の環境復元をアピールするためにも、いろんな媒体を活用して積極的に安全性について情報を公開するべきだというふうに思います。

ことは水銀国際会議、豊かな海づくり大会等がございます。大成功裏に終わりますことを願ひまして、この質問を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市における携帯電話中継基地設置について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、水俣市における携帯電話中継基地設置について順次お答えいたします。

まず、これまでの中継基地建設について、市に対し住民からの相談や苦情等はなかったのかとの御質問にお答えいたします。

過去、平成15年に月浦地区での中継基地建設に対して、一部の住民による反対運動があり、議会で一般質問が出されたことがあります。その後も各所で中継基地が建設されたと思われませんが、昨年まではこの件以外の住民からの相談や苦情等はあっておりません。しかしながら、ことしの2月には、江添字笹原地区で中継基地が建設されていることについて、地区住民が工事の中止を求めているといった情報が農業委員会を通じて入っております。

次に、今後の中継基地設置については把握しているのかとの御質問についてお答えいたします。

中継基地設置の建築基準法上の手続については熊本県に、電波法上の手続については総務大臣の免許を受けるという流れとなっており、本市を経由しないため、今後の中継基地設置については把握できていない状況であります。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思いますが、当然だと思います、事業者も市に対して何の報告する義務もないわけですから。市が問題というか、把握をするということはまず難しいのかなというふうに思います。

しかし、そもそも市民から問題が上がってくるまで把握できないというのが私は問題じゃないかなというふうに思うんですね。そういうふうにならないために、いち早くやはり設置前に情報を知るべきじゃないかなというふうに考えているんです。

今、各事業所もつながる度ナンバーワンを目指して一生懸命努力されています。そのことによって我々も恩恵を受けているわけですから、今後とも努力していただきたいという気持ちはわかりますけれども、そのことで市民の安心や安全というものがそがれるというのは、両立していかなければやっぱり成り立たないんじゃないかなというふうに私は思います。他市のトラブルはほとんど建ってしまった後に起きていますね。工事が始まってからとか、そういった問題が浮上しております。それは何もなかったところに急に次の日に電波塔が建つとったとか、突然10メートル、15メートル以上の塔が建っていたということで、本当に工事期間が早いことも、またそういったトラブルの要因の一つじゃないかなというふうに思います。

それと、もう一つは、電磁波による人体への影響を懸念しての問題があります。このことについては、まだ賛否両論あるのは十分認識をいたしておりますし、家庭にもさまざまな電磁波の発生源があります。日常的にも多少の影響を受けていることもわかっておりますけれども、しかし、このような電波塔からの電磁波は、高圧線とか家庭用の電磁波に比べるとかなりやはり大きいというふうに言われておりますので、また継続的に発生しているということも言えます。

海外では特に子どもに対する問題、脳が小さくて頭蓋骨が薄いということで影響を受けやすいんじゃないかということで規制や勧告を行っている国もあります。少なくとも子どもたちが長時間過ごす保育園や幼稚園あるいは学校の近くには設置しないような何らかの取り組みが私は必要じゃないかなというふうに考えております。

基地の設置については、答弁がありましたように、総務省の総合通信局が管轄して、基準に基づいて手続をしているというふうに思いますし、また事業者に対しては、地域住民に事前に説明をするように指導はしてあると思いますが、だからといって、市民から不安や相談があれば、市としては知らんふりはできないだろうということですね。日ごろから市長が言われるように、市役所は市民の役に立つところと言っておられます。今回の江添の件については情報だけ入ったのか、市としてどのような対応をされたのか、それを1点お尋ねしたいと思います。

それと、やはり願わくば、そうなる前に未然に防止して、市民の生活環境を守るため近隣の住民の方々に実施の事業計画の提出などを盛り込んだ条例等を制定すべきじゃないかというふうに

私は思っていますが、市の見解をお尋ねします。

以上2点です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 谷口議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のほうの、今回の2月にございました江添地区の中継基地の件でございますけれども、今回の件につきまして、先ほどもお答えしましたが、江添地区の中継基地の件につきましては、2月に農業委員会宛てに許可不要転用届の公文書開示請求がまずっております。その後、数日後になりますけれども、工事の即時中止と業者による説明を求める「携帯電話中継基地局設置について」が農業委員会のほうに提出されております。その際、市に対して農業委員会から、この対応について御相談は受けているため、市としても当然存じているところでございますけれども、ただ、農業委員会からは工事中止命令ができないということを回答しておりますし、この件につきましては、市のほうは直接対応はできておりません。また、権限外でございますので、そこまではやっておりません。

次に、規制等の条例制定という形でございますけれども、確かに調べてみましたところ、これらの件についての条例を制定しているところもございます。ただ、その大部分は、まずきちんと説明会をやってくれというようなところがほとんどかなと思います。と申しますのが、中継基地から発射される電波の強さというのは、国が定めた電波防護指針の基準値以下に抑えられており、またWHOも電波防護指針と同等の国際ガイドラインを下回る電波の強さにより、健康に悪影響を及ぼす証拠はないとの見解を示しております。

また、中継基地は建築基準法あるいは電波法の基準をクリアして建設されるため、建設前に周辺住民への説明を求めるといった規定を設けたとしても、その建設自体を規制するというような実効性のある条例等はなかなか制定できないという形で、ほとんどのところが説明会だけの条例というような状況になっております。

また、中継基地を設置する場合には、九州総合通信局ですけれども、こちらのほうが事業者に対して周辺住民への周知をするよう指導を行っているとのことでございますし、地元から説明会の要望があれば、事業者に対して対応してもらうようにしているということでございますので、今後も九州総合通信局から業者に対して周辺住民への周知徹底をやっていただくということをお願いして、現時点では条例制定というのは考えてございません。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 対応できなかったというか、これが果たして市民の役に立ったのかなというのちょっと疑問でなりませんけれども、先日も桜ヶ丘の桜守会の有志の方々が、道路に市の許可を

もらって桜の木を植えたんですね。そうしたときに、その後ここに何か電波塔が立つらしいよということで、またその3本か4本は別に移動せないかんというような状況、小さなことですが、そういったちょっとしたことがいろいろ出てきているわけですね。

そういうことでやはり事前に何か市のほうに情報が入って、自治会長なりに情報が行くというような形で何かできないものかなというふうに思います。全国でも裁判問題になっていますけれども、宮崎県の延岡市でも、確かに目まいや吐き気や頭痛の症状があるということは確認ができた、しかしながら、それが起因して発生しているのか、原因は証明されていないということで、ことごとく棄却されております。

そういうことで、スタンスとしては絶対に設置させないというものではなくて、あくまでも市民の不安解消、特に子どもへの影響の軽減、後々のトラブル解消のための条例を制定できないかというふうに思うんですね。事業者の方々も水俣は環境モデル都市だから、ある程度はそういうのも御理解をいただけるんじゃないかなというふうに思いますし、他市の状況を見ましても、熊本あたりが周辺説明、取り扱い、あるいは、もちろん条例等も滝沢村あたりもしていますし、盛岡市も条例をつくっています。そうすると仙台市なんかは協定書というふうになっているんですね。それと佐賀県の有田町も条例を制定しておりますし、鎌倉市も条例、そして、いわき市なんかは要綱というふうになっているんですね。それと、川西市も要請というふうになっています。そして、北海道も旭川市なんかはお願いという文書等もつくってございます。

ですので、このように他市の例を今挙げましたけれども、他市も制定されているところがあるわけですね。周辺説明とか取り扱い協定書あるいは要綱、お願いとか、制定に向けて他市の状況を調査研究する考えはないのか、再度、市に見解をお尋ねして終わります。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 先ほど現時点では条例制定は考えていないということでお答えさせていただきましたけれども、確かにトラブル等があるのも承知しておりますし、また他の市町村で、今御説明がありましたような、条例等が制定されているのも十分承知しております。ただ、問題は実効性がある条例ができるかどうかということになりますと、なかなかそれは難しい問題がございますので、今おっしゃられましたように、建設計画があったらば知らせていただいて、説明会やってくれと、そういう条例をつくるべきなのか。まずは先ほど申し上げましたけれども、九州総合通信局のほうにさらに指導を強化していただくようお願いするとともに、ちょっと考えましたのが、九州総合通信局のほうから市のほうに連絡してもらえないだろうかというのを考えましたが、じゃあ情報ももらってどう出すべきかという、そういう課題等もございますので、その辺は今後研究しながらやらせていただければと思います。ただ、現時点で今すぐに条例どうのこうのというのは考えておりません。

○議長（大川末長君） 次に、水俣川の水難事故について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 水俣川の水難事故について順次お答えいたします。

まず、総合体育館横の水俣川で水難事故が発生しましたが、どのような事故だったのか、再発防止策は検討されたかについてお答えいたします。

先日の真野頼隆議員の御質問でもお答えいたしましたが、この事故は、5月23日午後5時ごろ、市立総合体育館横の水俣川で、水俣第一小学校2年生女子2名が遊んでいるうちに1名が流され、溺れるという事故でした。救急隊により救助され、市総合医療センターに搬送されました。その後、直ちにドクターヘリで熊本赤十字病院に搬送され、小児病棟集中治療室で治療が施されています。現在、懸命な治療により回復の兆しが見えてきております。

再発防止策については、何より各学校における児童・生徒への指導の徹底が最優先であると考え、臨時校長会議を開き、以下の点を指導しました。

まず、児童・生徒に対して学校の決まり等の徹底を図ること。児童・生徒の遊びや行動及び危険箇所の把握に努め、具体的な指導を行うこと。保護者や地域に対し、児童の安全確保に対して注意喚起を促すとともに、危険箇所や児童・生徒の生活の様子について情報提供等の協力を依頼することなどを指導しております。

次に、学校や家庭での事故防止について、教育は徹底されていたのかについてお答えいたします。

各学校では、事故防止のための心得や生活の決まり、夏休みの暮らしなどを作成し、各学級や地区児童会あるいは集会等により直接指導してきました。また、保護者に対しても、学校での指導内容や川や海の危険性を文書や懇談会等で知らせ、注意を呼びかけています。一方、学校によっては地区懇談会を実施し、事故防止に向けて地域の協力をお願いするとともに、危険箇所に関する情報提供も呼びかけているところです。

今後は、子どもたちの行動や危険箇所の把握に努め、得られた情報をもとに具体的な指導を行ってまいりたいと考えています。あわせて、家庭に対しては、子どもが遊びに出かける際、行き先、同行者、帰宅予定時刻等を知らせていく習慣が身につくように、さらに啓発を徹底していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 まず、今回の事故に対しまして、まずもって心からお見舞いを申し上げたいと思います。状況につきましては、今答弁でありましたけれども、助けを求めた子どもさん、あるいは発見され通報された方々、そして救急隊や医療センターからのドクターヘリの伝達、搬送とさま

ざまな迅速な対応が最悪の状況は免れたんじゃないかなというふうに思っておりますが、まだまだ今後のことが大変気になるところじゃないかなというふうに思っております。本人の頑張りや御家族や医療スタッフの方々の必死の治療によって回復の兆しが見えたのではないかなというふうに思っております。

再発防止につきましては、早速臨時校長会等を開いていただいたということで、事故防止につきましても、ソフト面でいろんな形で御努力をされているようでございます。特に、行き先や同行者、帰宅時間などを知らせていくように習慣づけを徹底したということは非常にいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後ともぜひ教育の徹底についても続けていただきたいというふうに思っております。

2回目の質問になります。親水公園というふうになっておりますが、やはり2級河川敷ということで、県が管轄しているというふうに思っております。私も自由に遊べる空間として、立ち入りを禁止するのはちょっとハードルも高いのかなというふうに思っておりますけれども、これがたびたび発生するとまた大変なことだと思いますので、以前このような事故はなかったのか、それをまず1点お尋ねしたいと思います。

やはり、あったとすれば、簡単に入れられないような柵を設けるべきじゃないかなというふうに私は思うんですが、きのうの真野議員への答弁でも施錠するとか柵をつけることは大変厳しいんじゃないかなというふうに受けました。

そこで、あそこでは夏休みの生き物観察会とか、いろいろ催し物もあっていますし、実施する際には、鍵をつけても体育館がすぐそばにありますので、そこで許可制で鍵を渡すというようなことも私は可能じゃないかなというふうに思うんですね。

昔であれば、私たちの時代であれば、兄弟、そしてまた先輩や後輩たちと一生懸命になって、誘い合いながらグループになって川遊びもしたんですが、やはり少子化の影響で、やっと友達が1人見つかって川に遊びにいったのじゃないかなというふうに、想像なんですけれども、そういうことで本当、少子化の影響がこんな事故まで引き起こすのかなというふうな痛感もいたしました。

先ほども言いましたように、子どもは日本の宝です。二度とこのような事故がないように対策を講じていただきたいと思いますが、答弁をお聞きすると、いろんな対策、御指導もしていただいておりますので、安心をいたしました。ソフト面ではそういうふうな感じでいいんですけれども、ハード面についてちょっともう一つお尋ねしたいと思います。

施錠して、許可制で行うようにしてもいいんじゃないかというのを1点ですね、見解をまず教育長にお尋ねしたいと思います。

それと、後は土木課の管轄になるかと思いますが、今回はたまたま5月の中旬過ぎということ

もあって、まだまだ夏休み前でしたら、非常に先生方も家族の人たちも注意深くいろんな注意もされていたんじゃないかなというふうに思いますけれども、注意喚起が薄かったのかもしれないという反省点もあるんじゃないかなというふうに思います。

小崎公園側に階段のところには、熊本県芦北地域振興局土木部からの注意書きの看板が設置をされておりますけれども、高さも高いんですね。小学生がととても注視して見るような高さじゃないし、漢字に振り仮名を書いてあります。そして、今回は体育館側には全くそういった看板もありませんし、今回のその看板は役に立っていないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、体育館側の堤防から下っていきますと、何でか知りませんが、こんもりとした土地があって、木や竹が茂って、非常に上から散歩をされる方も見通しが悪いと、この前の市長と語る懇談会でもそういった話が出ましたけれども、防犯とか防災上も非常によくないんじゃないかなと。そして、また環境モデル都市水俣にそぐわない川の景観ですね、何のためにあそこに土砂を置いてあるのか、そしてその土砂の撤去や伐採を県に要請できないのか、以上4点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 河川管理にかかわる御質問ということでございましたので、私のほうから一括して順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目、以前このような事故がなかったのかということでございますけれども、過去にさかのぼりまして、小崎周辺の水難事故等を調べてみたんですが、詳細については把握することができませんでした。ただ、周辺の住民の方にお尋ねをしましたところ、今から数十年、恐らく50年以上前というようなお話でございますけれども、水難事故のほうは二、三件続けてあったということございまして、その供養のために河川のそばのほうに地藏様が祭られたということの確認はいただいたところでございます。

それと、2点目、施錠して許可制等ハード的な対策ができないかというようなお尋ねでございますけれども、今回の事故が発生しました原因あるいは要因等々詳細に把握をしました上で、事故の再発防止につながるような対策があれば、つきましては、河川管理者でございます県のほうへ要望してまいりたいということで考えております。

それと、3点目が、看板等々、今設置をしてあるんだけれども、なかなかわかりにくいということでございますので、これにつきましても、注意喚起を促す看板あるいは子どもさんでもわかりやすいような看板等々につきましては、河川管理者である県あるいはその関係機関、学校、PTA等も含めまして協議・検討を重ねていきたいということで考えております。

それと、4点目、堤防敷にある土砂等々の話でございますけれども、議員のお話にもありましたとおり、先般の地域懇談会の中でも同様の意見がございました。早速、県のほうに連絡をいたしまして、同行して現地を確認をさせていただいたところでございます。その経緯につきまして

は、まだ県のほうで調査をいただいているところでございますので、その対応等々につきましても、経緯を踏まえた上で検討できればということで考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目になりますけれども、土砂につきましては、あそこは本当に防災上も非常に危険じゃないかなというふうに思うんですね。大雨のとき、あれだけの土砂がもしあるのとなかったのでは、あの体育館側の土手の堤防がかなり水位が上がるんじゃないかなというふうに思っております。あそこの体育館のところが決壊しますと大変な市内のほうにも影響が出ますので、ぜひ土砂の撤去あるいは伐採だけでも早急に県にお願いをしていただきたいというふうに思います。そして、まずは体育館側に小学生にもわかるような漫画チックなイラスト風な注意書きの看板の設置を早急にできないか、このことをお願いして終わります。

○議長（大川末長君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

水俣市政の発展と市民生活の向上を願いつつ質問をしたいと思えます。

私は、この間多くの市民の皆さんから意見を伺ってきました。中身は今政府で進められているアベノミクスについてであります。私が話したほとんどの方が、私たちには余り関係ないもんな、株も持っていないし、恩恵はないということでした。一方、円安によって輸入品が値上がりし、小麦粉が上がった。ある方は、市内のスーパーマーケットで1斤79円の食パンが10円値上がりして89円になった。また軽油が上がった。トラクターを使っているが、この値上がりはきつい。船を持っておられる方も軽油が上がった、しかし魚の値段には転化できない。こういう話をされておりました。

一方、円安誘導、金融政策で株価が上がりましたが、この株高でユニクロの一族は半年間で1兆円も資産がふえたと言われております。日本社会は貧困と格差が拡大しているんじゃないでしょうか。

さて、市民生活もこれらの影響下にありますけれども、このような中で水俣はどのようなまちづくりを目指すのか。小さな市ですので、単独でできることは限られていると思いますけれども、水俣の50年先、100年先を見据えた政策が必要と私は思います。今回の質問でも幾つかの提言も交えながら、以下質問いたします。

1、水俣病について。

①、本年4月16日、最高裁判所は判決を下しました。水俣市の溝口秋生さんの御家族についての判決はどのようなものであったのか。

②、同じ日の大阪の女性についての判決はどのようなものであったのか。また、この女性については熊本県が大阪高裁での差し戻し裁判を取り下げました。その理由と、今後この女性はどのように処遇されていると聞いておられるか。

③、判決は感覚障害だけでも水俣病と総合判断しました。環境省は判断条件についてどのようにすると聞いておられるか。

④、水俣病特別措置法に申請した1969年（昭和44年）12月以降生まれの人で、公害健康被害補償法の認定基準を上回る臍帯水銀、へその緒の水銀値の人がいることが報道されています。水俣市は把握されておられたか。また、人数は何人と聞いておられるか。

2、今後予想される地震や津波対策について。

①、熊本県は3月議会時点では市町村ごとの詳細な資料を公表していませんでした。その後、その資料が提供されたと聞きます。大まかにどのような資料が提供されたのでしょうか。

②、これを受けて、水俣市はどのような対応を考えておられるのでしょうか。

3、認知症への対応について。

①、水俣市民の中で認知症と判断された人はどれくらいおられるのでしょうか。

②、今後の認知症の市民の推移をどのように想定しておられるのでしょうか。

③、水俣市では平成21年と22年に認知症地域支援体制構築等推進事業を実施しております。その方法、結果、考察はどのようなものだったのでしょうか。

4、水俣城の発掘調査について。

①、これまでの発掘での遺構の確認及び到達点についてお知らせください。

②、熊本県の担当者などから今後の調査の方向について示唆をもらっていることがあるのでしょうか、あればお示しいただきたいと思います。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

水俣病については私から、今後予想される地震や津波対策については総務企画部長から、認知症への対応については福祉環境部長から、水俣城の発掘調査については教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病に関する御質問のうち、本年4月16日最高裁判所は判決を下した。水俣市の溝口秋生さんの家族についての判決はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

申請者の次男である溝口秋生さんが、申請者が未検診死亡者であることから判断資料が不足しているとして水俣病認定申請を棄却した処分に対して、カルテ等が破棄されるよう意図的に申請者の死後17年間病院調査を怠ったものであり、当該処分は違法であるとして、処分の取り消しを求める訴訟を平成13年12月9日に、認定義務づけを求める訴訟を平成17年10月28日に熊本地裁に提起しました。平成20年1月25日、熊本地裁は原告の請求を退ける判決を、平成24年2月27日、福岡高裁は原告の請求を認める判決を言い渡しました。熊本県は、この高裁判決を不服として、同年3月8日最高裁判所に上告し、平成25年4月16日に県の上告を破棄する判決を言い渡したものであります。

次に、同じ日の大阪の女性についての判決はどのようなものかとの御質問にお答えします。

関西訴訟において損害賠償を認められた原告が、県及び県の棄却処分を不服とした審査請求の申し立て先である国（公害健康被害者不服審査会）を被告として、公健法に基づく認定申請棄却処分及び審査請求棄却裁決の取り消しと水俣病の認定義務づけを求める訴訟を平成19年5月16日、大阪地裁に提起しました。平成22年7月16日、大阪地裁は原告の請求を認める判決を、平成24年4月12日に大阪高裁は原告の請求を却ける判決を言い渡しました。原告は、この高裁判決を不服として、同年4月25日に最高裁判所に上告し、平成25年4月16日、最高裁判所は高裁判決を取り消し、事件を大阪高裁に差し戻す判決を下したものであります。

また、この女性については、熊本県が大阪高裁での差し戻し裁判を取り下げたその理由と、今後この女性はどうのように処遇されると聞いているかとの御質問についてお答えします。

このたびの判断は、熊本県知事が最高裁判決を厳粛に受けとめ、高度な政治判断の結果であり、認定された後の処遇につきましては、御遺族の御意思によるものが大きいことから、お答えすることは難しいと思っております。

次に、判決は感覚障害だけでも水俣病と判断した。環境省は判断条件についてどのようにすると聞いているかとの御質問にお答えします。

最高裁判決は、52年判断条件を見直せとは言っておらず、見直しについては考えていないと聞かしております。なお、最高裁判決が示した症候の組み合わせに当たらない場合の多角的・総合的検討の具体化について、国は作業に着手していると聞いております。

次に、水俣病特別措置法に申請した1969年12月以降生まれの人で、公害健康被害者補償法の認定基準を上回る臍帯水銀値の人がいることが報道されている。水俣市は把握しているか。また、人数は何人と聞いているかとの御質問にお答えします。

御質問の内容につきましては、新聞で報道がなされていたことは承知しております。まず、臍帯の水銀値ですが、一定の値を超えた場合、直ちに公健法の認定をされる制度となっておらず、小児性水俣病の判断条件を行うに当たって疫学条件の一つとして定められているものです。人数につきましては、熊本県にお尋ねしましたところ、数人程度とお聞きしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

溝口さんの御家族については、今御答弁あったとおり、余りにも長期間放置されて、それで今回の訴訟の特徴は棄却の取り消しと同時に行政認定することということで義務づけを問うているというのが裁判の特徴だったというふうに思います。溝口さんの御家族で起きたことについて、こういうことが絶対これからないように、私は、行政は、国や熊本県はされるべきだというふうに思っています。

2点目の大阪の方なんですけれども、この方については御家族のほうは患者とチッソとの間で結ばれた補償協定に基づく救済を希望されているというふうに聞いておりますけれども、それがまだ決着がついていないというふうに聞いてます。

行政認定されると幾つかの方法があると思います。今申し上げました、補償協定に基づく救済を望む場合と、公害健康被害補償法に基づく救済を求める場合というのがあると思います。それは患者の選択というふうになっておりますので、速やかにこれには応じていただくことが必要なのではないかなと、私は考えております。

それで、2回目の質問に入りますけれども、御答弁いただいた判断条件は維持すると、判決は52年判断条件については、特にこれが否定されたわけではないから、それを維持して、今御答弁あったように、感覚障害とそのほかの条件を組み合わせでどうするのか検討中という御答弁だったというふうに思うんですけれども、こういうことにならないでしょうか。

行政に認定申請すると、判断条件に該当するかどうかで認定か棄却かの処分がされる。一方、義務づけ含めて被害者の方が裁判すると、地裁・高裁・最高裁までいく可能性もありますけれども、最高裁では前の判決が大体、裁判では前の判決が踏襲されますから、裁判所では認定される。こういう2つの道がつくられたということに私はなるんだろうと思うんです。被害者に裁判しなさいということそのまま認める、そういう行政でいいんだろうかということが私は今問われているのではないかなというふうに思っているんです。

それで、一番国民に近い立場の行政府が最も被害者の立場に立って政治を進めるとというのが三権分立の趣旨だと思いますので、行政においては、ここは直ちに改めるべきだというふうを考えるんですけども、そういう立場から、この判断条件をそのままにしているのかという、市長としての意見を国なり熊本県なりにしっかり伝えていただきたいというふうには思いますけれどもいかがでしょうか、これが第1点であります。

第2点目は、1969年（昭和44年）以降生まれの住民の方の件ですけれども、これまで特措法は1968年に排水がとまって、その後は水俣病の発生はないというふうにしてきたんですね、特措法の前提もそういうふうになっています。しかし、特措法のこの考え方自体が間違いであるということをお答えいただきましたが、新聞紙上で知ったと、臍帯水銀値の1ppmというのが疫学条件の一つだというふうに言われましたけれども、これまでは疫学的条件で臍帯水銀でこれだけの濃度があれば行政認定になる状況なんです。

例えば昭和34年当時、厚生省などが決めた成人の毛髪水銀値50ppmというのが基準だったでしょ。同じように臍帯水銀については1ppmでほぼ線引きされているんです。これを超える人がいたということは、結局特措法での1969年12月以降生まれの人については対象外とする、そもそも発生はないんだという、その考え方そのものが間違ってたのではないかなと私は思うんですけども、これについてはどうお考えになるでしょうか。これが2点目であります。

それから、3点目ですが、1969年12月以降の方で特措法に申請されている方が、今御答弁で、私は何人いるか全然知らなかったんですけども、数人いるというのが今御答弁されました。この方たちには特措法にそのまま申請していてもいいし、あるいは特措法を取り下げる、あるいは特措法で救済対象になったとしても、それを受け取らずにさらに認定申請するという公健法に基づく認定申請するという道もあるんです。

だから、その1ppmという臍帯水銀値が高いのか低いのか、どういうふうに数字を見ればいいのかというのが御家族の方にはよく御判断つかないという場合もあるんだと思うんです。その辺の様子がわからないままに特措法の申請されているという場合もありますので、どうされるかは御本人たちの判断に任せるとして、あなたの臍帯水銀値1ppmというのは、これは疫学的条件としての臍帯水銀値としては高いんですよということを含めて数字の情報を伝えるということをするべきではないかなと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

以上3点。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございます。国は判断条件を見直さないと言っているが、被害者は補償協定の救済を受けようと思えば裁判をなさいよと言っていることになるんだと、市長はこういったことを国や県の行政責任の放棄ではないか、それを改めるように意見を言って

いただきたいというようなのが第1番目の質問だったと思います。

今答弁の中でも申し上げましたけれども、国は判断基準を見直す考えはないと聞いております。議員御指摘のような御意見があることはもちろん国や県も十分承知していると思っておりますので、このことにつきましては、機会あるごとに国や県にお話をさせていただきたい、そのように思っております。

それから、1969年以降生まれの住民で臍帯水銀値が行政認定の基準を超える住民がいたことは、排水がとまった1968年以降、水俣病の発生はないとして、特措法の救済対象からも外しているのだが、これは過ちであり、この過ちを示したことをどう考えるかということだろうと思うんですけれども、特措法では、1969年12月1日以降に生まれた方でも、臍帯等高濃度のメチル水銀の暴露の可能性を示すデータなど科学的なデータのある方については、どこでメチル水銀の暴露を受けた可能性があるのか、そういった原因を確認した上で救済対象となる地域の要件、あるいはその症状の症候要件、そういったものを総合的に判断するということになっております。

今回の結果は、特措法にありますように、救済を受けるべき全ての人々があたる限りの全て救済され、水俣病の解決が図られなければならないというような、特措法の第4条にございますけれども、そういった趣旨は理解されているのではないかなと、そのように思っております。

それから、3つ目の、臍帯水銀の1ppmは公健法による胎児の認定基準を超えているという情報を、特措法を申請者に伝え、今後どうするかは申請者のお考えに任せるとしても、情報の提供は行うべきではないか、どう考えるかということでございますけれども、この件につきましては、水俣病保健課に確認をさせていただきました。それによりますと、今、特措法以外の選択肢があるということの説明は行いたいというような御返答でございました。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 質問の1番目のところは了解しました。

2点目のところなんですけれども、確かに1969年以降でもさまざまな情報をもとに、特措法に該当するかどうか判断するというふうになっているんですけれども、しかし特措法のあの文章、しおり等を見ますと、明らかに1969年12月までのような文章になっているんですよ。結局それ以降は救済対象にならないんだらうというふうに思う方がやっぱりいらっしゃるんですよ。もし、いろんな調査をするのであれば、そういう1969年の12月までという、記載はせずにどんどん申請してくださいと、必要なデータも出してください、資料も出してください、それで判断すればいいことなんです。そうされてないところに特措法に納得いかない、被害者の方たちが納得いかない面があるということをまず御指摘しておきたいと思っております。

3点目の、情報提供については、保健課からの答弁がありましたけれども、その他の認定制度

があるということ、情報提供するというものですから、これはもうぜひそうしていただきたいと、県においてそうしていただきたいというふうに思います。

さて、3回目の質問ですが、今言ったんですけれども、1969年以降という、そういう線引きが結局誤りであって、1969年の12月、排水がとまった後も被害が発生していたということに基づくことが第1点。第2点目は、成人のところでも疫学的条件だとか総合的判断で、神経所見としては感覚障害があれば水俣病として認める最高裁判決になっているわけですから、認定制度そのものを見直す、あるいはもっと立ち入った補償体系を考えるということを含めて、私は今、本気になって環境省がこれまでの経緯にとらわれないで、方針をつくっていくことが必要なのではないかなというふうに思います。

これまでも市長のほうからずっと意見を言ってきていただいていると思うんですが、引き続きその認定制度そのもの、あるいは年代による線引き等についても見直していくということを進言していただきたいと思うんですけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 既に先ほど申し上げましたように、現時点では国は判断基準を見直す考えはないというようなことでございます。国におきましては、最高裁が示した証拠の組み合わせに当たらない場合、多角的あるいは総合的な検討を今後、具体的に進めていく作業を今行っていると、そういうぐあいに伺っております。

議員御指摘のように、もっと具体的な立ち入った方針を示すべきではないかということでございますので、今後そういった見直しの状況がどのような状況に進展していくのか、そういうものを注視させていただきながら、申し上げるときには申し上げていかなければならないと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、今後予想される地震や津波対策について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、今後予想される地震や津波対策について順次お答えいたします。

まず、県から詳細なデータが提供されたと聞かすが、大まかにどのような資料が提供されたのかとの御質問にお答えいたします。

熊本県が実施した被害想定調査において、影響が大きいとされる地震は、布田川・日奈久断層帯、別府万年山断層帯、人吉盆地南縁断層帯、出水断層帯、雲仙断層帯、南海トラフの6つの断層帯等に関係するものです。提供された想定被害データの内容につきましては、前回は水俣市を

含む芦北地域としてのデータでしたけれども、今回は市町村ごとのデータとなっております。

このデータの内容としましては、それぞれの断層帯等に起因して発生した地震や津波における液状化や揺れ等による建物被害、死者・負傷者等の人的被害、上下水道や発生するごみ等に関するライフライン被害、道路や港湾等の交通・輸送施設被害、避難者や帰宅困難者など生活支障等に関する事、瓦れき等の災害廃棄物に関する事、その他として、災害時要援護者や避難所等に関するものとなっております。

次に、これを受けて、水俣市はどのような対応を考えているのかとの御質問にお答えいたします。

今回提供されたデータは、地震の要因となる断層帯等ごとに、幾つかのケースに分けて示されており、データによっては、さらに発生時間を分けて被害を想定したものもあります。

さまざまな数値が多岐にわたっており、そのままでは活用が難しい状況となっていることから、データを提供いただいた県にもお尋ねしながら、データの精査及び分析等を行い、今後の防災対策に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をいたします。

県から資料の提供があったものについては、私も見せていただきましたけれども、これはもうデータを見るのは大変な作業でした。今御答弁あったように、液状化、揺れ、死者・負傷者、水道・下水道、避難者、ごみ、道路・港湾、瓦れき、要援護者等、それぞれに大項目に分けてまして、しかも道路とか、水道だとか、ごみだとか、例えば死者だとか負傷者もメッシュで書いてあるんですね。水俣市内をそれこそ緯度と経度で区切ってありまして、この地域には何人死亡者が出て何人の負傷者が出るだろう、この地域だと全壊の家屋が幾らで半壊家屋が最大で幾らだろう、こういうのが書いてありまして、トータルとしてはなかなか出てこない。私もデータ全部見たんですけども、1日ちょっとかかりましたね。もう見るのが嫌になるくらい膨大な資料でした。

ただし、これはこれで想定されているわけですから、こういうのに対応して行政としてどのように動くのか、あるいは市民としての心構えをどのようにつくっていくのか、そのほかの整備をどうするのかということを考えなければいけないというふうに思います。

布田川・日奈久断層については、熊本県内でも一番発生確率が高いというふうに言われていますので、それに備えた対応が必要なんだろうというふうに思っているところです。

それで、私が注目して見た資料の中で、住宅の全壊・半壊がどれぐらい想定されているかということですが、一番南の不知火海で断層が動いた場合、獅子島とか御所浦の沖あたりの断層が動いて、揺れと津波等が発生した場合が想定されているんですけども、揺れによる水俣市内の木

造の全壊が161棟、半壊が1,335棟という数字が出ました。これはもちろん最大値が示されてるんだろうと思います。同じく重傷者、中等障がい者の発生、自力脱出困難者の数、火災の発生率、液状化による被害、休憩施設の崩壊、半壊なども資料として出されています。これらの指標をわかりやすく市民に伝えて、地震が起きたとき、揺れとか液状化だとか、そういうものでどういうことが起きるといふふうに県は想定しているのかという情報をまず正確に市民に伝えることが必要ではないかなというふうに考えております。

まず情報を伝える、そのことでそれぞれがどう判断するかということが起きてくるわけですから、まず大切な情報について、どういうふうにお考えになっているかということをご尋ねしたいと思います。

それから、2番目ですが、3月議会でも地震・津波について質問したんですけれども、3月議会で海拔表示について求めました。その後、この海拔表示の作業はどこまで進んでいるのか、あるいは今後の計画はどのようにされる予定なのか、以上2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 野中議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の情報を市民にわかりやすく伝えるべきではないか、情報提供の件についてでございますが、先ほど議員のほうから数値等ございましたけれども、これにつきましては、私どものほうは、まだ現時点では完全に分析が終わっておりません。現在、分析を急いでいるところでございますけれども、ですから、先ほどの数値につきましては、野中議員のほうで県の許可を得て、データを分析された数字という形で理解しているところでございますので、分析が終わった段階できちんと数字等についてはお出ししたいと思っております。

それで、先ほども述べましたように、多くの項目がございますし、いろんな前提条件等ございます。そういうようなことをきちんと整理した上でないと、なかなか情報については今の段階ではちょっと出しにくいのかと思いますけれども、当然分析が終わりまして、整理ができましたデータにつきましては、広報紙や自主防災組織等を通じて市民の方にお知らせし、防災に対する意識の啓発とか、それから、災害発生時の被害削減につなげればという形でぜひ出していきたいというふうに考えております。

次に、海拔表示のその後の作業、どこまで進んでいるのか、計画はあるのかということでございます。3月議会でも確かにお答えしておりますが、市内10カ所の基幹避難所とか、それ以外にもございますけれども、幾つか設置しております。その後設置したかということはございませんけれども、平成25年度の防災計画でも主要事業の中の1つとしまして、この海拔表示をふやしていきたいということをおっしゃっておりますし、また、市だけではなくて、国道とか県道等も含めた上での増設というのをできないかということで、ぜひ、早目に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 確かに、私は先行してちょっと県の許可も得て見ましたので、全て分析されるにはかなり人とかを突っ込んでしないと全体の資料の把握はちょっとできないかもしれません。それが出た時点で、わかりやすく市民への伝達も、答弁あったとおりやっただけであればというふうに思っています。海拔表示についても一緒です。

それで、3回目の質問なんですけれども、先日、水俣市防災会議等も開かれたというふうに聞いています。また、今回取り上げました地震・津波等についても関連するんですけれども、地震・津波だけではなくて、洪水だとか、いろんな災害が考えられます。そのときに、広報紙で事前に情報を流して、こういうときはこういうふうにしましょうという伝達の方法と同時に、発生しそうなときに、今どういう状況ですよということを、今は屋外スピーカーだとか戸別受信機で伝えるようになっているんですけれども、デジタル化にあわせて戸別受信機等についても検討したい、ただ、金額が高いのが大きな障害物になっているというのが3月議会の答弁だったと思うんです。

それで、確かに1台当たりの金額が高いというのは承知しておりますが、最近、いろんな私も報道を見ているんですけれども、例えば山口県防府市などでも戸別受信機で安いものをもっと各戸に設置しようというような動きもあっています。ですから、特定の業者さんのものにしてしまうと値段が高くなっちゃうんですね。きちっと受信さえできれば、原則はFM電波ですから、それを聞き取れるものを各戸に配置するという方法もあると思うので、これについてはそういう導入も含めたいろんな機種の検討も含めて、素早く情報が市民に伝わる、行政からの情報が伝わる、そういう体制の整備を進めていただきたいと思っておりますけれども、これについては準備状況や検討状況だとかの進捗状況をお示しいただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは、第3の御質問にお答えさせていただきます。

防災関係につきましては、昨年もことしですけれども、地域懇談会等でも非常に質問が多い項目でございます。特に防災無線が聞こえにくいという形で苦情等が参っておりますが、聞こえにくい場合には、62-6222だったですか、ああいう対応をできないかとか、いろいろお答えはしておりますけれども、確かに老朽化しておりますので、今年度から基本設計等進めて、平成26年度から本対応、工事に入るという形で3月の時点でもお答えさせていただいておりますし、予算も計上させていただいております。

今お尋ねの戸別受信機等につきましては、やはり一番のネックは多額の経費ではなかろうかと、1台当たりの単価が高いというのがございます。今、議員がおっしゃいましたような防府市

等で安いということがございますけれども、ただ、ちょっと聞いてみたところでは、何か防災ラジオ的なものというふうにも聞いておりますので、それが今回の水俣市のほうに対応できるのかどうかというもがございますので、その辺は本体工事とあわせて今後検討させていただきたいと思っております。現時点で、導入の可否については判断いたしておりません。今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、認知症への対応について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 次に、認知症への対応についての質問に順次お答えします。

まず、水俣市民の中で認知症と判断される人はどれくらいかとの質問にお答えします。

平成24年10月1日時点での65歳以上の高齢者数は8,741人となっております。その中でお尋ねの認知症と判断される人数ですが、要介護認定者数1,889名のうち、生活に何らかの支障を来すおそれのある認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa以上の方としましては1,165名となっております。

次に、今後の認知症の市民の推移をどのように想定しているかとの質問についてお答えします。

6月2日の新聞報道等によりますと、厚生労働省研究班の調査において、2012年時点の認知症高齢者推計値は約462万人と推定されております。また、全国の認知症の有病率を15%と推計していますことから、国立社会保障・人口問題研究所の資料に基づく水俣市の高齢者数が最大に達すると推定されます2020年（平成32年）の高齢者の推計人口9,396人からしますと、約1,400人になると予想されております。

次に、水俣市では平成21年と22年に認知症地域支援体制構築等推進事業を実施している。その方法、結果、考察はどのようになっているかとの質問にお答えします。

当事業は、3つの推進項目を設定し実施しております。

1点目は、認知症の本人、家族が自分らしく生きることができるようの人材育成です。市民向けには認知症サポーター養成講座を実施し、市民の認知症に対する知識の普及啓発を図ることができました。また、認知症サポーター養成講座受講者の中から傾聴ボランティア養成講座、権利擁護セミナー等の講座を受講し、実際にボランティア団体の一員として活動されている人もいます。また、現場スタッフ向けには研修会を実施し、多くの受講者がありました。

2点目は、認知症の早期発見・早期治療のための取り組みです。認知症のスクリーニング検査のため、物忘れ相談プログラムを整備し、まちかど健康塾等の介護予防教室やイベント等でスクリーニングを実施して認知症に対する予防意識を高めていただいております。

3点目は、地域の支え合いに向けた取り組みです。認知症支えあいネットワーク協議会を設立

し、徘徊者搜索のための見守り・SOSネットワークを構築しました。結果としましては、認知症サポーター養成講座の受講者が増加し、認知症の理解者から支援者への広がりも見られ、活動も広がっています。

また、認知症サポート医との連携が取りやすくなったのを初めとしまして、関係機関、顔の見える関係で連携が可能となっております。考察としましては、認知症になっても住みやすいまちづくりを目標に事業に取り組みましたが、一連の事業を通じまして、さらに市民に認知症の予防ができるまちづくりの可能性が確認でき、当初の目標と並行して早期発見・早期治療の仕組みづくり、予防教室への展開等、予防事業の大切さが浮き彫りになってきたところです。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

今、認知症の方の数について、厚生労働省15%くらいというような話もありました。それで、私もこの今回質問をするに当たって、健康高齢課の介護担当の保健師さんとか、いろんな方から話を伺いました。それと本も紹介いただいて学習してきたんですが、これは全国的にも有名な鳥取大学医学部教授の浦上先生が書かれた本なんですけれども、認知症の数をこういうふうに推計されています。日本人の認知症患者の数は、1990年には1980年の1.5倍、10年間に1.5倍になったと。また2000年には1980年の、つまり20年間で見ますと3倍にふえているというのが統計として出ております。なぜこういうふうに認知症がふえていくのか、その要因としては、欧米化したライフスタイルが関係しているというふうに言われているというふうに思います。中でも、食生活が和食から洋食に移行したことが影響しているのは明らかだろうというような統計でありまして、なるほどそうかというふうに思ったところでもありました。

今答弁いただいたんですけれども、実は自分の反省を込めて言うんですが、これまで高齢者対応施策としては、例えば在宅でデイケアとかデイサービスだとかがあると、医療保険を使ったデイケアと、デイサービスは介護保険だとかを使うサービスがある。いよいよ在宅でできなくなると施設介護になるわけなんですけれども、グループホームだとか病院の療養型病床群だとか、あるいはこの間整備された介護施設だとかがあると、そういう施設整備だとか、そういう体制だけに実は目を奪われていたなというのが反省なんです、私も反省なんです。

この間、議会で地域の報告会に出させていただきますました。私も1班で参加させていただきましたけれども、この件についてのやっぱり質問があったり御意見があったりするんですよ。そして、私は厚生文教委員会に3月議会まで所属しておりましたけれども、その中で健康高齢課の人たちがまちかど健康塾だとか、いろんなのをされてるのは聞いてはいました。だけれども、それがどういう意味なのかということをしっかし理解していなかったという実は反省があります。

それで、今、3番目の答弁のところでお話しいただいたのが、平成21年と22年に水俣市で実施

された認知症地域支援体制構築等推進事業ということなんですけれども、その中身については、今答弁いただいたとおりです。これは健康高齢課のほうでまとめられて学会発表されたということで、この論文、私もいただきました。学習させていただきましたけれども、それらを踏まえた上で、これは認知症になって住みやすいまちという概念から、予防できるんだというふうに頭を切りかえる必要があるんだということを改めて思いました。

それで、そういうものをもっと理解する上で、水俣市がこの間の事業を進める上で援助を受けておられる鳥取大学の浦上先生の鳥取県内での実践報告、そこでの予防教室での効果だとか、介護保険費用が予防することによってどのように変化しているかだとか、その辺の資料も当然、もうデータ蓄積されていると思いますので、そこを御答弁いただきたいと、これが第1点であります。

あるいは、予防の取り組みは鳥取県外でもずっと広がっているというふうに聞いているんですけども、ほかの地域での取り組みはどういうふうに聞いておられるか。

3点目は、今答弁の中で関係機関との連携という話が出てきました。これは、かかりつけのお医者さん、それからケアマネジャー、介護施設、ヘルパーさん、訪問看護あるいは行政、包括支援センター、こういうのが連携しながら、在宅あるいは施設介護含めて取り込まなければいけないというふうに思っているんですが、日本全体として、日本の医学会では認知症予防学会というのがつくられているらしいですけれども、そのネットワークの中に熊大医学部も入っているというふうに聞いております。学会では、これからの認知症対策で何を提唱されていると市では把握されているか、これが3点目であります。

4点目は、これも厚生文教委員会の審議の中で聞いてきてた話なんですけれども、生活支援員や市民後見人という制度を始めよう、法律の整備もあって、水俣市でも取り組み始まっているんですけれども、現在の到達点はどうなっているかということについて答弁いただきたい。

以上4点であります。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、鳥取県におけます先進地でございますが、琴浦町というところで実践がされております。この琴浦町は、鳥取県中部の日本海に面する町で、昨年10月1日現在の人口で1万8,084名、高齢者数が5,749人、高齢化率が31.8%、介護保険認定率は、平成23年3月31日現在18.1%増となっております。

本市の今年度末の高齢化率が32.8%、4月末の介護保険認定率が21.6%ですので、高齢化率では1%ほど水俣市のほうが高くなっておりますが、介護保険率では3.5%も高くなっているところでございます。

鳥取大学医学部保健学科、今おっしゃいました浦上克哉教授らの研究によりますと、平成16年

度で2,360万円、平成20年度は7,600万円の削減効果があったと報告があります。平成23年3月に本市では浦上先生に来ていただきまして、講演会がっております。

その中では、認知症検診の導入によって、認知症に対する町民への意識啓発の機会が多く得られ、あわせて認知症予防の重要性についてきめ細やかに啓発事業を展開したことなどによって、このような効果があらわれたとの見解でございました。本市としましても、各個人が認知症の予防に積極的に取り組むための施策について、琴浦町の実践例を学習し、研究していきたいと考えております。

次に、鳥取県外での取り組みと、そのほかには聞いているかということでございます。

鳥取大学医学部の浦上教授が主催されます日本認知症予防学会には、本市では個人的に職員が2名ほど参加しているということでございますけれども、鳥取県以外では12県で実施しているということでございますが、その効果につきましては、各分科会での報告になっているために情報が入手できていない状態でございます。

次に、日本認知症予防学会ネットワークに熊大医学部も入っておられるが、この学会は何を指しているかとの御質問でございますけれども、最近の厚生労働省推計認知症有病率が15%というのは申し上げましたが、以前よりもはるかに今後は団塊の世代が後期高齢者となり、また医療技術の進展に相まって、さらに認知症はふえるのではないかと予想されております。

認知症は高齢者が最もなりたくないと考えている病気の第1位であります。医療保険や介護保険の負担においても大きい経済負担になります。このようなことから、認知症対策は急務であります。予防は認知症の発症予防である第1次予防のみでなく、早期発見、早期治療の第2次予防、病気の進展防止の第3次予防まで含まれます。

本市の職員も同学会に参加しておりますが、認知症診療とケアは多職種が共同して効果が得られますので、認知症に携わる多職種が集まり、予防という視点から認知症対策を考えていく学会になっているとお聞きしております。

次に、水俣市での生活支援員、市民後見人制度の現状でございますけど、水俣市社会福祉協議会が行っているのは、地域福祉権利擁護事業の中で生活支援員を配置し、判断能力が不十分なために日常生活に困っている方の相談に応じたり、また、昨年度は市民後見人の養成講座を実施しました。4月からは水俣市の権利擁護センターを水俣市社会福祉協議会の中に開設しましたので、この中で市民後見人の育成や登録、成年後見制度に対する相談や利用支援など、これから具体的に推進していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 かなり多岐にわたりましたので、もっと詳しくはこれからも勉強していきたいというふうに思ってますけれども、大まかなガイドラインといいますか、が少し見えてきたんではな

いかなというふうに思ってるんですね。いち早く要望等に取り組みられた鳥取県においては、私はこういうふう理解了しました。

高齢化率は1%ぐらいしか、琴浦町と水俣市は変わらない。しかし、介護保険で3.5%くらい水俣市のほうが高い。3年ごとに見直しになってまして、その都度、介護保険料を上げないと、制度そのものが維持できないというふうになってて、これをどうするかというのが大きな課題になっていると思います。

琴浦町の場合では、平成16年で2,400万円ぐらい減って、その次の平成20年では7,600万円くらい、介護保険が少なくなってる。これはやっぱり予防の効果が出てるということの数字なんだろうと思うんですね。だから、ここにどう力を入れていくかということがこれからの取り組みの一つになるんだろうと。市民の健康ということでは、妊産婦健診から乳幼児から、あるいは学校に入学する前、学校内での定期健診だとかあります。あるいは生活習慣病というふうにもありますけれども、認知症については、なってからどうしようという発想をやっぱり本当に切りかえて、予防するにはどうするかという発想で、これからの取り組みを考えていかなきゃいけない、あるいは10人に1人がなるというふうに先生方はおっしゃってましたので、これに対応した取り組みが、行政だけじゃなくて社会全体での取り組みとしても必要になってるんじゃないかなと思いました。

それで、この間、まちかど健康塾だとかが市内26カ所でされるだとか、あるいは葛彩館だとか、愛林館だとか、おれんじ館だとかで基幹的ないろんな取り組みをされて随分進んできてるというふう思うんですけども、それらをみんな整理して、この間の取り組みで理論的にも整理されてると思いますし、施策の方向も見えてきてるというふう思うんですね。

さらに、まちかど健康塾への参加者の増加あるいは医師会との連携強化、地域で支える体制、行政としての体制の整備など幾つか課題があるというふう思うんですけども、この辺については、これからどのように進めていこうというふうにお考えなのか、そこを3回目の質問としたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 今、議員が御指摘になりましたように、当初、私どもが実施しました平成21年と22年度の事業におきましても、認知症になっても住みやすいまちづくりという考えから、認知症が予防できるまちづくりというのが必要じゃないかということを経営の結果として職員が認識してきたところでございます。

この結果を見まして、市民に対しては認知症は予防できるという知識を普及・啓発していきたいと考えています。また、早期発見、早期治療のために、物忘れ相談プログラムをさきのまちかど健康塾とかでも普及していただいて、認知症予防診断の実施ができる体制づくりというのを考

えておりますし、またあわせて、認知症予防は生活習慣病予防であるために、これの健康づくり担当部署と連携した若い世代からの疾病予防に努めていくことを考えております。

○議長（大川末長君） 次に、水俣城の発掘調査について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、水俣城の発掘調査についての御質問に順次お答えいたします。

まず、これまでの発掘での遺構の確認及び到達点についての御質問にお答えいたします。

発掘調査は、城山公園内の西のグラウンド側にある丘陵をメインに進めてまいりました。昨年度までに、丘陵の北から東の範囲において、新たに石垣や入り口などの遺構を確認しております。石垣については、丘陵の裾にあって、本丸の外周を囲むと思われるものから、丘陵の最も高い段にあり、本丸中心部を囲むものまで、7カ所の存在を確認しております。丘陵裾の石垣の前面には堀の痕跡もありました。

丘陵の北東裾では、城の中心部への東入り口が確認されています。通路の両脇に石垣があり、石段を配置していました。これらの遺構の構築年代は、年号入りの瓦が出土したことにより1607年ごろというのが裏づけられております。また、石垣の角部分には、角の稜線をなす部分をノミで丁寧に面取りするという、清正流の石垣の特徴を示す手法も把握しております。

調査の進展状況といたしましては、本丸の構造と範囲のごく一部を把握しつつある段階ですが、遺構の評価としては、全体的な残りは良好とは言えないものの、加藤清正の手により整備・改修され、その特徴をよく示していること、また、中心部まで石垣を回し、使用石材も大きいことなど、薩摩に備えるべく堅牢な城であったのではないかと評価できる段階に達していると考えております。

次に、熊本県の担当者などから、今後の調査の方向について示唆をもらっていることはあるかとの御質問にお答えいたします。

水俣城の調査は、さきに述べましたとおり、現在、本丸の一部を行っている段階です。文化庁からは、近世部分の調査はもちろん、中世部分も調査を行い、中世城から近世城への変遷を遂げた城として、その様相は明らかにしていけばどうかという指摘をいただいております。

県に、当面の進め方も相談した結果、まず、現在の本丸だけの調査では、近世城としての評価がしづらく、城の調査としては不十分なものになってしまう危惧があるため、二の丸、三の丸の有無や、範囲確認を行うよう、アドバイスをいただいているところでございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございます。

最初の段階から、私も発掘を見学させていただいていて、一般質問でも何回か取り上げさせて

いただきました。毎年、毎年、西のほうから北のほうに行き、東のほうに行き、本丸の中心部に行き、そういうふうに進んできているというのが、経過が私も覚えています。7カ所で石垣等も確認して、堀も確認できたというのは、この一、二年の新たな前進なんだろうと思います。

鋭意進められていると思いますけれども、文化庁のほうの中世城から近世城というのが、あそこ、流れとしてはよくわかる場所ですよね。奥のほうに中世があって、多分、近世のほうが近くにつくられたんだろうというのがよくわかりますし、二の丸、三の丸を含めた調査というのも、これも新しい示唆かなというふうに思いますので、本当に、幾つか困難もあろうかというふうに思うんですけれども、毎年、毎年積み上げていっていただきたいというふうに思っています。

文化は豊かな人間をつくる上で大切ですので、一步一步進んでいただければと思います。

これはもう要望で終わります。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田 斉君登壇）

○福田 斉君 こんにちは。

新政同友クラブの福田斉です。

去る5月21日、私は久木野一体を見おろす山の上にある漁民の森で植樹祭に参加させていただきました。植樹によって成長した樹木がもたらす豊かな水との関係を改めて知る思いがいたしました。源水から海まで1本の河川で完結する、全国まれな自治体である、この自然豊かな我がまち水俣を誇りに思います。

昭和24年4月1日の市制施行から75年、戦前・戦後、そして平成の世への移りの中で、名誉市民と言われる方々や、これまで産業・文化・観光などのいろんな分野で水俣を牽引されてこられた先人たちの御努力に感謝しながら、私たちは、よりよいまちづくりを進めていかなければなりません。そのような先人の思いを視点にして質問に入りたいと思います。

さて、一般質問も2日目で、既に5名の議員が質問し、相対する執行部の答弁にも余裕すら見えるようですが、午後からはそうはいかないよう、しっかりと突っ込んでいきたいと思っております。

初めに、大きな1番、湯の児景観整備についてであります。

これにつきましては、私のくじ運が悪く、午前中の谷口眞次議員と大いに重複する部分もありますが、熱い思いがございますので、通告どおり質問させていただきます。

前議長の代理で、私も出席させていただきましたが、大崎鼻公園、和田岬公園、湯之児公園、湯の児島公園の4つの公園の開園式典が、去る5月25日に行われました。踊りや、餅まきなど、湯の児地域の皆様の祝福ぶりを見て、改めて皆さんの期待の高さを感じておりました。

- ①、湯の児への入り込み客状況について質問します。
- ②、完成した4つの公園がどのような目的で整備されたのか質問します。
- ③、それぞれの公園の特色と評価について質問します。
- ④、水俣市過疎地域自立促進計画との関連についてであります。

平成22年8月に企画課がまとめた水俣市過疎地域自立促進計画の22年度から27年度までの6カ年計画の中身にも触れますが、観光の分野で、湯の児の宿泊施設のハード・ソフト両面の支援と海岸の環境整備とあわせて観光基盤の整備をうたっております。この計画に基づいた取り組みが今回の公園整備につながっていると思いますが、今回の公園落成で、おおよそ箱物的な整備が完結することになると理解すべきでしょうか。最終年度に向けた今後の自立促進計画の進捗についてお尋ねしたいと思います。

- ⑤、湯の児海岸道路沿いの景観復活の事業化について質問します。

このことは、新たな提言を含めた質問となります。

今回、4つの公園が完成いたしました。湯の児の景観をグレードアップさせる、まさに4つの点が完成しました。これからは、その4つの点を結ぶべく線となる海岸道路の景観の復活整備を目指すべきと考えます。

少し、湯の児海岸一帯の歴史を振り返りますと、御存じかと思いますが、湯の児海岸道路整備は、昭和26年5月に着工して、昭和32年12月に完成しております。

道路の総延長4,500メートル、総工費、当時の金額で1,560万円、延べ人数5万8,750人、これは当時の国策とも言える失業対策事業で行われております。

そして、昭和34年には、桜の植栽事業の完成を見ております。これは、チッソの前進である新日本窒素肥料水俣工場の元工場長であった、第2代橋本彦七水俣市長の先見の明があって実現した大きな功績であったと言えるでしょう。湯の児の発展に対する先人たちの思いから60年近くたった今は、現在のチェリーロードとして受け継がれております。

前置きがちょっと長くなりましたが、現在の海岸道路の姿はどうでしょう。午前中の谷口議員とは、若干認識が違っておりますが、樹木の枝は伸び放題、宝であるリアス式海岸の景色もまともに見渡すことができないような腰高の雑草が生い茂った場所が至るところ海岸側に続いております。数十年前までは、遠くに天草の島々もよく見えておりました。海からは、桜並木越しに散

策する市民の姿を見てとれました。その風景を知る年代の私からすれば、非常にもったいない気がしてなりません。

これから三、四年かけてでも、緊急雇用対策費等の活用によって、約4.5キロにわたる海岸道路の枝切りや雑木の間伐等を行い、見晴らしのよい景観を復活させる、名づけて、湯の児海岸道路の景観復活事業とでも申しましょうか、今後、取り組む考えはないか、質問したいと思います。

次に、大きな2番、水銀に関する水俣条約問題についてであります。

執行部も、またかの思いがするかもしれませんが、前回の3月議会で取り上げましたが、時間切れで質問が打ち切られてしまいました。水俣のこれからにとって大事な案件であり、私は前回終了間際の宣言どおり、再度質問したく、今回、仕切り直しのつもりで取り上げさせていただきます。

前回は指摘のとおり、風評被害が続くことで、水俣の将来を危惧する私たち市議会の意見書決議であったにもかかわらず、さきのUNEPの会議で最終的に条約の冠名が決定してしまいました。過ぎたこととして捉えてしまっではいけませんし、これからの風評被害を起こさないために、どうやって取り組んでいかなければならないか、真剣に思いを新たにしていかなければならないし、これからの新たなスタートの年になります。

条約名称に対しては、一段落したものとして、執行部が最近どうも華やかな海づくり大会等への関心が向くきらいがあるみたいで、そういった動きに対し、改めて苦言も含め、早速質問に入ります。

- ①、水銀規制条約外交会議の開催へ向けた現在の進捗状況はいかがか質問します。
 - ②、条約名称決定について、国、県の認識をどのように聞いているのか質問します。
 - ③、そもそも条約名称に「水銀に関する」という文言が追加された意図についてどう捉えているのか質問します。
 - ④、環境省発行の冊子「水俣病の教訓と日本の水銀対策」に対する市の評価について。読まれているかどうか知りませんが、評価について質問します。
 - ⑤、3月ごろ職員に配布された市長の文書の意図について質問します。
 - ⑥、これまでの風評被害防止に特化した水俣市の具体的な取り組みと、評価はどのように行われてきたのか質問します。
 - ⑦、環境省関連の補助事業の内容と今後の見通しについて質問します。
 - ⑧、市立水俣病資料館の国立施設化を国に提案すべきと思うがどうかについて質問します。
- 以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、湯の児景観整備については産業建設部長から、水銀に関する水俣条約問題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長(大川末長君) 湯の児景観整備について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

(産業建設部長 門崎博幸君登壇)

○産業建設部長(門崎博幸君) 湯の児景観整備についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、湯の児への入り込み客状況についての御質問にお答えをいたします。

湯の児温泉の各旅館への宿泊数及び日帰り客数、福田農場や海水浴場などの観光施設の利用者数、湯の児で行われた海上花火大会等のイベント参加者数を含めた、湯の児の観光入り込み客数は、平成22年が11万8,438人、平成23年が10万4,632人、平成24年が11万8,416人となっております。平成23年は東日本大震災や廃業した旅館などの影響もあり、観光入り込み客数は減少しましたが、平成24年は環境省の補助金事業や国土交通省の交付金事業を活用し、テレビや情報誌などを使った湯の児地区の観光PRを例年以上に行っており、また新たな旅館の開業もあり、その結果、観光入り込み客数は増加しております。

次に、完成した4つの公園がどのような目的で整備されたのかについてお答えをいたします。

午前中の谷口眞次議員の御質問でもお答えいたしましたが、各公園につきましては、整備後、20年から40年以上を経過しており、樹木が繁茂し、公園からの見通しが悪く、園路などの施設が老朽化するなど、公園としての役割が利用者に提供されていない現状にありました。そこで、都市再生整備計画に基づき、湯の児地区の観光振興や交流人口の拡大等を図るために、市民や観光客など、誰もが利用しやすい公園となるよう、設計段階から地元関係者と意見交換会を実施し、さまざまな意見をいただきながら公園の整備を行ってまいりました。

次に、それぞれの公園の特色と評価についてお答えします。

大崎鼻公園は、不知火海を望む傾斜地を利用し、自然地形を生かした広場や眺望場所を確保するとともに、展望、あずまやや園路のバリアフリー化などの整備を行いました。

和田岬公園は、リアス式海岸や不知火海といった風景を堪能する拠点として、眺望の確保、展望あずまや、園路のバリアフリー化などの整備を行いました。この和田岬公園につきましては、和田孝子様の御厚意により、隣接する土地を寄附していただき、魅力向上につながる整備を行うことができました。

湯之児公園は、温泉街の玄関口として、温泉街の魅力を発信し、地域のさまざまなイベントに対応できるよう、やぐらつきあずまや、船の形をした複合遊具、イベント広場などを整備いたし

ました。

湯の児島公園は、島としての環境や眺望を生かしながら、自然の奥深さを学び、体感できるよう、散策路や眺望を生かした階段、展望デッキなどを整備いたしました。

今後は、各公園の特色を生かした整備によって、高齢者や障害のある方、親子連れ、学校の遠足、湯の児温泉の宿泊客、海水浴客、イベント参加者など、市民や観光客の憩いの場、交流の場として利用していただくことを期待しております。

次に、水俣市過疎地域自立促進計画との関連についてお答えします。

水俣市過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法第2条にいう過疎地域である水俣市が、自立促進のための総合的かつ計画的な対策、いわゆる過疎対策事業の実施についてまとめた事業計画でありまして、同法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に当たるものです。過疎地域自立促進特別措置法では、この計画に基づいて市町村が実施する事業に対する財政措置について定めておりまして、特に、同法第12条に定める事業につきましては、過疎地域自立促進のための地方債、すなわち過疎対策事業債の対象とすることができます。これは、元利償還額の70%が地方交付税で措置されるという有利な地方債でありまして、これまで、本市におきまして地域の自立促進や活性化のためのさまざまな事業を推進するための重要な財源となっております。

御質問の、湯の児地区における公園等整備事業につきましても、これを水俣中央地区都市再生整備計画事業としまして、水俣市過疎地域自立促進計画に位置づけ、国の補助金に加えて過疎対策事業債を活用して事業を推進してきたところです。

今後も、各種事業の推進に当たって、事業の重点的、効率的な実施に努めることはもとより、少しでも有利な財源の確保を図りつつ、地域の活性化、自立促進につながる事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、湯の児海岸道路沿いの景観復活の事業化についてお答えをいたします。

市街地と湯の児温泉を結ぶ湯の児海岸道路は、通称チェリーラインと呼ばれ、平成2年に全国さくら名所100選にも選ばれております。春になると、桜のトンネルを通りながら、あるいは大崎鼻、和田岬公園での花見、さらには海上からも美しい桜並木を眺められることにより、大勢の花見客でにぎわっております。また、年間を通して、不知火海や天草の島々を望む景色と海に沈む夕陽は、本市の観光資源の一つとして考えているところであります。

しかしながら、近年は、道路沿いの樹木の成長によりまして、貴重な景観を阻害し、また日当たりが悪くなることで、桜の成長にも影響しておりまして、風光明媚な景色など、特徴のある部分を生かし切れていないのが現状でございます。

そこで、今回、湯の児海岸道路沿いの大崎鼻、和田岬公園を、眺望や景観に配慮した整備を

行ったことや湯の児温泉街の各施設の整備を進めておまして、この区間の景観を復活させることで、非常に効果が高くなるものと考えております。

これまでも、道路沿いの市の所有地につきましては、樹木の伐採などを行ってきたところではございますけれども、道路沿いの多くは、民有地のため、所有者の協力が欠かせず、また、道路の距離が長いと、樹木の伐採処分等に多くの費用が必要と思われまますので、財源の確保などの問題点を整理をいたしまして、景観復活の構想について検討したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきますが、①については、数字で挙げていただきましたけれども、増加につながっているということで、非常に心強く思っております。

これから夏の海水浴シーズンに入ってくるということで、ますます入り込み客が増加してくるなということで、非常に期待しております。

②の完成した4つの公園の目的、これについては午前中の谷口眞次議員の答弁にもありましたように、それぞれのコンセプトについても理解ができました。

③のことなんですが、今ありましたように、湯之児公園の入り口に立派なあずまやもできております。非常に雰囲気のあるあずまやができたんですが、早速、ちょっと不評があちこちから聞こえてきております。これについては、まず一つは、せっかくの駐車場がかなり潰された。それと、あそこにベンチがあるんですけども、ベンチに座ったときに、せっかくの海の景色が全く見えない。そして、それにあわせて、スロープが後ろのほうにあるんですが、後ろのほうに回り込んでいかないと、後ろのほうの防潮堤広場のほうへ上がれないということが、これ、誰でもそうなんですけど、できてみて初めてわかるという不便さも聞こえてまいっております。

ここで、ちょっと質問とかいって難しいんですけども、計画段階で、先ほど、地元の人たちとか、いろいろ会合を開きながら、意見を聞きながら進めたということやったんですが、市のプロとして、ある程度図面、あるいは配置図を見た段階で、もうちょっとあずまや等をバックさせるとか、そういうアドバイスはできなかったのかなという思いが、今はいたします。それについて、市としては、そういった打ち合わせのときに参加できたのか、参加したらどういふアドバイスをしたのか、ちょっと、この配置について、あずまやの配置についてお尋ねしたいと思います。

次に、過疎地域の自立促進計画との関連についてなんですが、これは、サービスとかソフトの面では、本当にそれぞれの旅館で努力してもらわなければなりませんし、本当にこの努力いかんによっては淘汰される宿泊施設も今後出てこないとも限らないというふうには思っております。山

の温泉とか、海の温泉とか、本当に水俣の大きな観光の景勝地でございますので、まだまだしばらく息の長いハード整備の支援をしていかなければならないと思っておりますので、今後もそういった整備の支援を継続できるように、各方面のほうに働きかけていただきたい、これは要望といたしたいと思っております。

次に、⑤の海岸道路の景観復活の事業化についてですけど、これが今回の私の湯の児に関する質問のメインでございます。ぜひ取り組んでもらいたいなというふうに思っております。

例えば、大崎鼻公園のほうからずっと行きますと、先ほどありましたように、和田岬とか大崎鼻周辺は確かにきれいになってるんです。でも、特に水天荘の真下あたりから湯の児の山海館あたりを過ぎたぐらいのところまでは、雑草あるいは繁った枝あるいはつる類で全く見えないところもございます。そういったところを本当に地道に1年で100メートルでも、200メートルでも結構です。少しずつ景観を復活させる、そうすると、最終的には完成当時の眺望が復活できるんじゃないかなというふうに思っております。

これには、民間の方も、民有地でもあるというところもございますので、ここで質問なんですけど、どれぐらいの数の地権者の方々がおられるのか。それと、今言ったような事業化を図ろうとすれば、どのような予算措置をもって対応が可能かどうか、お尋ねしたいと思います。

2次質問については以上でございます。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点、御質問だったかと思っております。

まず、1点目が、整備をした後、いろんな声が出てまいりましたということで、当初の段階で、市として計画あたりに入ってアドバイスはできなかったのかというようなお尋ねであったらうかと思っております。

答弁の中でもお答えをしておりますとおり、この4つの公園につきましては、設計の段階から、当然市のほうも入りまして、地元の皆様方の意見を反映させるという前提の中で意見交換を計6回重ねてきたところでございます。

その中で、さまざまな御意見も頂戴しておりまして、当初は現状の、当時の駐車場と広場、位置関係を入れかえるとか、あるいは入れかえない、入れかえない場合には、今のあずまやのようなシンボルを設けてはどうか、広場と駐車場を逆に入れかえた場合には、今の住宅側に駐車場が配置をされるということになりますので、騒音であるとか、夜間の防犯上の問題があるとかいうような、さまざまな、設計の段階から御意見をいただいているところでございます。

そのいろんな御意見を参考にいたしまして、最終的には現状の今の案と、公園と広場のほうを入れかえるという案を我々も入って、提示をさせていただいて、今の案で御理解をいただいたというところでございます。

我々も、整備の後、確かに、でき上がってから、いろんな問題点、課題等は声をいただいているところがございます。最終的に、目的としましては、湯の児の観光客の増大、あるいは交流人口の拡大というようなところを目的としておりますので、そういった目的に従いまして、引き続き地元の皆様方とも御意見を交わしていきながら、その目的に向かって取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

それと、2点目でございますが、湯の児の海岸道路のところの私有地といいますか、それがどれぐらいいらっしゃるって、今後改良するとすれば、どういった予算の財源措置が想定をされるかということでございますけれども、まず、民地の所有者につきましては、やすらぎ苑から西湯の児の公園のところまでなんです、約20人ほど所有者の方がいらっしゃるということで把握をしているところがございます。

それと、将来的に財源をどうするのかというところでございますが、答弁でも申し上げましたとおり、市としましては、少しでも有利な、市として有利な財源を確保するということが前提と考えておりますけれども、今の時点では、まだ現実的にそこはなかなか想定をできていないというところがございますので、今後、有利なところというところで研究をさせていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 桜が樹齢50年余りと、約500本の桜の名所100選に選ばれているということで、本当に自信を持って、よそから来られた方々に案内できるように、ぜひ復活整備を実現しなければならないというふうに思っております。

毎年、クリーンアップ作戦が行われておりますけれども、市内の最大の企業であるJNCグループの社員の方々もたくさん参加して盛り上げていただいております。ああいった方面に対して、先人たちの思いをつなげて現代に利用する、生かすということは非常に大事なことかというふうに思っております。

今、新しく県から来られた門崎部長、津奈木町出身だそうですけれども、湯の児の景色のすばらしさは、まだ生かし切れてないというふうな御認識もあるかと思えます。早速、汗を流す新任部長として、一度部下の方と一緒に、大崎鼻から湯の児のところまで、スニーカーでも履いて、ずっと見ていただいて、福田が指摘したところはここなんだなと、なるほど、言われたとおり景色が悪いなというところがあれば、チェックしていただいて、そして本当にそれで改善の必要があるぞと、もし思われたら、5万円でも10万円でもよかですよ、現地の調査予算でも、宮本市長のほうに決裁を仰いでいただいて、やっていただきたいと思えますけど、門崎部長、いかがですか、これは後ほど答えていただきたいと思えます。

生い茂った枝の剪定や、そういった草刈り作業などは、先ほど歴史を言いましたけれども、昭

和の計画の当初に比べれば、本当に復活整備にかけるお金は微々たるものです。ましてや、ふだんほとんど人が行かない中尾山あたりの整備にかける予算に比べて、全く微々たるお金だと私は思っております。これから、観光のあり方というのは、水俣得意の、あるもの探しではないですけども、先人たちが築いてきた水俣に今も残る、そういった財産を少しくローズアップするだけで、本当に市の内外から来られた方々にすばらしさを、水俣のすばらしさを感じてもらえるというふうに私は思っております。

私たち議員も市民の代表として、この場で提言も含めて発言の機会を与えられております。水俣の明るいイメージ発信を、そういった一つのアイテムとなる観光施設の整備で、大変大きな力が発揮されるということを考えれば、大変重要な一つの提案じゃなかろうかと、私は思っております。

きのう、ちょっと余談になりますけれども、真野議員がエコパーク前へのおれんじ鉄道新駅設置や、バラ園が見渡せる陸橋の設置を提案されておりましたけど、私はうまいとこぼくってもらえたなというふうに思っております。

私も、ライフワークのように、何年もこの件については、質問に取り上げさせていただいております。この件に、それほど、真野議員も含めてまちの発展には、そのことが重要であるというような認識で一致しているというふうに言えることでございます。きのうの、真野議員いわく、先行投資であると。まさに、時の市長は将来に向けてどういった遺産を残せたかということが、本当にそういうことにつながるというふうに思っております。

今回、この海岸道路の景観復活という取り組みは、本当に余りお金をかけずに、あるもの探しで費用対効果を上げるというねらいがございまして。せっかくの水俣に残る、湯の児の宝でございまして、先人の思いを引き継ぎながら、取り組んでみようというふうに思われませんか。ここは、その思いについて市長にもお伺いしたいと思います。

この2点、最後にお伺いします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 1点目、確かに私もここを離れて20年ぶりぐらいに帰ってまいりまして、いつもとんとん峠のところから回りますもんですから、車で久しぶりにチェリーライン、大崎鼻公園からずっと湯之児公園まで回らせていただきました。議員御指摘のとおり、確かに海岸通りには、雑木が生い茂っておりますし、海が見えないというようなところで確認をさせていただきました。

議員御指摘のとおり、将来的なビジョンの中で、確かに湯の児の海岸道路というのは、水俣の観光振興の大きな柱の一つだと思っております。費用対効果の面もございまして、私が筆頭になって汗をかいて、調査・検討しながら、まずはこういった形でその伐採ができるのか等々、汗をか

きたいと思っております。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の非常に熱い思いはしっかり受けとめさせていただきました。先人の思いでありますとか、先人の心を受け継いでいくというのは、非常に大切なことであるし、またこれはまさに水俣の宝であるんだということでございます。

今、部長が申しあげましたけれども、まずは、私どもができるところから手をつけさせていただきながら、そして、少し時間がかかるかもしれませんが、積極的に対応してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 次に、水銀に関する水俣条約問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水銀に関する水俣条約についての御質問に順次お答えします。

まず、外交会議の開催へ向けた現在の進捗状況についてお答えします。

外交会議は、10月7日から11日までの5日間、熊本市と水俣市で開催されることになっており、そのうち10月7日、8日は外交会議の準備会合、9日から11日に条約採択・署名のための外交会議が開催されます。

現在は、主催者であります国連環境計画・UNEPと環境省において、加盟国への案内通知の発送や会議運営のための準備が進められております。

熊本県においては、昨年11月に水俣市、熊本市などとともに水銀条約外交会議熊本県推進協議会を立ち上げ、準備を進めておりましたが、4月からは新たに環境政策課内に水俣条約外交会議推進室を設置し、会議参加者の受け入れ準備や広報等に取り組んでおられます。また、この協議会の下に組織されております熊本部会、水俣・芦北部会の2つの部会では、各地域でのレセプションやサイドイベントなどでのおもてなしや情報発信について、それぞれ検討・準備を進めております。

本市の環境モデル都市推進課は、水俣・芦北部会の事務局を務めておりますが、県と連携をとりながら、9日の水俣視察の会場であります市立水俣病資料館周辺や文化会館での開会記念式典、もやい館でのレセプションなどについて、受け入れの準備を行っております。

次に、条約名称決定について、国・県の認識をどのように聞いているのかということについてお答えします。

この水銀条約の採択に向けた取り組みについては、平成22年5月の水俣病犠牲者慰霊式において、当時の鳩山由紀夫内閣総理大臣が、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が、世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢

献していくという決意のもと、水俣条約と名づけ、水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたいと述べられたのが始まりでございます。

その後、ことし1月にジュネーブで開催されました第5回目の政府間交渉委員会において、今回の命名について、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返さないため、各国の関係者が対策に取り組む決意を世界で共有する意味で非常に有意義なものであり、また、水俣病の教訓や経験を世界に伝えるとともに、今の水俣市の姿を内外にアピールできると説明されております。

県においても、世界各国からの参加者の方々に、水俣病の歴史と再生に向けて歩みを進める現在の水俣の姿をごらんいただき、水俣病のような公害は二度と起こしてはならないという思いを持って、条約を採択・署名いただくことは、大変意義深いことと考えているとした上で、熊本ならではのすばらしい会議となるよう、国や関係市町・団体と協力して、会議の成功に向け精いっぱい努力してまいりますという蒲島知事の決意をお聞きしております。

次に、条約名に「水銀に関する」という文言が追加された意図について、どう捉えているのかということについてお答えいたします。

これまで採択されている環境関係の条約には、採択・署名の地名が入ったものが多くあります。そのほとんどにおいて今回のように何のための条約であるかを表記することが慣例となっており、今回に限って「水銀に関する」という文言が追加されたという認識はございません。

次に、環境省発行の冊子「水俣病の教訓と日本の水銀対策」に対する市の評価に関する御質問にお答えします。

環境省発行の冊子につきましては、水俣病の教訓と日本の水銀対策に関する知見を世界各国と共有するため、各方面の協力を得て環境省において取りまとめられ、また、水銀に関する条約制定に向けた第2回政府間交渉において英語版として配布されたものであります。冊子の内容も発行の趣旨に沿った内容であると評価いたしております。

次に、職員へ配布した文書の意図についてお答えします。

水銀に関する水俣条約外交会議は、重要な行事でありますので、日ごろから庁議や課長会議などを通じ、私の考え方を職員に伝えていました。私の考えと市の方向性を職員は十分認識してくれていると思っています。しかしながら、条約の命名に関しては、市民の間でもさまざまな思いがあり、昨年12月議会でも、条約命名に反対の意見書が市議会から提出されました。福田議員からも3月議会で私の思いを尋ねられたところです。

そこで、私は改めて職員に私の考え方を伝える必要があると感じました。外交会議の成功は、市議会の皆様を初め、市民の協力なくしては達成することができません。そのために、市民の理解を求めていくことはもちろんですが、あわせて大事なことは、市職員が一丸となり、市民の先頭に立って取り組んでいくことです。職員と一緒に準備を進めていくため、私の思いを一

人一人に文書できちんと伝えた次第であります。

水俣に関する水俣条約外交会議の開催まで4カ月を切りました。その後すぐ、全国豊かな海づくり大会もごございます。まさにことしは水俣の年です。成功に向けて鋭意準備を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、これまでの風評被害に特化した水俣市の具体的な取り組みと、評価はどのように行われてきたのかとの御質問にお答えします。

水俣市の児童・生徒が部活動の試合や修学旅行などで市外、県外に出かけたときに、水俣病についての人権上不適切な言葉をかけられたという事案は、これまで幾つも発生しています。このような状況から、県教育委員会では、平成14年から、こどもエコセミナー事業を始め、県内の小学5年生を対象に、本市での水俣病に関する学習の機会を設けました。さらに、平成23年からは、水俣に学ぶ肥後っ子教室事業に拡大し、対象者を県内全ての小学5年生として、人権意識の高揚を図っています。

市教育委員会におきましては、独自の副読本「心ゆたかに水俣」を平成7年3月に発行し、現在3回目の改訂作業を行っています。また、平成23年3月には水俣市環境学習資料集を発行し、学校での授業の進め方などを詳しく示しています。この副読本及び資料集は、市内の小・中学校での活用はもとより、県内外の小・中学校の依頼に応じ、無償で提供して活用をお願いしています。また、熊本県教育委員会のホームページからもダウンロードできるように環境を整えたところ です。

さらに、各学校では県内の小・中学校に講師を派遣し、水俣病に関する学習指導・助言を行ったり、原発事故による風評被害を受けた福島県郡山市の中学校と、生徒間の情報交換や交流活動を行ったりして、風評被害防止の活動に取り組んでいるところです。

また、ホームページに環境モデル都市の取り組みや観光情報を掲載したり、関西や関東での物産展、商談会等においては、ポスターや映像により今の水俣の様子をお伝えし、水俣への理解を深めていただくように努めております。さらに、本議会に補正予算で計上させていただきました水俣イメージアップ事業においては、水俣のポジティブなイメージを全国へ発信するため、東京にあります銀座熊本館における特設スペースの活用や、観光情報誌への広告、九州の主要な駅でのポスター掲示などを予定しております。このような取り組みにより、今の水俣を多くの方々に知っていただくことが、風評被害防止につながると考えております。

次に、環境省関連の補助事業の内容と、今後の見通しについてお答えします。

環境省関連の国の補助金として、本市が交付を受けているものは、主に水俣病総合対策費補助金及び水俣病総合対策施設整備費補助金があります。この補助金は、平成4年の開始から随時、対象事業の拡充がなされ、福祉対策の推進や情報発信はもとより、地域交流拠点の施設整備な

ど、ソフト・ハード両面から多岐にわたる事業に対し、補助いただいているところです。

平成25年度当初予算では、環境首都水俣創造事業や、水俣病教訓発信事業、水俣病犠牲者慰霊式開催経費、ふれあいセンターの運営費など19事業について、合計約2億700万円の事業費に対し、約1億8,300万円の補助金を計上しており、補助率約9割の高率の補助となっています。

これらの事業について、補助の終了期限は、明確には定められておりませんが、国の財政状況などから、将来的には補助事業の終了も予想されます。本市では、人口減少や高齢化などが進み、経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。市の財政も逼迫しており、水俣市の再生・振興のためには、引き続き国の支援が必要と認識しております。これからも水俣・芦北地域振興推進協議会などを通じて、国の支援の継続を要望していきたくて考えております。

次に、市立水俣病資料館の国立施設化を国に提案すべきと思うがどうかとの御質問にお答えします。

水俣湾埋立地を見おろすように、本市明神崎に立地する水俣市立水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病総合研究センター水俣病情報センターの3施設は、相互連携を基本とし、それぞれの役割を分担する中で、環境学習の拠点として、公害問題や環境問題についての情報を発信し続けています。その中で、水俣病資料館の役割は、公害の原点と言われるこの水俣の地において、水俣病を風化させることなく、水俣病の受難者や多くの市民が受けた悲惨な体験のもととなる公害が、二度と発生しないよう、水俣病の歴史と現状、水俣病の被害者や市民が受けた痛みや差別などに基づく水俣病の教訓を、正しく国内外に伝えるものであると考えています。水俣だからこそ発信できる水俣病の教訓を、行政と市民が一体となって発信していく、このことが、水俣病に正面から向き合い、克服しようとする市としての意思の表示につながるものであるとともに、環境モデル都市みなまたに課せられた責務であると考えていますため、今後ともその責務を全うしてまいりたいと思っております。

なお、水俣病公式確認から60年の節目を迎えるに当たり、資料館の展示内容や方法等について再検討したいと考えており、水俣病資料館協議会の中に企画委員会を設置し、具体的な内容を議論いただいております。

水俣病資料館におきましては、館の建設からこれまでの間、多くの事業や施設整備を行う中で、国・県から格段の配慮を受けてまいりました。企画委員会の議論を受けて、今後の資料館に必要な増改築や新たな事業の推進に当たり、市の財政状況を踏まえ、国や県と十分に協議を行いながら、積極的な支援を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ありがとうございます。

8項目質問をやってるわけですが、まず、①の現在の進捗状況、これは理解できました。それと、②の国・県の認識ですね、これも理解できたということにしておきます。

③から⑧まで、ちょっと長いですが、2次質問、用意しておりますので、しっかりメモして、後ほど答弁に反映していただきたいと思います。

まず、条約名称の追加された意図について。この条約名称については、前回の平成25年3月議会、前回ですね、私も含めて、4名の議員が質問しております。また、環境省の担当者呼んで、昨年12月、そしてことしの1月と、やりとりもいたしました。そのときも、一度も、冠名に、頭のほうに「水銀に関する」という部分の文言は出ておりません。議論の主体は条約名称をどうするのかということで、これまで真剣にやりとりをしてきたわけですね。水銀に関するという頭の文言を、答弁にもありました、最初からつけるのが慣例であるというのであれば、何で最初からフルネームで伝えてこなかったのか、非常に私はなめられたような思いがいたしております。

別に、頭のほうに文言を新たにつけたからどうのこうのというわけじゃないんです、私は。本当に慣例だから、議論の後に、最後に決まった後に、正式に頭のほうに水銀に関するということをつけるのが慣例なんですよという国のその考え方ですね、私は非常に不信感を持ちました。議会の巻き込んで、本当に一生懸命議論したこと、大事なことを、最初からわかるようにフルネームで出せと、私はそういうふうに言いたい。こういうことに対して、市は何ですぐに反応しないんですかと、私はそう思います。もうちょっと、宮本市長は、そういったことを環境省にがつんと言わなきゃいけないと思ってるんですけど、これについて市長はどう思われるか、1点です。

次に、④の冊子の件です。平成23年1月に環境省から出された冊子で、水俣病の教訓と日本の水銀対策というものがございます。これ、環境省の環境保健部で作成したのか、説明文が書いてございますので、ちょっと御紹介しますが、水俣病の教訓と日本の水銀対策に関する知見を世界各国と共有するため、各方面の協力を得て、環境省において取りまとめたものであり、水銀に関する条約の制定に向けた第2回政府間交渉委員会において英語版を配布しました。その後、他の国連公用語—フランス語、アラビア語、中国語、ロシア語、スペイン語となっておりますけれども、翻訳して配布したと書いてございます。

この冊子は、1部から3部構成までありますけれども、この3部構成までの結びの文章に至るまで、我々が今まで問題としてきた風評被害に水俣がつながっているといった地元の直面した内容の記述はどこを見ても一言一句書いてございません。これは、環境省、国ですね、風評被害にその視点が全くなかったというのに等しいのであって、そのような冊子を配られた各国のメンバーに、水俣が風評被害に悩まされているといった現実は、全く伝わっていないことに尽きるんです。そういった地元の問題さえもよく理解されていないUNEPの各国のメンバーに水俣条約という冠を決定する権利が持たされてよかったんでしょうかと、私は今でも疑問を持ってお

ります。地元の思いを無視して、ただ水俣市の名称を利用されたとしか私には思えません。

私なりに、今、その冊子に対する感想を述べましたけれども、宮本市長はどう思われますか、これもお尋ねしたいと思います。

次に、⑤で職員に配布された市長の文書の意図についてでございます。

これは、今、答弁にもございますけれども、職員に対して手書きの文書ですね、コピー、配布されました。水俣条約の名称決定についての思いを語っておられます。職員の皆様へということを書いてあります。

ここで気になるのは、勇気を持ってという意味は、どのような思いから発せられる言葉なのかお尋ねしたいと思います。美しい言葉で、そういつてくくらずに、どういう部分が勇気がなかったのか、どこが至らなかったのか、そこをちょっと市長には具体的に答えてもらいたいと思いますけれども、これについてお尋ねします。

次、⑥です。具体的な取り組みです。

これについては、今の答弁で対象者を県内の小学5年生全てに広げて学習の機会を設けているということで、人権学習に力を入れていくということの大切さが本当に伝わってまいります。

実は、私の長男が中学3年のときでした。大口市、現在は伊佐市ですね。サッカー大会がございまして、試合後、キーパーをやっておりました息子に対して、負けた相手チームの子から、何や水俣病がと言われました。当時、新聞にも大きく取り上げられましたし、御存じの事件でございます。

次の日、その学校の校長先生と保護者と、その生徒、3人がわざわざ学校に謝罪に来られて、その生徒は私たちの目の前で、サッカーのチーム全員の前で土下座をしました。私もその場におりましたけれども、目の前で土下座した生徒を叱咤する親がまた立派だなというふうに私は思いました。その親の思いが子を動かし、学校を動かしたのかなと、今でもそういうふうに思っております。水俣の学校の抗議に対して、相手の学校も対応が早かったということで、今では双方にとってよい体験であったというふうに、プラスに思っておりますけれども、にもかかわらず、あの事件から10数年、全く同じことが昨年芦北であっております。これ御存じですね。

本当にそういった場所で、子どもたちは深い意味を持って暴言を吐いているというふうには思っておりません。私たち、今まで大人たちが流してきた、白黒映像の水俣イコール水俣病の図式が植えつけられてきた結果だというふうに私は思っております。

本当にこの風評被害というものは、たちが悪いものでございます。思い込みやうわさで、私も非常に経験ございますけれども、私の年代、昭和27年生まれですので、ちょうど、いろんな経験がございます。九州の熊本出身ですと、それ以上言えないんですね、本当に。そう言って自己紹介していた若いころの自分が、今思えば情けない思いがいたしますけれども、それだけ水俣病と

いう名称が、全国にマスメディアの白黒映像を通して、先んじてしまったと。そういう結果だというふうに思っています。本当に今も変わっておりませんが、当時のメディアの最大の汚点だというふうに私は思っております。

しかし、そう言いながらも、本当にこれからよくなっていかなければならないというふうに思っております。

ここで、2回目の質問でございます。

初歩的な質問になりますけれども、5年生全てを対象にしているということでございますので、その5年生を対象とする理由について1つです。

それと、次に、学習効果の検証ですか、これについて、当然現地学習した後はレポート等を提出させているというふうに思いますけれども、これ、一つ提案でございます。子どもたちが見て帰ってきたら、そのままレポートを書かせるんじゃなくて、一度家庭で親と一緒にこういう勉強してきたよ、こういうことだったんだよという話をさせていただいて、その結果、家族の、親の意見も含めたところでレポートを提出させる、せっかくのこのセミナーでございますので、やはり効果が上がるように、ステップアップできるように持っていくべきかと思っております。これについて質問です。

それと、⑦、ちょっと長いですけど、申しわけございません。

補助事業の一覧ですね、こちらに一覧がございますけれども、水俣病の相談窓口事業の設置事業、受託事業は別として、環境から補助事業は、実に本当に多くの事業があつてるようでございます。

農水、観光、商業、情報発信等々の事業ですね、平成24年度分だけで、およそ22件の、総額1億7,800万円、国庫補助率が平均が8割から9割と、本当に水俣にとって非常に優位な事業補助であることがわかります。これは、水俣病被害地域への国からの財政支援というわけで、本当にかげがえのないものでございます。今後、国からの支援についてはどうなるのか。東日本大震災復興の国の大きな財政支出もございます。そういった今後の流れの中で、また先ほど答弁にもありましたけれども、補助事業の減少、あるいは打ち切りの不安もございます。とにかく、環境でめしを食っていくんだというような、本当に苦しい台所事情の水俣でございますので、そういった方向性からすれば、原資となる国の補助金は絶対欠かすことができないものでございますので、今後とも1円たりとも減額されることのないように、執行部に動いていただきたいと、これについても市の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、最後の項目、⑧の資料館のことでございます。これがこの水俣条約をめぐる私のメインのものでございますけれども、改めて、資料館を国立資料館というふうに転換するように国へ強く要望すべきと思っております。もちろん、運営については、今までどおり水俣市がやれば結構

かというふうに思っております。水俣市しかできない発信がございます。国は、金は出すけれども、水俣のやり方には一切口を出させないという取り決めでやってもらえば結構かと思えます。

ちょっと、あと10分ぐらいですか、時間がありませんけれども、資料館も、平成5年1月4日開館して20年たつてるということで、記念誌も発行しておられるみたいですけど、設備の老朽化も進んで、平成25年度の当初予算が総額1,890万円と、これはもちろん水俣市の一般財源でございます。こういった施設管理経費を今後はばっさり国へお任せできるように、国立水俣病資料館と、そういった強い思いがございます。

そこで、4つ用意しておりますけれども、そもそも何で国立で計画ができなかったのか。

次に、国立とした場合、何か制約が出てくるのか。メリットとデメリットについて。

次に、3つ目に、資料館の管理経費は毎年どれぐらいかかっているのか。ちょっと時間もございませんので、ここ一、二年のかかった経費、ざっとで結構でございます。

あと4つ目に、指定管理者的な制度で、水俣市が運営に当たるように持っていけないのか、これについて。

ちょっと長くなりましたけれども、以上、2次質問といたします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 的確にお答えできるかどうかちょっとわかりませんが、抜けていたら御指摘をいただきたいと思えます。

まず、「水銀に関する」という文言がつくとわかっていたのに、なぜそれを先に言わなかったのかと、自分たちは水俣条約だけしか聞いてないというような御質問でございました。

これは、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、条約には何々に関するという形でつけられるのがもう慣例ということで、例えば、ストックホルムの条約の場合でしたら、正式名称は、ちょっとここに持ってきておりますけれども、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約と、そういうような形で、慣例としてそういう形になっていたということで、そういう受けとめ方を今しているところでございます。

それから、次に、環境省は冊子の中に風評被害については何も書いていないではないかというようなことでございます。私も、これは見させていただきまして、読ませていただきました。この会議では、重ねて被害とそもやい直しを初め、再生について訴えていきたいと、私もそう思いますし、そうでないと水俣条約という意味がないということもわかっておりますけれども、この件につきましては、ちょっと紹介をさせていただきますが、私が金子スミ子さんと千葉県の幕張でありましたINC2のときに挨拶をさせていただきました。そのときの内容でございますが、それをちょっとだけ、部分、部分で紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、出だしに、小さな田舎町に起こった水俣病は、日本の片隅の小さな町の小さな出来事で

はありません。国中を巻き込む大きな問題となり、発生から半世紀も経過していますが、いまだに完全に解決はしておりません。次ですが、宝の海が奪われました。被害は命を奪い、環境を破壊するだけにはとどまりませんでした。水俣の地域そのものが敬遠され、市民は就職できない、結婚できない、産物が売れないなどの強い差別や偏見を受けました。地域は完全に崩壊しました。飛ばします。世界のどこの国においても、二度と水俣病のような公害を発生させてはならないのです。私たちは、水俣病の教訓を発信していくことの重要性を強く感じております。そして今、水俣市は公害で苦しんだまちだからこそ、環境に配慮したまちをつくろうと、日本初の環境モデル都市づくり宣言を行い、持続可能な地域社会の形成に努めています。エコタウン地域指定によって、リユース・リサイクルの工場が集積したりもしている。そして、何より条約が公害の原点である水俣の地で締結されて、水俣条約と命名されることを水銀による水俣病を経験した地元市長として強く願っております。そのようなメッセージを出させていただいたところでございます。

あわせて、金子スミ子さんがおっしゃったことは、私たちは誰を恨んでいるんじゃないんだ、誰を恨むんじゃないんだと、二度とこのことを起こしてはならないんだと、そのようなことを語られました。聞かれていた140カ国ぐらいの方々から涙が流れていたというような状況でございました。

したがって、今、議員がおっしゃったことをしっかり国のほうにも伝えていかなければならないと思っております。

それから、職員に対して私が2月に文書を配布したと、これは国やUNEPに実は言うべきではないか。そして、また、勇気を持ってと書いてあるけど、その意図は何かということでございます。

これは、先ほど申し上げたように、職員には私の考えを知っていただき、そして心を一つにして頑張っていってほしいという、そういう思いがありましたし、これまでやっぱり風評被害や、いろんな形で苦しんでこられたし、悩んでこられたし、今、議員がおっしゃるように、なかなか自分の思いも伝えられなかったという部分もあったんじゃないかと、水俣市に対して自信と誇りと勇気を持って向かっていただきたいと、そういう思いを込めて勇気というのを使わせていただきました。

それから、次に、環境教育についてでございますが、県内5年生を学ばせたということは、これは県のほうで決められたことですので、ちょっと私はわかりませんが、この時期が一番いいのではないかなと、私なりにそう考えているところでございます。余り早いと、非常に怖さだけ残ってしまうとかいったようなこともあるのではないかなと、そういう意味で5年生が一番適当でなかったのかなと思っております。

私も、議員がおっしゃるように、全くもって差別というのは大人の責任であると捉えております。子どもたちが差別の厳しさとか、そういうものはなかなかわからない、それはやっぱり大人の責任であろうと。したがって、今、おっしゃるように、大人と子どもがそういうような会話をしながら、この問題について語り合うというのは、これを広げる意味で大変大切なことではないかなと。それと同時に、やっぱり先ほどからおっしゃっておられますように、イメージの発信が大切であろうと、自然でありますとか、あるいは分別収集をやっておりますとか、水俣の食であるとか、そういったものを大いにやっていかなければならないのではないかなと思っております。

それから、水俣病資料館についてでございますけれども、この件につきましては、ぜひ国のほうに頑張ってもらって、補助をしていただきたいというような思いでおります。

それから、水俣病資料館の年間の維持管理に要する経費はどれぐらいかということでございますけれども、平成25年度の当初予算における経費は7,351万1,000円のうち、経常経費部分は人件費や施設管理費等、5,350万円となっております。よろしゅうございますか。

それから、国の補助が減額にならないよう働きかけていく必要があると、それはどうかということでございますが、この件につきましては、私は個人的には、1月でございましたけれども、石原大臣に直接環境省でお会いさせていただいて、福祉の充実でありますとか、あるいは環境首都創造事業、これの継続は強くお願いをして、要望書も手渡しをさせていただいたところでございます。

それから、何で国立ができなかったのか。この辺のところは、私もよくわからないんですけれども、この資料館の基本的な考え方としては、与えられた施設ということではなくて、やっぱり水俣市民の主体性というんですか、独自性とか、そういう思いを打ち出す場所として、これがつくられたんじゃないかなと。そこのところはちょっと、あんまりわかりませんが、国の補助事業を活用しながら、水俣市の独自性を打ち出していくというようなところではなかったかなと思います。

それから、国立にできたとしたら、そのときのメリット・デメリットということでございますけれども、やっぱりメリットは建物の維持・管理費、そういったものが国のほうから補助していただけるということであれば、削減効果が考えられるということ。その逆といたしまして、やっぱりそういう状況になると、市の主体性、それから独自性というのがどうなのかなというような状況になるのではないかなと思っております。

それから、指定管理制度にしたらどうかということでございますけれども、指定管理者となりますと、水俣市の、資料館が持っている財産を全てお渡しするということになりますので、そういう状況になると思いますので、やはり市の主体性を持ちながら、そして国や県からしっかり補助していただく、そういう方向で国にはお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時44分 散会

平成25年6月13日

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月13日（木曜日）

午前9時45分 開議

午後3時0分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（田上和俊君）
総務企画部長	（本山祐二君）	福祉環境部長	（宮森守男君）
産業建設部長	（門崎博幸君）	総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）
福祉環境部次長	（松本幹雄君）	産業建設部次長	（遠山俊寛君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（葦浦博行君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部総務課長	（本田真一君）
総務企画部企画課長	（川野恵治君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第4号

平成25年6月13日 午前9時30分開議

第1 特別委員の補欠選任について

第2 一般質問

- | | | | |
|---|----------|---|-----------------------------------|
| 1 | 川上 紗智子 君 | 1 | 生活保護基準の引き下げ、生活保護法改定（案）と市民の暮らしについて |
| | | 2 | 九州新幹線騒音・振動被害問題について |
| 2 | 江口 隆一 君 | 1 | 古紙リサイクルに関する「覚書」について |
| | | 2 | 「木質バイオマス発電」について |
| | | 3 | 「ハイウェイオアシス」構想について |
| 3 | 谷口 明弘 君 | 1 | 再生可能エネルギーを使った発電所計画について |
| | | 2 | 緊急経済対策について |
| | | 3 | フードバレー構想について |
| | | 4 | 学校教育について |

第3 議案の訂正について（議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号））

（付託委員会）

第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号） （各委）

第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（総務産業）

第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号） （各委）

第8 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（総務産業）

第9 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

（総務産業）

第10 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

（総務産業）

第11 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務産業）

第12 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

（各委）

- 第13 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） (厚生文教)
- 第14 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (厚生文教)
- 第15 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号） (厚生文教)
- 第16 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） (総務産業)
- 第17 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号） (総務産業)
- 第18 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について (総務産業)
- 第19 議第63号 公有財産の処分について (総務産業)
- 第20 議第64号 水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について (総務産業)

平成25年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時45分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から、議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 特別委員の補欠選任について

○議長（大川末長君） 日程第1、特別委員の補欠選任を行います。

去る5月31日付で高速交通対策特別委員の大川末長から特別委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により議長において辞任願を許可しました。

お諮りします。

ただいま欠員となっております高速交通対策特別委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高速交通対策特別委員に真野頼隆議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました真野頼隆議員を高速交通対策特別委員に選任することに決定しました。

日程第2 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 おはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

2012年1月20日、札幌市のマンションの1室で2人の女性の遺体が発見されました。42歳と40歳の姉妹、姉は死後2週間から4週間、妹は死後5日から2週間程度たっていたといいます。極寒の北海道で、部屋のガスと電気は既にとまり、ガストーブは使えない状態でした。このような孤立死、餓死、こういう事件が昨年は次々と新聞などで報道されました。

今、国会で議論をされております生活保護法の改正案、これは不正・不適正受給を口実に餓死や孤立死、自殺を生み出す改正案ではないかと私は考えています。この法案を短い時間でしか審議をせず、週明けにも参議院で通そうということをしています。そして来年4月からの実施を狙っています。

年収200万円以下のワーキングプアが6年連続で1,000万人を超えるなど貧困問題が深刻化する中、生活保護利用者が増加をしています。政府は、生活保護費の増加が財政を圧迫していると言って、生活保護基準の見直しや生活保護法の改正などにまた手をつけようとしています。でも、皆さん、生活保護受給者の増加の原因は一体何でしょうか。高齢者の場合は、ぎりぎり生活

していたのに、社会保障の改悪で医療費や介護保険料・利用料が増加する一方、低い年金と、そしてさらなる引き下げで限界に達しているということ、青年労働者の場合は、非正規や派遣労働者という不安定な雇用状況、リーマンショック以降のリストラ合理化や収入減が挙げられるのではないのでしょうか。

政府は、年金よりも生活保護が高いなどと国民同士を対立させるやり方で、ことし8月から3年間で最高10%の生活保護基準の引き下げを決定しました。今回の生活保護基準の引き下げの一つの理由に物価下落を述べています。皆さん、物価下落の中で大きな割合を占めているのはパソコンなど電化製品です。生活保護世帯は、これらをほとんど購入しておらず、生活保護世帯の消費実態からもかけ離れているんです。根拠のない引き下げだと思います。さらに、光熱費や食料品など、アベノミクスによる物価値上げが生活を直撃しています。

生活保護基準の引き下げは決定をされ、8月にも実施をされるわけですがけれども、本当にこういうやり方をしているのか、これで国民の、市民の健康で文化的な最低限度の生活を守ることができるのか、そういう思いで質問をしたいと考えています。

生活保護基準は、国民生活は最低生活保障のかなめとして役割を果たしています。決して生活保護受給世帯だけではなく、国民全体の最低生活の下支えをしていると言っても過言ではないと思います。このような立場で、以下質問をいたします。

①、生活保護基準の引き下げによって、水俣市の生活保護受給世帯にはどのような影響が出るのか。

②、生活保護基準の引き下げによって、最低賃金や年金、就学援助、国民健康保険税、保育料等に影響があると聞かすが、その影響はどのようなものか。

次に、九州新幹線の騒音・振動被害問題について質問いたします。

私たち日本共産党市議団は、この間、新幹線沿線の被害調査及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構やJR九州への申し入れなどを行いながら、議会でもこの問題を取り上げてきました。5月17日には国土交通省への要請も行ってきました。そこで要請をしたのは、以下の3つです。

1つは、被害実態について国土交通省として独自調査をしていただきたいということ。2つは、被害に対して鉄道建設・運輸施設整備支援機構やJR九州がきちんと答えるように指導していただきたいということ。3つは、全ての列車の騒音が環境基準値を下回るよう指導し、同時に振動基準を見直していただきたいということです。

応対をした国土交通省鉄道局施設課環境対策室松村課長補佐は、被害実態について耳を傾け、支援機構から来た報告ときょう聞いた話はずれがある。我々も状況の報告を求め、事実関係を確認したい。また、住民からの被害の訴えがある場合、そして被害が発生している場合、それに対しては鉄道建設・運輸施設整備支援機構とJR九州の両方に対応の責任があると答えられました。

この間、市としては、独自の聞き取り調査や壁のひび割れ、ふすまの取りつけのふぐあい、犬走りのひび、振動で畳の上に寝られなくてベッドにかえた。庭の陥没などの被害などを調査し、住民の声を受けとめて対応していただいています。住民の皆さん方も本当に頼りにしていらっしゃるという感じです。

そこで伺います。3月議会後、鉄道建設・運輸施設整備支援機構やJR九州など関係機関への申し入れ、また市としての独自測定調査はどうなっているのでしょうか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、生活保護基準の引き下げ、生活保護法改定（案）と市民の暮らしについては福祉環境部長から、九州新幹線騒音・振動被害問題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 生活保護基準の引き下げ、生活保護法改定（案）と市民の暮らしについて答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 生活保護基準の引き下げ、生活保護法改定（案）と市民の暮らしについて、順次お答えします。

まず、生活保護基準の引き下げによって水俣市の生活保護受給世帯にはどのような影響が出るのかという御質問にお答えします。

生活保護制度については、厳しい社会情勢の影響を受けて、生活保護受給者数が平成23年7月に過去最高になって以来、引き続き増加傾向にあり、平成25年1月には約215万人となっており、幅広い観点から生活保護制度の見直しが必要と言われております。

このような状況の中、本年1月に取りまとめられました社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、生活保護受給者の年齢・世帯人員・地域差による影響の調整や物価の動向を勘案し、生活保護基準等の見直しが本年8月から3年間で段階的に実施されます。

今回の生活保護基準の見直しにより、本年6月1日現在の本市の保護世帯352世帯で廃止になるケースはございません。保護費については、本市で最も世帯数の多い70歳以上の単身世帯では、現在の保護基準額5万9,170円が本年8月からは5万8,990円と180円下がり、平成26年度は5万8,800円とさらに190円下がります。平成27年度からはさらに190円下がり、5万8,610円となり、現在の基準額と比べますと560円の減額になります。

また、40歳代の母親と中学生1人の母子家庭では、本年8月から約14万1,000円となり、2,000円ほどの減額、40歳代の夫婦と小学生・中学生の子2人の4人世帯では、本年8月からは約19万3,000円で、5,000円ほどの減額となり、世帯人員が多い世帯ほど保護基準額は下がる傾向にあります。しかし、60歳代の単身世帯は、平成27年度からは約1,000円の増額になったり、稼働収入がある者は収入の必要経費として差し引く控除額が多くなったり、保護費が増額になる世帯もあります。

なお、年末のみに支給されます期末一時扶助が、現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しておりますが、世帯規模の経済性を勘案するよう見直しが行われ、扶助費の減額になります。

次に、生活保護基準の引き下げによって、最低賃金や年金、就学援助、国民健康保険税、保育料等に影響があると聞かれますが、その影響はどのようなものかという御質問にお答えします。

最低賃金につきましては、熊本労働基準監督署によると、最低賃金は中央及び地方最低賃金審議会により審議・決定され、生活保護基準は最低賃金を決める際の一つの要素ではあるが、保護基準の見直しが必ず影響するものではないとのことでした。

年金についても、前年度の物価スライドによって決定するもので、生活保護基準額の見直しが直接は影響しないとのことでした。

就学援助につきましては、要保護者に対する就学援助は、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者について、生活保護基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとされております。また、準要保護者に対する就学援助については、国の取り組みの趣旨を理解した上で各市町村において判断することとされております。具体的な生活保護基準については、今後、内容を確認した上で、対応してまいりたいと考えております。

国民健康保険税や保育料については、平成25年度は影響ないが、平成26年度以降は税制改正を踏まえて対応するとなっております。

生活困窮者については、減免申請などの手続をしてもらうなど、適切な対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問をさせていただきます。

今答弁をいただきましたけれども、生活保護基準の見直しをする際に、国が言っていることだと思われませんが、どのような経過で見直し、この生活保護基準の引き下げ、見直しになったのかというところでもいいですと、社会保障審議会生活保護基準部会というところでいろいろ検討して、その検討した結果を踏まえて今回のものになったというふうにも聞いておりますけれども、その中で私が気になりましたのは、生活保護の基準と生活保護を受けてない低所得者世帯の消費実

態と比べて、そしていろいろ検討したというふうになっているんです。それで、生活保護を受給してない低所得者世帯の消費実態と生活保護基準が均衡、バランスをとっていきやいけないというようなことで、どうもやられてるようなんですけれども、生活保護の基準が、その額がですね、妥当な水準かどうかというのをもし判定しようとするならば、今日のように所得の格差が広がって、低所得者世帯の消費水準が下がっている中では、それと比較をして生活保護基準が高いというだけで基準を引き下げていくということは妥当とは言えないのではないかと思います。問題は、保護を受けていない低所得者世帯の消費水準でどういったことができるのか、どういった状態になり得るのかといった生活の質が本当は問われなければならなかったと思います。

そもそも保護を受けていない低所得者世帯の消費実態が果たして健康で文化的な最低限度の生活と言えるのが、まず問われなければならなかったと思います。低所得者世帯の消費水準と比較して生活保護基準が高いからといって生活保護基準を引き下げるとしたら、国民の最低生活を守る、その下支えともなっている意味を失って、際限なく国民の生活水準を引き下げられる可能性が高くなるのではないかと、私はこのことを知りまして感じました。

最低賃金法についてのお答えもありましたが、最低賃金について、今度の保護基準の見直しが必ず影響するものではないということでしたけれども、2007年の最低賃金法の改正によって、生活保護との整合性を求められるという条文が加わりました。それはもともと生活保護基準のほうが最低賃金より高かったというそういう現象が改正当時あったようで、その生活保護基準との整合性を図るということで、最低賃金は生活保護基準に合わせて引き上がってきた経過があると言われていています。ところが今回、生活保護基準が引き下げられると、生活保護基準を下回らない最低賃金と言われてるんですけど、その保護基準が下がるということは、最低賃金を引き下げないまでも、これから本当は上げていって、ワーキングプアなんかをなくさなきゃいけないという状態のときに、上げたくても上げられない、そんな条件をつくってしまったのではないかとというふうに私は思います。

そこで、2回目の質問をさせていただきます。

2回目の質問は、今度の生活保護基準が下げられることによって、新しく生活保護を申請する市民の皆さんの中に、今までだったら適用になった人が今度の新しい基準では適用にならない人が出てくることではないかと思いますが、どうでしょうか。そのような場合も、あくまでも新しい基準で判断することになるのでしょうか。

2つ目は、就学援助の問題です。準要保護世帯の就学援助で市町村で独自に判断をするという答弁であったかのように思いますが、保護基準が下がれば、同時に準要保護基準も下げることになると考えているのでしょうか。それとも、これまでのような生活保護基準に基づいて判断すると考えていらっしゃるのでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 生活保護基準額が下げられたことによって新しく生活保護を申請する場合、適用にならない人が出てくるのではないかとということでございますけれども、平成25年8月以降は、生活保護の要否は新基準によって判断させていただくことになるかと思えます。

また、先ほど最低賃金の話もございましたけれども、今後のこととしましては、稼働による収入による向上は今回が優遇されるようになってるということです。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 本市における準要保護児童・生徒の就学認定をやっていますが、生活保護基準の今1.3倍を基準にして、いろんな学校生活とか家庭の状況等を勘案して総合的に判断して今援助をして、認定をしておるんですけども、今後はですね、新しい、そういう保護制度、保護基準の内容を少し精査させていただいて、それで、子どもたちの学習に影響がないように適切に判断をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 先ほどの1回目の答弁で、どれぐらい減額をされるのか。今、支給されている世帯で廃止になるようなことはないというお話でした。廃止にはならないが、金額が下がるということで答弁をいただきましたけれども、その中で、私も調べてはみたんですけど、子育て世代への影響がすごく大きいなというふうに思うんです。先ほど答弁をされた中で、母子世帯の関係でいえば、今年度の8月からの改定で2,000円下がると、3回に分けて下がるわけで、6,000円ぐらい下がるんですね。それで、4人家族の場合、1回5,000円ですから、月1万5,000円下がるということになるわけです。

それで、今これだけ少子化だという話とか、貧困の連鎖を断ち切らないといけないということ、子どもに対する支援、子育て世代に対する支援を厚くしていかなければならないときに、今度の生活保護の基準の見直しによって、子育て世代が一番打撃を受けるのではないかと私はすごく危惧をしています。

先ほど、稼働収入をどんだけ認定するかというのでは、いいように改定をされたというふうにおっしゃいましたけれども、働いた分をより認めるといふか、その分、生活保護の額がふえるというようなことが出てくるということをおも聞いて、それはいいことだと思うんです。でも、働けない世代ですね、たとえお父さん、お母さんいたとしても、また母子世帯の中で、お母さんが病気で働けないという場合は、そういうプラスの改正というのは余り影響しない。本当に困って働けもしない、子育てもしなきゃいけないというところに対しては、もう本当に打撃的な基準の見直しではないかと思うんですね。そういう最も手を差し伸べなければならないところに手を差

し伸べることができない基準の見直しというのは本当に私は許せないと思うんですが、そうであったとしても、可能な限り、市としてそういう困窮する世帯に対してきちんと手を差し伸べることができるように考えていていただきたいというふうに思うんですけれども、その点では、就学援助の問題は、やはり直接子どもたちの教育、子育てに関しては、頼れる制度だと思うんですね。

この就学援助のほうも生活保護基準の見直しによって影響を受けて就学援助をもらえないというような子どもたちが出てくれば、それはあってはならないと思うんです。先ほどの答弁では、今年度は影響しないという話でした。来年度、再来年度ときちんと、今まで就学援助を受けていたような子どもたちが引き続き援助が受けられることができるように、ぜひ市として教育委員会として考えていただきたいというふうに思っていますが、それはいかがでしょうかというのが3回目の質問の1つです。

それから、国民健康保険税や保育料についても、住民税非課税になるか課税になるかの関係で大きくかかわってくるというふうに聞いています。先ほどの答弁で、平成25年度は影響ないが、平成26年度以降は制度改正を踏まえて対応するというふうになってはいますけれども、影響は出てくるのではないかとこのように私は思います。そうなったときに、どういうふうにするのかというのをですね、今からきちんと考えていただきたいし、政府は市町村に対して影響が出ないように、今度の生活保護基準の見直しでいろんな制度になるだけ影響が出ないようにしてほしいという、何かお願いのようなものをしてるようではありますけれども、財源的には国のほうはお金は出さないとこのようなことがあるんじゃないかと想像されます。もし影響が出ないようにするために、国の財政的な措置が引き続き必要なようであれば、やっぱりその分は要望をしていく必要があるのではないかとこのように思います。

生活保護基準の見直しを今からやめさせてやるということはなかなか簡単なことでなくて難しいことですので、今、市としていろんな、先ほども言いましたように、市がやっていることにいろいろ影響が出てくる可能性があります。改めて低所得者に影響が及ばないように、市として独自に努力することも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3回目の質問は2つです。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 教育的な補助については、学校教育法第19条というのがございまして、それによると、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」というふうなうたわれております。ですから、私たちは法の趣旨にのっとって、子どもたちの学習に支障がないように最大限努力をしていくということをやっていきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 議員御指摘のように、今回の生活保護基準の見直しについては、それ自体で直接影響するものと非課税限度額の見直しによる影響と2つと考えられます。閣僚懇談会の指標として出されておりますのが、平成26年度以降税制改革の中で踏まえて、影響により低所得者に、これについてはかかわってくるものと認識をしておりますが、国は平成26年度以降の税制改革を踏まえ対応することとしておりますので、今後影響を防ぐ手当てが検討されるということでもありますので、市としましては、適切にこれを見て対応してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 次に、九州新幹線騒音・振動被害問題について答弁を求めます。
宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、九州新幹線騒音・振動被害問題について、3月議会後、関係機関への申し入れや、市としての独自測定などはどうなっているかとの御質問にお答えします。

市といたしましては、さきの3月議会でも申し上げましたとおり、調査依頼があった九州新幹線沿線である陳内地区及び初野地区の6世帯に対し、ことし2月に聞き取り調査等を行いました。その結果、全線開通後、敷地の地盤沈下や家屋の壁等への亀裂がひどくなったなど、新幹線の騒音や振動等に対する不安や不満の声があり、本年3月25日に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構・鉄道建設本部九州新幹線建設局長に対し申し入れを行いました。

申し入れの内容は、水俣駅を通過する列車の騒音及び振動等について測定を実施し、その結果を公開されること、2つ目に、測定の結果、環境基準を満たさなかった場合は、速やかに環境基準を達成するよう対策を講じていただきたいということです。さらに同機構では、地元からの調査の要望を受けられていたこともあり、現地調査等が行われ、本年5月7日付で文書にて本市に回答をいただきました。

回答の内容についてですが、まず、騒音・調査については、平成16年の部分開業時から運転速度の変更がなく、また、平成23年度、環境省・熊本県の測定では、平成16年度に比べ、同程度か下回っている結果となっているので、改めて調査をする必要はないと判断され、行わなかったとのことでございます。しかし、地盤の陥没等が全線開業後に発生しているとのことで、影響が大きいと思われる2世帯について現況調査及び振動測定を行い、その測定結果からは、環境基準の70デシベルを下回っており、現況調査の結果からも新幹線走行との因果関係はないとのことでありました。

また、市の独自調査につきましては、本年5月7日に騒音・振動測定記録計を購入し、5月31日に陳内地区の騒音測定を予定しておりました。当日は午後から雨が予想されたため、新幹線の

騒音測定は、同じ地点で通過車両の20本以上のデータを収集しなければなりませんので、終日均一な気象条件で測定が難しいと判断し、延期をいたしました。今後、天候を考慮し、6月中には計測し、データの解析作業を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

まず、機構への申し入れをされて、整備支援機構が再測定をしたというお話でしたが、これは私も実は機構の測定場所にも行って見せていただきましたけれど、3月議会が終わって、3月25日に機構のほうから来て測定が行われました。そのときに申し入れをされたと聞いておりますけれども、申し入れの中身が、調査をしてほしいという、陳内地区の6世帯についての再測定をということだったと私は思ってるんですが、実際、申し入れと再測定に来たのが同じ日ということで、再測定に機構が来てやったのは2軒だけということだったというふうに聞いています。2軒についての結果は、先ほど答弁にもありましたように、振動の環境基準の70デシベルは下回っていたということだったと思うんですね。

この環境基準の70デシベルということなんですけれども、今でも陳内地区に行かれて、それぞれのお宅に邪魔をするとですね、新幹線が通るときの振動・騒音は、やっぱりすごいものがあると思います。しかも数値ではあらわれない被害というんですか、今まで寝るときに睡眠薬なんて飲んだことなかったと、しかし、それ飲まないと眠れない、病院に行って睡眠薬をもらってるとおっしゃる方もいらっしゃいます。その方がよそに行って寝られると、もうぐっすり眠れるとおっしゃるんですね。そういう数字にはあらわれない体への被害、精神的な被害というのが行けば口々に語られます。

それで、今度、JR九州への申し入れもされるというふうに聞いておりますけれども、JR九州への申し入れの前に、機構に対して、あと残りの4軒についてもきちんと再測定するように、再測定をしたからといって環境基準を上回るという結果は出ないかもしれませんが、やっぱりすべきだと思うんですね。それは改めて機構に、2軒したけど、ぜひ4軒もやってほしいということを重ねて要望していただけないかということが1点。

それから、JR九州に対して申し入れをこれからされるということなんですけれども、JR九州は、機構は少なくとも住民の皆さん方の声を直接聞く機会が何回かあるようです。ところがJR九州は全く住民の皆さん方の声を直接聞いていません。住民の皆さん方の中には、もう、行って直接話したいと、こぎゃんきつかという話をされる方もいらっしゃいます。

それで、JR九州への申し入れの中に、ぜひ入れていただきたいことがあるんです。それはJR九州ができれば出向いてきていただいて、そして住民の声を聞いていただく場を持つように市

がお願いしてほしいということなんです。できれば、もう直接博多まで行ってですね、口々に訴えられたいという気持ちを持っていらっしゃると私は思うんですが、でも、行かれたらわかりますけれども、高齢者等とても病気がちな人というような方々が多くて、なかなかそうはならないんじゃないかと私自身思いましたものですから、ぜひ、そのことを市がJR九州に申し入れをしていただけないかということが2点目です。

それから、水俣市が独自に調査をこれから行うということで答弁をいただきましたが、人手も少ない中で調査をするのはなかなか大変なのかなとも思いますけれども、ぜひ徹底的にやっていただきたいなと思うんです。

先ほど、騒音測定を同じ地点で通過車両の20本以上のデータを収集しなければなりませんというような答弁の中にありましたけれども、できれば騒音も振動もですね、新幹線が通っている間全部、もうこの際、調べられたらどうかなと思うんです。何回もやるよりも、担当課は人数が少ないと思うので、応援もぜひ組織していただいて、一気にやっていただくことはできないかということが次の質問です。

それから、実は八代市が独自の調査を始めたというか、やったという報道が新聞であったと思うんですけれども、八代市の調査は一体どのような調査をしているのか、聞かれていれば、その調査のやり方などをお答えいただければと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま川上議員からの御質問がございましたけれども、非常に困っていらっしゃる方がおられるということはしっかり受けとめさせていただきました。

まず、第1点でございますが、今回調査をされなかった4世帯についても被害は発生しているんであるから、その4世帯についてもするべきではないかというようなことでございます。今ありましたように、私が、3月25日でございますが、申し入れをしたと同時に、そのときに何か調査をしているということで、6軒があるということをも十分承知をしているんですけども、その中で厳しい2軒をやったということでございます。今残りの4軒につきましても、いろいろな状況で被害が出ているということでございますので、引き続きそれは申し入れとして届けたいというふうに思います。

それから、第2点目でございますが、JRのほうから直接水俣のほうに出向いてきていただいて、住民の声を聞いてもらえないかというようなところでございます。議員も御存じのとおりでございますけれども、私ども、まだJRのほうには申し入れはしておりません。今後、そういったものを含めまして、JRにも申し上げていかなければならないと思っております。その際に、

住民に説明に来てもらえないのかというようなお話もさせていただければと思います。

それから、第3点ですけれども、一気にと、新幹線が走ってる調査をしてほしいということでございます。できるだけそれに近いように御要望に応えられるように努力をしてみたいと思っておりますが、あわせて、できるだけ多くの時間に調査ができるように、そういうものも工夫しながらやっていかなきゃならないと思っております。

それから、第4点でございますけれども、八代市が調査を行っているが、どのように八代市は調査を行っているかということでございます。この件につきましては、これちょっと調べてきておりますので、紹介をさせていただきますが、新幹線の騒音・振動測定のマニュアルに沿って、県にもアドバイスをもらいながら、12カ所、23地点で測定をする予定だということでございます。5月20日から順次、業者あるいは市職員と共同で進めていると、そのようにお聞きしております。以上です。

（「時間帯はわかりませんか。」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君）（続） 一部につきましては、始発から最後まで全部そろえているということでございます。全便ですね。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひ、水俣でも全便調査をしていただければというふうに思います。

この新幹線の騒音問題もそうなんですが、特に振動問題は目に見えない、目に見える被害もあるわけですけれども、環境基準との関係では、どうも上回ることがないと。先日、調査に来てました業者に私はちょっと聞きましたが、70デシベルを上回っているところってあるんですかと聞いたら、なかなかないですねという話をされておりました。環境基準に比べてどうかという問題から出発をすると、被害を受けている人たちは救われないというのが実態になっているんじゃないかと思うんです。ですから、ぜひ、私もその立場に立って、この問題、これからも取り組んでいきたいと思っておりますが、被害が実際にあるという、このここから出発をして、市のほうでも対応をしていただきたいというふうに思っています。

もちろん、この間、市として詳しい調査などしていただき、私たちも国土交通省に交渉に行くときに、その資料なども使わせていただきました。大変わかりやすいということで、わかっていただく上でとても大きな力を発揮したと思っております。今後ともぜひそういう立場でやっていただきたいと思うんですけれども、実際、八代市のほうでは、ちょっといきさつが違いますので、機構のほうに住民に対して環境測定をした後に説明会を行っているんですね。そのときに口々に住民の方がおっしゃるのは、そもそも70デシベルという振動の基準は一体何なんだと、もうこの不快感があるために今までどおり暮らしていけないんだと。もう基準値がおかしいんじゃないかと

いうお話が口々に言われていることを聞いています。

それと同時に、補償とかなんとかということもあるかもしれないけど、振動の被害をなくするためには、JRの新幹線の速度を緩めてもらったらいんじゃないかというような話も出ていました。ですから、やはり実際に被害を受けている人たちの言葉に耳を傾けていただいでですね、全くなくせればそれにこしたことはありませんが、被害を最小限にすることにぜひ力を尽くしていただきたいなというふうに思っています。

その際にですね、先ほど八代市のことをお聞きしましたけれど、7月には結果を公表するということになっているようです。結果が公表されれば、八代市のほうでは改めてJR九州や支援機構などとの交渉がまた始まるのではないかと思いますけれども、ぜひ、八代市だけではありません。ほかにも新幹線の沿線では被害が出てるところがあります。そういう自治体の市長さんや村長さんや町長さんたちとも連携をしていただいで、ぜひ市長も一緒に行動していただきたいというふうに思います。

職員のいろんな調査のレベルでは、情報交換もして、よりいいものを職員の皆さん方、やっているようですけれども、これからの動きとしては、連携をしてやっていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

八代の市長は、既に機構への申し入れは、いち早く、随分前にされましたし、町内会がJR九州などに申し入れに行くときに、町内会長さんたちと一緒に行って交渉などもされています。情報もぜひいただくことも含めて、連携をしていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後の取り組みについてということでございますけれども、今、議員がおっしゃいましたように、被害はあるのだという視点ということで、そこから出発すべきじゃないかという、非常に大切な視点であろうと私も思います。

今後、八代市のほうがかなり突っ込んだところで進めていらっしゃるようですので、八代市あたりと、あるいは玉名市あたりとも、いろいろやっていらっしゃるということでございますので、お互いに情報を交換しながら、そしてこの件については進めてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江口隆一議員に許します。

(江口隆一君登壇)

○江口隆一君 皆さん、おはようございます。

創水会の江口隆一です。

2日前の前語りで塩崎議員が福岡県中間市議会のことについて触れられました。生活保護費不正受給問題で3人の職員が逮捕起訴されました。この問題で中間市議会は、市長だけが悪いだけでなく、市議会にも責任があると市議会を自主的に即日解散されました。その姿勢に共感するとともに、そのくらいの信念と覚悟を持って市政発展のために頑張る決意を述べておられましたが、私も全く同感であります。

古いと言われるかもしれませんが、私は父から、世の中のためになる人間になれと言われて育ってきました。市役所の方々は、選挙もせず、給料をもらいながら、世のため人のために働ける、すばらしい環境にあります。市長を初め我々市議会、市職員の給料の原資は税金であります。市民の汗と血の結晶をいただいているという気持ちを持って仕事に取り組んでいくなれば、おのずと真剣になり、自分にも厳しくできるはずです。どうか市長を初め、職員の皆さん、そして私たちも市民の方々から尊敬されるような存在になれるよう、ともに頑張ってみましょう。

それでは、質問に入らせていただきます。

ことしの3月議会での答弁により、誤解を受けるような覚書を企業と結んでいる地方公共団体が全国で一つもないことがはっきりいたしました。常識的に考えると、そのような行為は、公平・公正・中立であるべき行政がやってはいけないことであり、法律を犯すおそれがあるので、どこの行政もやらないのです。しかし、この行為について、市長・副市長は、数名の議員の質問に対し、覚書について市の顧問弁護士である舞田弁護士に相談したが問題ないとの回答であったと答えられています。

地方自治法から見ると、法の専門家である弁護士がそのような見解を出すはずもなく、不信に思いましたので、宮本市長に対し保守系議員団10名で弁護士の名前で覚書に対する正式な回答が欲しいと要求しましたが、結局回答はもらえませんでした。この状況から考えられますのは、舞田弁護士は、問題はないとはおっしゃられてないのではないかと疑いたくなります。また、そもそも弁護士と相談したのかさえ疑問に思えてなりません。

さきの3月議会の答弁で、宮本市長は、弁護士に対し随意契約についての相談はしたが、覚書については発言したかどうか覚えがないと煙に巻いた発言をなされました。また、顧問弁護士には随意契約について相談をしたが、覚書は見せていないと答弁されていますが、これでは、覚書について問題はないということにはならないのではないのでしょうか。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、舞田弁護士への質問の中身について、具体的に教えてく

ださい。それから、質問するたびに整合性が失われてくるようですが、このことについてきちんと説明をしてください。

次に、木質バイオマス発電について質問いたします。

私たちは、この問題について独自に勉強会や視察、そして関係者からの意見聴取などを行ってまいりました。そこで確信をしたのが、この事業の成功する可能性は極めて低いとの結論に達しました。しかし、これまでこの事業の危険性や懸念する部分について、執行部との勉強会や委員会、そして一般質問でも多くの議員が何度も指摘を行ってきたにもかかわらず、いまだに発電所をつくろうとされています。

これから2年以内に八代市の日本製紙、薩摩川内市の中越パルプが木質バイオマス発電を行います。宮崎県や大分県にも新たに稼働予定の発電所は数基あります。また、既に稼働している木質バイオマス発電所が九州には福岡県を除き何カ所もあり、どう考えても原料の争奪戦が起こることは間違いなく、木材価格が値上がりすることは容易に推測できます。

そこでお尋ねしますが、原料価格の高騰をどの程度と捉えているのか、それでも事業の採算性は保たれるのか、お考えをお聞かせください。

それから、木質バイオマス発電に取り組まれた第一の目的が、雇用の創出と林業や木材関係者の活性化のためとおっしゃられていましたが、これだけ多くの木質バイオマス発電所ができるのであれば、雇用や需要が発生し、目的は達成されるので、あえて水俣で行わなくてもよいのではないかと私は思うのですが、その点についてお答えください。

それから、市執行部の皆さんは3年前を思い起こしていただきたいと思います。宮本市長を初め市執行部の方々は、蛍光灯リサイクルセンターの誘致を大々的に打ち出されました。いろいろな理由があったにしろ、現在は一旦雇用した人たちを解雇し、リサイクル事業は始まっていません。少し考えればわかることですが、廃棄される蛍光灯という少ないパイを近隣の八代と水俣で奪い合うという行為がいかにくだらぬことだったか学習はされなかったのでしょうか。また後発で収集に臨むということが、商業活動を行うに当たり、いかに不利であったかということがいまだに理解されていなかったことに正直驚いてしまいます。

今回も後発で近隣の企業に対し勝負を挑み、原料価格をつり上げるような行動をとられようとしています。蛍光灯リサイクルセンターの誘致のときに学び反省するようなことはなかったのかお尋ねいたします。

次に、西回り高速自動車道のサービスエリア構想について質問いたします。

先ほどから木質バイオマス発電についていろいろと御指摘をさせていただきました。追及が厳しいと思われたかもしれませんが、雇用や活性化、投資効果を考えれば他のやり方のほうがよいという思いがあったからであります。それは何かと申しますと、といってももう既に質問項目の

中に書いてありますので、おわかりのこととは思いますが、南九州西回り高速自動車道にハイウェイオアシスを建設してはどうかとの提案であります。まず、このハイウェイオアシスというのがどれだけいいかということ为例を挙げて説明いたします。

以前のサービスエリア、パーキングエリアは休憩所でした。しかし、小泉改革の道路公団民営化後、通過地点から目的地となり、ショッピングモール型、テーマ型、観光名所型、宿泊型など地域おこしとなるような開発が進み、近隣経済に多大なる貢献をしています。中には野菜、肉、魚などの生鮮食品の販売所やショッピングモールを常設し、観光客だけではなく、地域住民にとっても重宝される施設となっているところもあります。

下松サービスエリアでは、エリア内の海鮮市場で買った魚を併設されているお食事どころに持ち込むと、お好みで調理して食事を提供するなど、工夫を凝らし、地産地消を推進しています。また、埼玉県の寄居星の王子さまパーキングエリアでは、フランスの人気童話「星の王子さま」をテーマに、非日常的な癒しを提供することを想定し、レストランや物産展の外観から散策道まで作者サン＝テグジュペリが過ごした南フランス・プロヴァンスの雰囲気統一し、改装前の1.5倍の売り上げを伸ばしています。

上信越自動車道の横川サービスエリアは、旧国鉄当時の横川駅をサービスエリア内に再現したもので、実際に横川・軽井沢駅間を走っていたのと同じ型の列車が置いてあり、座席や窓、天井の扇風機なども車両についていたものを使用し、車内で弁当を食べられるようになっていて、鉄道ファンの憩いの場となっているようで、2割の売り上げアップとなったそうです。

今御紹介した以外にも公園や資料館、温泉センター、物産館、ショッピングモールや水族館などを併設しているところもあり、このような都市公園・地域振興施設等の呼称をハイウェイオアシスと呼ぶそうです。

もし仮に、水俣にこのような施設ができればとなると、雇用の機会が生まれるだけでなく、農業、畜産、漁業の販売拠点になるばかりでなく、加工品販売の売り上げアップや、それに付随する雇用、また情報発信力の増大により、観光振興を初め水俣病の教訓を多くの人たちへ伝えることができます。

木質バイオマス発電よりハイウェイオアシスにシフトしたほうが水俣の将来にとってプラスになると思いますが、市長はどう思われますか、お尋ねいたします。

また、同じような質問ですが、また通過する自治体にしかこの権利はなく、水俣にとって地のあるこの千載一遇のチャンスを生かさない手はないと思いますが、取り組んでいくおつもりはないかお尋ねいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 江口議員の御質問に順次お答えします。

古紙リサイクルに関する覚書については私から、木質バイオマス発電については副市長から、ハイウェイオアシス構想については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず、古紙リサイクルに関する覚書の弁護士への質問の中身についてお答えします。

平成22年11月17日付で田中商店より古紙類等に関する新規リサイクルシステムが提案され、この内容は旧リプラッテック跡地に古紙の中間処理施設を建設稼働するというものでありました。これにより新規雇用が発生すること、古紙の保管を直接行うための市環境クリーンセンターの古紙のストックヤードが必要なくなり、その他に有効活用できること、古紙の土・日・祝・祭日の受け入れが可能など、市にとって大きなメリットがある提案であり、市では推進すべきと考えました。

ただし、田中商店よりこの提案の実現の要件として、古紙類の売却について田中商店との単独随意契約の担保・保証がいただきたいとの申し入れがあり、この担保・保証が覚書であり、この覚書を交わす要件として田中商店との随意契約が法的に妥当であるかどうかを確認する必要があることから、随意契約の妥当性を顧問弁護士に相談したところです。

この相談の具体的内容につきましては、先ほど申し上げました田中商店の提案によるメリットを総合的に判断して、随意契約の条件である地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」、または同じく第6号「競争入札に付すことが不利である」に該当すると解釈し、随意契約の締結が可能であるかという内容でありました。

この相談への顧問弁護士の回答は、ごみ処理事務は市町村の専任事務であり、この裁量は首長に委ねられているのだから、この提案によるメリットが競争入札に付するのが不利と総合的に判断できるのであれば、随意契約は可能であると考えたとの回答でございました。このことから、将来的に随意契約が可能であると判断し、田中商店と覚書を交わしました。したがって、覚書の締結そのものの妥当性については、顧問弁護士に相談しておりません。

次に、これまでの答弁との整合性についてお答えします。

これまでも、顧問弁護士との相談により随意契約が可能と判断したので覚書を結んだとの答弁はしておりますが、覚書について相談したとの答弁はいたしておりませんので、特に矛盾はないと考えております。

以上です。

○議長(大川末長君) 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

言った言わないということの前にですね、1年半前に、平成23年12月議会での大川議員の質問をここで御披露させていただきます。

古紙リサイクルの経緯について質問をされた大川議員に対しまして、宮本市長は、答弁で、この件につきましては制度上の問題、いろんな法的な問題を含めまして、弁護士も入れましていろいろとお話をさせていただきましたけれども、別に問題はないということで踏み切ったということでございますと答弁をされています。どういうことなんでしょうか。

また、その後の答弁で、私がなぜ、この田中商店の変革に踏み切ったかと申しますと、得意げに、よいことをしたと言わんばかりの発言をされています。そう思ってないと、当然このような行動がとられることはないわけでございますが、余りに軽率で見識のなさを私は疑わざるを得ません。

それから、1年後の平成24年12月議会での塩崎議員の質問です。水俣市長として公印までついた責任を最高責任者としてどうとられるのかとの問いに対し、宮本市長は、答弁で、これは事業者さんも含めまして非常に混乱を招いた私としましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、弁護士さんあたりともいろいろ相談をしながら、抵触しないだろうと、法には抵触しないと、随意契約をしても問題はないというような判断をしたものですから覚書を結んだということないきさつでスタートしたわけですと答えられています。

きょうの答弁も踏まえ、これまでの流れから判断いたしますと、市の顧問弁護士である舞田弁護士は、随意契約の権利は市町村が持っていますので、されてもよいのですが、この覚書は問題がありますと回答されているのではありませんか。だから随意契約の話にすりかえたり、覚えていないなどの答弁をするようになったのではないのでしょうか。

この覚書は、そもそも秘密裏に進められてきたものが保守系議員の勉強会の中での追及で発覚したもので、議会だけではなく、市民、マスメディアにも公表していない、市長と業者の、いわば密約であると思います。

そこで、お尋ねいたしますが、覚書の文章は企業からの提案なのか、それとも企業の要望に基づいて市執行部が作成したのかを教えてください。もしそうであれば、担当部署も教えていただきたいと思えます。

それから、覚書の実行についてですが、良識ある議員の方々の抵抗により未遂に終わりましたが、仮にそのまま進められていた場合、6社の地場企業を入札から排除し、1社と随意契約を結ぶことは入札妨害罪、またはその他の罪に当たらないのかお答えください。

また、競争を省き、仕事を独占させることにより生じた不利益を住民監査請求をされた場合に、宮本市長は補償しなければならない事態になる可能性をどう考えているのかをお答えください。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、江口議員のほうから質問いただきましたけれども、覚書についてのお考えが今ありましたので、私もその覚書に対して私の考えを述べさせていただきたいと思います。

私もほかの自治体等でこの覚書等の事例がないかということ調べさせていただきました。その調べた結果でございますけれども、高知県でその例が私は見つけることができました。その内容についてちょっとお話をさせていただきますと、当時、高知県の知事は橋本大二郎知事でありました。平成11年度、高知県が結びました覚書、それから念書について疑惑を持たれましたので、橋本知事はみずから公正公明を期すということで、過去にさかのぼって、その覚書、それから念書について件名、それから誰と誰がそれを結んだのか、関係者名、それから概要、そういった背景等も含めまして情報公開に踏み切られました。そしてそれは現在も継続されているようでございます。

公開の件数を見ますと、昭和27年から昭和63年度までの締結が387件、平成元年から10年度までの締結が392件、それから平成11年から20年度までの締結が512件、平成21年から24年度までの締結が164件、締結年度が不明の2件も含めまして、総数が1,457件あったようでございます。大変な数だと思っております。なお、覚書の疑念が指摘された平成11年度以降の覚書・念書等は600件以上結ばれております。このことから、高知県におきましても、覚書・念書の状況によっては、必要性といたしますか、認めているのではないかと判断をしております。

ほかの自治体については情報公開をしております。確認することは難しい状況でございます。高知県の例からしますと、各自治体も恐らくこの覚書・念書等の必要性といたしますか、それは認識しているものではないかなと、私はこの状況を見ながら思ったところでございます。

ただ、この覚書の内容が適正であったかどうかというのは問題でありますし、また執行する段階でも、覚書の内容が適当でなかったならば、またそれが市民のためにならないと判断した場合には、市政をあずかる市長として、潔く勇気を持って覚書の破棄、覚書の取り消しを決断しなければならぬと、そのように思っております。

今回は、幸いにも今議員の御指摘にもございましたけれども、今回の覚書が適当でなかったと私反省をし、また、田中商店におかれましては、適当でなかったと、そう思われて、みずから覚書の撤回を申し出られたという苦渋の決断をされたのではないかなと、そのように思っております。

以上、私、その覚書に対してこのような考えを今持っているところでございます。

それでは、随時質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、弁護士と相談し、踏み切ったというのはどういうことかということでございますけれども、まず、契約について法的には問題ないということでございますので、この件については踏み切ったところでございます。

それから、覚書は問題ないと答えていないのではないかとということでございますけれども、先ほども申しあげましたように、覚書については弁護士には相談はしておりません。

それから、その市の担当部署でございますけれども、環境モデル都市推進課で担当し、作成をいたしました。

それから、住民監査請求された場合、市長が補償するのかということでございますけれども、補償する必要はないと思っております。

追加させていただきますが、入札妨害罪じゃないかということでございますけれども、入札妨害罪ではないと思っております。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

市長もよくお調べになられて、今答えられたわけですが、私がいつも言うのは、整合性がないと言われて、あるというふうにさっき言われたんですけども、私の3月議会の質問で、御自分たちで御答弁されてるわけですね。水俣市以外に覚書を結んだ事例はないということを答弁されているんです。だから、そのときは御自分たちが認識をしてなかった、ちゃんと答弁書を見ていただければわかるんですけども、非常に私が軽率で見識が浅いというのはそういう部分なんですよ、どういう答弁に、答えたか。

それと、もう一つ、市長はですね、覚書は必要だと言われながら、この問題が発覚した後に、覚書は今後二度と結ぶつもりはないと、私の質問に答えられてるんですよ、きょうは必要だと言われる。その整合性のなさ、自分たちの考えがしっかりしてないから、ふらふらするんですよ。私の質問でもそうですけれども、先ほど大川議員のが1年半前に何と答弁されたか、もう一度言いたいでしょうか。

この件につきましては、制度上の問題、いろんな法的な問題も含めまして、弁護士も入れていろいろとお話をさせていただきましたけれども、別に問題はないというようなことで踏み切ったということでございますと、この答弁を聞くと、誰が聞いても法的に問題はないと、はっきり言われてることにしかならないじゃないですか。この大川議員の質問、我々の質問というのは、随意契約について質問したのではなくて、覚書について質問してるんです。だったら、弁護士に覚書について聞いて答えるのが普通の常識でしょう。じゃあ、なぜ随意契約のことばかり聞かれて、覚書について中身を見せて、問題はないという言質をとられなかったのかということに対して、我々は不信感がどんどん出てきてるわけです。覚書について聞いてるんですよ。覚書を弁護士に相談にいったときに、見せて、これで問題ないですかと聞けば、簡単に済む話なんですよ。

そして、毎回質問するごとに、言い方が変わってきます。前回の答弁では、よく覚えてないということまで言われたんです、はぐらかされたんですよ。1年半以上もこの問題に我々は携わっ

てきた。ですから、市長に何回もこの質問をしつこく聞いてるんです。

そして先ほどいろいろ言われましたけれども、もう一つですね、大きな認識の、これは行政として間違いがあるというのは、御答弁で、田中商店から保証が欲しいとか、そういう担保が欲しい旨の要望があったというふうに言われました。多分、そういう私が市長のときも企業側からそういう要求をされる方、いろいろいらっしゃいます。しかし、行政が民間の営利企業から担保とか保証の確約が欲しいと言われて、私はしたことはありません。また、行政がそういう義務を負うような立場にないということなぜ御理解いただけないのか、私は非常に不思議であります。

また、これまで一般質問でも前回のときに申し上げました、田中商店さんは私は悪いと思いません。ただ、企業ですから、当然行政に対していろんな要望はされます。ただ、それを安易に受け入れて、今、産業団地の中でどういってお話が出ているかという、田中商店ばかりいいなと、あそこに対してひいきされてるんじゃないかという声を私は聞きます。

また、今回の問題でもどうかというと、あそこは誘致企業としての配慮はわかりますけれども、前回の答弁で明らかになったように、シンエイカセイから、あその経費が安くなるように、水蒸気を引こうとされました。これは結果的にだめでした。そして、廃油リサイクルの機械も補助金をやって、振興公社で買うようなことまでやっています。ですから、今回の木質バイオマスも、もしかしたら、田中商店さんのために水蒸気を引くためにされてるんじゃないかというお話まで、今水俣の経営者の中からこういう話まで出てます。ですから、市長、今水俣市に我々が求められているのは、公平性・公正性・中立性、そして透明性を求められてるんですよ。

そして、質問するたびに発言が微妙に変わってきます。御自分たちでは変わってないと言われましたけれども、さっき大川議員への答弁を言ったように、それ、誰が聞いてもおかしい話です。

もう一回聞きます。弁護士に対して覚書についてどうなのかという意見を聞くつもりはないのか。それと、なぜ今まで随意契約にすりかえて聞かなかったのかという問題を1つ。

それと、さっきも言いました、私の質問のときに、全国で覚書を結んだ例はないというふうには、これは副市長だったですかね、答弁は。答えられてますけれども、それについての整合性がないということで、そのときに勉強不足、調査不足だったのかというのをお聞きします。

それと、市長、もうびっくりするんですけど、三、四カ月前の議会で、もう覚書は結ばないということを私への答弁で断言されていますけれども、きょうは、覚書は必要と言われましたが、その矛盾点についてどう思っているのか、この3点をお尋ねいたします。

○議長（大川末長君） 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今の中で、私もちよっと申し上げたいことがありますので、ひとつさせていただきます。

過去に覚書について顧問弁護士に相談したが、問題ないと答弁しているが、今回は随意契約について相談したが、覚書については相談していないと答えており、矛盾してるんじゃないかというようなことだったと今思うんですけども、私も覚書については相談はしていないというようにお答えしております。これは平成23年の3月から前回の議会まで議事録を調べましたが、私が覚書について弁護士に相談したと答弁した記録は探しましたが、ありません。

それから、覚書を企業と締結している市町村が全国に一つもないと言っているとこの前言ったが、それはどうかということで、きょうはそれについて違った答弁をしたということでございますけれども、前回、私が申し上げましたのは、他市町村で覚書を交わした事例については、現在のところ承知しておりませんということで申し上げましたので、ないとは言っておりません。そのことはちょっと言わせていただきたいと思っております。

それから、覚書につきましては、私としましては、契約書を補足する目的で作成される合意文書であると、そういうぐあいに理解しておりますので、今回の場合は、田中商店から新たな事業として古紙リサイクルの事業をやりたいということで申し出があって提案内容を検討させていただいて、より有利であるということで判断をしたところでございます。その辺のところをひとつまた再度御理解をいただければなと思っております。

もう一つ言わせていただきますと、私どものほうから弁護士さんのほうには、文書でどうかということをお伺いをいたしました。随意契約の相談につきましては、文書で幾つか相談をしております。それについて弁護士さんのほうから回答を、これは電話で受け取りまして、それを担当がまとめております。その内容についていろいろ御質問がございましたので、その内容が弁護士さんの意図と間違いがないかということで、はっきり記述はちょっと明確ではありませんが、3月6日だったと思っておりますが、副市長を弁護士さんのところに行っていただきまして、こういうような受け取り方をしているがどうかということで確認をとっております。弁護士さんのほうからの回答といたしましては、その判断については間違いないと、私がこういう判断をしたということとは間違いありません。ただ、一字一句、自分が書いた文章ではないので、そのことについて印鑑をつけて出すということは非常に難しいというような回答をいただいております。そういうような流れの中で、覚書というのを結んだということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 今、江口議員からの廃油リサイクルについてのお話がありましたが、誤

解が生じるとまずいで、回答しますけれども、これは水俣市は廃油リサイクルシステムについては補助しておりません。確認です。

それと、先ほどのいろんな覚書について、いろんなところを調べたかというのは、確かにですね、各市の状況は確認しておりませんということで答弁させていただきました。これは各自治体には守秘義務があります。情報公開もあります。その中でそれぞれ情報公開できるもの、守るものを定めております。たまたま我々がインターネットを調べて、そういうのがないかということをも十分調査しました結果、高知県の例が出てきまして、それを紹介したまででございます。

それと、先ほど市長が申しましたように、その高知県においては、発覚したのが平成11年度ということでございまして、それ以降についても、さらに500件以上の覚書・念書等が交わされておりますので、先ほど答弁お聞きになったと思いますけれども、高知県におきましては、覚書・念書等の必要性は感じておられるのではないかというふうに市長は答弁したと思いますので、確認をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、木質バイオマス発電について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、木質バイオマス発電について順次お答えします。

まず、蛍光灯リサイクルからの教訓についてお答えいたします。

誘致企業という呼び方について、最初に確認させていただきたいと思います。昨年の12月議会の一般質問でもお答えしましたとおり、蛍光灯センターにつきましては、先方からの進出の申し出を受けて対応している案件であること、そして、企業立地条例に関する協定の締結まで進んでいないこと、このようなことから、現段階では市は誘致企業と位置づけてはおりません。

また、議員御指摘の、雇用した人を解雇し、計画されていた事業が始まっていないのは事実でございますが、その理由は、蛍光灯センターからの関係機関への必要な手続のおくれと資金調達のみどが立っていないということが最大の理由と伺っております。

次に、林業、製材業振興の目的は達成されているのではとの御質問にお答えします。

九州に複数の木質バイオマス発電所ができるのであれば、林業活性化の目的は達成されるので、あえて水俣で行わなくてもよいとの御意見ですが、これまでも3月議会や12月議会などで説明しましたとおり、水俣で木質バイオマス発電所を立地させる構想は、新たなクリーンエネルギーをどのようにするかという、地域が抱えるエネルギーの問題と、これからエネルギーが大きな価値を生み出す時代になることをにらみ、経済活性化の観点も含めて独自にエネルギー生産を行うことを目的に生まれた構想です。燃料供給事業も同時に検討することで、林業の再生・振興に貢献する側面もあります。

同じチップ生産を行う場合でも、輸送費をかけて他の発電所まで運搬することは、地元業者にとってはコスト面で不利になりますし、他の発電所で必ずしも受け入れてもらえる保証はありません。地元が発電所があれば、大きな輸送費を負担する必要もなく、地元の発電所から優先的に買ってもらえるといった相互にメリットのある構造ができます。

林業振興の観点以外では、地元資本を中心とした発電所が立地すれば、売電収益は配当として地域に落ち、発電所での雇用なども望めます。他地域にできるからそれでいいということではなく、地元の利益を最大化する形で事業化できないか、引き続きその成否を見きわめてまいりたいと思っております。

次に、2年後の原料高騰の懸念はないのかとの御質問にお答えします。

原料の価格は、一般的に需要と供給という市場のバランスで相場が決まっていくものでありますので、今後全く原料価格の上昇はないとは断言できないと思います。しかし、原料の取り合いとなり、価格が高騰するような状況を、それぞれの事業者は望んでおりませんので、既存の秩序を大きく乱すような事態を避ける方向に動くものと思っております。そのため、どういう形であれば無駄な競合や混乱を避けて実施できるのか、また熊本県内はもとより九州圏内で情報を収集・交換しながら、事業の成否を見きわめるため、採算性も含めて現在調査を実施しているところでございます。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

これまでの市の執行部の木質バイオマス発電についての言い方は、簡単に言いますと、発電すると1キロワット33.6円で、20年間電力会社を買ってくれます。出口が確保されているので、発電すればするほど売れるので、こんなに楽な商売はないと、簡単に言えば、言ってこられました。私から見ると、申しわけないんですけども、公務員的な発想かなというふうに思います。逆に商売人であれば、物価が上がったり、どんなにコストがかかっても決して値上げを認めたくない厳しい商売になるのではと、両面からやはり考えるべきだろうというふうに思っております。

また、これまでの市の執行部の答弁や勉強会でのお話で、木材チップというのは、理想であれば、三、四十キロ以内から収集しないと経営には余りよくないというふうなお考えを述べてこられましたけれども、私が先ほど申し上げましたその範囲内には、八代市の日本製紙グループ、ここは年商、グループで1兆円を超えます。また鹿児島県薩摩川内市の中越パルプも、グループではちょっと調べておりませんが、やはり2,000億円を超える企業でありまして、この企業に挟まれた中で勝負を挑まれるというふうなことは、アリが象にけんかを売るようなもので、まさに自殺行為ではなかろうかというふうに私は思っております。

以前、また大川議員が出るんですけども、大川議員の質問に対し、副市長がですね、採算ラ

インは1キロワットを20円台でというふうにお答えになられています。これが多分採算ラインの目安だろうと思うんですが、その1キロワット20円台での材料代とか経費とか含めたところでしようけれども、それが今でも可能と思っておられるのか、御答弁をいただきたいと思います。

また、先ほどちょっと余り話に出なかったんですけども、蛍光灯以外に竹バイオの研究もこの水俣はやってこられました。残念ながら、結果というのは余りよい結果ではなかったというふうに私聞いてるんですが、この竹バイオというと、片仮名で言えばえらく格好いいんですけども、結局研究していた中身というのは、竹を山から切り出し運び集めることを採算の合うようにできないかというふうな研究でありました。これは蛍光灯、竹に限らず、木質バイオマスにも私は当てはまるのじゃなかろうかと思っております、やはり集めるというのがいかに経費、人件費がかかり大変かということですので、私はこのことから、ぜひ水俣市は教訓として学んでいただきたいかなという思いがあって、実はこの項目に挙げたわけであります。

これについての答弁というのは要りませんけれども、以前、答弁でもありましたし、勉強会でも出たグリーン発電会津というのがえらくうまくいってるようなお話でありました。しかし、いろいろ調べてみますと、この会社が公表はしてないので伝聞にはなるんですが、木材チップを扱う複数の素材業者、商社ですけども、商社やネットの情報では、経営は実は結構苦戦してるというふうになっております。

その証拠に、当初の計画では水俣の計画と同じように、未利用材だけで発電を行う予定だったのが、結局これは足りない、集めることができないということで製材所から出る背板をチップにしてまげて現在発電をしてる。混焼であります。このこと多分執行部の方は御存じなかったと思います。

そして、このグリーン発電会津はどうしたかと、木を乾燥、水分率が40%以下じゃないと発電、燃えたときの効率が悪いということで、なかなか集めてきても、その40%以下のチップがそろってなかったということで、わざわざですね、プレドライという乾燥機を、ボイラーを買われています。そして、このボイラーに年間1万トンもの解体材チップを燃料に使って発電するというふうなことを現在されておまして、このような状況をよく調べながら、この木質バイオがいかに悪いかということ判断されないと、水俣が痛い目に遭うのではないかとということで一応申し上げておきます。

また、このグリーン発電会津の地元の林業関係者の方々からもちよっと話を聞きました。そして、ネットでも載ってます。この地元の林業関係者の方々、買い取り価格が非常に安くて、最初と話がだいぶ違うなどとやゆをされている状況にあるということで、先ほどお話がありましたように、地元の林業の活性化に本当につながるのかといったやっぱり疑念も出てきてます。

もう一度お聞きしますが、このような状況を、私の伝聞で申しわけないんですけども、この

ような状況を理解しても、まだバイオマス発電をやられるおつもりなのかお尋ねいたします。

それと、事あるごとにですね、地元業者、市民との共同出資による発電事業を行うということで、この地元の資本を中心としてこの会社を起こしたいというふうな答弁がずっとあってますけれども、その都度、JNCという言葉も出てまいります。ですから、私がばかなのかわかりませんが、もしかしたら、JNCが事業主体となってされるんじゃないかと思うような錯覚に陥っておりますので、JNCが事業主体となる気があるのか、そこをぜひお聞きしたいと思えます。もし、それでないのであれば、そのほかに当てがあるのかをはっきりしていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 江口議員の質問がずっと何がポイントかちょっとわからなかったので、まず、私が感じたことを申し上げたいと思えます。

まず、先ほどありました採算ベースの件ですけれども、バイオマス発電をする場合は、ほとんど間伐材だけではやはり難しいです。それに一般材をまぜていくと、それともしかしたら、そういう混焼という形でいろんなものをまぜていく形になると思えます。それはですね、割合に応じてその単価が決まっていきます。例えば先ほど申しました除間伐の材料ですと、34円がありましたけれども、それで、そのほか例えば一般材を入れると二十何円とか、そういうことで決まっておりますので、我々としては除間伐材だけを燃料として考えているわけではございません。その中で20円というのは、前にも答弁しましたように、その割合をどうするかによってしていくんですけども、20円台になると、ある程度採算ベース、費用対効果の中でバランスがとれる。それ以下になると、やはり先ほど申しましたように、赤字になるんじゃないかと思えます。

グリーン発電会津につきましては、これもやはり混焼でございまして、今、議員が提案されたのは、多分2009年ぐらいのインターネットの中にそういう話があります。そのときは、ちょっと私も確認してきましたけれども、その中に確かに売電価格も載っております。それはですね、非常に金額は安かったです。今の売電価格というのは国の固定価格買取制度（FIT）で、少なくとも3年の間に事業をすると、20年間はこれでいきますよということを、それは世の中、どうなるかわかりませんが、基本的に日本政府がそういう約束をしておりますので、これについて我々も真剣に取り組んでいる状況でございます。

先ほど間伐材とかは水分を含んでいるけれども、大体1年ぐらい寝かすと40%台以下になっていくということで、それはやはり乾燥し、早く燃やす必要があれば、議員おっしゃったような形で、そういうボイラーを使う必要があると思えます。同時に、バイオマス発電の燃料でボイラーまで作動してチップを乾燥するというのも進められております。ただ、いろんな現場に1年寝

かせておくと、ほどよい乾燥につながっていくということで、どっちのほう効率性があるかということは今後検討していかなきゃいけないと思います。

本当に地元の林業振興になるのかということでございますけれども、基本的には、今やはりパルプのチップ材というのが非常にだぶついているというふう聞いております。ただ、議員おっしゃったように、九州内でも今、7カ所ぐらい、いろんな検討されております。先ほど、日本製紙ですと5,800キロカロリーで、中越パルプだと2万キロカロリーの発電になります。そうすると、どれくらいチップが必要であるかというのは、十分検討しながら、水俣市のバイオマス発電が可能かどうかというのを、やはり検討しなきゃいけないというふうに考えておりますので、それは十分させていただきたいと思います。

それと、JNCが事業主体になるかということでございますけど、これは、今鋭意JNCと検討してございまして、JNCさんが、我々もそうなんですけど、同時に思ってるのは、やはりチップの安定供給ですね。そういうことを今非常に、我々もそうなんですけれども、JNCさんも心配されております。

今後、先ほどの塩崎議員にも御答弁しましたように、9月ぐらいには、その可能性も十分調査したいというふうに考えておりますし、また、JNCさんが現段階で主体になるかならないかということは、いろんなお話がありますが、やはりこの事業がチップの収集も含めて、この事業採算性がきちんと把握できるような形になれば、それはいろんな事業主体というのはどういうふう考えているかとありますけれども、十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 御答弁いただきましたが、なかなかですね、この一般質問で具体的に小さく中身を言えというのは無理だろうと思いますので、しょうがないんですけども、もともとこの木質バイオマス発電をやられるときに、我々は可能性調査というふうに聞いておりました。当然やるつもりで調査をされるわけですけども、可能性調査というのであれば、非常に厳しいと、そして、地元に対して当初計画したように、そういう本当に経済的な波及効果とかあるのかというのをですね、やはり疑念といいますか、懸念材料がふえた場合にはやめるということも、私は、この可能性調査の一つの目的ではなからうかというふうに思います。

もう一つ、私が非常に疑念に思っておりまして、市民からも、市議の方々からお話を聞くのは、円卓会議があります。非常に著名の方、優秀な方々が多くいらっしゃるんですけども、水俣のこともよく知らない方々に水俣の運命を任せていいのかというふうなお声を聞きます。私も水俣市民がそういう方々に、この木質バイオというの、もともとの出発点はそこではなからうかと思っておりますけれども、水俣市民の気持ちを考えたのであれば、やはり水俣のことを知らない方々よりも、なじみの方々に水俣市民は自分の運命を委ねたいと、そちらのほうを信用してると

いうふうに私は思っているのではないかと思います。

ですから、円卓会議で決まったことというのは、もう議会のほうには事後報告みたいな形で、中身も具体的に言われずに、こうしますというふうに、よく決定事項みたいな形で言われるんですけども、これは余り私は好ましいことではないのではないかと、また、そういった手順をきちっと踏まないから、市議会からもいろんな不満とか、また予算に対して否決をされるようなことがありますので、もう少し手順とか順序といったものをきちっと普通に正當にやっていただきたいというふうな気持ちがあります。

また、今お話がありました、何遍も言われるように、国が20年間法律で買うということをや束されたと言われますけれども、今の安倍政権というのは、インフレターゲット、物価を上げていこうということをいってます。ということは、将来、33.6円で発電したにしても、世の中の物価が上がったのであれば、結局33.6円が値下げされたのと同じようになるんです。ですから、そこをわかってるんですかと、私は何遍も言うた。

よく全国で、もう公務員の方を悪く言うのは申しわけないんですけど、当然向き不向きがありますので言いますが、日本中で第三セクターをつくって、ほとんど失敗してるじゃないですか。ですから、公務員の方々のいいところもたくさんあるんですけども、やはり商売に関しては、公務員の方々が入ったり管理をするとよくないというのは、全国でもう常識的のようになってますので、できれば御自分たちのこれまでの人生の経験上、何が得意で不得意かということも認識されながら、この問題にぜひ取り組んでいただかないと、やはり非常に心配してると。

そして、私、さっきグリーン発電会津の話で、今のエネルギーの買取制度に新しく変わったから大丈夫だと言われますけれども、我々がグリーン発電会津がどういう状況なのかと聞いたのは、ほんの1カ月ぐらい前です。そこに素材業者とか商社から、いや、非常に苦勞してますというふうなお話は聞いておりますので、当事者に対して、あんたんそこはいいんですかと聞けば、みんないいと言われるのはわかっておりますので、もう少しそういう客観的な目というものもお持ちになられながら、この問題に取り組んでいただければということで、これはもう要望で結構です。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 先ほど、円卓会議の話がございました。円卓会議の中で上がったのをどうするんだという、議会の承認も含めてですね。このバイオマス発電につきましては、円卓会議のやはり一員からお話がありまして、地元企業の職員の方からの提言でございました。そのことだけはしっかりお伝えしておきたいと思っております。ですから、責任ある企業の方の発言でございましたので、我々としても、その実効性については非常に評価しているということを考えております。

また、公務員がやはり事業に乗り出すことについて、第三セクターについて、株式会社について、なかなか公務員がそういう企業に参入していくことは、非常にやはり感覚的にも厳しいものはあるかと思えます。ただ、最近、第三セクターではないんですけども、株式会社みなまたについてもですね、我々も一生懸命、市としても支援して、赤字が黒字になっておりますし、いろいろな事業についても、観光事業についてもですね、今いろいろな手を入れております。そのことが市の発展につながればいいと思っておりますので、申しわけございませんけれども、我々公務員としても、ぜひ、いろんなものについては口を出して行って、よりよく市民のためになるように頑張らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、ハイウェイオアシス構想について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、ハイウェイオアシス構想について順次お答えいたします。

まず、活性化に有効と思われるがどう思うかについてお答えいたします。

ハイウェイオアシスとは、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア外に隣接した公園、道の駅、物産館などの施設に、高速道路をおりることなく人が直接利用できるように設計されたものであるものと認識いたしております。

従来では、サービスエリアの近くに観光資源などがあっても、一度インターチェンジを出てから利用しなければならず、このため多方面から来た人たちを集客することが困難でした。しかし、ハイウェイオアシスですと、高速道路をおりることなく施設へそのまま入場できるため、休憩所としてだけでなく、さまざまな情報やサービスを高速道路の利用者に提供することが可能となり、地域経済への貢献も大きいものと考えられます。

国土交通省にお尋ねしましたところ、現在の整備計画にはないため、国で整備することはできないが、地方自治体によるサービスエリア等の設置は可能ではないかとのことでした。仮に水俣にこのような施設ができますならば、議員も御指摘のとおり、雇用の機会が生まれるだけでなく、さまざまな地域の特産品の販売拠点にもなり、地域経済や観光振興など市の活性化に有効ではないかと思われます。

次に、今後水俣としても取り組む考えはないかとの御質問にお答えいたします。

設置することの可能性はあるものと思えますけれども、設置可能な場所があるのか、設置主体のほか、どのような形態の施設を設置するのか、その可能性や実現性を十分に調査する必要があるものと思えます。また、設置につきましても膨大な費用がかかることが推察されるため、実現化のハードルは極めて高いものではないかと思われますが、御提案の趣旨を踏まえ、今後、国土

交通省や県の意見もお聞きし、検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 多くの方々が望んでおられた津奈木インターチェンジが平成28年の3月から供用開始となります。金子代議士が国土交通委員長に就任し、頑張られた結果でしょう。ことしは建設予算も去年の48億円から76億円と大幅にふえ、水俣インターチェンジの完成の日が刻一刻と近づいてきております。完成したときの水俣に対する経済効果というのは、私から言わなくても大体の想像がつかれると思いますが、実はよい面ばかりではありません。八代南インターから芦北インターまでの国道3号線沿いの飲食店やお店はことごとく閉まり、芦北町の3号線沿いでは、坪6万円でも買い手が見つらず、地価の下落に歯どめがかかってないそうです。この現象は、水俣でも近い将来起こり得ることであり、何らかの対策を講じなければ、倒産や職を失う方々が続々と出てまいります。このような受け皿にもこのハイウェイオアシスは最適であります。

J Aが経営する芦北インターのそばのでこぼんは、何と年商10億円を毎年超えており、仮にサービスエリアのように道路上に建設できれば、それ以上の売り上げが望めます。朝早くは起きなければならないかもしれませんが、1日3時間ほどだんごをつくって売られても、もしかしたら現在のサラリー分ぐらいは稼ぐようになれるかもしれません。

そして、この水俣にもう一ついいというか何というか、地の利があるんですけども、今、人吉経由の九州縦貫自動車道では有料であり、坂やカーブが多く、自動車を運転する方々に言わせると、燃費が悪いと言われてます。また非常に交通事故が多く、運転しにくい道でもあり、こちらの南九州西回り高速自動車道はただであり、また沿線の人口密度も多く、一番近いサービスエリアからは、宮原サービスエリアですけども、50キロ以上も離れておりまして、トイレ休憩にお年寄りの方々は、熊本に行くまでに必ず1回は寄られておりますので、そういう面でも非常に将来の可能性は十分あるんじゃないかというふうに考えております。

まだ時間はありますけれども、今からじっくりと時間をかけ、特産品の開発や、どうやって情報を発信するか、近隣をどのように施設をつくり開発するかとか、いろんな面から考えていくべきではないかと思えます。

そして、もう一つ利点があります。何度も申し上げますが、この道路は無料でありますので、地元の方々がいつでも立ち寄ることも可能であります。ぜひとも調査費をつけ、来る時に備えるおつもりはないか、もう一度お考えと意気込みを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 議員の第2の質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、ハイウエーが開通することについては、メリット・デメリット

等であろうかと思えます。当然、八代以南の商店街等については厳しい面もであろうかと十分理解しておりますので、それに向けて、市のほうも検討していく必要であろうかと思えます。その上で、これは確かに一つの可能性調査を行いながら、当然、今後に向けて検討していく必要であろうかと思えますので、ただ、先ほども申し上げましたように、今回お聞きしたばかりでございます。今設置してあるところと少し違いますが、やはり議員もおっしゃいましたけれども、今回はこちらの高速道路はただということでございますので、何回もおられるというのも別に、状況ちょっと違っております。それなど条件を加味しながら十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で江口隆一議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、こんにちは。

創水会議員団の谷口明弘です。

さて、毎年5月1日に開催されております水俣病慰霊式、私も水俣市民の一人として、水俣病で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、水俣再生の誓いを新たにするために花を手向けてまいりました。

式典には、患者さんや御遺族を初め、環境大臣、ことしは歴代環境大臣が勢ぞろいといった状況でもありましたが、熊本県知事、国・県関係機関の代表、宮本市長や我々市議会議員、JNCの代表、水俣の未来を担う小・中学生や多くの市民の皆さんが参列されておりました。

例年ならば厳粛な雰囲気の中で行われる水俣病慰霊式ですが、ことしの式典は、開式直後から様子が違いました。式典に参列していた石原環境大臣に対して謝罪を求め、大臣に詰め寄ろうとする数名の方々の怒号と、それを制止しようとする関係者のもみ合う騒然とした雰囲気が会場内に響き渡ったのです。多くの患者さんや御遺族の皆さん、市民の代表として参列している多くの小・中学生の目の前で、およそ慰霊の儀式とは思えない騒然とした状況が繰り広げられるさまを目の当たりにして、水俣病慰霊式のあり方を考えさせられる気持ちになったのは私だけでしょうか。たしか市長が祈りの言葉を述べていらっしゃるときにも怒声が響き渡っていたと記憶してお

ります。

日本では、憲法によって言論の自由が規定されており、何を訴えられても個人の自由であることは理解しますが、それがあの慰霊の場所、あの子どもたちも私語を慎んで神妙な面持ちで並んでいるあの場面でなければならなかったのでしょうか。

また、ことしは政権交代の影響もあってか、例年にも増して多くの環境大臣経験者が慰霊式に訪れました。彼らが真に慰霊のために参列されたと信じたいものですが、ことしは7月に参議院選挙を控えていることもあり、1年に一度、全国のテレビや新聞で大々的に報道されるこの式典が、政治的なパフォーマンスの場になってはしないかと懸念するところであります。

先ほども申し上げましたが、自分の意思とは関係なく学校行事の一環として市内の小学生や中学生が多く参列しています。たくさん子どもたちが水俣病の犠牲者の御冥福を祈り、水俣病の教訓の継承と水俣再生の誓いを新たにしようと小さな手を合わせている目の前で怒声を上げる行為は、いかに患者さんを支援するための行為であると言われても、それは大人社会の事情であって、子どもの前でしてはならない行為ではないかとの思いを私は感じました。もし、私の子どもがあそこにいるらどうしただろう。私は議員として、また自分のふるさとに誇りを持って育ってもらいたい、一人の親として慰霊式のあり方を考えさせられた一日でした。

前置きはさておき、通告に従いまして順次質問いたします。執行部の明快な答弁をお願いいたします。

大項目1点目、再生可能エネルギーを使った発電所計画について。

平成23年2月15日、総務省が発表した「バイオマス利活用に関する政策評価」、これは総務省行政評価局が、国が多額の補助金を投じたバイオマス関連事業が、総体としてどのような効果を上げているかなどについて、初めて政策評価を実施したものです。それによると、政策全体のコスト、バイオマス関連事業の効果、バイオマスタウン構想の進捗状況、バイオマス関連の施設におけるCO₂削減効果など、政策の有効性や効率性を検証するためのデータがこれまで十分に把握されていなかったことが明らかになりました。また、これを踏まえて、総務省は以下のような課題も指摘しております。

まず、国のバイオマス関連事業214件のうち、効果ありと評価しているのはわずか35件、しかも、これらも施設の稼働が低調なものが多く、期待どおりの効果が上がっている事業は皆無とのただし書きがついております。つまり、バイオマス政策の大半は税金の無駄遣いに終わっていると、国みずから評価を下したわけであります。これを踏まえまして、以下の3点、お尋ねいたします。

①、この評価結果について水俣市はどのようなお考えをお持ちか。

②、県が進める熊本県民発電所構想とはどのようなものか、また水俣市の木質バイオマス発電

所構想は県のこの構想とリンクしているのか。

③、事業主体が決まらないまま、木質バイオマス発電所建設の検討が進められているその手順をどう考えるか。

大項目 2 点目、緊急経済対策について。

第 2 次安倍内閣誕生と同時に、デフレと円高からの脱却、名目 3 % 以上の経済成長の達成を目標に、いわゆるアベノミクスと呼ばれる経済政策を実施して以来、徐々にではありますが、国民の中に景気回復の期待感が芽生え始めているように感じます。ここにいらっしゃる議員の中には、全く逆の捉え方をしている議員もいらっしゃるようですが、しかし、発足から半年余りが経過しても依然として高い内閣支持率を維持しているのはその証左ではないかと思えます。

民主党政権時代のスローガン「コンクリートから人へ」から「コンクリートも人も」へと政策転換がなされ、平成 24 年度の大型補正予算も組まれました。事業費ベースで 20.2 兆円、国の負担分 13.1 兆円のうち経済対策は 10.3 兆円にも上り、その内訳は、復興・防災対策による 3.8 兆円、成長力強化、中小企業支援に 3.1 兆円、暮らしの安全、地域の活性化に 3.1 兆円が緊急経済対策として、これから本格的に事業実施に移されます。まだまだ、本市を含め、地方では景気回復を実感するまでには至っておりませんが、国の方向性としては予算づけなどで経済成長を促すという明確な意思を感じます。

このような国政の流れの中で、以下 2 点を質問させていただきます。

①、国の緊急経済対策に呼応して、水俣市は平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算で対応する事業費として幾ら確保したのかお尋ねします。

②、具体的にどのような事業を行った、または行うのか、お尋ねします。

大項目 3 点目、フードバレー構想について。

熊本県のホームページを拝見すると、県南地域活性化の起爆剤として、熊本県南フードバレー構想が策定されましたと書かれております。まるでアメリカのシリコンバレーをほうふつとさせ、食品工場や研究施設が建ち並び、雇用や地域活性化が成るような期待感を抱かせるネーミングですが、蒲島知事 2 期目からは県南振興に本気で取り組まれるのだなと期待を持ちました。

そこで、フードバレー構想と本市の取り組みについて、以下 3 点質問いたします。

①、熊本県が県南地域を対象に進めようと提案しているフードバレー構想の概要はどのようなものか。

②、県との協議及び八代・人吉を初めとする関連自治体との連携はどのように進められているのか。

③、今年度予算にフードバレー構想を推進するための予算は確保されているのか。

大項目 4 点目、学校教育について。

現在、子育て中の議員の一人として、同じく子育てをなさっている市民の声の中から、以下4点お尋ねします。

- ①、PM2.5の対応はどのようになっているのか。
- ②、通学路の安全対策のうちハード面の改善状況はどうなっているのか。
- ③、小学校の運動会の5月実施を進める理由は何か。
- ④、高校まで給食を提供できないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、再生可能エネルギーを使った発電所計画については副市長から、緊急経済対策については総務企画部長から、フードバレー構想については私から、学校教育については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 再生可能エネルギーを使った発電所計画について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 初めに、再生可能エネルギーを使った発電所計画についてのうち、2011年2月に総務省が発表したバイオマスの利活用に関する政策評価についてどう考えているかの御質問にお答えします。

このバイオマスの利活用に関する政策評価については、平成14年12月に閣議決定されたバイオマス・ニッポン総合戦略及びこれに基づくバイオマスの利活用に関する政策全般について調査し、評価を行ったものです。

この調査では、食品残渣や汚泥の堆肥化、トウモロコシなどのバイオマス資源からプラスチックを形成する事業、バイオディーゼルを取り出す事業、木質を原料にボード製造するマテリアルリサイクルなど、幅広い事業が対象となっておりました。

調査の結果として、決算額等のコスト、関連事業の効果、CO₂削減効果等、政策の有効性や効率性を検証するためのデータが十分に把握されていなかったことなどが明らかになり、平成23年2月に総務省が関係省庁に勧告を行っています。

勧告の内容は、目的の達成度や効果を明確にするための指標の設定、コストや効果の把握及び公表、バイオマスタウンの効果の検証及び計画実効性確保、事業の効果的かつ効率的な実施、CO₂削減効果の明確化などが挙げられております。

このように、バイオマスの利活用に関する政策評価は、国の施策が総体としてどのような効果を上げているかを評価し、関係行政の今後のあり方を検討したものと認識しております。

なお、この勧告を受けて、国では、どのような技術とバイオマスを利活用すれば、コスト低減と安定供給、持続可能性基準を踏まえつつ、事業化を効果的に推進できるかを検討したバイオマス事業化戦略を平成24年9月に発表しております。この中で、国内バイオマスで最大の利用可能量を有する未利用木材を活用し、直接燃焼という実用化された技術を生かしたバイオマス発電事業は、固定価格買取制度の導入と相まって、重点戦略の一つとして位置づけられていると理解しております。

次に、県が進める熊本県民発電所構想とはどのようなものか、また水俣市の木質バイオマス発電所構想は県の構想とリンクしているのかについてお答えします。

県民発電所構想は、県民や企業が発電事業へ参画し、エネルギーの地産地消や自然エネルギーで得られる恵みを県民に還元し、あらゆる部門の発展につなげ、エネルギー問題について考える機会を創出しようとするものでございます。

熊本県においては、本年5月に第1回の検討委員会が開催されており、今後、本年9月をめどに最終報告書がまとめられる予定であるとお聞きしております。

今のところ、基本的な考え方等を検討されている状況であり、現時点では本市における木質バイオマス発電所計画と直接リンクしているものではありませんが、その目的や方向性は同様の事業であると考えております。

次に、事業主体が決まらないまま、木質バイオマス発電所建設の検討が進められているが、その手順をどう考えているのかについてお答えします。

本市の木質バイオマス発電所計画は、環境負荷を少なくするとともに、経済発展する新しい地域づくりの実現に向け、未利用材や林地残材等を活用した再生可能エネルギーの供給を行い、エネルギーの地産地消、外貨獲得源の創出、森林の適正管理や育成と林業の活性化による雇用の創出等を目指すものです。

事業の実施に当たっては、事業主体を発電事業会社として、民間の力や市民の参画を促しながら事業化を目指すものであり、行政の役割としては、本計画の実現に向け、事業主体の設立へ向けた必要な調査や検討、スキームづくりがあり、現在、関係者との協議等を行っているところです。

ただ、議員の御指摘のとおり、事業主体が決まらなければ事業化へ向けた、より具体的な検討が進められませんので、事業主体の設立へ向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今のお答えからしますと、1番目については、木質バイオマス系の発電は進めたほうが良いというような国の見解も出てるというようなことでしたですね。2番目は、県との構想

との関連は今のところないが、目指す目的は一緒であると。3つ目は、事業主体が決まらないと具体的な検討もまだいけないので、進められるに当たっては、事業主体が決まることが望ましいというような御回答だったかと思います。

私もですね、バイオマス発電を頭から否定するものでは、そういう立場ではございませんが、ただ、民間が取り組むのであれば、積極的に水俣市でこのバイオマス発電を進めてもらいたいという思いもございます。ただし、現時点では、私が不安を抱く点があります。それは山林にも発電にも素人である行政が主導してですね、30億円も40億円もかかる発電事業を進めて本当に大丈夫なのかということです。3年、5年、10年先にその会社が万が一うまくいかなかったときに、市長を初め、ここにいる議員の何人がそのとき責任をとれる立場にいるかと考えたときに、今このときにしっかりと議論を尽くしておくべきだと思うからの質問と捉えていただきたいと思います。

確かに震災後の再生可能エネルギーの国民の期待や関心は格段に高まったのは確かでございます。私もできればクリーンなエネルギーで暮らせたらとの思いはあります。だからといって、平成14年から8年間、国の肝いりで多額の補助金をつけて進めたバイオマス関連事業がうまくいっていない例のほうが圧倒的に多いという事実がここ数年で劇的に好転するとは考えられません。

事実、木質バイオマス発電に国を挙げて取り組んだドイツでは、2005年から2008年ぐらいまでにかけては好調な時期もありましたが、バイオマス発電所が乱立し、材料確保が追いつかない状況になり、エネルギー目的で材木を輸入する事態になり、2010年には既に大きな社会問題となっております。

もう一つ、水俣市の担当課が同規模の発電所として引用される会津若松市のバイオマス発電所ですが、この発電プラントは、2010年度の補正予算で、農林水産省から9.5億円の補助金を資源循環型地域活力向上対策事業の名目で建設費の一部として受け取っております。日田のウッドパワーもそうでした。その上にFITによる固定価格買取制度に移行しております。

3月の議会で、副市長が、補助金の二重取りになるので水俣が計画する発電所ではFITを使うことを前提に補助金は適当なのがないという答弁をされたと思いますが、参考にされているこれらの発電所は、FITの制度ができる前に建てられたので、そういった補助金を受けた上にFITによる買取価格制度の適用も受けていると、したがって、今から始めようとする水俣のバイオマス発電所の参考にはならないと私は考えます。

さらにさらに、福島県は環境税を原資にトン当たり1,700円の流通補助を出し、また、市のほうもトン当たり1,500円の補助を検討しているなど、バイオマス発電所を維持するために、そういう未利用材の搬出などにも補助金をつけており、4つの補助金が重複しているのではないかと指摘がネットでも上がっております。

次に、事業主体の決定のプロセスですが、私も経営者の端くれですが、私が行っている事業を私自身がどうしてもやりたいとの思いがあって、資金計画から事業計画まで練りに練って考えました。ところが水俣市のバイオマス発電所の場合、役所の担当課があらゆる角度から事業性を検討されて判断されるのでしょうか、うまくいくからやってみませんかという方法で30億円も40億円もかかる事業にほいほいと乗ってくる事業者が本当にいるのか、まずは事業者を見つけて、彼らが主体となって事業計画の検討段階からかかわるべきではないでしょうか。

事業主体を検討する中で、市民ファンドを募るという説明もあったかと記憶しておりますが、万が一事業がうまくいかない場合、当然自己責任となるのでしょうか、出資した市民としては、水俣市が計画した事業だから失敗することなどあり得ないと思込むのが普通ではないでしょうか。市はそれを避けるために補助金を出して燃料集めなんてことになれば大問題です。

数少ない成功事例に倣って前がかりになって検討するだけでなく、海外の事例や過去何十年も活用できなかった森林の状況などを冷静に分析されて、もし、民間で、水俣市で木質バイオマス発電をやりたいという事業者がいれば、企業立地補助金を増額するなど、民間に任せてはいかがでしょうか。

以前、担当課から、どこか名前までははっきり覚えてませんが、商社から、このバイオマス発電所に興味があるというような相談も受けたことがあるんですよというようなことを随分前に聞いた覚えがあるんですけども、それは事実なのか、もし、その企業名なども公表できるのであれば公表してください。それが2番目の質問です。

以上です。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、バイオマス発電の構想なんですけれども、実は平成14年に国のほうでされた後にですね、水俣市バイオマスタウン構想というのを作成しております。これは平成18年2月24日でございます、これは実は合板を使って発電をやろうということで、ストランドボードの製造過程でやっていこうということでございました。このバイオマス発電をやるときには、いろんなものがございしますが、堆肥とかですね、いろんな木質、植物の残渣とか、いろいろありますけれども、発電するときに、やはり入りと出が非常に問題だと思っております。出口のほうは、この時期まではですね、平成23年まではFITの対応がなかったんで、それぞれ出口のほうもそれぞれ電力会社と交渉しながら金額を決めていく。出口が確定しなかったということで、今、FITが制定されて、いろんな電力に関しては、例えば先ほどの木質バイオマス発電の林地残材等を100%使用すると1キロ当たりで30円とか、一般材をすると二十何円とか、植物残渣だと何円とかですね、そういう形で出口のほうは何とか国のいろんなバイオマス発電事業化戦略を踏まえて制度化

されております。先ほど御心配なように、入り口の木材等の収支について厳しいというか、非常にまだ懸案事項ございますので、これにつきましては鋭意ですね、やはり先ほどありました、一緒に参画しようという企業も含めてですね、これはもう検討させていただきたいと思います。

塩崎議員、江口議員にも答弁しましたとおり、大体9月ぐらいには、その方向性を見出せるんじゃないかというふうに考えております。

また、他の業者につきましては、そういうお話があったということで、市のほうに来ているかどうかということですが、いろんな会社がどういうものかとか、どう考えているかというのは数社から来ておりますけれども、それは民間の氏名の公表になりますので、そこは差し控えさせていただきたいと思います。

基本的には、先ほどF I Tにつきましては、議員がおっしゃるとおりに、我々としても、そのF I Tの恩恵というのはおかしいんですけども、その制度の中で、もし実施するということであれば、やはりこれは、このF I Tの中で考えていかないといけないなというふうに考えております。

以上でございます。済みません。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは、済みませんね、質問端折って、私の提案したい部分を質問項目で挙げさせてもらいます。

水俣には創業以来、再生エネルギーの一つであります水力発電によりエネルギーを自家発電されておりますJNC水俣さんが存在します。このことは、JNCさんも水俣市ももっともっとアピールするべきではないかと思えます。

さて、これから私の提案なんですけど、水俣市を電力特区などを取得してはどうかという提案です。今後の発電分離の推進が恐らく国主導で進められると思いますが、市内の送電網を九電から買い取って、JNCのクリーンな電力を使って市内で消費する電力を賄えるような、そういった電力特区などをつくり、電気代が安いまちとして売り出せば、人口増加などに寄与するのではないかと、そういう壮大な私の構想なんですけれども、こういった考え方についてどのように思われるか、突然振りましたので、何とも難しいでしょうか、そういった考えをお聞かせ願えますか。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） まず、JNCさんの水力発電等をもう少し宣伝したらどうかということですが、これにつきましては、新聞にもありましたけれども、現在、13カ所のうち、なかなか効率性が悪い部分について補修していくということが決定されておりますし、またこれもF I Tに合わせたところの改修になるということでお聞きしてますので、そういうことができたら、また十分宣伝をさせていただきたいと思っております。

また、電力特区につきましては、以前、九電さんにもちょっとお伺い、2回ほど行かせてもらったんですけども、その中でも、特区の話とか、また九電さんにも含めて、いろんな事業ができないかということで御相談させていただきました。

当時、ちょうど3.11以降のいろんな混乱の中でのお話だったものですから、それ以上進まなかったんですけど、特区につきましては、それができれば一番効率性も、また収益性もいいわけですので、国とか県にも御相談させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、緊急経済対策について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、緊急経済対策についてお答えいたします。

まず、水俣市として国の経済対策に呼応して、平成24年度補正予算及び平成25年度予算で対応する事業費として幾ら確保したのかとの御質問にお答えいたします。

平成24年度補正予算につきましては、平成25年第1回市議会定例会において御可決いただきました平成24年度水俣市一般会計補正予算第7号と第8号におきまして、合わせて3億3,806万円の事業費を、また平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第3号におきまして、4,485万6,000円の事業費を計上いたしております。平成25年度予算につきましては、平成25年度水俣市一般会計予算で計上しました水俣芦北広域行政事務組合負担金（消防費）のうち、消防救急デジタル無線施設工事に係る1億6,128万3,000円の事業費を計上いたしております。以上を合わせますと、5億4,419万9,000円の事業費を確保いたしております。

次に、具体的にはどのような事業を行うのかとの御質問にお答えいたします。

一般会計におきましては、平成25年度に予定しておりました都市再生整備計画事業を前倒しし、湯の児温泉入り口から公園までの景観と道路の一体的な整備やフィッシングパークの再整備等を行います。また、国からの交付金を財源として地域経済活性化・雇用創出基金への積み立てを行います。この基金は、平成25年度及び平成26年度で取り崩してしまい、単独の普通建設事業の財源とするものです。そのほかに、陣内・長野町線の歩道整備事業や橋梁の長寿命化修繕事業を前倒しし、湯堂漁港や茂道漁港の長寿命化計画の策定などの事業を実施いたします。

水道事業会計におきましては、久木野地区における簡易水道の統合に係る事業を前倒しして進めております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、答弁を踏まえまして、ちょっと理解が難しかったところについて、3点お尋

ねします。

まず1点目、水俣芦北広域行政事務組合負担金の消防救急デジタル無線施設工事に係る1億6,000万円ほどの負担金の件ですが、これは市内の防災無線デジタル化と関係があるのかお尋ねします。

2番、地域活性化・雇用創出基金を平成25年度及び26年度で取り崩してしまうため同基金に積み立てを行うという御説明があったと思いますが、それはちょっと私理解ができませんので、もう少し詳しくお願いいたします。

3番目、橋の長寿命化修繕事業を前倒しとありますが、現時点でどの橋が対象なのか教えていただけたらと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 谷口議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、水俣芦北広域行政事務組合の消防救急デジタル無線と、それから防災無線との違いでございませうけれども、まず、広域のほうの消防救急デジタル無線は、消防署と出動している消防車、救急車などとの連携をとるために使用されているものです。

現在、消防本部で運用されている消防救急無線につきましては、アナログ通信方式によるものであり、その周波数の使用期限が平成28年5月31日までとなっております。そのため、消防庁舎の建てかえに伴い、新しくデジタル通信方式による消防救急デジタル無線施設を整備いたすものです。

防災無線につきましては、市のほうの施設でございませうけれども、気象警報など災害に関する情報等を市民の皆様にお知らせするための施設であり、市役所の基地局から屋外スピーカーや戸別受信機で放送いたしております。この防災行政無線につきましては、老朽化により更新が必要なため、デジタル化することとし、今年度、平成25年度当初予算で設計費を措置させていただいております。そして、平成26年度以降に本体工事等を行う予定にしております。

次に、地域経済活性化・雇用創出基金についてでございますけれども、今回、国の緊急経済対策において、国から地方への交付金といたしまして、この基金が創設されております。これは経済対策で追加される公共事業について、地方が負担しなければならない負担額が当然発生してまいります。それをもとに算出して、それを国のほうで対応していただくために交付されるものです。

この交付金は、一旦基金に積み立てまして、そして平成25年度及び26年度の地方単独事業費の財源として使用することができるということになっておりますので、今後2カ年間で必ず単独の事業の財源として使わなきゃならないというような条件がついているものでございます。

次に、橋の長寿命化による前倒し分でございますけれども、これにつきましては、橋の長寿命

化計画というのを平成23年3月に作成いたしております。この計画に基づきまして、市内の55の橋の長寿命化を予定しているところがございますけれども、これは平成24年度のほうにまず3つの事業を設計、それから工事等を予定いたしております。実際の工事につきましては、ちょっと繰り越しがっておりますけれども、一応平成24年度から開始しているところです。

そして平成25年度のほうに、市渡瀬橋、仁王木橋、薄原橋というのを平成25年度の予算で予定しておりましたけれども、これを緊急経済対策に呼応いたしまして、平成24年度の補正予算のほうで計上させていただいたということがございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 熊本県では自民党熊本県議団が中心になりまして、くまもと経済再生本部、通称チーム熊本を立ち上げられ、緊急経済対策の予算獲得のために県下の市町村の要望を取りまとめ、要望を一本化し、地元選挙区の金子代議員、松村参議とともに国に要望された結果、今回の緊急経済対策の額は、熊本県全体で約841億円、うち農林水産関係で約270億円、土木関係で約330億円で、これは全国で6位、九州ではトップの予算額がついたと伺っております。これは財源に乏しい地方自治体にとっては大変うれしいニュースです。

例えばお隣の八代市では、八代港を管轄する八代分室を海上保安署への昇格や郡築地区の排水対策事業の促進などに、国・県の補助事業9項目をくまもと経済再生本部を通じて要望され、実施に移されるめどが立ったとお聞きしております。

水俣市では、このような要望活動があったのかを最後の質問にします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） ただいまの第3の御質問でございますけれども、今回の緊急経済対策に対する要望、それ自体は行っておりません。ただ、御存じのように、水俣市の場合は、国の閣議決定に基づきまして、水俣・芦北地域振興計画というのがございます。これに基づきまして、水俣市だけではなくて、水俣・芦北一体となって、県を含めまして、常日ごろから地域の経済の活性化に向けて要望させていただいておりますので、今後も緊急経済だけじゃなくて、その全般について要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、フードバレー構想について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、フードバレー構想について順次お答えします。

まず、熊本県が県南地域を対象に進めようと提案しているフードバレー構想の概要はどのよう

なものかとの御質問にお答えします。

熊本県が本年3月に策定したフードバレー構想は、県が県南地域である八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域の15市町村等とともに、県南の豊富な農産物等を生かし、食品・バイオなどの研究開発機能や企業を集積させるフードバレーを推進することで、食関連産業の振興と地域の活性化を目指すものです。

構想の推進に向けた取り組みの方向性として、①、6次産業化・農商工連携による地域内生産物等の高付加価値化、②、地域内生産物等を生かす企業・研究開発機能等の集積、③、アジアとの貿易拡大・首都圏等への販路拡大、④、人材育成の強化・推進体制の構築、この4つを掲げて取り組むこととされています。

次に、県との協議及び八代・人吉を初めとする関連自治体との連携はどのように進められているのかとの御質問にお答えします。

フードバレー構想を具体的に進めていくために県南地域の農林水産業者や商工業者を初め、JAや商工会議所、商工会といった関係団体、各種研究機関、行政等を幅広く結集して交流する場が必要であります。そのために推進組織として、くまもと県南フードバレー推進協議会を7月30日に立ち上げるために準備が進んでいるところです。まずは、多くの関係団体等に当協議会の会員になっていただくことで連携を進めていきたいと考えております。

そこで、現在、関係団体等への案内チラシの配布や主な団体等への個別依頼のほか、6月15日号の市報での周知及び6月24日には市内の民間事業者等への説明会を開催する予定としており、広く会員募集を行っているところです。

県との協議や八代・人吉などとの連携については、本年4月から早速、県の呼びかけでフードバレー構想についての勉強会や担当課長会議等が実施され、行政間での連携を図っているところであり、推進協議会が立ち上がれば、さらに民間等が加わり、より具体的に連携が進むのではないかなと思っております。

次に、今年度予算にフードバレー構想を推進するための予算は確保されているのかとの御質問にお答えします。

予算につきましては、フードバレー推進協議会の全体予算2,000万円のうち県が1,000万円、県南15市町村で1,000万円となっており、そのうち本市からの負担金として90万1,000円を今回の6月議会に計上いたしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 この水俣でもですね、水俣ちゃんぼん探求会という会が組織されて、先日は、港フェスティバルなどで第3回全国ご当地ちゃんぼんフェスティバルを招致・開催したり、商工観

光振興課の職員の方々が先日テレビに出演されておりましたが、しらすDONフェアというのをPRされたり、スイーツのまちや、あとはお茶屋さんであったりとか、湯出のパン屋さんであったりとか、ほかにもたくさん、私の知らない事業者も含めて、市や民間が一緒になって食によるまちおこしの取り組みが始められているというふうに私認識しております。

今回、熊本県が進めるフードバレー構想に対する本市の取り組む姿勢に関しては、これは現時点での私が受ける印象ですが、八代市や人吉市と比べて出おけているという印象を受けました。例えば、フードバレー構想と、あと熊本というキーワードでインターネットで検索などをすると、県南の市町村のホームページがぼっと出てきまして、フードバレー推進協議会会員募集とかいうようなのがぼんと飛び込んでくるんです。ですが、この水俣市のがまだ見当たりません。でも、今、市長の答弁の中に、それこそ、あしたあさってにはそういったことを市報とかで呼びかけられるというような話を聞いて少し安心したところですが、そういうネットの掲示板などもぜひ利用されてはどうかと思います。

また、フードバレー構想に関する県のホームページでも流通と販売における強みという課題のページで、ブランド面の強化というのがうたわれておりますが、そちらでは、八代のトマトやイグサ、人吉の球磨焼酎など、八代・人吉という地名は頻繁にあらわれるものの、サラたまちゃんくらいは載ってるだろうかなと思って探しますけれども、見当たらないばかりか、水俣・芦北という地名すら、ほとんど出てまいりません。これは県のホームページの話です。

八代や人吉の取り組みを少し調べてみましたが、県などへ働きかけなどを積極的に行っている様子がうかがえます。先ほども例を挙げましたが、水俣市でも6次産業化を目指して、民間では食に関するまちおこしでさまざまな取り組みが見られ始めております。しらすDONフェアやスイーツのまちなどの取り組みは、行政と民間のコラボが成功を導いた好事例でありましょう。

また、市長は平成25年度の施政方針の中でも、農林水産業は本市の基幹産業であり、これらの振興は地域活性化に向けた重要な産業であると述べられておりますが、県が進めようとしているフードバレー構想との連携が一言も触れられておりません。フードバレー構想の目指す国内外への販路拡大などは、まさに水俣市の農林水産業に欠かせない方向性であると思います。

そこで、以下2点お聞きします。

①、現在の庁内の推進組織体制などはどうなっているのか。

②、また、先進事例の調査などはされているのか、あれば、その事例なども教えてください。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、今、議員さんのほうからもおっしゃいましたけれども、私も本市の非常に若手の方々を中心に、さっき言われましたように、いろんな形で、スイーツもそうでしょうし、しらすDONとか、そういった形で、動き始めているなど、動い

ていただいているなということを非常に心強く今思っているところでございます。

その中でございますが、県のホームページを見る限り、八代や人吉の特産品は多いんだけど、水俣は少ないんじゃないかというような御指摘がございました。私どもも八代の市長さん、それから人吉の市長さんと、絶えずそういった情報は交換しながら、今やらせていただいているところですので、私個人的にはですね、今のところ、おくれをとっているというような思いはございません。そういう思いで、お会いするたびに、今どうなっている、どういう状況かというようなことは確認させていただいているところでございますけれども、フードバレー構想につきましては、第5次水俣・芦北地域振興計画を踏まえながら進めていくということで明記されておりますので、そういう意味におきましては、他地域と比較して、決してそういうことはないのではなかろうかと、今私は思っているところでございます。

それから、2つ目でございますが、フードバレー構想について庁内の推進体制はということでございますけれども、これは、庁内の体制は企画課を窓口としております。そして、関係する農林水産振興課と商工観光振興課が連携をとりながら今進めているというような状況でございます。

それから、もう一つは、先進市の視察はどうかということでございますけれども、八代の首長さんあたりの話をよく聞きますと、非常に進んでいる新潟市であるとか、あるいは久留米市であるとか、そういった先進地を視察しながら、さらに詳しく勉強しているというお話もございました。私としては、まだ今のところ、そういう先進市視察ということではやっておりません。ただ、芦北町と非常に似た部分もございますので、芦北町あたりとの連携をしっかりとりながら、よそに負けないように、あるいはよそと協力をしながら頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは、最後の3回目の質問しますが、今、市長の答弁の中にもありましたが、八代市は、久留米市であったり新潟市であったり、もう既に視察に出かけておって報告もされております。全国的に見ても、各地でフードバレー関連の取り組みがなされておるようです。静岡県富士宮市や北海道帯広市で展開されているフードバレーとか、ちょっと変わったバイオバレープロジェクトなどを進める福岡県久留米市、また先ほども出ましたが、新潟市などでは、政令市への移行後の戦略の一つとして、ニューフードバレー構想というのを平成22年に取りまとめられたそうでございます。その構想を実施していくために、庁内の組織を強化され、具体的な方策を検討するため有識者の会議を設置し、検討を重ねられ、本年度、目指すべきビジョンと食の売れる商品・仕組みづくりの普及を目指すフードデザインの普及・実践、ブランド価値の向上などに取り組む新潟ブランドの構築・情報発信といった7つの戦略を策定されて、事業に取り組まれております。

今回の熊本県フードバレー構想を成功に導くためには、参加するそれぞれの自治体が競争と協調をうまく使い分けていくことが必要であろうと思います。聞くところによりますと、市長みずからですね、有利に進められるようにという思いからか、早い時期から県へ強く働きかけておられるというところの話も聞いております。

本市の場合を見てみますと、今回のこのフードバレー構想について、今のところ市長の思いというものがですね、市報なり何なりで、聞こえてまいりませんので、ボトムアップ方式と、そういう方法もあるとは思いますが、やはりトップダウン方式で、このフードバレー構想に臨んでいただきたいなと思っております。

今回質問いたしました緊急経済対策、フードバレー構想、いずれも政治の面では国・県とのパートナーシップが必要で、お互いの信頼関係があってこそ、太いパイプで結ばれ、大きな事業の実施につながり、ひいては市民の利益につながると思っております。この質問に関しまして、八代市や人吉市に負けず劣らず、フードバレー構想の中で水俣市の存在感を示し、研究機関の一つでも水俣に持ってくるといった意気込みを最後に市長にお尋ねします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） このフードバレー構想に対する私の意気込みはどうかということでございます。

先ほども申し上げましたが、県が本年3月に策定いたしました県のフードバレー構想というのは、改めて申し上げますけれども、県南地域の起爆剤になると、そのような受けとめ方もしておりますし、私も発起人の一人でございますので、ぜひ、そういう部分は意識をしっかりとって取り組んでいかなければならないと思っております。

なお、本市にとりましては、7月30日に熊本県フードバレー推進協議会が設立されます。その中には、食に関するさまざまな事業者の方々、そして団体の方々が参加していただく予定にしております。市内の関連の団体の方々にも呼びかけをして、ぜひ会員になっていただき、そしてお互いに情報交換をさせていただきながら、マッチングできるところはマッチングしながら今後進めていきたいと思っておりますので、今議員の御指摘がございましたように、先頭を切って頑張ってまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、学校教育について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 学校教育について順次お答えいたします。

まず、PM2.5の対応はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

この件につきましては、環境省では注意喚起を促すレベルⅡの暫定的な指針値として、1日の

平均値を70マイクログラム、1時間平均85マイクログラムとし、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を減らすこととしております。また、同じく環境省が作成しましたPM2.5に関するQアンドAでは、暫定的な指針値70マイクログラムを大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はないと示されており、健康影響の可能性も高くないことや、運動会等の行事を中止することによる社会的影響の方が大きいと指摘をしております。さらに、暫定的な指針値を大きく超える場合について、専門家でも現段階では健康に対する影響について十分な科学的知見がないため、具体的な値を示すことは困難という見解を示しております。

このような状況を踏まえ、水俣保健所の観測で、PM2.5が70マイクログラムを超えた5月22日に、教育委員会から各小・中学校へ通知文を発送し、注意を促しました。内容につきましては、1、熊本県、水俣市の情報収集に努めること、2、環境省のQアンドAを参考にして、教育活動上の配慮を行うこと、3、暫定的な指針値に過敏に反応して、児童・生徒の不安を助長しないこと、4、保護者への情報提供を行い、学校の対応について周知を図ること、5、暫定的な指針値を大きく超えることが予想される場合は、教育委員会から別途指示することもある等でございます。

今後も、水俣保健所の観測データを注視し、適宜各学校との連携を図っていきたいと考えております。

次に、通学路のハード面の安全対策の改善についてお答えいたします。

昨年実施しました通学路の緊急合同点検によるハード面の安全対策が必要な箇所につきましては、22カ所となっております。その内訳は、国道関係が国道3号袋地区の肥薩おれんじ鉄道ガード下の歩道改良2カ所、初野地区水東小学校入り口交差点の防護柵設置1カ所、合計3カ所であります。県道関係が水俣田浦線の白浜町交差点改良1カ所、水俣港大黒町線の祇園神社付近、幅員狭窄部ほか路面表示2カ所、反射鏡設置1カ所、警戒標柱1カ所の合計5カ所であります。

また、市道関係が鶴田踏切ほか歩道整備4カ所、旧工業高校正門ほか路面表示4カ所、防護柵1カ所、反射鏡3カ所の合計12カ所であります。

その他として、水東小学校の敷地内通路の改善と肥薩おれんじ鉄道の冷水跨線橋滑りどめ対策が挙げられております。このうち、現在までの改善状況につきましては、県道関係の路面表示1カ所と警戒標柱1カ所が完了しております。白浜町の日当交差点改良は実施設計を終えており、今後、予算次第で工事に着手する予定と伺っております。

国道関係につきましては、対策が難しく未着手となっておりますので、県道の未着手箇所とあわせまして、引き続き対応していただきますようお願いをしております。

水俣市の関係では、水東小学校敷地内通路の改善と冷水跨線橋滑りどめ塗装が完了しております。また、市道関係の防護柵、路面表示、反射鏡の8カ所につきましては、工事発注を終え、2学期が始まるまでに完成する見込みです。

歩道整備につきましては、現在、社会資本整備総合交付金を活用して、鶴田踏切の歩道新設と、陣内・長野町線の歩道改良を実施しており、今年度中の完成を目指しております。残る第二小学校前の昭和・白浜町線と水俣川堤防の陣内地区側にあります堤防2号線の歩道改良につきましても順次整備を計画しており、社会資本整備総合交付金による補助事業の採択に向け、国・県に対して引き続き要望をしまいたいと考えております。

次に、小学校の運動会の5月実施を進める理由は何かとの御質問にお答えいたします。

今年度5月に運動会を実施した小学校は2校です。2校とも学校運営上の校長判断により実施をしているものです。5月実施のメリットとして、大きく2つの理由が挙げられます。1つは、1年間の早い時期から運動会の練習や準備等を進めることにより、学級や学年、さらには学校全体が一致団結して一つの目標を目指す体制ができるということです。新1年生の体力に不安はないかとの声も聞きますが、運動会を通して子どもたちはたくましく成長し、子ども同士の人間関係はもちろん、教職員の協力体制も確立され、学校全体の教育効果が高まると考えられます。2つ目は、熱中症対策です。9月実施の場合は、夏休み明けから残暑厳しい中で練習に取り組むこととなります。子どもたちの健康管理等を考えて5月実施に切りかえられたものとお聞きしております。

次に、高校まで給食を提供できないかとの御質問にお答えいたします。

現在、給食センターで実施している給食は、学校給食法に基づき、義務教育である小・中学校を対象としております。平成20年に給食センター建設時に、国の補助金制度の安全・安心な学校づくり交付金を利用して建設した経緯がございますので、義務教育以外の給食の提供は実施しておりません。

義務教育以外での給食センターの利用については、国の補助金の制度上、補助金の返還や起債の繰り上げ償還等の問題点が出てきます。また、高校生の給食については、栄養面で小・中学生対象の給食とは異なる内容や献立が必要となり、新たな栄養管理が必要となります。

さて、各家庭での手づくり弁当は親子のコミュニケーションの手段であり、家族の弁当と一緒に用意するので経済的であるなどの意見もあります。一方、幼稚園では、食育の一環として給食の提供はできないかなどの意見もあるようです。

今後、ますます少子高齢化が進んでいくことが予想される中で、給食センターの担う役割・運営につきましては、さまざまな視点から考えていく必要があるかと思っております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、2回目の質問いたします。

市民の皆様の声を中心にお尋ねをしたものですから、それぞれに質問に関連性がないことは御容赦ください。

まず、PM2.5の問題では、子どもの健康に直結する問題でもあります。今後の状況によっては、教室を閉め切って授業を受ける事態も想定して、教室への空調設備などの導入を検討する必要も生じるかもしれませんが、この点についてどうお考えか、お尋ねします。

次に、通学路の危険箇所については、12月の質問でも取り上げさせていただきました。昨年、通学路の痛ましい事故が相次いで、国主導で緊急合同点検を実施したわけですけれども、私が聞きたいことは大体お答えいただいたんですが、1つだけ、保護者であったり、もしくは市民の皆さんに、今、こういう緊急合同点検の結果を踏まえて改善状況などは報告なりはされたのか、もしくはする予定があるか、お答えください。

運動会の5月実施についてですが、先日、みなまた港フェスティバルが開催されまして、私も商工会議所のスタッフとして1日務めておって感じたんですけれども、祭りの会場に子どもがいないんです。聞けば、第二小学校と水東小学校が運動会を開催していると、市内でも2番目に大きな規模の第二小学校でもありますし、商店街や港などがまさに校区となる第二小学校がみなまた港フェスティバルの日に運動会を開催するとは、日程に配慮できなかったのかと感じてしまいました。

私は子どものころ、私の祖父とともに自衛隊の船に乗るのがとても楽しみでした。また、出店でたい焼きを買ってもらったりとか、今となってはどれも大切な思い出なんですけれども、そういった体験がふるさとを愛する心を育てるのではないのでしょうか。

また、葛渡小や久木野小の場合は、秋の収穫の時期に収穫祭を兼ねた校区の運動会として位置づけで運動会を実施するところもございます。ぜひ、学校行事を組まれる際にはですね、そういった地域性も考慮されて立案していただきたいと思います。

そこで、学校行事と市のイベントとの競合について、教育長はどのようにお考えか、お聞きします。

次に、高校への給食提供ですが、給食センター設立の経緯から難しいとの答弁であったと思いますが、今回、この提案をしたのには3つ理由がありまして、1つ、水俣高校も毎年定員割れをする状況で、水俣市の最高学府としての水俣高校の将来にわたっての存続を真剣に検討しなければならないときであると考えます。少子化の中でどこの高校も学生の確保に苦慮されております。そこで、給食が出る高校というのは、共稼ぎで必死に家計を支えているお母さんたちにとっては、大変好意的に受け入れられるのではないかと思います。

2つ目に、手づくり弁当は親子のきずなを確認するために必要であると、先ほども答弁で申したいらっしゃいましたけれども、早起きして苦勞してお母さんが弁当をつくってくれたから、親への愛情や感謝の気持ちが深まるなどの意見もあることは確かに承知した上で申し上げますが、ただ、今、専業主婦が大変減っております。それは一昔前の考えではそうでしょうけれども、

今、共稼ぎで働かなければ教育費も捻出できない状況で、母親ばかり早起きして弁当や朝御飯の準備をさせる現状は母親の不満がたまり、下手すると、夫への不満となって爆発することさえあります。こう言うのはなんですが、お弁当の中身を見ると、冷凍食品の比率も高く、海外からの輸入ものであれば、子どもの健康面でも不安や、地産地消の考え方からしても、冷凍食品の比率がふえればふえるほど、地元の食材は使われず、経済的にも食品メーカーを利するだけで、弁当を勧めるメリットを私は感じません。

3つ目、少子化の流れは今後も続き、提供する食事の数は減ることが確実です。給食センターの今後の運営にも影響が出てくることは必至であります。そのような中、高校生への給食を提供することで、給食センター運営の安定化、つまりは雇用の確保にも寄与するのではないかと考えます。

そこで、改めてお聞きしますが、設立当初の助成金などの関係で難しいとの御答弁でしたが、今後検討する余地はあるのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、PM2.5の関係ですが、一応基準値みたいなやつが環境省から示されておりますけれども、実は、あの辺の基準というのはよくわからない、健康にどんだけ害があるかというのはよくわかってないというのが実態でございます。ただ、このQアンドAをよく読んでみますと、外に出ないほうが良いという基準は、大体140から150マイクログラムになったときには、もう絶対外での運動はしないように、教室の中でとどまったほうが良いということを言われておりますので、私たちは、日ごろの県からの発表等を注視して、その状況等を常に注視して、学校にいろんな指示をしていきたいというふうにも今思っております。

それから、あとは危険箇所の点検の進捗状況ですね、整備の進捗状況を保護者等にお知らせしたらどうかということなんですが、昨年12月の中旬ですけれども、危険箇所のチェックが終わったときに、一応学校にそれぞれですね、学校の校長以下PTAの方、市の担当部署、それから警察等々集まっていただきまして、危険箇所の確認というか説明をさせていただきました。進捗状況については今やっておりますので、いろんな事業がですね、例えば年度末にPTAとかあるときに、ぜひそういう場を使わせていただいて報告できればなというふうにも今考えているところです。

それから、地域の行事等への参加について、競合してしっかり考えていないんじゃないかということがございましたけれども、今議員がおっしゃるように、本当に地域のいろんな行事あるいは祭り、これに参加するというのは、やはり地域の伝統とか、あるいは地域の人とのつながりということが、僕は子どもたちの教育のためには非常に大切だというふうにも実は同感でございま

す。そうすることによって、子どもたちに地元への愛着あるいは豊かな心というのは僕は育てていくんだらうというふうに思っておりますので、学校においては今後ですね、私たちと協議する場所がございます。例えば校長会だとか教頭会とかございます。今言われた御意見をぜひそういう場面で伝えていきたいというふうに思っております。

それから、給食の件なんですけれども、給食センターの職員は、ぜひ自分たちがつくりたいという気持ちは非常に強く実は持っています。というのは、自分たちの給食は栄養価が高い、あるいはおいしいというのを実は自信を持っているということだと思います。ぜひ、高校生にも本当は食べさせたいというのが本音なんですけれども、今申し上げましたように、クリアする問題がうまくできれば、今後やっぱり少子・高齢化というのは進んでいくわけですので、いろんな面で市民にも喜ばれる、あるいは共稼ぎ、あるいは特色のある給食を普及させていくということからいけば、非常に大事なことかなと思いますので、そういう时期的なものも含めまして、十分検討していくことが必要かなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 給食センターの件はいろいろと同意というか、好意的な御意見を職員の方が持っていらっしゃるということで非常にうれしく思います。

幼稚園の話なども答弁の中に出てきましたけれども、高校だけとは言いません。幼稚園であったり、せつかく久木野とか葛渡、緑東あたりまでバスで食品の缶を詰めたトラックで運んでいたりするわけですから、例えば高齢者施設であったり、地域のコミュニティセンターに高齢者向けに給食を提供できたりとか、いろんな方法を、できるかできないかは別として、そういったものを考えていただけたらなと、みずから考えていただけたらなと思います。それが給食センターの生き残りのためでもあるのかなと私は思います。

あとは通学路の安全対策なども、これは確かにお金とか時間はかかります。国道沿いの、先ほど指摘されました袋の踏切の下なんかは、それはもう簡単に工事できるようなものじゃないでしょうけれども、でも、子どもの命にはかえられませんので、将来にわたって何がしかこういうのがないのかと、それこそ先ほども言いましたが、国やら県のパイプも使って何とかできないかとか、そういったのは常に改善の知恵を出して努力をしていただきたいと思います。

あと、PM2.5の問題なんですけど、これは3月から5月が実は日本では黄砂が最も飛来する時期でございます。つまり黄砂が飛来する時期ということは、PM2.5の発生の確率も高まるということで、その時期に運動会をするというのは、本当に今後どうなのかなと思います。

荒尾市などでは、ことしもテレビ報道でもありましたが、運動会を中止するかもしれないというような報道まであったような状況ですので、小学校に入学したての1年生の体力面とか、あと、以前、私は深川小学校がまだあるころには、地域の来年の1年生を呼んで来年の新1年生と

かいう競技もしてたんですね。ところが、今1年生になったばかりの子どもたちと、まだ幼稚園入りたての子が来年の新1年生で走らせるって、そういうことも行事から消えていってしまうのかなという不安も抱いたりしますので、5月運動会の実施というのは、慎重に本当検討されて、もしそこに教員の皆様方の何かそういう私的な都合とかいうのが入ってないことを願いたいんですけれども、ぜひともですね、地域の実情に合ったプログラムを組んでいただきたいと思います。

2番目で相当詳しく回答いただきましたので、私は質問じゃなく要望にさせていただきますので、これで私の質問を終わります。

御清聴、ありがとうございました。

○議長（大川末長君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時49分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案の訂正について（議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号））

○議長（大川末長君） 日程第3、議案の訂正についてを議題とします。

議案の訂正について

平成25年5月31日提出した議案のうち、「議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）」を次の理由により、別紙訂正表のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条第1項の規定により提出します。

理由 消費税課税区分の誤りによる

平成25年6月13日

水俣市長 宮本勝彬

水俣市議会議長 大川末長 様

（別紙）

「議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）」の訂正表

訂 正 前	訂 正 後
<p>（資本的支出の補正） 第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,956千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,301千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,162千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,378千円」に、「当年度分損益勘定留保資金108,597千円」を「当年度分損益勘定留保資金108,726千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。</p>	<p>（資本的支出の補正） 第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,956千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,301千円」に、「当年度分損益勘定留保資金108,597千円」を「当年度分損益勘定留保資金109,942千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。</p>

○議長（大川末長君） 去る5月31日、市長から提案された議第61号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

前田水道局長。

（水道局長 前田 仁君登壇）

○水道局長（前田 仁君） まことに申し訳ございませんが、さきに提案いたしました議第61号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第1号の中で、訂正すべき箇所がありましたので、お手元にお配りしております訂正表のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。

訂正の理由といたしましては、消費税課税区分の誤りによるものであります。

訂正の内容といたしましては、第3条中、『「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,516万2,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,637万8,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1億859万7,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億872万6,000円」』を、『「当年度分損益勘定留保資金1億859万7,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億994万2,000円」』に訂正するものでございます。

なお、今後このようなことがないように十分注意いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

○議長（大川末長君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（大川末長君） 日程第4、議第48号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。
本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第6、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。
本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

○議長（大川末長君） 日程第7、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。
本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第8、議第52号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第9、議第53号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第10、議第54号水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第11、議第55号水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第12、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第13、議第57号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第14、議第58号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第15、議第59号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第16、議第60号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第17、議第61号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について

○議長（大川末長君） 日程第18、議第62号工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第63号 公有財産の処分について

○議長（大川末長君） 日程第19、議第63号公有財産の処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第20 議第64号 水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第20、議第64号水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

議第64号

水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年6月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）等の特例を定めるものとする。

（一般職の職員の給与の額の特例）

第2条 特例期間における水俣市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の給料月額（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第24号）附則第7条の規定による給料を含む。以下同じ。）は、給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に、当該一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の2.06
	3級から6級まで	100分の3.35
	7級以上	100分の4.21

2 特例期間における一般職の職員の給与のうち次に掲げる給与は、給与条例第8条の3及び第17条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 地域手当 当該一般職の職員の給料月額に対する地域手当の月額から、当該額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額
- (2) 給与条例第17条の2第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該一般職の職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第17条の2第1項 前項及び前号に定める額

イ 給与条例第17条の2第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第17条の2第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間における給与条例第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

(部分休業をしている職員の給与の額の特例)

第3条 特例期間における水俣市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第12条の規定の適用については、同項中「水俣市一般職の職員の給与に関する条例第17条」とあるのは、「水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第 号)第2条第3項」とする。

(介護休暇をしている職員の給与の額の特例)

第4条 特例期間における水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第17条」とあるのは、「水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第 号)第2条第3項」とする。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(提案理由)

国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与を減額するため、本案のように制定しようとするものである。

○議長(大川末長君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第64号水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について申し上げます。

国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与を減額するため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第64号について、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(大川末長君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時58分 休憩

午後2時59分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第64号水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第48号から議第64号まで議案17件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時0分 散会

平成25年6月19日

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成25年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成25年6月19日（水曜日）

午前10時10分 開議

午後0時20分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（田上和俊君）
総務企画部長	（本山祐二君）	福祉環境部長	（宮森守男君）
産業建設部長	（門崎博幸君）	総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）
福祉環境部次長	（松本幹雄君）	産業建設部次長	（遠山俊寛君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（葦浦博幸君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部総務課長	（本田真一君）
総務企画部企画課長	（川野恵治君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第5号

平成25年6月19日 午前10時開議

- 第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について
 専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について
 専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について
 専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第5 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について
- 第16 議第63号 公有財産の処分について
- 第17 議第64号 水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年12月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について
- 1 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第19 意見第1号 ホテル・旅館等建築物の耐震化促進に関する意見書について

第20 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時10分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第5 議第52号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第55号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第57号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第58号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第59号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第60号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第61号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第62号 工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第16 議第63号 公有財産の処分について
- 日程第17 議第64号 水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第1、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第64号水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてまで、17件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 瀧上道昭議員。

（総務産業委員長 瀧上道昭君登壇）

○総務産業委員長（瀧上道昭君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第48号平成24年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うため、予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

補正の内容は、起債発行限度額の範囲内で地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うものである。

財源は、第21款市債をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第49号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税の賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の主な内容は、個人住宅税の住宅借入金等特別控除の特例の延長・拡充、固定資産税において耐震改修を行った住宅に係る減額措置の拡充、延滞金の見直し等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、通行障害既存耐震不適格建築物の内容についてただしたのに対し、通行障害既存耐震不適格建築物とは、都道府県または市町村が定める耐震改修促進計画に定められた重要な避難路に接していて、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがある建築物をいうものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第50号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の内容は、後期高齢者医療保険制度施行時に定められた軽減判定の特例の恒久化、世帯別平等割額算定における負担軽減措置の延長等であるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第51号平成24年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行っている。

財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第21款市債をもって調整している。

このほか繰越明許費の補正として、地域経済活性化・雇用創出基金積立金を追加している。

なお、地方債の補正として、公共事業等（水産基盤事業）を廃止し、過疎対策事業外9件の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、湯堂・茂道漁港の工事の内容についてただしたのに対し、2つの漁港について、工事ではなく長寿命化計画の診断業務委託を行うものであるとの説明を受けました。

また、県道路整備事業、急傾斜地崩壊対策事業及び公共土木施設災害復旧工事の主な施工場所についてただしたのに対し、県道路整備事業については、水俣田浦線の大迫地区、人吉水俣線の

古里地区など、急傾斜地崩壊対策事業については、梅戸町2丁目、公共土木施設災害復旧工事については、初野地区など河川11件、茂道地区など道路10件であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第52号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、当該法律に基づいて派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できるようにするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この手当が支給されるのはどのような場合か、また金額の基準についてただしたのに対し、国または他の地方公共団体から本市に派遣された職員に対し手当を支給するものである。また手当については、本市の条例に規定する災害派遣手当を適用するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、白浜団地4号棟の建設による住宅供給開始に伴う所要の整備等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市都市公園の円滑な管理運営を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市公園の適正な管理運営を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金、第6款商工費に、地場企業支援事業、第7款土木費に、市内一円市道維持報酬

費、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金などを計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

なお、継続費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業の年割額等の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、財政調整基金の総額についてただしたのに対し、平成24年度末で18億2,900万円ほど、今回の補正を行った時点で14億7,000万円ほどと見込まれるとの答弁がありました。

また、私道災害復旧工事の補助について、人工的に手を加えたところへ災害が起きた場合にも補助ができるのかとただしたのに対し、複数の世帯が日常的に使っている公共性の高い私道であれば、宅地開発で作られたもの、自然道等の区別は規定していないとの答弁がありました。

本案については、第6款商工費第2項総合経済対策費に計上された誘致企業立地促進補助金について、対象企業と市との間で交わされた古紙リサイクルに関する覚書が公平、公正、透明性を欠くものであり多くの市民に不信感を抱かせたが、1カ月の市長の減給を行っただけで、市民への説明もなされておらず、信用と信頼を取り戻すには至っていない。今の段階で認めることはチェック機能としての市議会の信用を失墜させることになりかねないとして、委員の中から誘致企業立地促進補助金2,500万円を削除する予算の修正案が出されましたので、修正案についての質疑、討論を行いました。

本修正案については、覚書も既に破棄され、条例の要件を満たし、補助金の交付を妨げるものはない状況で予算を認めないことは、今後の企業誘致に大きな影響があり反対であるという意見と、市民や議会に対する説明も十分されておらず、公正、透明でない段階で補助金の予算を認めることはできないという意見がありましたので、採決の結果、賛成少数で修正案は否決すべきものと決定しました。

次に、修正案が否決されたことに伴い、原案について採決の結果、賛成多数で議第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ681万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億7,552万8,000円とするものである。

補正の内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものであり、財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度水俣市水道事業会計予算第3号に定める収益的支出の額を1,132万9,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億3,075万8,000円とし、第4条に定める資本的支出の額を134万5,000円増額して、補正後の資本的支出の額を6億101万2,000円とするものである。

補正の内容は、職員の人事異動に伴う人件費の調整を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

本案は、水俣市浜雨水ポンプ場建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものである。

本協定については、平成25年5月22日付で日本下水道事業団と随意契約により、協定金額5億6,400万円で仮協定を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の浜雨水ポンプ場の工事の内容についてただしたのに対し、建設から33年を経過し、交換部品のない状況であるため、ディーゼルエンジンの減速機、空気圧縮機の更新工事及び電気設備の改築工事を行うものであるとの答弁がありました。

また、浜のほか、白浜、牧ノ内、丸島があるが、これらの今後の改修予定についてただしたのに対し、今後は、白浜雨水ポンプ場が平成27～28、牧ノ内ポンプ場が平成29～30、丸島ポンプ場が平成31～32と段階的に改修を行っていくことになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号公有財産の処分について申し上げます。

本案は、土地を国土交通省が施行する一般国道3号南九州西回り自動車道芦北出水道路用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものである。

本件については、平成25年5月20日に国土交通省と土地売却額1億1,710万4,475円で協議を完了しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の土地の単価は妥当な金額であるかとただしたのに対し、今回の単価は固定資産評価の際の単価及び警察署の用地を売却した際に鑑定評価を行った単価に地価下落率を乗じた単価を参考に判断しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第64号水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与を減額するため、本案のように制定しようとするものである。

主な内容は、給料減額について職務の級の区分に応じ、2級以下を100分の2.06、3級から6級までを100分の3.35、7級以上を100分の4.21減額しようとするもので、期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ラスパイレス指数について、現在国が減額している状況であるが、これがもとの状況ならばどのくらいの数値になるのかとただしたのに対し、国のもとの数値と比べれば、95.5であるとの答弁がありました。

また、今回の特例措置は来年3月末までとされているが、期末勤勉手当についてもかかわってくるのかとただしたのに対し、今回の条例改正は給料について減額措置を行うが、期末勤勉手当の減額を行わないものであるとの答弁がありました。

本案については、公務員の給与については、人事院勧告に基づいて決定されるのだが、今回の場合は国家公務員の給与が減額されたことに倣って、地方公務員も減額を求められている。地方に任せるべきものを地方交付税の減額という形で全国一律に減額を求めるところに最大の問題点があるとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第48号平成24年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し、地方債発行予定事業に起債額の調整を行うため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、起債発行限度額の範囲内で、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行っており、その財源として、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小学校施設整備事業についてただしたのに対し、平成24年度に水東小学校の耐震化事業を実施したが、事業費の追加分であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第51号平成24年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行っている。

その財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、エコ住宅建築促進総合支援事業補助金についての推進状況についてただしたのに対し、エコ住宅については浸透してきたが、当初予算において22軒分、1軒当たり50坪での予算計上をしていたが、結果としては1軒当たり平均33坪であったため、差額分の執行残となったとの答弁がありました。また、今後は適切な積算基礎を検証していくとの答弁がありました。

また、太陽光発電設備設置工事の減額についてただしたのに対し、入札による契約額の減額であるとの答弁がありました。

また、契約額の減額分の詳細についてただしたのに対し、久木野小学校、緑東中学校分の減額であるとの答弁がありました。

また、太陽光発電設備設置を行っていない学校についてただしたのに対し、水東小学校と葛渡小学校の2校であり、今年度の設置予定との答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、予防接種事業、第9款教育費に、文化会館管理運営費等を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金及び第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業についてただしたのに対し、小児慢性特定疾患児童に対し日常生活用具が必要である児童に支給する事業であり、芦北圏域では小児慢性特定疾患の対象児童42人のうち、水俣市では2人が用具給付を受けているとの答弁がありました。

また、予防費の予防接種救済給付金の詳細についてただしたのに対し、平成23年に予防接種が原因で副反応を発症した乳児に対し、遡及分を含めて給付する予算であるとの答弁がありました。

また、予防接種の過誤が立て続けに4件発生したことについて、行政から医療機関に対し指導

や改善策についてただしたのに対し、母子手帳記載欄の予防接種受診履歴の確認とチェックリスト確認の徹底、医療機関職員全員を対象とした専門家による研修会の実施等、これまでの取り組みに加えて今後発生しないよう対策を行っていくとの答弁がありました。

また、水銀条約外交会議に向けた水俣市の情報発信や取り組みの現状についてただしたのに対し、県、水俣芦北部会、水俣病資料館でパンフレット等作成しており、でき上がった物から順次発信していくとともに、事前の外国人プレスツアーやオプションツアー等の計画、当日の昼食、夕食について飲食業組合等との協力を得て、プランを作成中であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ354万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億7,619万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において人事異動等に伴う人件費を減額している。

これらの財源としては、第9款繰入金を減額しているものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,355万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、人事異動に伴う人件費を減額している。

この財源としては、第3款繰入金を減額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第59号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ78万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億6,993万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、人事異動等に伴う人件費を増額している。

これらの財源としては、第7款繰入金を増額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年6月14日

総務産業常任委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	承認	全員賛成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第10号)付託分	承認	全員賛成
議第52号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第53号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第54号	水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第55号	水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第56号	平成25年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	賛成多数
議第60号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第61号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第62号	工事委託に関する基本協定の締結について	原案可決	全員賛成
議第63号	公有財産の処分について	原案可決	全員賛成
議第64号	水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	原案可決	賛成多数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年6月14日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	承認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第10号)付託分	承認	全員賛成
議第56号	平成25年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成
議第57号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第58号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第59号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号の修正案を提出したいので、休憩を求めます。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ただいま江口隆一議員から休憩を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

したがって休憩を求める動議を議題として採決します。

この採決は起立により行います。

本動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって本動議は可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号に対して江口隆一議員外7人から修正の動議が提出されました。

議第56号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び水俣市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成25年6月19日

提出者議員	江 口 隆 一
”	谷 口 明 弘
”	田 口 憲 雄
”	高 岡 利 治

” 塩 崎 信 介
 ” 牧 下 恭 之
 ” 淵 上 道 昭
 ” 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

(提案理由)

市政運営に当たっては、公平、公正かつ透明性を確保することが大切であり、市民の合意と納得が得られるよう最善の手立てをとらなければならない。

しかるに今議会に予算が計上提出されている誘致企業立地促進補助金については、不審点、問題点が多く、到底市民の合意が得られているとは思えず、もしこのまま強行されれば、市政に混乱をもたらすことが懸念されることから、削除するため、この修正案を提出するものである。

(別紙)

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）修正案

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）を下記のとおり修正する。

第1条中「376,203千円」を「351,203千円」に、「14,228,078千円」を「14,203,078千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金		623,104	174,978 199,978	798,082 823,082
	1 基 金 繰 入 金	623,104	174,978 199,978	798,082 823,082
歳 入 合 計		13,851,875	351,203 376,203	14,203,078 14,228,078

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 商 工 費		410,682	60,937 85,937	471,619 496,619
	2 総 合 経 済 対 策 費	240,974	55,423 80,423	296,397 321,397
歳 出 合 計		13,851,875	351,203 376,203	14,203,078 14,228,078

(参考)

平成25年度水俣市一般会計歳入歳出補正（第2号）予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金	623,104	174,978 199,978	798,082 823,082
歳 入 合 計	13,851,875	351,203 376,203	14,203,078 14,228,078

(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	修正後の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	410,682	60,937 85,937	471,619 496,619	6,356		576	54,005 79,005
歳出合計	13,851,875	351,203 376,203	14,203,078 14,228,078	6,476	83,400	86,925	174,402 199,402

2. 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	487,653	174,402 199,402	662,055 687,055	1 財政調整基金繰入金	174,402 199,402	財政調整基金繰入金 174,402 199,402
計	623,104	174,978 199,978	798,082 823,082			

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費	240,974	55,423 80,423	296,397 321,397				55,423 80,423	19負担金、補助及び交付金	50,000 75,000	誘致企業立地促進補助金 0 25,000
計	240,974	55,423 80,423	296,397 321,397				55,423 80,423			

○議長（大川末長君） この際、提出者の説明を求めます。

提出者代表江口隆一議員。

(江口隆一君登壇)

○江口隆一君 市政運営に当たっては、公平、公正かつ透明性を確保することが大切であり、市民の合意と納得が得られるよう最善の手立てをとらなければなりません。

しかるに、今議会に予算が計上、提出されている誘致企業立地促進補助金については、不審点、問題点が多く、到底市民の合意が得られているとは思えず、もしこのまま強行されれば、市政に混乱をもたらすことが懸念されることから、削除するため、この修正案を提出するものであります。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑に入ります。

修正案について質疑はありませんか。

(「議長」「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 修正案が提案されまして、提案理由として誘致企業立地促進補助金については、不審点、問題点が多い、市政に混乱をもたらすと言われましたけれども、これについて具体的にどうということなのか教えていただきたいと思います。

○議長(大川末長君) 江口隆一議員。

○江口隆一君 多くの市民から私のほうに大変不透明だということ、それと覚書等のことがありまして、やはり不公平ではないかというふうな多くの意見が寄せられておりまして、そういう面で不審点、問題点が多いというふうに思っております。

以上です。

○議長(大川末長君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今言われる不審点、問題点とは、いろんな一般質問の中で議論をし、執行部としては適切に答えているというふうに私は理解してます。

そういう中で、委員会にも同じような提案があっているわけですがけれども、委員会では慎重審査をして、賛成少数で否決をしたと、さきほどの委員長報告であったわけですがけれども、この委員会審査をどのように考えて、そして再提出されたのか。ある意味では委員会の軽視につながるおそれもありますので、そこら付近についてお尋ねをしたい。

○議長(大川末長君) 江口隆一議員。

○江口隆一君 委員会の採決というのは重く受けとめておりますが、当然議員としては修正案を提出する権利もございますので、私は自分の信念に従って提出させていただきました。それについては別に答える意味はないと思っております。

○議長(大川末長君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 一昨年12月に第1回目の否決をされてから、執行部では随意契約の見直し、覚書の白紙撤回、行政の説明、議会説明、市長謝罪、市長給与の減額等々、ありとあらゆる対策をとって、何とか認めてほしいという努力をされてきたというふうに思いますけれども、この努力について何が不足してるのか、どう評価してるのか、そこら付近についてお尋ねしたい。

○議長(大川末長君) 江口隆一議員。

○江口隆一君 努力を全く認めてないということはありませんで、市民に対しての説明責任が足りないという観点から今回の修正案を提出させていただいております。

○議長(大川末長君) ほかにありませんか。

野中重男議員。

○野中重男君 修正案提出者にお尋ねしたいと思います。

今回の補助金は、今、御説明あったように誘致企業立地促進補助金という条例に基づいた補助金を出そうという中身ですけれども、この市長提案のものは企業立地条例に違反してると、企業立地条例どおりになってないという判断なんでしょうか。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 我々市議会というのは、住民の立場から執行機関を監視する立場でもございます。そういう意味で、例えば条例に従っているからといって、すべて賛成しなければならないということについての考え方は私はおかしいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 議員がそれぞれの信条に基づいて賛否を態度表明するのは当然のことだというふうに思っております。

私がお尋ねしてるのは、この2,500万円の補助金というのは、企業立地条例、その補助金に合致してるんですか、合致してないんですかということをお尋ねしてます。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 大変申し訳ありませんけれども、合致してるか、してないかということについては、私ども詳細に調べておりません。と、申し上げますのも、当初からこの補助金につきましては、反対の立場をとってきておりますので、申し訳ありませんけれども、調べておりません。

ただ、何遍も申し上げますけれども、議会というのは憲法上の機関であり、自治体の最高意思決定機関として独立性と自主性を持っているということを忘れてはならないと私は思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今の回答をお尋ねしますと、結局、企業立地条例に反してるかどうかについては判断されないということですから、合致してないというふうにおっしゃってるわけではないと私は思いますけれども、そのとおりの解釈でいいのでしょうか。

それから、この条例は最近つくられた条例ではなくて、すでに7、8年前につくられた条例に基づいて、今の市政をあずかっている市長において条例のように執行しようというふうなものだと思っておりますけれども、それはそういう解釈でいいですか。

○議長（大川末長君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 合致してる、してないということは先ほども言いましたとおり、そこまでいくまでに我々は大変不信感を持っておりましたので、合致してるという受け止められ方は適切ではない

のではないかというふうに思います。

ただ、何遍も申し上げますけれども、公平、公正、公明と、それと透明性について多くの市民が不信感を持ってるということで修正案を提出しましたということ、どうかお忘れいただきませんよう、再度申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（大川末長君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

江口隆一議員及び塩崎信介議員から議第56号について、野中重男議員から議第64号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは申し述べさせていただきます。

繰り返しの点もありますけれども、どうか御了承ください。

本来、水俣市民の誰に対しても公平、公正、公明であるべきはずの行政が、特定の一事業者に対し便宜を図るような行為は、当然許されない行為であります。

もともとこの誘致企業立地促進補助金の支出根拠は、市民、議会のあずかり知らぬところで秘密裏に進められてきた覚書がもととなっており、覚書を白紙に戻したからといって市民の疑念を晴らしたことにはなりません。

進出協定調印後のほごは、信用、信頼を失うとおっしゃられておりますが、7年前のABSエコウッドの進出協定調印後に宮本市長御自身がこの協定書をほごにされています。これは独立した議会の不採択とは全く意味合いが違い、これこそが行政の継続性、一貫性を損なうもので、大きく信用を失墜する行為であります。

以前、この補助金を削除する修正可決にしたときには、緊急記者会見を開かれ、このような行為は企業誘致にマイナスになると述べられ、水俣に不利になる可能性が高い情報を大々的に流されました。記者会見の理由として、何でも市民に公表し、伝えなければならないとおっしゃられておりましたが、今回の問題では記者会見も開いておられないばかりか、市報でも公表されておられず、多くの市民に不信感を与えたこの問題については、説明責任を果たしているとは言えず、この行為についても矛盾しています。

企業が要望すれば覚書を結ぶような親密な関係にある企業に対し、今の段階で補助金をつけることは、市民の理解を得られる状況にはありません。

また、否決されたにもかかわらず何度も市議会に提案される姿勢は、市民、議会を軽んじ、企業側に重きを置いているともとられかねない行為であり、市民の不安を大きく助長することにつながっています。中には、条例、法令を遵守しているので問題ないというお話もありますが、もとなつた覚書に対し、正式な回答は弁護士からは得られてもおらず、その点も明確に証明されていません。

そもそも議会は憲法上の機関であり、自治体の最高意思決定機関として独立性と自主性を有しており、法令を守っていれば認めなければいけないとは、議会の権利を放棄するだけでなく、お選びいただいた有権者に対する裏切りに値する考えです。

何度も申し上げますが、多くの市民の知る権利を守り、行政並びに議会が公平、公正、公明を確保し、市民の信頼を得るためにも、どうか説明責任を果たし、潔白を証明することが必要であるということを御認識いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、塩崎信介議員。

○塩崎信介君 議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号について反対の立場で討論を行います。なお、修正案については、賛成の立場で討論を行いますので御了承願います。

この補正予算の中に計上されています誘致企業立地促進補助金2,500万円が、不適切な補助金であることを、これから説明させていただきます。

この補助金は田中商店への補助金であり、過去のこの議会において2回も否決されたにもかかわらず、再度計上されたことは議会軽視以外の何物でもありません。通常は1回否決された議案は再提出はしないのが恒例であると思いますが、3回も出さなければならない大きな理由がありそうな疑惑が浮かぶだけで、議員として理解に苦しみます。

私も今回の一般質問において、再度この件について質問をさせていただきましたが、納得できる答弁は全くありませんでした。

まず1つは、覚書締結前に他事業者への説明責任を果たさなかったことです。古紙リサイクル事業は、以前から田中商店を含めて五～六社の事業者がいて、価格指定入札制度により事業を行っており、プレス機についても田中商店以外の他事業者も持っていることは知ってはいたが、最初から田中商店以外の他事業者に説明する考えはなかったかと思われます。

2つ目は、覚書（契約）についての認識がなかったことです。公明正大であるべき行政が、一民間企業と覚書を結ぶという事は、利益供与以外には考えられません。江口議員の一般質問に対する答弁の中で、担保が欲しいと田中商店から言われたので覚書を締結したと発言がありましたが、この担保自体が利益供与に当たることは明確な事実であります。

3つ目は、謝れば済むという執行部の責任に対する考えが甘かったことです。市役所は市民の

役に立つ所、行政は市民の役に立つことが当たり前であり、執行部は市民に対して不都合が起こらないようチェック機能の役割があるにもかかわらず、今回のような間違いを執行部自身が犯してしまったこと、また、その間違いを自覚していないことです。謝って済むなら警察は要らない。

4つ目は、田中商店が白紙に戻したことに對する納得できる説明がなかったことです。一般的な契約書締結が破棄される前提としては、損害賠償金が発生してきます。今回は、田中商店より白紙に戻す前提での損害賠償金の話はなく、なぜなのか疑問視するのは私だけでしょうか。

そして最後に、一番大きな水俣市民との信頼関係が失われたにもかかわらず、再度予算計上したことは、市民に対して裏切り行為であります。

よって、この誘致企業立地促進補助金は不適切であることを理由に反対いたします。

これで、私の反対討論を終了します。

○議長（大川末長君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

議第64号について反対討論を行います。

議第64号というのは、水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

今回の公務員給与の減額は、市長の提案になっていますが、そもそもこのような案を提出しなければならないように追い込んだのは、地方交付税の減額措置がその原因であります。

そして、これを地方への要請と言いながら、政府は公務員給与を減額したか否かを監視し、減額しなかった自治体は裕福な自治体として扱うとしています。

昨年の総選挙前に成立したこの法律は給与の減額の理由として、東日本大震災復興支援のために財源を生み出すというものであります。被災地に多くの財源を交付するというのは当然であります。公務員の給与を減額する一方で、上場株式等の配当への減税、譲渡所得への損益通算の特例を広げるなど、資産家への優遇策を同時に拡大しています。

税金の中で最も大きな税収である所得税や法人税は国税です。だからこそ、地方自治体から基準財政需要額を総務省に提出させ、それに見合っただけで地方への交付税が支給される仕組みがつけられてきました。地方交付税は地方の固有の財源であり、国が責任を持って確保すべきものです。

地方公務員給与の減額を、交付税の減額で強制するというのは前代未聞であり、こんなことは許されません。

このような国の政策について、知事会、県議会議長会、市長会、市議会議長会、町村長会、町村議会議長会は、そろって反対いたしました。

一方、地方公務員の給与は、国より高いという話があります。しかし、ラスパイレス指数においても高くはありません。

また、中には民間と比較したら高いという話があるかもしれませんが、日本全体を見た

場合、巨大企業は260兆円の内部留保を持っていながら、それが賃金に振り向けられていないことが問題だと思います。民間の給与が低いのを公務員と比較して、公務員の給与は高いというのは、果てしない低賃金の連鎖をつくり出していくことになるのではないのでしょうか。

政府がまとめた2011年の労働白書は、賃金抑制が消費と国内需要の減少へとつながり、景気の後退を述べています。政府自身がこのように述べている中で、このような公務員給与の削減は地方経済だけでなく、全体の実態経済を疲弊させ、回復を遅らせることになると思います。

よって、この条例制定には反対であります。

以上。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

川上紗智子議員に許します。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子です。

私は、議第56号の修正案に対して反対の立場から討論をいたします。

地域経済の活性化、雇用の確保は、水俣市にとってとても重要な課題です。そのための解決策の1つとして、企業誘致はまた大きな問題だと思います。本会議でも、毎回の議会の一般質問で取り上げられないことがないぐらい、議員にとっても最大の関心事だったと思います。市民の願い、そして執行部、議会の共通の問題意識の中で、水俣市誘致企業立地促進補助金の交付のための要綱が、さきに制定をされたというふうに思います。

今回の件において、議会において、幾つかの執行部の不手際などの問題が指摘をされましたが、その1つである古紙リサイクルに関する覚書については、議会の指摘を受けとめ、市長の減給、またほかの業者への市からの説明も行われました。そして当該業者のほうから覚書の撤回をされました。

要綱にのっとして補助金が交付されることは、雇用を創出し、経済活性化につながっていくと私は思います。

さまざまな議会からの率直な指摘を真正面から受けとめ、是正をされてきた。そしてまた要綱にのっとして今度の予算が提案をされています。

水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づいて予算化をされた今回の補助金の交付は、当然行われるべきものであり、それを削減するという修正案に対しては、反対をいたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号修正案に対して、賛成の立場で討論いたします。

誘致企業立地促進補助金に関して、執行部はこれまで、市内業者に入札方式により売り渡していた古紙類を、同業他社に事前の説明なく、田中商店と古紙売却の随意契約の覚書を交わされ、売り渡すこととし、それにより田中商店は古紙の中間処理工場を新設し、これを水俣市は誘致企業として認め、上記補助金を得ようとするものであるが、この時点で執行部は市内の処理業者の中には、プレス機を有している業者が1社もないとの認識であった。

今回新設する田中商店のみが、そのプレス機を有することで、今まで市内業者ができなかった中間処理ができることで、誘致企業と認めようというものである。

しかし、すでに市内業者の中に6社中2社がプレス機を設置しており、中間処理は十分行えるものであった。執行部は十分な現地調査も行わず、余りにも軽率な対処である。

このようなことから、執行部は当初から田中商店への補助金ありきで進めてきたとの疑義が、市内業者や議員の中に持たれている。

現在、白紙に戻した段階でも、その事実による市内業者に与えた執行部への疑いは、完全に払拭されるには至っていない。現に、さきの一般質問でも、業者から補助金の給付については納得できないとの声が上がったとの答弁があったが、市内業者の中にそういった声がある中で、我々議員としては、この補助金供与について、私の立場では、現時点では、修正に対して賛成の立場であるということを表明せざるを得ないということが、私の現在の立場でございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号修正案について、反対の立場で討論をいたします。

今、日本におきましては、長いデフレ脱却、景気回復のために、今の政権、安倍政権は金融緩和、財政出動、成長戦略のいわゆる3本の矢の名のもと、成長なくして財政再建なし、農業の6次産業化支援、菓のネット販売などの規制緩和、秋には企業の投資減税を予定するなど民間投資を喚起する成長戦略の政策を行い、日本の景気回復に力を入れているところでございます。

国が民間の支援を手厚くしているときに、水俣市議会は真逆のことを行っているのではないのでしょうか。

誘致企業立地促進補助金は、水俣に投資が向くように、雇用が生まれるようにつくられた企業支援の要綱であります。

1年以上前、平成23年9月26日には水俣市と田中商店との立地協定を、当時の議長立ち会いのもとで調印され、新聞報道もなされました。

今回で3回目であります本予算を、議会が市と企業の約束をほごにし、立地企業に対し、はしごを外す、このようなことがありましたら、水俣市も水俣市議会も、世間から、そして進出を考

えている企業からの信用、信頼は失墜をしてしまうのではないのでしょうか。

公正、公平ではないではないかという意見の当初批判がありました随意契約については、田中商店から覚書の撤回もなされました。地場企業との不公平感をなくすように、昨年8月には地元業者にも有利になるように地場企業新産業・雇用創出促進補助金も設けました。

また、市長以下、関連するほかの古紙リサイクル業者にも、その都度説明をして回り、また市長の謝罪、減給等も行っているところでございます。

そして、1回目とは異なる環境を整備した上で、今回新たなポジションで予算措置されたわけでございます。

ここまで来ているものを、水俣市議会が今回も補助金を出さないということになれば、私が一番心配する、本当に企業から水俣市はそっぽを向かれ、水俣市は当てにならない、企業が目を向けなくなるのではないかというふうに思っております。

そうなることが水俣市民に利益があるのでしょうか。

我々議員は、市民の負託を受けて議会に出ているわけであります。市民の利益になるか、責任を持って当たるのが、一番大事だというふうに思っております。

人の意見、考えは、そのときの状況に応じて変わるのは当然であります。前回否決された総務産業委員会では、委員は異なりますが、今回は委員会は可決をされました。考えが変わった議員もいらっしゃるというふうに聞いております。

そういった予算をこのような動議を提出されて、修正案を本会議で可決し、補助金を出さないということがあっていいのでしょうか。

今回の予定していた補助金を出さずに、もし対象企業が事業の縮小、廃止、また不測の事態になったとき、雇用どころか失業者まで出るのではないのでしょうか。

今回の予算原案には、新たにつくった地場企業新産業・雇用創出促進補助金5,000万円が、河村電器の予算が計上されています。

田中商店、河村電器、両社とも要綱に沿って雇用、投資をする企業であります。そういった正当な手続をとって補助金申請した企業に対し、議会がこの企業は大丈夫、この企業はだめ、そういった判断をした場合、最終的に不利益をこうむるのは水俣市民というふうに感じております。

ぜひ、各議員の方々、会派、いろいろな御意見もあるでしょうが、是々非々で物事に対処していただき、修正案を否決し、原案のもと、誘致企業立地促進補助金がスムーズに執行され、今後水俣市に企業の投資が向くように望んでいることをお伝えいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無限21議員団の谷口眞次でございます。

私は、議第56号平成25年度一般会計補正予算第2号の減額修正に対し、反対の立場で討論いた

します。

この修正案は先日14日の総務産業委員会に提出され、賛成少数で否決されたものを再度提出されています。水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づき、榎田中商店に対する補助金2,500万円を削除しようとするものであります。

ガラス瓶のリユース事業などを手がける同社は、平成23年12月より産業団地内に専用工場を設け、これまで焼却されていた酒パックなどの古紙類をプレスし、製紙工場に送り、トイレットペーパー等に生まれ変わる古紙リサイクルの取り組みを手がけるとして、平成23年9月に議長立ち会いのもと市長と田中社長との間に立地協定が調印されました。

その後、申請に基づき、平成23年12月議会と平成24年3月議会にこの予算が提案されたものの、2回とも賛成少数で否決されております。

否決のたびにさまざまな意見が、そして議論がなされてきました。1つ目は、地元同業者の理解が得られていない。2つ目には、地元企業にも同じような補助金制度をつくり、同業者も事業の準備ができるまで、古紙リサイクル事業を1年間ほど延ばしてほしい。3つ目には、随意契約や覚書は、一企業に偏り、不平等であり、市民が納得していないなどでありました。

これらの問題解決に向けて、市執行部も真摯に受けとめ、最大限の努力を重ねてこられました。

今議会の一般質問でも、随意契約や覚書についての答弁でもはっきりとおわかりのように、法的に問題がないことは明白であります。疑問や不審な点も、はっきりと答弁がなされております。

また、契約書と覚書は内容の補足や確認のため、セットで行うのが一般的な手法ではないでしょうか。

確かに、地元同業者にしてみれば、業績にも影響があり、厳しい状況は理解をいたします。同業者に対し配慮が足りず、混乱を招いたことは深く反省をされ、市長は謝罪と減給をされました。

また、覚書についても同社より白紙撤回がされ、これまで同様の入札に変わっています。

昨年8月には、地場企業新産業・雇用創出促進補助金制度も設置され、地場企業と誘致企業の不公平差をなくしています。

今年は河村電器産業㈱にも、この補助金を活用していただき、新産業の増設に伴い、5,000万円の補助金を今補正予算に謙讓してございます。

ほかにも、湯の児海と夕やけも誘致企業立地促進補助金を活用され、水俣の雇用と観光振興に大きな貢献がなされております。

水俣の雇用、産業の活性化のため設置されたこのような補助金を有効に活用され、お互いに切磋琢磨しながら企業努力と、そして市の支援策が相まって、地元企業の発展につながっていくのではないのでしょうか。

水俣の発展、雇用創出を願って制定された本要綱にのっとった施策に対し、何ひとつ反してい

ないのにもかかわらず、それぞれの思いや感情だけで否決するようなことなど、決してあってはならないことだと思います。

市と調印し、市を信用し、設備投資をされ、5人の雇用もされて、すでに操業を開始されている同社は、それこそ死活問題であります。

三度否決されますと、ほかの企業には出して、この企業には出さないとなるとなせなると、水俣市はもちろん、田中商店に対しても疑惑が持たれることになり、世間体や会社の信用まで失われることになりかねません。

今後、水俣市は、市議会は、水俣に進出しようと考えておられる企業に対し、信用されるでしょうか。条件は満たしているにもかかわらず、水俣市の補助金は出ないとのふれ込みで、汚点がつき、不信感を与えます。企業進出に二の足を踏まれることは必至であります。

雇用の場の確保は、全市民の願いであります。市民が納得できる、良識のある判断をお願いし、この減額修正案に対しての反対討論を終わります。

○議長（大川末長君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第48号専決処分の報告及び承認についてから、議第51号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本4件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第52号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第55号水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第56号平成25年度水俣市一般会計補正予算第2号に対する江口隆一議員外7人から提出された修正案について採決します。

本修正案については、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第57号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号から、議第63号公有財産の処分についてまで7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第64号水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について
- 1 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年6月14日

総務産業常任委員長 瀧 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	慎重審査を要するため

陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年6月14日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について	慎重審査を要するため
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年6月13日

議会運営委員長 福田 齊

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第19 意見第1号 ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書について

○議長（大川末長君） 日程第19、意見第1号ホテル・旅館等建築物の耐震化に関する意見書についてを議題とします。

意見第1号

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年6月19日

提出者

水俣市議会議長 大川 末長 様

(別紙)

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっています。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要があります。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5,000平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつありますが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要であります。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところでありますが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠であります。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要であります。

よって、国は、温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月19日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様
観光庁長官 井手 憲文 様
衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 平田 健二 様

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

意見第1号について、提出者代表議会運営委員長福田斉議員。

（議会運営委員長 福田斉君登壇）

○議会運営委員長（福田 斉君） 意見第1号ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書について、提出者を代表し、案文の朗読をもって提案理由の説明といたします。

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっています。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要があります。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、今国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5,000平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつありますが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要であります。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところでありますが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠であります。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要であります。

よって、国は、温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月19日

水 俣 市 議 会

以上、全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、議会運営委員長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第1号ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第20 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長(大川末長君) 日程第20、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る5月31日付で真野頼隆議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員を辞職され、欠員となったため、同組合代表理事から、同組合議会議員1人を選出するよう要請がっております。

これから水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、大川末長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました大川末長を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって大川末長が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました大川末長に対し、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成25年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 旧議長 真野 頼 隆

新議長 大川 末 長

旧副議長 福田 齊

署名議員 塩崎 信 介

署名議員 湊上 道 昭

平成25年6月第2回水俣市議会定例会（5月31日～6月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	5月31日	各 委	6月19日 承認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	5月31日	総務産業	6月19日 承認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5月31日	総務産業	6月19日 承認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	5月31日	各 委	6月19日 承認	
議第52号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第53号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第54号	水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第55号	水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第56号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	5月31日	各 委	6月19日 修正可決	
議第57号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5月31日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第58号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5月31日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第59号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	5月31日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第60号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第61号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第62号	工事委託に関する基本協定の締結について	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第63号	公有財産の処分について	5月31日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第64号	水俣市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	6月13日	総務産業	6月19日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書について	6月19日	省 略	6月19日 原案可決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
議長の選挙について	5月31日	大川末長	投 票
副議長の選挙について	5月31日	高岡利治	投 票
水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	6月19日	大川末長	指名推選

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員及び議会運営委員の選任について	5月31日	(別紙のとおり)
高速交通対策特別委員の補欠選任について	6月13日	(別紙のとおり)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	専決処分の報告について	5月31日
報告第3号	繰越明許費の報告について	5月31日
報告第4号	繰越明許費の報告について	5月31日
報告第5号	事故繰越しの報告について	5月31日
報告第6号	予算の繰越しの報告について	5月31日
報告第7号	予算の繰越しの報告について	5月31日
報告第8号	株式会社みなまたの経営状況報告について	5月31日
報告第9号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	5月31日
報告第10号	財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	5月31日
報告第11号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況の報告について	6月13日
報告第12号	専決処分の報告について	6月19日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月19日	総務産業	6月19日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月19日	厚生文教	6月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月19日	議会運営	6月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	熊本市中央区 神水1-30-7 國宗直	厚生文教	5月31日	6月19日 継続審査
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田好二	総務産業	6月13日	6月19日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	水俣市久木野 621 寒川忠行	厚生文教	2月25日	6月19日 継続審査
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形隆一	総務産業	平成23年 12月8日	6月19日 継続審査

(参考)

水俣市議会構成一覧表

議長	大川末長	平成25年5月31日当選
副議長	高岡利治	平成25年5月31日当選
監査委員	牧下恭之	平成23年5月18日選任

常任委員会

(平成25年5月31日選任)

委員会名	正副委員長	委員		
総務産業 定数8人	(正) 渕上道昭	大川末長	中村幸治	谷口眞次
	(副) 谷口明弘	江口隆一	福田 齊	野中重男
厚生文教 定数8人	(正) 塩崎信介	高岡利治	川上紗智子	真野頼隆
	(副) 田口憲雄	西田弘志	牧下恭之	緒方誠也

議会運営委員会 (定数9人)

(平成25年5月31日選任)

正副委員長	委員		
(正) 福田 齊	谷口明弘	真野頼隆	野中重男
(副) 江口隆一	中村幸治	緒方誠也	

特別委員会

(平成23年5月18日設置・選任・平成25年6月13日一部変更)

委員会名	正副委員長	委員		
公害環境 定数8人	(正) 渕上道昭	谷口明弘	塩崎信介	緒方誠也
	(副) 中村幸治	田口憲雄	牧下恭之	野中重男
高速交通 定数7人	(正) 西田弘志	高岡利治	福田 齊	谷口眞次
	(副) 江口隆一	川上紗智子	真野頼隆	

※太字は補欠選任